

始



128



334



伊紀

南

牟

婁

郡

誌

下

卷

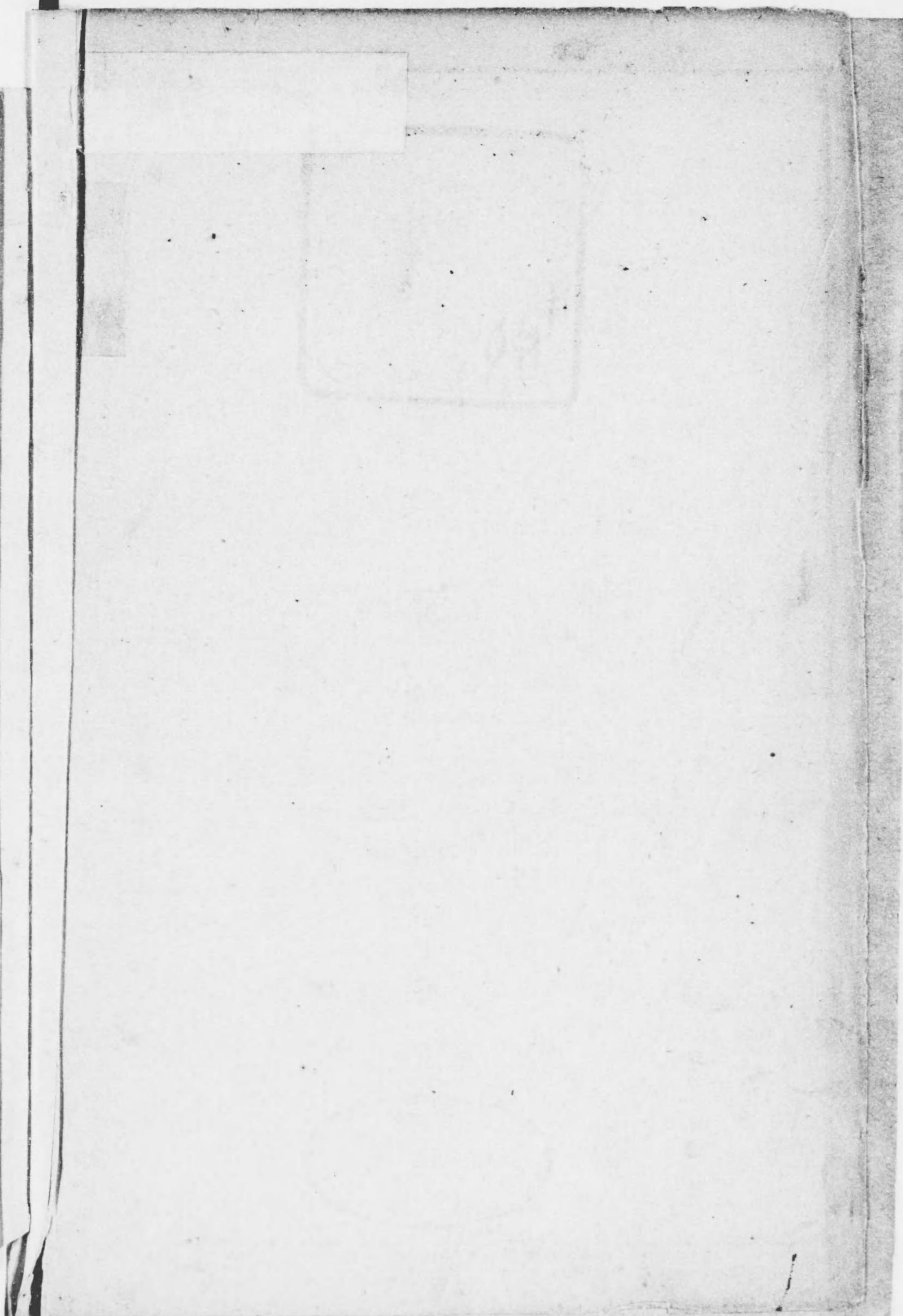
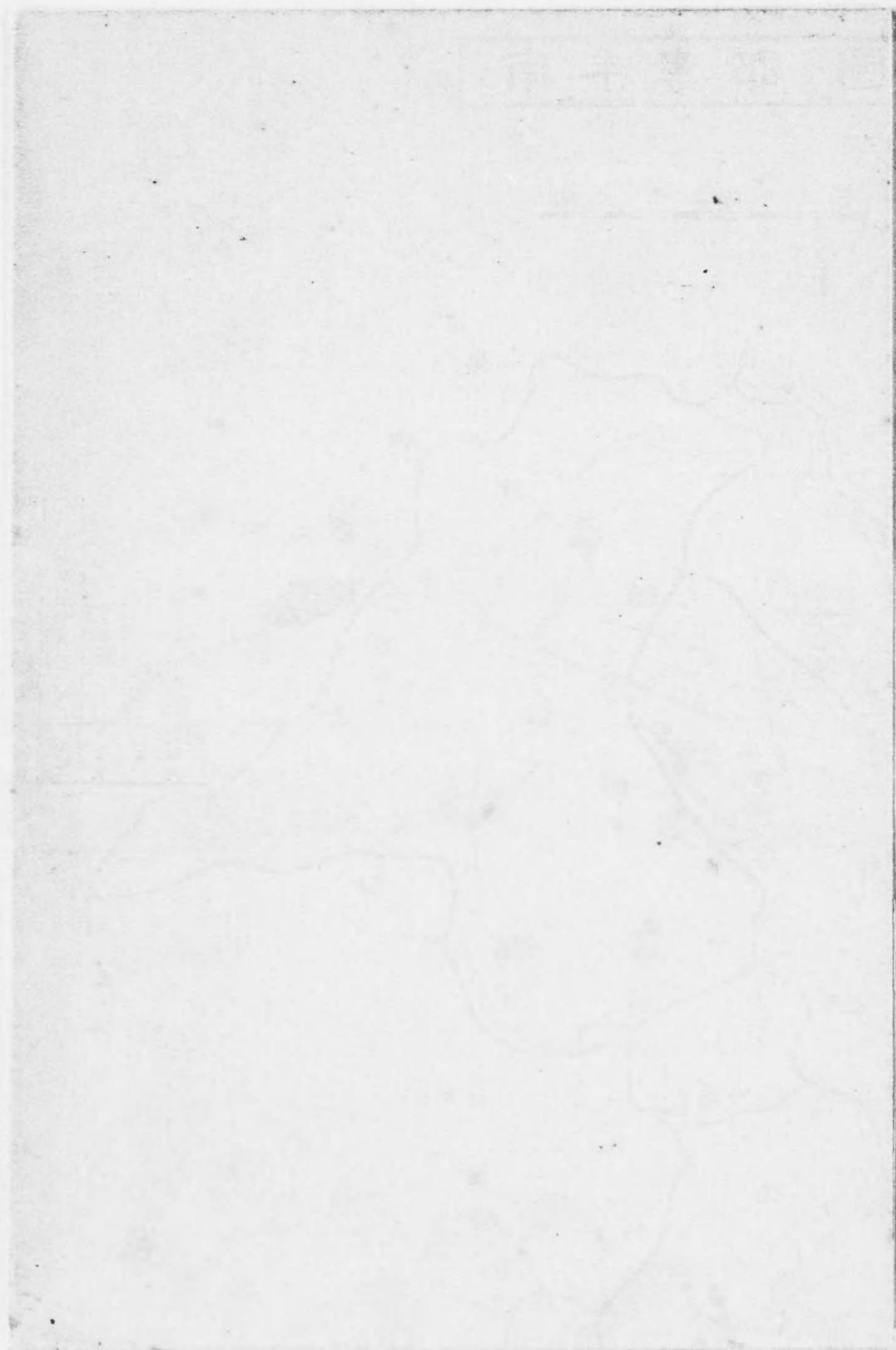


大正

14. 10. 20

内交







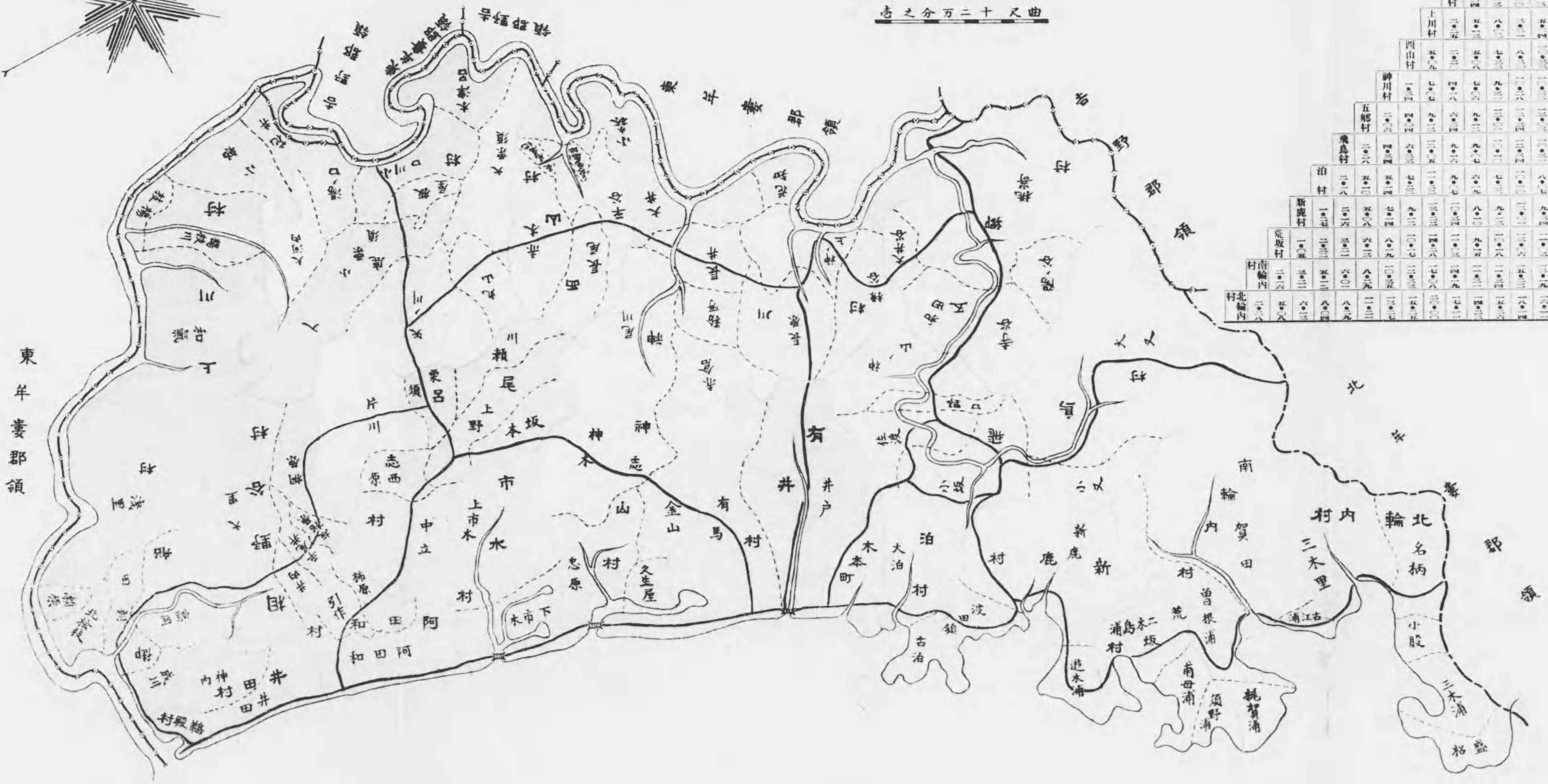
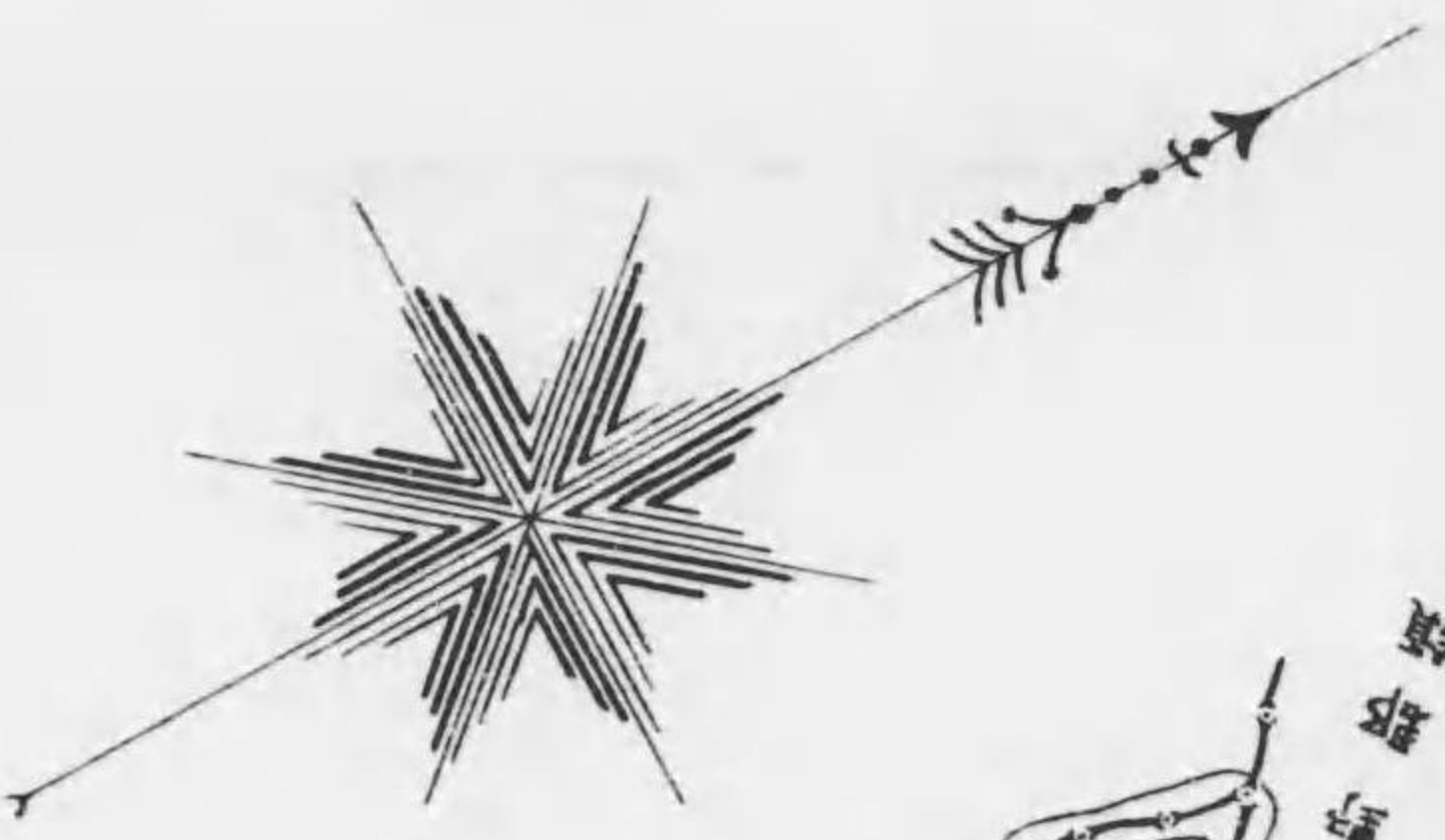
里 程 表

本町	有井村	市木村	阿田村	井田村	鶴野村	入鹿村	上川村	四山村	神川村	五郎村	飛鳥村	泊村	新鹿村	鹿坂村	村南内	村北内
御船	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮	新宮
二十五丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁	八里十四丁
相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可	相可
八海里半	二十一海里	六十五海里半	九十四海里半	百七海里半	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里	百八海里

圖 郡 婁 丰 南

志 之 分 万 二 十 尺 曲

縣界	郡界	大字界	河海	橋梁	和歌山鎮	新宮領	縣道
----	----	-----	----	----	------	-----	----



東 丰 婁 郡 領



紀伊南牟婁郡誌 下卷

目次

第二編 自然誌	一	第三章 木本代官廳の教育	八
第一章 位置、境界、廣袤	一	第四章 寺子屋教育	八
第二章 山岳 河川	三	第五章 父母狀の感化	九
一、山岳	二、河川	第六章 小學校創始時代	九
第三章 岬 灣	九	一、小學校創始	九
大日本地名辭書拔萃	一	二、督學機關	九
第四章 地質 土性	五	三、教員講習會	九
第五章 礦物、礦泉	二	四、明治十年以	九
一、礦物	二	五、奏任待遇	九
(銅礦、楊枝川銅山、十藥銅山、續風 土記の礦山、本縣の鑛業)	二	第七章 現時の教育	七
二、礦泉	二	一、就學狀況	七
(湯ノ口、湯ノ谷、新觀、尾呂志)	二	二、教育費	八
第六章 氣象	三	三、學校表	一〇
(氣溫、雨量、氣流、氣象表)	三	四、准教員養成所	一〇
第七章 戶口概說	三	五、中學校	一〇
附戶口累年比較表、現住戶口表、人	三	六、高等女學校	一〇
目次	三	第八章 各町村教育誌	一五
第二編 官衙公署誌	七		
第八章 舊村名の名義	四		
第九章 各町村地誌	四		
一、郡役所	七		
二、各町村役場	七		
三、郵便局	七		
四、木本區裁判所	七		
五、檢事局	七		
六、執達吏役場	八		
七、公證人役場	八		
八、木本警察署	八		
九、木材檢査所	八		
第四編 教育誌	八		
第一章 新宮藩の教育	八		
第二章 新宮藩の私塾	八		



第五編 兵事誌 一四〇

第一章 和歌山の兵制 一四〇

- 一、地士帶刀人 一四〇
- 二、浦 夫 一四〇
- 三、在 夫 一四〇
- 四、洋式採用 一四一

第二章 新宮藩の兵制及行動 一四二

第三章 現時の兵制 一四三

- 一、徴兵令公布 一四三
- 二、五十一聯隊 一四四
- 三、三十旅團 一四五
- 四、津聯隊區 一四五
- 五、海軍徴募區 一四六
- 六、在郷軍人會 一四六
- 七、振武會 一四七
- 八、徴兵検査成績 一四七
- 九、壯丁教育程度 一四八
- 十、各町村別徴兵検査成績 一四八
- 十一、陸海軍人表 一四九
- 十二、各町村別陸海軍人表 一五〇
- 十三、陸海軍人表 一五〇

第四章 忠魂碑 一五三

(木本町、北輪内村、南輪内村、新鹿)

目次

第六編 財政誌 一五

第一章 藩政時代の財政 一五

- 一、檢地と租法 一五
- 二、村方通常經費 一七
- 三、農租の苛重 一六

第二章 藩營事業 一七

- 一、御仕入方 一七
- 二、御仕入炭 一八
- 三、二歩口役所 一八

第三章 藩政時代商業制度 一九

- 一、材木業者規定 一九
- 二、炭問屋の規定 二〇
- 三、廻船及難船制度 二〇
- 四、城米船定書 二〇

第四章 明治初年の財政 二五

- 一、租法 二五
- 二、楮幣 二五

第五章 縣治時代の財政 三四

- 一、地租改正 三四
- 二、縣稅 三五
- 三、民費 三六
- 四、土木費 三八
- 五、町村費 三九
- 六、郡費決算 三〇
- 七、諸稅負擔表 三五
- 八、町村基本財産調 三五
- 九、木本港灣調 三七
- 十、銀行會社 三八

第七編 産業誌 二四

第一章 農業 二四

舊時の農業、職業別戸數、耕作地反別、肥料の變遷、正條植普及、短冊形苗代、伊勢錦、農業上施設、郡農會、米作麥作收穫高累年表

第二章 副業 二五

- 一、副業の獎勵 二五
  - 二、養蠶(桑畑) 二五
  - 三、柑橘 二五
- (紀州密柑、溫州密柑、ネーブルガレ)

第三章 林業 二五

一、林業沿革概説 二五

上古の林業、藩治時代の林業、留山留木、留木の解除、保護の理由、留木の弊、材木の取締、奥熊野山林定書、制木調帳、制木願書、植林の創始

二、近代の林業 二五

- 1、明治維新後の林制 2、熊野地方の林業 3、樹苗圃 4、郡有林 5、郡有竹林 6、郡有松栢林 7、國有林野 8、林業經營者
- (附) 山林面積表、林產物價額表、音無川流下材積表

第四章 漁業 三〇〇

一、總説 三〇〇

目次

第五章 工業 三三

建築石材、硯材、織物業、製藍、染物職、製瓦、刃物類、木工品、製鹽遺蹟

第六章 産業組合 三八

第七章 地方産業誌 三二

一、産業開發事業、各村町産業

第八編 交通誌 三九

第一章 驛傳の制 三九

第二章 舊時の交通 四一

(伊勢街道、大和街道、助郷の制、助郷賦課文書、津山田間道路修築費賦課文書人足賃)

第三章 現時の交通 四四

第四章 各町村交通誌 三五

第九編 衛生誌 三五

第一章 上代の醫療 三五

第二章 藩治時代の衛生 三六

第三章 明治以後の衛生 三六

種痘、虎列刺病、麻疹、傳染病發生防疫制度、出生と死亡、幼兒と死亡率、死亡者死因別、死亡者月別表、醫師、産婆、看護婦數

第十編 社寺誌 三六

第一章 郡中古社 三六

第二章 社寺領ありし社寺 三八

三



長徳寺、産田神社、安樂寺、大馬權  
現社、若一王子社、極樂寺

第三章 社寺雜記 三九二

- 一、鶴殿と熊野權現 三九二
- 二、御本明神社 三九三
- 三、楊枝藥師緣起 三九四
- 四、入鹿八幡宮 三九七
- 五、最明寺 三九八
- 六、安定寺 三九八
- 七、三木里神社祭神 三九九
- 八、松葉山の菅廟 四〇〇
- 九、花窟頌石 四〇二

第四章 各町村社寺教會誌 四〇三

第十一編 民俗誌 四一九

第一章 風俗習慣 四一九

- 1、紀伊國志略に見えたる民風 四一九
- 2、續風土記に見えたる民風 四一九
- 3、郡居雜記に見えたる民風 四一九
- 4、人國記に見えたる民風 四二〇
- 5、頭戴の風俗 四二一

- 6、木葉煙管 四二一
- 7、別火の遺風 四二二
- 8、民俗信仰 四二三
- 9、明治初年の風俗令 四二三

第二章 各地風俗習慣 四四四

- 一、特殊の風俗習慣 四四四
- 二、祭祀に關する習慣 四四四
- 三、其他 四四四

第三章 傳説 四四五

- 一、脇濱の怪 四四五
- 二、巖穴の隠君子 四四五
- 三、新鹿の天狗火 四四六
- 四、木本の天狗火 四四六
- 各地傳説 四四六

第四章 歌謠 四四六

第五章 方言 四四六

- 1、郡中の古言 四四六
- 2、各地方言 四四六

第十二編 名所舊蹟誌 五〇九

附 天然記念物誌

第一章 名所 五〇九

第二章 舊蹟 五二七

淺里古城跡、御船嶋、菰草淵、飛鉢  
峯、机石、赤木古城跡、入鹿鍛冶屋  
敷、權現御草鞋脫所、山寺權現伏拜

熊野川の勝景（銚子口瀧、地和田瀧  
飛雪瀧、水谷瀧、下谷瀧、晝島）北

山川勝景、淺里八幡宮、燒倉山、寺  
尾山、比丘尼轉、稀人島、屏風石、  
大上宮、楊枝藥師堂、花井石倉、湯  
口奇巖、布引瀧荒瀧、長全寺藥師、  
長尾瀧及大巖、平岩瀧、尾川女夫瀧  
赤倉關所跡、長井萬重寺、大丹倉、  
雨瀧、足谷瀧、獺戸瀧、福島石、天  
宮倉、保色峰、觀音瀧、大義院、牛  
鼻、鮎田溪流、浮島石、五丈島帽子  
山、王子權現、宮澤釣瓶瀧、鷺巢石  
壁、夷島、一升梁、菰山船頭倉、  
燈籠峯、檣棚、阿吡石、鬼岩屋、鬼見  
嶋、猪鼻山、觀音堂、窪河瀧、徳司  
明神社、神大杉、阿古二本松、榑崎、  
曾根阪、最明寺、須野洞窟、梶賀鹽  
竈、佛向石、飛鳥明神社、龍宮嶋、  
八木山、西行古跡、三木里神社  
（以上紀伊續風土記抄錄）

竹原入道屋敷跡、要害山城跡、寺谷  
飛鳥明神、御腰掛石、寺谷古城跡、  
神山古城跡、赤松屋敷跡、辨慶屋敷  
楠、鈴木屋敷跡、藏光屋敷跡、五社  
宮、聖徳太子社、貴禰谷社、京城跡  
土居古跡、堂野碑、萩打平、菰草淵  
榎本屋敷跡、市木古城跡、有馬古城  
跡、本城跡、要害山城跡、猪鼻城跡  
大仙寺戰場、岩本山古城跡、遊木城  
跡、逢川、室古阿古師明神社、阿古  
崎、曾根殿屋敷、曾根關址、三鬼新  
八宅址、次郎明神社、三鬼城址  
（以上紀伊續風土記抄錄）

神上光福寺（日本名勝地誌抄錄）畜  
生谷遺跡

第三章 舊誌 五四

- 一、紀伊國各所圖繪（抄錄） 五四
- 二、十寸穗の薄（同） 五四
- 三、熊野巡覽記（同） 五四
- 四、遊藝勝記（同） 五四
- 五、熊野記行 五四
- 六、熊野見聞記（抄錄） 五四
- 七、熊野路紀行（一節） 五四
- 八、紀の路名所（抄錄） 五四

- 九、西遊記（徐福） 五五三
- 十、玉勝間（一節） 五五四
- 二、金の草鞋 五五四

第四章 雜記 五五五

- 一、尊雅王の御舊蹟を吊ひ奉るの記 五五五
- 二、花の窟 五五五
- 三、徐福様 五五五
- 四、瀟々花窟 五五五
- 五、郡居雜記（抄錄） 五五五
- 仁井田源一郎 五五五
- 榑崎奇觀、有馬陵朝敵、木本の幽趣、  
大馬社と清水寺、桃源郷、木本の東瀛  
新鹿の河豚、熊野の鳥路、波多須の巨  
岩、鼻白山の登臨、門松發芽、曾根石  
桑治の感、海隅僻郷

第五章 天然記念物 五六〇

- 一、紀伊續風土記 五六〇
- 二、熊野物産初誌 五六二
- 三、濱木綿 五六五
- 四、竹柏の大木 五六六
- 五、リウビンタイ 五六六
- 六、牧野富太郎氏 五六七
- 採集珍植物 五六七

第六章 名勝詩文 五六六

- 一、遊鬼通路溪記 野村雨莊 五六六
- 二、大八洲遊記（文及詩） 青山鐵槍 五六七
- 三、南遊志一節并詩 齋藤拙堂 五六八
- 四、八町土呂記 土屋鳳洲 五六九
- 五、北遊記 大石貞和 五七〇
- 六、詩歌俳作者 五七一
- 澤錦浦、曾我耐軒、湯川靈洞、日下  
部鳴鶴、日下勾水、矢土錦山、石川  
柳城、大野百鍊、土方泰山、喜田橋  
四、結城藩堂、坪井咬菜、入道前太  
政大臣、俊成卿女、東久世通禧、早  
川龍介、高嶋九峰、湯本武比古、久  
我通久、中田憲信、國府犀東  
七、瀟文字考證 五七五

第十三編 人物誌 五九七



一、著姓及武將……………五七  
莊司家、尾崎氏、西伊賀守、大家又兵衛、入鹿氏、山東氏、倉谷善兵衛、南角兵衛、榎本氏、大谷志摩守、榎本出雲守、堀内主膳、遊木氏、三木氏、佐々木新左衛門、曾根彌正、辨慶、竹原八郎、鶴殿氏、尾呂志氏、堀内有馬兩氏  
二、本部に由緒ある人士……………六三  
木澤氏、吉田庄太夫、野田笛浦、宮川南谿、川口常文、山田寒山、岡山友清、仁井田源一郎  
三、孝子及篤行家……………六二  
桃崎半六、神木喜平次、木本浦多八娘よし、栗栖傳四郎、和田兵藏娘、矢ノ川國藏、神上甚右衛門、同上(大石金三記)見松寺郁典、井田村源次郎、傳七、傳三郎  
四、其他の人士……………六二  
智明淵鑑師、淨樂寺長訓、入鹿刀劍工本宗、成川屋佐兵衛、本山幸七、東嶺春尼、慧宗和尚、堀宇遷、内田清女、吉田南溪、大畑久右衛門、大畑吉一郎、池田忠寛(初代)、池田忠寛(二代)、大井卜新

五、各校調査人物誌……………六元  
奥村樹翁、南家、四村繁之助、加田利八、森本佐兵衛、木本孝子譚(以上木本町) 本山幸松(北輪内村) 榎本氏、孝子大川いさ(以上南輪内村) 松葉清右衛門、玉置氏(以上荒阪村) 孝子佐野四郎兵衛、和田仁達、西村氏(以上新鹿村) 孝子、愛郷の士大三(以上神志山村) 舊家七屋敷、府醫榎本氏、大久保保宗、悟、大野四郎兵衛、鈴木雄右衛門、孝子字井又平、(以上市木村) 安田秀嶽(鶴殿村) 莊司家、三浦家(以上御船村) 孝子高須傳六、孝子高須傳右衛門(以上尾呂志村) 玉置家、十河嘉七、中尾松柏、(以上上川村) 五味氏、高梨氏、高梨十右衛門、西孔陽(以上神川村)  
第十四編 古文書 六四三  
一、入鹿氏宛書狀……………  
二、戸田六左衛門書狀……………  
三、近藤掃部助書狀……………  
四、淺野左衛門書狀……………

五、淺野右衛門書狀……………  
六、淺野左衛門書狀……………  
七、早田亟助書狀……………  
八、小堀新助書狀……………  
九、大藏卿置目……………  
一〇、右衛門長藏書狀……………  
一一、本田中務書狀……………  
一二、武田信玄書狀……………  
一三、淺野右近寄進狀……………  
一四、社領高割……………  
一五、淺野右近口上……………  
一六、淺里大庄屋宛書狀……………  
一七、借用仕金子之事……………  
一八、尾崎覺兵衛宛書付……………  
一九、新宮川見分覺書……………  
二〇、捨馬の達……………  
二一、阿田和新田開發通知……………  
二二、淺里右近書狀……………  
二三、同前……………  
二四、先觸御用狀……………  
二五、注文狀……………  
二六、再興料受取書……………  
二七、謝禮證文狀……………  
二八、檢地調帳……………  
二九、南京船に付御尋口上……………  
(下巻目次終)

第二編 自然誌

第一章 位置、境界、廣袤

本郡は三重縣の東南隅に位し紀伊國に屬し、古の奥熊野の地なり。上世熊野國に屬し、孝德天皇の大化元年天下の國郡縣名を改むるに當り熊野國を廢し二木島より以東は志摩國に入り、其他は牟婁郡となりて木ノ國(和銅五年紀伊國と改む)に隸せり。戰國時代に堀内安房守が傍邑を侵略し錦浦二郷等の地方を押領するに際し二木島以東も亦紀伊國に入りて牟婁の大郡を形成するに至れり。(時代史第二章參照)  
北西及び西は北山川と熊野川を隔て、奈良縣吉野郡、和歌山縣東牟婁郡に對し、北東は八鬼山一帯の山脈を以て、北牟婁郡に對し、東南は森々たる大洋に面し、峻岳高峰其の後に峙ち、烟波前に横はりて世界の航道に當り、江灣曲折して山海の形勢雄偉、山高く谷深く水遠く海廣く古より殊邦の人物來歸の門と稱せらる。本縣と奈良縣とは北山川を境界とするとは人の一般に信する所にして凡ての地誌にもかくの如く記載し、多くの地圖又之に従へるも、其實際は奈良縣の一部が北山川を越えて本縣内に侵入せるものなり。即ち同縣吉野川十津川村大字竹筒の所屬地は北山川を越えて本郡入鹿村と上川村との間に約延長十町に互り突入せり。參謀本部の實測圖には之を明記せり。故に精密に論ずる時は北山川を以て兩縣の境界なりとはいふを得ざるものなり。(第一編時代史第二章熊野の古疆域の末段參照)世人の餘りに注意せざる所なるを以て茲に明記し置く、其の侵入の地積等左の如し。

一、地目 山林 一、段別 二十八町三反九畝步 (但公簿面に依る)

第一章 位置、境界、廣袤



一、北山川に沿へる延長距離 約 十 町

極南は御船村北緯卅三度四十五分に起り、極北は五郷村同三十四度三分に至り、極西は上川村東經百卅五度五十分に初まり極東は北輪内村同百卅六度十九分に盡く、東西九里廿六町、南北七里三十三町にして、周圍四十八里方里八五を占め本縣下の第四位に位せり。

紀伊國內 (面積六十一方里〇三)

極東 北牟婁郡錦村	極西 本郡上川村	里程十三里十七町	極南 本郡御船村	極北 北牟婁郡赤羽村	里程十四里三町
三重縣内 極東 志摩郡神島村	極西 本郡上川村	里程廿七里廿八町	極南 本郡御船村	極北 員辨郡十社村	里程四十里廿五町
三重縣下面積					
度會郡五〇、一八	多氣郡三五、九九	一志郡三五、二七	南牟婁郡三三、八五	飯南郡二七、八三	北牟婁郡二七、一八
阿山郡二四、三〇	名賀郡二一、六四	三重郡一九、一四	鈴鹿郡一八、八〇	志摩郡一八、三〇	員辨郡一四、六一
安濃郡一一、二三	桑名郡 八、七九	河縣郡一〇、四一	宇治山田市一二、四六	津市 〇、七九	四日市市 〇、四九
合計 三六二、二六					

尙ほ三重縣下に於ける國々の面積左の如し。

伊勢國三市十郡 二三六、九九

伊賀國二郡 四五、九四

志摩國一郡 一八、三〇

紀伊國二郡 六一、〇三

而して本郡内に於ける總反別は左の如し。(大正十年調)

國有地 四、九一八、〇〇	民有地 田二、九七四、四一	畑九七四、〇三	宅地三二七、八七	山林三四、七三七、六八
	其他三八二、五七	免租地四二三、七三	合計四四、八〇一、六九	
國有地内譯 神社地一二、三	寺院佛堂地〇、八			
山林三、〇四〇、三	其他一、八六四、六			

第二章 山岳河川

(一) 山 岳

熊野川横谷以東の部分を見るに、此の地方に於ては山岳の趨勢に一定の規矩なく、稍獨立せる山塊の狀を呈し、子ノ泊山(九百〇七米)藏光山(八百二十四米)一族山(八百米)等熊野川の東岸に聳じ、何れも石英、粗面岩より成る。一族山の東方には鷲巢山(八百二米)あり、これより石英粗面岩より成れる山嶽東北に連互し其の海拔高距は何れも千米以下なれども、奇峯巖々として聳立し、且つ森林鬱然たるもの多く、其の主要なる高峯には砂見山(七百四十九米)大蛇峯(六百八十七米)保色山(千〇二十八米)ゲジョ山(九百二十七米)等あり。而して之れ等の主要山嶽の東南側に於て、木本以南の地方には第三紀層より成れる丘陵あり、三百米以下の高距を保つ。又ゲジョ山以北に於て山嶽は雜然たる有様を呈し、著しき秀峯なく、北郡に入りて相賀峯(九百餘米)を起したるの後次第に稍低くなり、遂に伊勢南邊の山嶽と相連絡す。

山 岳 表

(參謀本部地圖に依る)

鮎田 富士 (御船村鮎田)	三五九米	三角点あり
山峯連續して高岡奥に於て六一八米(此の處三角点あり)より六三〇米に達し、西方小鹿奥に於て五〇六米(三角点あり)の高地を起せり。		
下和氣奥高地 (上川村和氣)	八〇六米	三角点あり
花井 奥山 (同 村)	二五七米	三角点あり
一族 山 (入 鹿 村)	八〇米	中央に聳ゆ三角点あり
ツエノ峯 (同 村)	六四五米	北方に在り三角点あり
荷手野 峠 (同 村)	五五四米	南東桐野谷村境に在り
玉 置 山 (西山 村)	七七九米	南方に在り



白倉山	(同村)	七〇六米	南西入鹿村界に在り
大人平山	(同村)	六六八米	東方神川村境に在り、三角点あり
子ノ泊山	(相野谷村)	九〇七米	藏光山連峰中の最高峯なり、上川村境に峙つ、三角点あり
女郎峰	(同村)	五〇五米	東方尾呂志村界に在り
杉山地奥山	(同村)	六二七米	北方入鹿村界に在り、三角点あり
桑谷奥山	(同村)	三二四米	東方阿田和村界に在り、三角点あり
大島帽子山	(井田村)	三六二米	北方相野谷村附近に在り
大瀬山	(尾呂志村)	六二六米	西方入鹿村界にあり、三角点あり
大地山	(同村)	六〇一米	南方相野谷村界に在り、三角点あり
高チラ山	(同村)	六二七米	中央に在り
鴨ノ巢山	(同村)	八一三米	北方に在り、三角点あり
丸ノ山	(同村)	八〇二米	北東神志山村界に在り
淺間山	(阿田和村)	二一八米	西方尾呂志村界に在り
西ノ峰	(市木村)	二一〇米	南方阿田和村界に在り、三角点あり
妙見山	(神志山村)	五九三米	西方尾呂志村界に在り、三角点あり
札立越	(同村)	七四九米	西方に在り、三角点あり
日暮山	(神川村)	五五三米	北方に在り
久留米木山	(同村)	七二一米	中央に在り
入谷奥高地	(同村)	七九〇米	南東有井村境に在り
大嶺山	(同村)	四五〇米	神川村北方に在り、共に三角点あり
天神丸山	(同村)	六二五米	久留米木山の連峰にして俗にイヤノ嶮と稱す
大谷峠	(同村)	七八四米	東方飛鳥村と有井村の交叉点に在り、三角点あり、其の峰續き東方に深澤峠あり
大谷地	(同村)	六五一米	天神丸山の峰續きなり
東高地	(同村)	七〇六米	五郷村境に在り、三角点あり
大谷山	(同村)	六八一米	東方五郷村及び飛鳥村の境に在り

東北高地	(同村)	九五二米	五郷村境に在り、三角点あり
高尾谷	(五郷村)	四六三米	北方に在り
高代山	(同村)	九三七米	東方飛鳥村境に在り、三角点あり
五郷高地	(同村)	七四六米	湯ノ谷村の南に在り、三角点あり
矢ノ川峠	(飛鳥村)	八〇七米	東北尾鷲に越ゆる阪路なり、水準標あり
保色山	(同村)	一〇二八米	北方に在り、三角点あり
小阪峠	(同村)	四一七米	南方に在り、其東方三九一米の高地に水準点あり
北方高地	(同村)	九七五米	北方五郷村境に在り、三角点あり
八丁峠	(同村)	四九九米	西方新鹿村に越ゆる阪路なり
グシヨ山	(南輪内村)	九二七米	西方飛鳥村の村界に聳ゆ、三角点あり
亥ヶ谷山	(同村)	六八八米	西方北輪内村の界に在り、三角点あり
鳥越山	(同村)	六四七米	西方飛鳥村の境に在り、グシヨ山の連峰中なり
北方高地	(同村)	八四七米	北方飛鳥村境に在り、三角点あり
淺谷越	(新鹿村)	四一八米	北方南輪内村界にありて新鹿村より南輪内村往還の捷路なり
龍門山	(同村)	六九四米	北方飛鳥村の界にあり、北に延びて更に七五〇米の高地を起せり、此處に三角点あり、一名戸屋山の名あり
大蛇ヶ峰	(同村)	六八七米	西方泊村の境にあり、三角点あり
逢神阪	(同村)	二七一米	二木島に越ゆる阪路なり
二木島峠	(荒阪村)	二二三米	西方新鹿村の境にあり
曾根阪	(同村)	三一九米	南輪内村曾根に越ゆる阪路なり
楯ヶ崎高地	(同村)	一六七米	楯崎に在り
荒阪高地	(同村)	五八二米	北方淺谷越嶺きの高地なり、三角点あり
盛松高地	(北輪内村)	二七五米	北輪内村盛松の東方に在り、三角点あり
八鬼山	(同村)	六五三米	東北尾鷲境に在り
谷ノ山	(同村)	四五五米	東方九鬼村界に在り、三角点あり



東方高地	(同村)	四六三米	東方九鬼村境に在り。三角點あり
名柄越	(同村)	三六九米	東方名柄村より九鬼村に越ゆる阪路なり
北方高地	(同村)	七五一米	北方尾鷲境に在り。三角點あり
熊野街道高地	(同村)		西北熊野街道に沿ひ六八〇米、六七六米の高地あり共に三角點あり
大吹峠	(泊村)	一七七米	東方新鹿村に越ゆる阪路なり、西は大泊、南は古泊東北波田須有に屬す
大泊高地	(同村)	四七二米	北方木本町界に在り、三角點あり
古泊高地	(同村)	一八五米	古浦の東方に在り。三角點あり
木本高地	(木本町)	一五六米—三一〇米	木本町より飛鳥村に至る縣道中の阪路なり、共に水準點あり
評議峠	(有井村)	三六八米	北方木本町との界に在り
丸尾山	(同村)	八五一米	北方に在り
一ノ木峠	(同村)	六八三米	北方神川村赤倉村に通ずる縣道中に在り
長尾山	(同村)	七八二米	北方一ノ木峠の南に在り。三角點あり
羽市木山	(同村)	一八八米	羽市木奥にあり。三角點あり

(二) 河川

北山川は紀伊山系中に在る大横谷の一にして大峯山脈の東麓を南方に流走するものにして、其の水源は大臺ヶ原山の西麓に在りて、始めは古生層の山地を南方に流れ寄り河合附近より中生層地に入りて西南々に轉じ著しく曲折して右岸より前鬼川を容れ字池原近傍より東南に向ひ流走すること四十軒にして紀伊國に入り、東方より來る桃崎川と合し再び折れて西南に轉じ屈曲甚だしく約三十軒の後十津川と合す、所謂瀨八町の勝地は其の下流玉置口附近に於て峡谷をなせる部分を稱するものにして、兩峯絶壁高く聳け、河水瀄みて碧潭をなし頗る幽邃の趣に富めり、蓋し瀑布の退却によりて成れるものなり。十津川と北山川と上川村小船附近に於て相合してより、川は熊野川と稱せられ、東南牟婁二郡の堺をなして東南に流れ鵜殿村を過ぎて熊野浦

に注ぐ。其の熊野川と稱せらるゝ部分は僅かに二十五軒に過ぎざれども、十津川をも通算する時は其の長さ凡そ百三十五軒に達す。

十津川 大和に在るもの 二十三里卅三町 紀伊に在るもの 四里廿一町  
北山川 大和に在るもの 十里六町 紀伊に在るもの 九里六町

二川合流の流域 六里十三町 全長 十津川三十四里三十一町 北山川廿五里廿五町

楊枝川 源は入鹿村一族山より發源した河内より流れ出づる水と楊枝川奥にて落合ひ楊枝にて熊野川に入る、流域凡そ四里。

入鹿川 源は尾呂志村川瀬の佛か灣より流れ出て小栗栖にて矢ノ川と合し板屋を経て北山川に合す。

桃崎川 源は大俣の北、北牟婁郡界より流れ出て小俣に至り賀田の堺より流れ出づる小俣川(流域一里)と合し小阪に至り西に折れ屈曲して桃崎に至り北山川に入る流域七里餘、一に大俣川の名あり。

尾川 赤倉の大丹倉谷奥の深谷(橋谷といふ)より流れ諸溪川を流れ尾川を歴て長井に至りて北山川に入る、流域二里十八町。

相野谷川 一に鮒田川といふ藏光山に發源し桐原を歴て中山の西を流れ大里に至りて井内川を合せ高岡を経て鮒田に至りて熊野川に入る、流程四里三十町、下流は大里に至る二里の間小舟を通すべし。

尾呂志川 上野の北境の山中より出て西の方栗栖、片川の山谷より出づる水を合せ南流して西原に至り、東方阪本の東北界より流出する溪川を合せ、中立を經、東折して阿田和村に至りて海に朝す、流路三里十五町、一に阿田和川の名あり。

市木川 神ノ木山中に發源し上市木を経て下市木に至りて海に入る流域三里二町、川口を市木港といふ



井土川 大馬谷より出づる溪水と瀬戸谷を出づる溪水と相合し井土に至りて海に入る海口を井土港と云ふ  
新鹿川 新鹿の西北小俣境より發源し新鹿に至り海に入る、一に里川の名あり。  
賀田川 水源は北山郷の界南北兩谷より流れ出で十四五町にして合して一となり屈曲して賀田に至りて海に入る、流域三里餘、一に古川といふ。

### 第三章 岬 灣

紀伊國は比較的長き海岸線を有し、岬灣の出入亦乏しからず本郡に在りては熊野川河口以北本浦に至るまで約二十軒の間は出入絶て無き直線狀砂濱をなし、岸に沿うて數多の潟湖横はれるを見る所謂七里御濱にして白砂青松、蒼波と掩映し風光絶佳なり。本浦以北は海岸の景象大に以南と異なりて屈曲出入甚だ多く、リアス式海岸の特色を具へたり。其の灣入の主要なるものを南より擧ぐれば、大泊灣、大吹灣、新鹿灣、二本島灣、賀田灣、等にして、これ等の諸灣は何れも水甚だ深く其の岸邊多くは徒崖をなせり。尙之を詳説せん。志摩半島の南端麥崎より南西紀伊半島の南端大島に到の間直徑海上約七十海里、稱して熊野灘と云ふ。日本海流(黒潮)は大島を掠め毎時一海里乃至四海里の速度を以て此の海上を東々北に向つて流れ、風浪時に險惡にして遠江灘と共に古來海客の最も困みし所たり。其の海岸は紀伊山系の山嶽直に水汀に盡きて港灣出入する間、屢懸崖高く峙ちて巍然たる岬角をなし、時に山麓纔かに帶狀の坦地を剩して沙濱を作る處なきに非ず、況んや水天相摩せる邊より汪洋として寄せ來る太平洋のスウェルは海岸に到りて始めて岩礁に激し、沙汀に碎け天穩かに風靜かなるの日に於て、尙ほ咆哮の響を絶たざるが如き奇景絶勝應接に遑あらざるものあり。

尾鷲灣口の南角をなせる九木崎と、其南方にある三木崎とは共に紀伊半島の東角をなせる顯著なる岬角にして、流紋岩の懸崖高く聳へて頗る偉觀をなす。兩岬角の間リアス式の二灣あり、其の北にあるものを九木浦といひ、小錨地をなす。三木崎を西に廻れば更に一灣を得、稱して賀田灣と云ひ、又リアス式の特色を具し深く灣入して三支灣に分れ、各支灣は皆三角形をなし、好錨地をなす。灣口より直に北上せる支灣を三木里



浦と云ひ、東にあるを三木浦といひ、而して西に在りて最も主要なるものを阿須賀浦と云ひ、灣の盡頭古川（賀田川）の注ぐ所に賀田の小港市あり。

賀田灣を出で、灣口の西南角神須崎の岩角を回り再び楯が崎を廻れば二木島浦あり、之より西南海岸絶壁を爲し、其の一端に笹野島あり。新鹿港は其の西に横はり灣の北岸小沙濱をなす所、新鹿の小津なり。灣の西岸に獅子鼻の岩壁及び其前に横はれる獅子島の勝あり。新鹿灣を出で、二個の小半島を過ぐれば大泊灣を得。灣は南方に向ひて開き、東には猪の鼻の岬角突出し、其の尖端に近く小嶼ありマミルカ島と云ふ。灣内亦箱島の小嶼ありて景致を添ふ。灣の西北岸は岩壁をなし、稱してイジマ鼻と云ふ其西に木ノ本の港津あり、尾鷲、勝浦等の諸港と同じく沿海航路の小汽船屢來りて繫泊す。

木ノ本以南熊野川河口の新宮に至る凡そ二十軒の間は、紀伊半島の海岸中稀に見る所の長大なる沙濱をなせり。此の間の地、殆ど些の出入なくして一直線をなし、平滑なる汀線を畫き、沙礫の堆積より成る。而して内地より流れ來れる志原川、市木川其の他の水源は海岸に來りて堆砂の爲に、其の進行を妨げられ、集りて幾個の潟湖を造り海岸に並行して相列り、其の水は辛じて砂濱の一部を破りて外海に注ぐを見るべし。熊野河口の形も亦好く大洋に直瀉する水流の特色を具へ、東海道の海岸天龍川口に於けるが如く、下流の末端膨大して、且つ小肢を分ち、其の將に海に入らんとするに際して、砂嘴南北より迫り、纔に其の間に一道の狭き水路を開きて排水するを得せしむるを見るなり。

熊野浦の航路は古來熊野灘と稱し海客の最も危險視する所なるも、其の平日は航路坦々、疊の上に坐するが如く所謂内海航路の常態をなせり、而かも一旦天候荒れ風亂るゝに至れば怒濤は咆哮、狂浪跳梁して意外の變を招くことあり。我郡に於ても上代神武天皇東征軍の御遭難の如き、近くは雲揚艦の沈没の如き其の一例

とす。是れ全く潮流の進退に由るものにして而して其の險所は大島、潮岬を燒点とす。地學雜誌に曰く

近年横濱と神戸との間に於て汽船の沈没せしもの甚だ多く、明治十九年英船ノルマントン、同廿三年土耳其軍艦エルトケロールの沈没の如き最も世に傳へらる。抑黒潮の限界即ち幅さ其の速力は大に支那海の信風に左右せらるれども、其の方向に至つては太平洋の暴風の爲に著しき影響を受くるものなり、大氣の有様に異狀なき時は黒潮は大隈海峡を通過して大島（紀州）を掠めて幾んど直線に神子元島（加太灣内）に向つて流れ、黒潮北界の内側には必ず判然たる二條の水跡あり、其一は黒潮に接するものにして常に運動せず、而して一は日本を圍繞せる潮帶の一部となり、此の潮帶と日本海流との間にある水跡は通例静止すも、時として黒潮と反對に走る事あり。此水跡の幅は風の方向及強弱に従つて變化するものにして風が南方及び東より吹く時は濱岸の方に流れて終に潮流と混じりて該海岸に沿ひ非常に高く且つ強き潮汐を惹起す。而して其時の天氣は一般に密高なり、此の恐るべき向岸流ある時は汽船は十六時間に十六里濱岸の方に推し流され、大島を右舷に認めずして却て之を左舷數點に見ること屢々之れあり、之の地を航せんを欲するの船長は心に銘記し、能く注意警戒して針路を定めざるべからず

○本郡海岸線延長

十九里廿四町二十間

吉田東伍博士著大日本地名辭書中に掲載せる本郡地誌記事の要畧を左に掲げ參照に供す。

○輪 内 八鬼山の南曾根峠の北に一海灣を抱く之を輪内浦と曰ふ、今北輪内村、南輪内村の二となる、即ち賀田灣なり。三木浦は北輪内に屬し賀田浦、曾根浦は南輪内に屬す。

○三 木 三十三所圖會に云ふ八木山の麓なり、此地入海の船着にして商家、旅籠屋立列なりいさ賑はしき地なり。是より曾根に至る山路二里其中間に賀田と云へる浦あり、又此三木浦より曾根に至るに入海一里の舟渡あり陸路二里の山路を一里の渡りにて容易にいたるべし。所謂弓と弦の如し内灣を輪内といふ、山家集に曰く

年経たる浦のあま人こそはん 波をかつきて幾世過にき  
さ、かゝる所をよめるならん。

○賀 田 水路志に賀田灣は神須崎と三木崎の間に在り灣入三海里、三支に分る東支を三木浦といひ、西支を阿須賀浦と曰ひ、北支を三木里浦と曰ふ、西支の端は能く諸風を支ふ、此の灣は樹木鬱蒼たる高山脈之を圍み灣首の上に聳ゆる諸山は高さ二、五二〇呎とす。

○荒 阪 今二木島浦、甫母浦、須野浦を合同して荒阪村と云ふ、輪内の南、新鹿の北にて一灣を成す二木嶋浦と曰ふ。荒阪と云ふは神武天皇紀に見え新鹿蓋し其の遺唱にや、今相隣比するを以て荒阪の舊名を此に建てたるならん不審。



○梶崎 荒阪村東方に在り、須野浦、神須崎の南に突出し土俗相傳ふ昔は伊勢(即ち志摩)紀伊の國界を此に分たりと  
うつ波にみちくるしほの戦ふを 梶か崎とは云ふべかりける (家集) 増茶

○二木嶋浦 今荒阪村を改む、輪内、曾根浦の界嶺を曾根峠又甫母峠といふ、甫母浦は荒阪村の大字なり。二木嶋は蓋し丹敷戸岬の故墟に  
して丹敷浦と云ふ即此なり。三十三所圖會に云ふ二木嶋の浦は甫母峠の南なり入海の舟着にて繁昌の地なり、村中に川あり往昔此愛川の東は  
志州英虞郡なり又橋より西は紀州牟婁郡なり、故に今尙英虞子神社、牟婁子神社あり是其證なり。梶か崎を以て勢紀の界なりといへるも疑  
ふらくは志摩の國境ならん。水路志に曰く梶崎は神須崎(賀田)の南西凡一海里半にある崎岨險崖の山嶋にして高さ五六八呎甚だ顯著なり、二  
木嶋浦は梶崎と笹野島の間の一灣なり、水深くして錨泊に適す、灣岸に二小村あり和船は西隅の海堤に接近して錨泊す。丹敷荒阪の名は日  
本書紀神武天皇東征の條に見ゆ曰く「進到熊野荒阪津因誅丹敷戸岬者注亦名丹敷浦」と後拾遺集道命法師  
名にたかき錦の浦を來て見れば かつかぬあまはすくなくかりけり

是は神武紀荒阪津亦名丹敷浦と云ふそなるべし。按するに和名抄志摩國二色郷あり今北牟婁郡錦浦あり、丹敷の名は此熊野浦一帯の總名に  
も使用したる如し、那智浦又串本浦の傍にも二色浦の名あり。書紀通證云「今那智浦之濱宮有小祠、言祭丹敷戸岬」と然れども丹敷の本據は必  
定二木嶋にして新鹿村と相隣比するは荒阪津の亦名たるを徴すべし。今亦二木嶋、甫母浦に稻飯命、三毛入野命の祠ありと云ふも附會にあ  
らざる如し。

○新鹿 二木嶋の西に並べる浦にて亦一灣を成す。相去る一里、中間を狼坂と曰ふ新鹿村より大泊浦を経て木本町に至る二里、此地即神  
武紀「皇舟進幸熊野荒阪津、因誅丹敷戸岬」とある所ならん。後世新鹿に作り今阿多志鹿と云ふは轉訛なるべし、又大字波田須在り個は泊洲  
の義かと並に未詳、續西遊記に云ふ

秦人徐福祠は新宮にあり、其餘福の船より初めて陸にあがりし地は新宮より六七里東にて波多須村と云ふ所なり、此所の古老の言傳に  
徐福十二月晦日波多須村の矢賀の磯へ着船して此邊に暫く住居し、後に本宮、新宮、那智の方へ移り住めり。波多須の矢賀の丸山と云  
ふ所に逢來山と云ふ楠ありて小き祠もありしに三十年許り以前の洪水に楠も祠も流れ失せぬ。

と按するに徐福の事は疑はしけれど漂着人の故事を傳ふるや明なり、逢來山と云ふは古墳の謂なり其例多し。水路志曰く新鹿浦、高陸之を  
圍繞し南を除く外能く諸風を保障す、灣首新鹿村あり、東濱の溪首に亦一小村あり、南東角附近に小嶋あり箕曲鼻と曰ふ、高さ凡そ一〇〇  
呎、又西側に獅子嶋あり長さ一鏈高さ五十五呎。

○大泊 大泊古泊の二浦は一灣に相並び浦上に比音山清水寺と號する觀音堂あり。蓋し京都清水音羽の精舎に擬したる者也。正徳、天保  
兩度の修造を経、今二間の假堂六間の井あり、岩洞に倚り建造す、按するに今昔物語に「雲淨と云ふ持經者熊野に詣て、志摩の國を過  
るに日暮れ大海の邊に岩の洞あるに宿りけるに大蛇出づ」云々あり此の堂それらの遺跡なるべし。

三十三所圖會に云、大泊清水寺は浦の山上に在り、寺南三町許、山の半腹に瀧あり高さ三十間又木本峠は大泊村より上る、鬼ヶ城は木本峠  
の東の岬に在り、岬より見え、船に乗りて見物すべし、岩屋は波田際より凡そ二丈五尺餘上り平地あり、夫より又八尺ばかり上に二十疊ばかり  
の平地あり、夷賊の輩盤居せし事もありなんと覺え、窺見嶋は木本峠より左の沖の方に見える巨巖なり、清水寺の緣起に見えたり。  
水路志曰く大泊灣は猪の鼻とイシマ鼻との間に在り、灣内其の東側附近に箱嶋と稱する一小岩あり高さ二十五呎、此灣は南に開き絶て危險  
物なし、小船は灣の中央水深凡八尋泥底にして箱嶋とミルカ島の北端とを一線に望み箱嶋を距る二鏈半の濱を距る凡そ同距離の處に於て  
偏北風の時避泊し得べし、イシマ鼻より熊野川に至る十海里間は一帯の磯濱なり。

○木本 和歌山藩治の時代官所を置かれたるに因襲し猶郡衙を置き三重縣に屬す、木本より新宮に至る七里は一條の磯濱にして熊野浦の  
沿岸中奇異の形狀を爲す所なり、木本より北に色山あり北山郷(大和)と相接比し南朝の古跡を傳ふ、  
氏族志に曰く崇神帝時、有紀伊牟婁郡人息長常貞、任木本御厨檢校職、子孫或爲莊司職其後爲莊司氏(紀伊莊司氏文書)  
史學雜誌に曰く

### 大將軍一見狀

湯淺木本新左衛門尉宗元申飯盛城爲凶徒退治大將軍御發向當所之後今年正月晦日紀州張本人六十谷彦七定向討取之畢此條逐御實檢華々  
建武二年二月一日

進上御奉行所

左衛門尉 尉宗光  
承了御判

湯淺木本氏の領地は何處に在りや確知し難きも多分牟婁郡木本郷なるべし、木本郷は木本浦大泊村、古泊浦、波田須村、新鹿村、遊木浦の  
六村より成り沿海の漁村にて舊新宮の所領なりとならんとの説あれば木本氏は舊新宮領の地頭なりとやも計り難し、湯淺宗家の起りし  
も漁村にて其兵の精銳なりしは熊野灘の怒濤に膽氣を養へる漁民より成れるならん。

○有馬 木本の南一里、今井戸と合同し有井村と改む、神代の名蹟有馬の花窟は木本、有馬二村の中間に在り。三十三所圖會に云く、木  
本以南有馬、阿田浦の浦俗に七里の御濱といふ、新宮に到る街道にして右の方は並木の松連り左は東南の蒼海渺々として白浪磯に打寄せ向  
ふに新宮の岬を見渡し風景言語に絶す、此濱邊は一圖に蒼石のみにして則ち那智黒と稱するものなるべし。

○花窟 有馬の北に在り大高き凡そ百七十尺幅凡そ百八十尺、峨然海岸に屹立す、岩下に小祠を置き大神を祭る毎年十月五色の菊花を岩  
に懸けたる注連繩に挿み之を飾る則ち上世よりの慣例とぞ。

三十三所圖會に云ふ、七里濱有馬村の花窟は日本紀に所謂伊弉冉尊を葬り奉りし所なりとぞ、例年此巨巖の上より濱松の梢に注連繩を引  
渡し繩を以て旗を作り之に付る祭禮は二月十月の二日にして神官始め村中の男女花を備ふる、さ恰も丘の如し是神代よりの風なりと、故に  
花の窟と云ふなるべし。尤も窟と稱れずとも岩窟の類に非ず。たゞ高さ二十四五間計りの巨巖あり、然れども此地に神の鎮まりましますに依



り則ち此磐を以て御屋と崇むれば磐屋と稱するならんが、王子岩屋は花の窟屋に對ふ此所は大神軻遇突智を葬る地と云ふ（伊非冊尊化去ま  
す時伊非諸尊十握の劍を以て軻遇突智を斬給ふよし神代記に見ゆ）

書紀通證云有馬村に産田宮あり冊尊大神を合祭る也と乃ち冊神退の地なり東に隱廬有り亦産出窟と曰ふ、又花窟と曰ふ冊尊を葬る所なり。  
按ずるに産田、産立は産處の義なるべし、古俗海濱に産屋を建てたりと見ゆ。古事記に伊非那美神比婆山に葬る事舊事紀亦同じ、書紀と  
所傳を異にす是れ神道家の大疑とする所也、凡そ紀伊と出雲は共に熊野の地名ありて神社亦同名の者多し、此兩國南北相距れりと雖も太古  
の神人は密通の關係を有したる所とす。

○井大佐神社 三代實錄、貞觀十七年紀伊國井土佐神授位とあり神祇志料に云ふ今有馬莊井上村（井土村か）に在り、井上は蓋し忌部（イムベ）の訛  
なり。

○阿田和 木本の南四里七里濱の中なる一村なり、阿田和の北一里に市木村あり、又阿田和川の上游に上野村ありて今尾呂志と改む共に  
地方の大邑なり。

○鵜 殿 熊野川七里濱の邊に在り。南岸は新宮町なり。熊野新宮黨鈴木氏に鵜殿と云ふ一家あり此に起れる者なるべし。

○口北山 大和吉野郡北山郷の一部なり。其本郡に屬せる者は入鹿村、西山村、五郷村、飛鳥村、神川村の五村に分る北山川の左岸にして  
神上を以て首里と爲す、俗に口北山郷と云ふ。

○神 上 北山郷に屬し今改稱して神川村といふ保色山其の東を蔽ひ木本浦に至る三里。殘櫻記に「北山宮尊雅親王は吉野郡なる北山郷  
高野上の高福寺に通れましけるが御劍の懺重りて云々」又南方紀傳には「南帝御手を負はせ給ひ高福寺に還幸則ち崩御と見ゆ此なるべし。  
興福寺は神上の東二里飛鳥村大字神山に在り尊雅王の墓なりさて石の小室殿及び像あり寺中の神牌に高福院殿南帝都正位尊儀と記す、寺號  
は光福又高福に作る。

南朝遺史云、尊雅王は口殿と號し給ふ口北山莊の謂にて紀伊國の北山を口ノ莊と稱す、靈牌今紀伊國南牟婁郡神の山村光福寺に祭れり。墓  
は光福より凡三十町經て寺谷村と云ふ所に在り、此塚風土記にも赤松塚、赤松屋敷など、口に傳ふるは其の頃武家の世を畏れ稱を變じて云  
ひなしたるものならん。

## 第四章 地質土性

本郡内に於ける時代未詳の中生層は、南は西牟婁郡西岩代より東走して栗栖川、東牟婁郡の切畑及び本郡入  
鹿村の木津呂を通過する線を兩端とし其間の大區域を占領して東微北に連る一大帶をなせり。即ち地質圖に  
單に中生紀層とせるものはなり。此の累層中特に注意すべきは東北隅に發育する頗る堅硬緻密、黑色乃至白  
色變性岩に似たる岩石にして、直立柱狀節理ある爲に之を通過する北山川は一種の峽谷を形成し所謂瀧八丁  
の名峽をなせり。其の黑色なるは硅板岩にして那智黒の原石を爲し、白色なるは碧玉質角岩なり。

而して第三紀層は東郡の太田川筋を延長して陽峯に達する線の以東即ち本郡にては神志山村、尾呂志村等の  
中央部に分附し、泥板岩、砂岩、礫岩より成り、泥板岩は淺里村に於て其間に無焰炭を挟み、礫岩は熊野川  
以東に於て之を見る。

以上水成岩の外神志山村鷺ノ巢山四近より熊野川を横斷して那智山に至る、火成岩は流紋岩（石英粗面岩）  
にして、其の現出の狀態に就きては特異の性質あるを見るべし。農商務省地質調査所出版の豫察地質圖並に  
百萬分一の大日本帝國地質圖を繙く者は、紀州半島の東海岸に沿うて、花崗岩若くは石英班岩帶の廣く東北  
西南の方向を取りて露出せるを示せるを見るなるべし。而して此の豫察地質圖並に百萬分一の地質圖に花崗  
岩若くは石英班岩として塗色せられたる部分は、其の後同所より出版せられたる大筑（洋）學士調査の那智  
圖幅の地質詳圖には輒ち新火山岩たる石英粗面岩の色を以て着色せられあるを發見するなり。即ち知るべし  
此の地方の一種酸性の塊狀岩は豫察時代に於ては花崗岩若くは石英班岩として見做されたりしが、其の後詳  
細の地質調査により初めて石英粗面岩となすの寧ろ穩當なるを知るに至りしことを、此の一事實は以て此の



地方の石英粗面岩が如何に粗粒にして完品質に近く、外觀花崗岩に酷似するを知るに足るべし。

此の伊勢、尾鷲附近より高小屋山の高峯を経て、木ノ本に至り、更に鷲巢山四近を過ぎ、熊野川を横斷して那智山に至る石英粗面岩の大部は、粗粒殆ど完品質にして一見花崗岩の觀を呈し、新宮附近にては俗に之を鬼御影と稱し居り、實にネバダイトに屬するものなり。之を花崗岩若くは石英班岩とせずして、石英粗面岩の一種と見たるは、大筑學士が東牟婁郡相須村撞木山及び藏土村に於て明に第三紀層を不整合に被覆するの事實を發見したるに由るなり。此の花崗岩的石英粗面岩は石基の色により二種と爲すを得べく、一は新宮町石切場に於けるが如く、緻密帶緑黝色の石基に石英、正長石、斜長石、角閃石、黑雲母の大班品を散布するものにして、熊野川の兩岸に露出するもの之に屬せり。

紀州半島の石英粗面岩は花崗岩質の者のみに止らず、其の他凝灰質の者、玻璃質の者、流理質の者等あり。凝灰質の者は綠色、白色の二種ありて、白綠色の者は南牟婁郡入鹿村大河内東側の山腹に現れ、其の他十津川、北山川出會點の無焰炭坑常谷銅山（小船）に岩脈を爲して、第三紀層を貫通し、共に一見凝灰岩の觀を呈するも、其の現出の狀態及び岩石學上の性質等より考ふれば、其の噴出岩たることは争ふべからざるの事實なり。綠色の者は矢ノ川附近に於て粗粒質石英粗面岩の周縁をなし又和氣附近にも小露出あり、又白色のものは白色粗鬆の石基に石英、長石、紅色柘榴石及び黑雲母を班品として散布するものにして、粗粒質石英粗面岩に近似する種々の階級あり。常谷銅山にて岩脈として泥板岩を貫く者は多少綠色を帶び、無焰炭、玻璃質流紋岩及び泥板岩の塊片を撈取し、無焰炭の塊片は爲に一層炭化作用上進し、石墨様の者となれり。

花崗質石英粗面岩の周邊及び南牟婁郡入鹿村小栗須附近に露出する者は、玻璃質を帶び、帶緑黝色の玻璃質石基に石英、正長石、黑雲母の小班品を散點す。又小栗須、矢ノ川間に小露出をなす者は帶褐赤色、淡綠色

及び淡黝色等の雜色を帶び、全該流理構造著し。即ち流理質石英粗面岩なりとす。（大日本地誌及地質圖説明書に依る）

○木本の鬼ヶ城の岩窟は熊野灘の怒浪石英粗面岩の岩屋を嚙みて漸く破壊浸蝕して生ぜるものにして岩屋は洞窟狀を成じ、其下に千疊と稱する岩礁あり、亦波浪の衝動に依りて削磨せられたるブラツトホームなり。

○木本の南なる有馬の獅子岩、花の窟の鬼工神斧とも稱すべき奇形の剝洞は鬼城とは成因を異にし海濤の彫刻せるものにあらずして風削作用に起因するものなり。

本縣立農事試驗場に於ける土性調査成績報告書中本郡に關する分を左に抄録す。

（緒論）本縣の地勢を見るに東北より斜に西南に延び東南一帯は海を控へ伊勢灣及び太平洋に臨み西北一帯は山岳連亘し大臺ヶ原、國見尼ヶ岳三國の諸山勢和の境に聳立し、其大臺ヶ原山より南するものは紀和兩國の脊梁となりて和歌山縣に入り之より發源する北山川は南牟婁と大和の界を流れ下流は音無川となり和歌山縣界をなし熊野灘に入る。南北牟婁郡は山脈重疊瀾漫し僅かに狹少なる耕地の點綴せるを見る而して地質を異にする岩石の露出するありて他の地方とは土性の相違甚だしきものあり。（要領）

#### イ、耕地の地質及土性の分布（摘要）

（イ）中生層本地層を構成する岩種の重なるものは砂岩及び頁岩にして土性時に壤土或は粘質壤土をなすものもあるも概して礫質土壤多し而も底土に至つては悉く礫質を呈するものと見るも妨なし、北牟婁郡下に於ける分布は面積に於ては全部の半は以上を占め北は秩父古生層に接し南は石英粗面岩に相連る。其耕地に利せらるゝもの極めて少く沖積層耕地の半に達せずと雖も而も本郡としては有用耕地の一部を成せり、尾鷲、二郷に分布する耕地は比較的風化せるもの多く壤土を形成するものあれども須賀利、桂城、引本、長島、錦に分布するものは礫質の土壤頗る多し。南牟婁郡に在りては五郷、神川、西山、入鹿、上川諸村に亘りて分布し、上川、入鹿に於ては耕地の一部を成するに過ぎずと雖も西山、神川、五郷に於ては其の耕地の大半が



本地層に屬するものなり。本地層に屬する耕地は概して風化充分ならざる上に表土頗る淺く爲に土壤の構造良好ならず且つ豊沃なる土壤を形成するもの尠なし。養分吸收力は北牟婁郡の錦、二郷及南牟婁郡の神川、五郷に於けるもの稍々強く北牟婁郡の尾鷲、須賀利、桂城、引本に於けるもの中庸に位し南牟婁の入鹿、西山に於けるもの最も低きにあり。

(ロ) 第三紀層 南牟婁郡に於ける本層の分布は神志山、市木、尾呂志、阿田和、相野谷の五ヶ村に亘り而も神志山、尾呂志の耕地は大部分本地層に屬するものなり。其の土性並に養分吸收力其の他の性質安濃郡(安濃郡のものは概して粘質の土壤にして苦土、加里に富めども比較的腐植質並に燐酸分に乏しく肥料に對する吸收力頗る高位に在るものなり)に於けるものと類似せりと雖も只尾呂志、阿田和地方に砂礫を混するもの尠からざるに本郡に於ける本層耕地の表土甚だ淺き點を異にせり。本縣に於て第三紀層を構成する岩石の主なるものは凝灰質頁岩及び砂岩等にして彼の客土として奏効著しき青岩は前者の一種なり。

(ハ) 洪積層 洪積層の分布は北牟婁郡に於ては尾鷲の一部に分布を見るに過ぎず南牟婁郡に於ては神志山、市木、阿田及び井田諸村の海岸に帶狀分布をなし有要耕地の一部をなす。此種土壤の表土は概して腐植質土壤を以て覆はるゝを普通とするも南牟婁郡に於けるものは土色淡蒼の粘質土壤にして章る第三紀層に類似する云ふも妨げなし。概して燐酸に乏しく隨つて燐酸吸收力高位に在り。

(ニ) 沖積層 本層は北牟婁郡に於ては赤羽川の沿岸二郷、長島、赤羽各村の耕地及び相賀、船津、二村に分布する銚子川沿岸耕地は本地層に屬する主なるものにして其の外尾鷲町沿海の平地の外引本、三野瀬、錦諸村沿海に點々其分布を見る、南牟婁郡に於ては本層の分布極めて少なく只だ御船村より相野谷村に亘りて分布するもの比較的廣き耕地を占むる外泊、木ノ本、有井、阿田和、鵜殿に於ける小分布及び上川、入鹿

二村に跨る小區域に過ぎず。土性は粘質と砂質と尙其の中間に位する壤土の三種あり、養分吸收力は概して中庸に位するもの多し。

本地層に屬する土壤は概して窒素分少量なるも比較的燐酸、加里、石灰、苦土に富み理學的性質概ね良好なり、地勢平坦にして地味豊沃加ふるに理學的状態の良好なる蓋し重要な豊作地をなす所以なり。

(ホ) 石英粗面岩 本岩の分布は北牟婁郡尾鷲の沿海地方より起りて九鬼の全村を構成し南牟婁郡の南輪内、北輪内を過ぎて飛鳥に至り神川、有井、神志山、尾呂志、入鹿、上川の一部を構成して和歌山縣に入る、其面積中生層の分布に敢て譲らず而して其の耕地に利用せらるゝもの尠からず、殊に九鬼、飛鳥、新鹿、荒阪、南輪内、北輪内の耕地の大半は此の地層に屬するものなり。土性は其の風化の程度に依り壤質、砂質一樣ならざるも、概して表土頗る淺く、表土の直下に比較的粘土質土壤を有するも二尺内外より下層は礫土に屬するもの頗る多く土壤の構造良好なりと云ふべからず。養分吸收力は神志山、飛鳥、泊、新鹿、荒阪、南輪内、北輪内に於けるもの窒素殊に燐酸に對し中庸以上に位するも他は凡て中庸或は其以下に屬す。(以上) 又最近本郡にて開設せる農事講習會に於て講師の講演せる筆記中地質の部は前項記事と重複するものあれどもよく其要點を記述するものあるを以て參考のため左に要領を掲載す。

#### ◆南牟婁郡に於ける地質分布状態 (要領)

- (一) 中生層 本郡の西部五郷村、神川村、西山村、入鹿村及び上川村等に分布し概ね峽峻なる山岳を構成す従つて重要耕地を成す、こ僅少なれども森林地として有用なる地域を占む。
- (二) 第三紀層 郡の中央部神志山村、市木村、阿田和村、相野谷村及び尾呂志村等に分布し丘狀の山地を形するものである故に大部分は山林地であるが耕地として利用せらるゝことも尠くない。此地層を構成する岩の種類は凝灰質頁岩及び砂岩であるが又往々礫岩等の層を混するものである。河川の沿岸又は山側の斷崖等にて能く之を實見することが出来る。

かゝる岩石類から構成せられて居る地質であるが故に其の未風化物又は分解物が混入する場合には則ち礫質、砂質の土壤を生成するが頁岩



混岩等の風化する場には強粘性なる土壤を生成するもので有る、故に土壤は乾燥せば固結して石塊の如く變じ吸水すれば再び強粘性の土壤となるが如き理學的性質の頗る不良なるもので有る、従つて作物の生産は豊饒ならざるを常とす。

此の如き土壤は成るべく堆肥、厩肥又は綠肥等の有機質肥料并に石灰肥料等を特に潤澤に施用し之が改良を計るを要す。

(三) 洪積層(第四紀層) 此の地質に屬するものは前記第三紀層の土地に接續せる海岸地なる神志山村、市木村及び井田村地方に分布し此の邊一体の臺地をなせるもので有る。本郡に於ける該地質に屬する土性は概ね前記第三紀層の土性に類似して居るが故に更に有効磷酸分に缺乏すること著しきもので有る。

(四) 沖積層(第四紀層) 本郡に於ける此地質に屬するものは極めて狭少で有る僅に河口の流域に點在し平坦地を成すもので有る。灌漑排水佳良なる土地は稻作及び二毛作に好適し有用米產地たるべけれども其不良なる所に有りては作況良況ならざるを常とす。

(五) 石英粗面岩 所謂新期の火成岩で外觀恰も御影石に類し俗に紀層御影石と稱するもので其成分も亦前者に類するもので有るから分解生成の土壤も亦従つて之に酷似もので有る。

該地層は北牟婁郡より本郡の北部各村に亘り一体の山岳を形成し更に郡中央部を縱走し久留米山、妙見山等の峻高なる山脈となり南部各村に跨り頗る廣大なる面積を占むるもので有る、斯様の次第で有るから大部分は森林、山野の土地となり耕地として利用せらるゝものは極めて僅少で有る。

## 第五章 礦物、礦泉

### (一) 礦物

銅鑛 本郡產出の礦物は主として銅鑛にして其の鑛床は皆第三紀層中の鑛脈にして而も皆石英粗面岩に接近せり。鑛石は硫化銅にして常に多量の硫化鐵を伴へり。上川村の楊枝鑛山は最も有名なるものにして慶長年間已に採掘せりと傳へられ、銅質良好なるを以て和歌山藩主之を直營して盛に採掘し、後には新宮領主の經營に移りしこともありたり。元文年中和歌山宇治村の市太夫なるもの幕府の命に依り熊野產出の銅を以て鑄錢せしことあり。此の銅は主として楊枝銅山と那智銅山とより採掘せしものなり。和歌山藩に於ては藩祖以來鑛山採掘に深く意を用ゐ、管下到る處にて探險試掘せり、近時鑛山熱旺盛なるに従ひ所謂鑛山師なるもの熊野の隈々まで探查せるが到る處試掘の形跡ありたるには一驚を喫したる程なりと云ふ。又其採掘の方法は甚だ進歩したるものにて中々大仕掛のものなりと云ふ、現に楊枝鑛山の舊坑の如きは、横に千七百尺を掘り更に上空に向ひ八百尺の高さまで掘鑿しありしとの事なり、以て其の一斑を知るべし。

楊枝川銅山 上川村楊枝川の上流一里餘の左岸に臨めり。從來事業間斷ありしが、明治卅五年末總房鑛山と改稱し、明り業をなし三十六年一月より坑内採掘を連續せり、第三紀層頁岩(泥板石)中に胚胎せる鑛脈にして、元來本舗、夫婦舗の二脈あり、前者は東西鑛にして後者は南北鑛にして五十度の角度を以て東に傾斜す、鑛立ち悪しく波狀にして脈幅厚きは五尺、薄きは一二寸にて恰も豆莢狀をなせり、然れども斷絶する患決して無し、運搬法は楊子川口まで人力を借りて運び出し熊野川を下りて新宮町に送る。

本鑛山は一時中止せしが、大正九年より事業主を代へ更に銅鑛より金を精鍊する方法を執り、其の十萬分



の六以上の者は佐賀關なる久原精鍊所に贈り、それ以下の者は自鑛にて精鍊せるが、自鑛精鍊のものは平均十萬分の四に相當せりと云ふ。

十藥銅山 入鹿村大字大河内山中に在り、楊子川鑛山とは楊枝川の一溪を隔て、北僅に三四町を離るゝのみ。本舊坑ありしが明治廿三年以降稼行を繼續せり、第三紀層頁岩及び砂岩中の鑛脈にして鍾七枚あり、内南北鍾一枚にて餘は東西鍾にて南へ四十五度の傾斜なり、運搬法は楊枝川鑛山に同じ。

常谷銅山 上川村大字小船に在り。小船炭山と常谷の一溪を隔て、其の東方に位す。第三紀層頁岩中の鑛脈にして走向は北五十度西にして七十五度西南へ傾斜す、鑛床の端に於て無煙炭の薄層に會せり、九重村炭山のハチマキに應ずるものか。

又本鑛山より木葉化石を出せることありたり明治卅五年の製銅額一萬九千餘斤に達せしことあり、人背に依り十町餘の常谷を下りて北山川に出で船にて新宮に運搬す。

無煙炭 第三紀層泥板岩中に無煙炭介在し本邦無煙炭の產地として長門の美稱炭田、肥後の天草炭田と併び稱せられて熊野炭の名を以て顯はる、出合附近の外上川村淺里にも其の露出あり。淺里村のものは恰も出合附近の者と向斜層をなすが如き位置に在りては、厚さ二尺五寸ありと雖も永く休坑せるを以て今坑内を窺ふ能はず。

出合附近の者は目下盛んに採掘せるが、其の區域は楊枝、小船間の熊野川流路を東邊とし女法森（小雲取の北）より以北十津川に至る迄の山脈を西邊とし、北方は十津川の下流、南方は日足の溪流を以て界する四邊形面積約九平方杆の中に散在するものにして音川炭山、宮井炭山等數多の炭坑あり、小船炭山も一時盛に採掘せしが目下は休山中なり。

今此の區域の地質を見るに頁岩及び砂岩の互層より成り、砂岩は一部蠻岩狀を呈する事あり。小船炭山にては凝灰質石英粗面岩の炭層に接觸し、又は斷層面の間隙に乗じて薄く侵入せし處あれども、是は無煙炭成生後の迸發に係れり。此の無煙炭分析の結果に依れば百分中に二、四九の硫黃分を含めり、斯の如く硫黃分の多量なるは木炭田所産炭の通弊にして爲に實用の途善く開けず、僅に其の無煙高熱を利用して石灰セメント製造用燃料に供給するに過ぎざるは實に遺憾の至りなり。

#### ▲鑛山（紀伊續風土記所載の本郡鑛山左の如し）

##### 楊枝川鉛山

（上川村）

楊枝川村の北西に在り銅鉛の二種出づ、元和の比始めて掘る其の後廢と又寛文比より再び掘り始め寶曆比又廢す。文化九年より又掘り始む。

##### 室谷銅山

（入鹿村）

湯ノ口村の南湯ノ谷より六町許下にあり源は大河内村界より流れ出て此の谷を花井莊花井村の境とす、谷の中に銅山あり、延寶年中に始めて見出し掘りしかども其の後中絶したるを文政八九年の頃に古き銅穴を再興してより今に至りて絶えず掘出す、銅の質花井莊楊枝村よりは勝れりと云ふ。

##### 大河内銅山跡

（入鹿村）

何の頃にか銅を掘りたる舊穴所々にあり本村にもあれども小十藥の方に多くみゆ、今十藥の邊より三浦谷（又三井良と云ふ）に至らんとする道路に壁立の嵯峨たる巖山あり、先年山半崩たりとて道路に怪岩大石の横たはるあり恐らくは銅を掘りたる地中の空虛年を経て崩壊し地下に陥りて此變をなしたるならんといふ。

##### 大栗須銅山跡

（入鹿村）

大栗須の川向長野との間にあり何時頃掘りしかの詳ならず（以上紀伊續風土記）

##### 楊枝鑛産銀

東熊野に鑛數箇所ありしが今二を存す、曰く那智、曰く楊枝、鑛目曰く鑛中の穴徑數岐、周く覽るべからず、川有り、池有り、阪有り、梯有り、階有り、橋有り、數區場有り、鑛夫所在潜匿して博をなし、吏之を制すれども力及ばずと云ふ。夏時西瓜を鑛中に置けば冷極りて食



すべからず云ふ。

楊枝礦に當て松梯の化して石と成れるあり、皮理舊の如く鑛夫戯撃ちて之を碎く、藩朝令とて之を徴するに用に供するに足るものなかりき  
大寶三年半斐郡銀を貢すあるは蓋し楊枝礦の産なり（仁井田源一郎述）

本縣の鑛業 本縣の鑛業は他の生産物に對し其の産額極めて僅少にして比較的採量の豊富なりし大正四年に於て全鑛區を通じて僅かに貳萬九千餘圓の産出ありしに止まり、五年前の明治四十四年には壹萬貳千餘圓の少量に過ぎざりし。而して其鑛區位置は員辨、鈴鹿、河藝、桑名、阿山、名賀及び南牟婁の八郡に散在し鑛區坪數八百四十五萬七千餘坪なるも内南牟婁郡内に屬するもの三百八十萬一千〇十九坪の多きを占め約全縣の半數に當れり。又其の採鑛價額は貳萬九千九百五拾四圓にして内桑名、員辨、鈴鹿、阿山、名賀各郡に産する亞炭價格壹萬四千六百六拾四圓を除却したる殘額壹萬五千貳百九拾圓の内南牟婁郡産額は七千八百參拾五圓なり。全縣の鑛種は亞炭、銀銅、褐鐵礦、滿俺、酸化鐵、石炭の七種にして中に就き亞炭の産額は前記の如く約半數を占め銀、銅の七千八百圓、褐鐵礦の七千百餘圓之に次ぎ石炭は唯だ鑛區を存するのみにして殆ど廢鑛の運命に陥れり、右の内銀銅は悉く南牟婁郡の産額なりとす。（大正四年調三重縣誌）

鑛區位置並鑛産表

鑛區	位置	鑛物	鑛區坪數	採産額	價額	鑛額
上川	村	楊子川	一四八、二一六	四三、九二二	八、〇〇〇	八、〇〇〇
同村	楊枝、小船、和氣、楊子川	同	七二五、九二六	一	一、九五二	一、九五二
同村	楊子川、小船	銀銅	九〇六、〇八四	一二、二〇二	四八、一二五	六、一七三
同村	（花井）入鹿村（大河内、湯ノ口）	同	三一六、三一二			
上川	村和氣、楊子川	同	二六〇、三一二			

上川	村花井、小船、楊子川	銀銅	三九四、一七五			
入鹿	村大栗須	同	一二七、二〇〇			
同村	湯ノ口、小栗須	同	五五七、二七二			
上川	村大河内、小川口	銅	八八六、二六〇			
入鹿	村大河内、小川口	同	五九六、〇六〇			
尾呂	志村上野、川瀬	同	二六四、〇〇〇			
西山	山村平谷	同	七八二、二七五			
上川	村小船	石炭	一五八、二二二			
同村	同所東部九重村三津ノ村	同	五四五、一八九			
上川	村小	同	一九三、一一六			
同村	花井	同	一三九、二九二			
御船	村花井	同	一八四、〇六七			
計			六、四八三、九九四	一〇四、二四九		一六、一二五

(二) 鑛泉

陽ノ口温泉

（入鹿村湯ノ口）

湯口の南七町に湯ノ口温泉あり源は大河内村界の山より流れ出て村領にて大川に落合ふ小川あり北谷と云ひ其の落合にある村を湯ノ口といふ然れども温泉湧く事少く且ぬるくして用ふるに足らず。

湯ノ谷温泉

（五郷湯ノ谷）

湯ノ谷の溪流谷内に昔少く温泉の出で跡ありといふ。

新鹿温泉

（新鹿村新鹿）

新鹿村より十三町北東の方淺谷にあり、水冷なり沸して浴すべし今は只だ湯ノ花あるのみ（以上續風土記に依る）

尾呂志温泉

大字片川字古片に在り、泉質は亞爾加利性炭酸泉なり。



氣溫 本郡は北に山脈を負ひ、南方は近く暖流の流域に當れるが故に、南部は海洋の影響を蒙りて温度の變化少く、高温にして海洋的氣候を有し、北部に至るに従ひ寒冷低温にして寒暖の差大なり。今本郡役所に於ける觀測所の温度平均表は左の如し。(攝氏)

一月	大正十年 七、八八 <sup>度</sup>	大正十一年 五、一四 <sup>度</sup>	大正十二年 六、〇八 <sup>度</sup>	大正十年 二七、六五 <sup>度</sup>	大正十一年 二八、九六 <sup>度</sup>	大正十二年
二月	七、四七	一一、〇〇	七、二五	九、月	二五、五九	
三月	九、四九	一〇、一七		十月	一九、五三	
四月	一五、三七	一五、二四		十一月	一二、二〇	
五月	一九、三三	一九、一三		十二月	八、七七	
六月	二〇、四五	二二、六六		平均	一六、四八	一七、一六
七月	二六、三四	二六、七三				

即ち平均温度は十六七度の間なるが、今明治卅五年以來の温度表を見るに、また此範圍を出でずして大正六年の十五度九二を最低とし其他は十六度以上にして大正十一年の十七度一六を最高とせり。

絶對最高氣溫は明治三十八年八月二十六日の三十八度八分を最高とし、之に次ぐは大正三年七月十八日の三十八度一分、大正十一年の三十八度なりとす。又絶對最低氣溫は明治三十七年一月二十七日の零度以下四度七分を最低とし、之に次ぐは大正二年二月十二日の四度六分、大正六年の四度六分なりとす。概して本郡は氣候温暖なれば氷點以下に降下する事は年中甚だ稀なりとす。(大正十二年一月中の最低氣溫は零點下三度五分(一月二十八日)二月中の最低氣溫は零點下四度五分(二月二十七日)なりとす。

(大正十一年)

天 氣 表		(大正十一年)	
午前十時		午前十時	
全 月 の 現 象		全 月 の 現 象	
晴 曇 雨 雪 霰 暴風 結霜 霧 雹 雷雨 地震	晴 曇 雨 雪 霰 暴風 結霜 霧 雹 雷雨 地震	晴 曇 雨 雪 霰 暴風 結霜 霧 雹 雷雨 地震	晴 曇 雨 雪 霰 暴風 結霜 霧 雹 雷雨 地震
大正十一年一月	大正十一年一月	大正十一年一月	大正十一年一月
同 年二月	同 年二月	同 年二月	同 年二月
同 年三月	同 年三月	同 年三月	同 年三月
同 年四月	同 年四月	同 年四月	同 年四月
同 年五月	同 年五月	同 年五月	同 年五月
同 年六月	同 年六月	同 年六月	同 年六月
同 年七月	同 年七月	同 年七月	同 年七月
同 年八月	同 年八月	同 年八月	同 年八月
同 年九月	同 年九月	同 年九月	同 年九月
同 年十月	同 年十月	同 年十月	同 年十月
同 年十一月	同 年十一月	同 年十一月	同 年十一月
同 年十二月	同 年十二月	同 年十二月	同 年十二月
計	計	計	計
大正十年	大正十年	大正十年	大正十年

雨量 本郡は他の熊野諸郡と同じく本邦中に於て雨量の最も多き地にして一年の降水量は大抵の年には三千耗以上に達するを常とせり。西牟婁郡の田邊地方にては明治二十二年八月二十日の大洪水の際には九百耗に達せしことあり。斯の如く熊野各地に雨量の多きは主として黒潮海流の影響を受くるに依るものなり、左表に依り其降水日数の多きを知るべし。



氣流 本邦の氣壓は夏季に低く、冬季に高く、而して西方亞細亞大陸は夏冬氣壓の差本邦よりも一層甚だしく、東方太平洋上は本邦よりも氣壓の増減緩漫なり。故に我が國にては概して夏期は南風東風若くは南東風多く、其他の季節は北風西風若くは北西風多く、四月と十月とは兩風の交代期なりとす。即ち本郡も此の傾向を免れずして、南西、又は北西の風向は至つて少なし。之を最近の觀測に徴するに

同	大正十年	東 六二五	南 三三八	南 三二四	東計	西 五二六	北 四一三	北 一三一七	北計	北 二二三	東北計	西 六一三
九	年	六	八	二		六	三	九		三		二
同	大正八年	東 一一二	南 二九七	南 二〇七	東計	西 四一四	北 四一三	北 一〇四五	北計	北 三〇三	東北計	西 五一三
七	年	二	七	七		二	三	二		二		四
年		一九	四三	五七		四二	四〇	一〇四		二四		四一

又風向を月別にする時は左の如し

風向月別表 (大正十年)

七	六	五	四	三	二	一	大正十年
月	月	月	月	月	月	月	
三	二	三	一	四	一	九	北
一	二	五	三	二	三	一	北東
五	三	二	一	五	三	三	東
七	一	一	五	八	四	四	南東
六	一	一	五	三	三	二	南
二	二	一	一	一	一	一	南西
三	三	一	二	五	一	八	西
一	二	一	一	三	二	四	北西
三	五	一	二	一	一	一	無風
計	十	十	十	九	八		
	二	一					
	月	月	月	月	月		
四		七	五	四	四	一	北
三		一	一	二	二	二	北東
六		四	二	四	五	一	東
七		一	二	七	四	六	南東
六		二	一	一	一	一	南
二		二	一	一	一	二	南西
五		七	七	三	二	二	西
六		六	七	六	三	三	北西
六		三	四	五	九	四	無風

原來本邦に襲來する低氣壓の紀州附近を通過するものは頗る多く、就中其の影響尤も多きは夏秋の際、太平洋中に現出したるもの北緯二十五六度、東經百三十三度附近より、北東の進路に變じ、四國の東邊を衝き、本地方の北西部を掠めて日本海に趨るもの、及び冬春の頃頻次支那東海に發生し、九州の南端より南海沖を

氣象表 (一)

年	別	一ヶ月平均	降水量	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	無風
大正十一年一月	同	五、一四	六三三	八	一	一	二	三	一	三	五	三
大正十一年二月	同	一、〇〇	五、六	二	二	五	一	二	二	六	六	一
大正十一年三月	同	一〇、一七	六、三	六	二	〇	八	二	三	一	六	一
大正十一年四月	同	一五、二四	六、九	四	一	八	七	四	二	一	六	一
大正十一年五月	同	一九、一三	二七、四	三	二	八	〇	五	二	三	六	一
大正十一年六月	同	二、六六	八、四	一	一	八	七	四	二	三	六	一
大正十一年七月	同	二六、七三	七、七	二	二	三	〇	一	二	二	三	一
大正十一年八月	同	二八、九六	六、九	五	二	八	三	四	一	七	二	一
大正十一年九月	同	二五、五九	四、九	二	二	〇	四	一	五	二	二	一
大正十一年十月	同	一九、五三	六、五	六	三	七	一	二	一	八	二	一
大正十一年十一月	同	一四、一四	五、五	八	五	三	一	二	一	六	五	三
大正十一年十二月	同	八、六五	三、五	四	一	三	二	一	一	二	八	三
合計	大正十一年	一七、一六	七、一	五	三	七	四	二	八	六	四	三
大正十年	同	一六、四八	七、五、三	四	三	六	七	二	六	五	二	三
大正九年	同	一六、八九	三、六、七、三	四	二	六	七	二	六	五	二	三
大正八年	同	一六、八二	七、九、四	三	九	一	五	二	六	五	二	三
大正七年	同	一六、一六	七、六、七	四	一	二	一	二	三	一	二	三

過ぎ房總沖に到るものなりとす。前者は所謂二百十日の厄日前後に屢起る暴風雨にして、年々多少の災害を及ぼさざるはなく、後者は北西風を起すに顯著にして、冬季は動もすれば吹雪の光景を現す。是等各種の低氣壓進路を概括したる平均進路は正に大隅佐多岬、紀伊田邊附近及び志摩大王崎を連絡せる斜線に相當し、其の平均速度は一時間凡そ十七八哩にて本郡附近は正に其衝點に當るものとす。



氣象表 (二)

	大正十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年
平均溫度	一七・六	一六・八	一六・九	一六・八	一六・六	一五・九	一七・五	一七・三	一七・九	一六・三	一六・四
最高溫度	八月六日 三八・〇	八月九日 三五・五	八月廿五日 三五・〇	八月五日 三五・六	八月二日 三四・三	六月廿八日 三六・二	八月十四日 三四・八	七月十九日 三五・七	七月十八日 三八・一	八月十二日 三六・二	八月廿一日 三五・六
最低溫度	一月廿日 零下二・〇	一月廿四日 全三・〇	二月十三日 全三・七	二月五日 全三・三	二月十九日 全四・四	一月九日 全四・五	十二月廿八日 全三・五	一月十四日 全三・六	二月十三日 全三・七	二月十二日 全四・六	一月十七日 全三・六
降水量	二・三八九 耗	三・六七三	三・五六八・五	三・三五五・五	三・〇八三・二	三・〇五四・七	三・〇九九・五	三・七四三・三	二・四三三・三	二・六五〇・〇	二・六四六・五
最多	十月六日 二・三〇〇	九月七日 一七・〇	六月廿七日 一五・〇	九月十三日 二七・八	十一月二日 一七・〇	十月十日 三一・〇	九月廿二日 二二・六	八月四日 二二・〇	五月廿九日 一七・五	十月七日 三二・四	八月四日 一五・八
降水量耗	二・三〇〇	二・九〇〇	二・一〇〇	一四・七〇〇	一九四・三	一九〇・〇	一六七・五	三〇八・〇	二二二・六	一六七・一	
平均溫度	一七・五	一六・六	一六・三	一六・五	一六・七	一六・五	一七・〇	一六・六	一七・〇	一六・五	
最高溫度	七月十八日 三六・〇	八月十七日 三六・一	七月十八日 三七・二	七月廿六日 三四・九	八月廿八日 三七・七	八月廿四日 三四・八	八月廿六日 三八・八	七月廿四日 三五・七	八月四日 三八・八	七月十四日 三四・七	
最低溫度	一月四日 全三・七	二月十八日 全四・五	二月八日 全四・〇	二月七日 全三・五	一月十二日 全三・九	一月廿二日 全三・〇	二月十日 全三・二	一月廿六日 全四・七	二月廿日 全三・八	二月十二日 全三・八	
降水量	二・七四六	二・七二九	二・五五三	三・五一九	三・五八七・一	三・〇六五・〇	二・七九三・〇	二・〇一九・〇	三・五九三・五	三・三三九・三	
最多	九月廿一日 一七・五	八月十二日 二・九〇〇	十一月廿日 二・一〇〇	八月六日 一四・七〇〇	九月十七日 一九四・三	十月廿三日 一九〇・〇	八月十六日 一六七・五	八月卅日 三〇八・〇	九月廿二日 二二二・六	八月十日 一六七・一	
降水量耗	一七・五	二・九〇〇	二・一〇〇	一四・七〇〇	一九四・三	一九〇・〇	一六七・五	三〇八・〇	二二二・六	一六七・一	

第七章 戸口概説

崇神天皇の十二年始めて人民を校し更めて調役を科す。之れ史上に顯はたる戸口調査の最初なり。次に孝徳天皇の大化元年、使を諸國に遣はし民の數を録せしめ、續て其の二年戸籍計帳、班田收授の法を設け、人生れて六歳に達すれば、政府より男子一人に田二反、女子一人に其の三分の二を給し、死亡すれば其の田を返納せしめ、六年毎に死亡出産を調査して田地を收受するの制となりしかば、嚴密に戸口の調査を行ひしを知るべく、白雉三年には戸籍を造り「凡そ戸主皆家長を以て之を爲す、凡そ戸皆五家相保し一人長となし以て相檢察す」とありて此時大に戸籍法備はれる者の如し。班田の制は其の後も繼續して行はれたるが、戸口の調査は人口の増殖に伴ひ煩雜にして容易に行ひ難く、平安朝時代に至り莊園起り私領の多くなるに従ひ、戸口調査の制も大に廢るゝに至り、所謂武門武士互に黨を樹て、相争ふに至り、此の制度全く中絶するに及びり。斯くて徳川氏の治世に及びて戸口調査の制定まり、大庄屋は部内の戸口を調査して之を人別帳に記入し増減の人員は之を郡奉行に致し、他行の者ある時は一々之を郡奉行に届出でたり。徳川家光の時那蘇敷を嚴禁するの時より戸口調査益々嚴重となり。所謂宗門改めて人民は必ず寺院の檀下たるべきものとし、檀下の男女八歳以上の者は切支丹に非るを證せしめて手形を交付するに至り、死亡者は必ず寺院に届出で過去帳に記入するの制となり、後には其の邪宗に非ざるを證明する爲め寺院より死者の戒名を受け一々墓石を建て戒名を彫刻するの風習を馴致したり。故に此の宗門改めの制に依り戸口の調査は比較的詳密を加ふるに至れり然れども之を今日より見れば固より杜撰なるを免れず。明治五年郷長（従前の大庄屋）を改めて戸長とし、以て戸籍編纂の事を掌らしめしより戸口の調査初て完全に行はるゝに至れり。



往時の戸口数は遑として考ふべからず、藩政時代の戸口も文献の備はらざる爲め之を詳かにしがたし。藩政の頃は各町村より大指出帳又は郷帳と稱し、戸口其他村に於ける諸統計を記載したる今日の村治統計に類するものを、時々提出せしめたりしもの、今日各村に保管せるものあるも、其の數三四に過ぎずして固より全郡の戸口を詳かにする能はず、又天保年間に完成せる紀伊續風土記には他郡の部には戸數人口を記載せるも不幸にして本郡の部には何等の記載なく、只だ寛文頃の記録と思はる、熊野見聞記に戸數のみの記載あるも只だ新宮領の分のみにして本藩領に及ばず、故に藩政時代の戸口數は結局之を知るに由なきものとす。左に熊野見聞記及び續風土記に散見せる戸數を掲記して参考の一端に供す。

寛文頃の戸數表

(但し寺、小屋共)

井土村	百廿軒	瀬戸村	廿軒	有馬村	二百五十軒	串屋村	十七軒
山崎村	十三軒	金山村	五十七軒	神ノ木村	九十三軒	上市木村	九十軒
志原村	五十軒	下市木村	六十軒	引作村	卅四軒	阿田和村	百廿軒
井田村	五十四軒	鶴殿村	百三十軒	成川村	五十五軒	鮎田村	五十一軒
高岡村	七十八軒	大里村	百四十四軒	井内村	廿六軒	平尾井村	八十軒
阪松原村	卅五軒	引作村	十八軒	中立村	六十二軒	西原村	七軒
柿原村	五十五軒	阪本村	卅六軒	上野村	五十一軒	栗須村	五十四軒
河瀬村	廿五軒	花知村	卅四軒	小森村	十七軒	木津呂村	十六軒
小栗栖村	廿八軒	湯ノ口村	四十七軒	花井村	八十九軒	檜杖村	卅八軒
浅里村	九十一軒	和氣村	六十軒	揚枝村	四十四軒		

又續風土記に小名中の戸數を記せるものあり左に掲載す。

△小川	基	北檜杖村小名	家八軒	△河	根	湯ノ口村小名	家四軒
△小川	口	島津村小名	家十四軒	△十薬(又十役)		大河内村小名	家七軒

△碓	谷	柳谷村小名	家十軒	△高	尾	桃崎村小名	家八軒
△田	代	村(大里村枝郷)小名田代	家廿二軒	△青	木	井田村小名	家三四軒
△沼	田	野	新鹿村小名	△端	馬	新鹿村小名	家十軒
△頼	母	盛松浦新田	家四軒				

戸口累年比較 舊時の戸口數は文書の徴すべきなきに依り之を知るを得ず。明治九年の文書には郡内總戸を數五千八百四十戸とせり、明治三十八年以來の戸口累年比較は左の如し。

戸口累年比較表

(各年十二月卅一日現在)

年	大正十	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年
本籍人口	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三
現住人口	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三
計	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三	三、四六三

又町村別累年現住戸數及人口比較統計左の如し

町村別戸數累年比較表

町	大正十	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年
木本	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
北輪	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
内村	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七



飛鳥村	五郷村	神川村	西山村	入鹿村	上川村	尾呂志村	相野谷村	御船殿村	井田村	阿田村	市木村	神志山村	有井村	泊井村	新鹿村	荒阪村	南輪内村
二・一五〇	六三三	四八八	六二二	三三八	四二五	二二三	六二一	五五四	六三三	四二五	四二四	六九	五五五	一・〇〇〇	一七八	六二七	七〇〇
二・一五九	六三七	四八七	六二二	三三四	四二七	一九六	六〇六	五五三	六二〇	四二一	四二〇	六三	五五二	一・〇〇五	二九四	六三二	七一九
二・一四〇	六三三	四八一	六二七	三三三	四二六	二二六	六〇四	五五〇	五九二	四〇〇	三九五	六三	五五七	一・〇〇七	二九四	六二〇	六七二
二・一八四	六二五	四四五	五九九	三五三	四一七	二二二	六二六	五五四	五八八	三九六	四〇〇	六二	五五二	九八二	二七四	六〇六	六五七
二・一三九	六〇〇	四三〇	六〇三	三五九	四二三	二六三	六二九	五五四	五七六	三九三	三九七	六三	五五七	九八八	二六七	六二五	六三七
二・一〇四	五九六	四二九	五七三	三五九	四一〇	一八七	六三三	五八	五八〇	三九五	四〇〇	六二	六二七	九八三	二六七	六三〇	六三二
二・一五五	六〇八	四一八	五七七	三四〇	四二〇	一八	六一五	五三	五九六	三九二	四〇〇	六二	六二一	九八三	二六七	六三〇	六二二
二・一八一	六三三	四三三	五七五	三五二	四二〇	一八一	六二五	五二	五九六	三九六	四〇一	六二	六二一	九八四	二七六	六二八	六二二
二・一五九	六〇〇	四二五	五七五	三五八	四二二	一八二	六二二	五二七	六〇三	三九五	四〇九	六二	六二二	九八〇	二六九	六三〇	六三六
二・一五三	六五三	四三六	五六六	三四三	四二二	一八九	六二三	五二六	五九一	三九六	四〇九	六二〇	六二〇	九八〇	二六三	六二五	六三六

町村別人口累年比較表

(各年十二月末日現在)

大正十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年
五・二二九	五・〇一一	五・二六九	五・二六六	五・四六〇	五・四四四	五・四七七	五・五三〇	五・四四〇	五・三六五
二・四七九	二・四九〇	二・四六三	二・五二五	二・五八九	二・三九九	二・二五八	二・五二八	二・四八五	二・四五六
四・一〇九	三・九八四	三・八八四	三・八七三	三・七七八	三・六六六	三・八〇八	三・三八八	三・三九	三・四七九
二・〇四〇	二・一〇二	二・〇七四	二・一〇三	二・一八九	二・二四二	二・三三八	二・二二三	二・〇七六	二・〇八四
三・六三三	三・五三三	三・四七三	三・四八一	三・五九九	三・五五七	三・五〇〇	三・六三〇	三・五五九	三・四四四
一・七三七	一・七三八	一・七〇三	一・七〇一	一・六八〇	一・六六七	一・六九	一・六三三	一・五九七	一・五九四
六・二四六	六・二九四	六・一七八	六・〇三三	五・八八一	五・八二	五・七三〇	五・六二二	五・四四三	五・四二〇
三・四二九	三・五四六	三・五二五	三・五三三	三・六三六	三・六三三	三・五五七	三・五五三	三・四四三	三・三九二
三・四三三	三・一一〇	三・〇九一	二・九八六	三・〇六一	三・〇三三	三・二二三	三・一八七	三・〇九一	三・〇三四
三・五二二	三・五三三	三・五一一	三・四九七	三・四九五	三・五二	三・五〇三	三・五〇三	三・四七	三・六〇四
一・九二九	二・〇四一	一・九九九	一・九八五	一・九三八	二・〇〇八	一・九七	一・九七	一・八八六	一・九五一
一・七〇八	一・七九二	一・七八六	一・七三三	一・七四三	一・七二	一・七〇九	一・七五七	一・六四九	一・六九二
三・〇九三	三・〇四一	三・三二〇	三・二二一	三・二六八	三・三三	三・三三〇	三・三三六	三・二五二	三・一〇
三・七三八	三・四五六	三・五〇〇	三・四六九	三・四七四	三・四四三	三・四七三	三・四四〇	三・四四二	三・四四三
一・二一八	一・一三八	一・二七三	一・一九四	一・二一五	一・一〇	一・〇七一	一・〇五八	一・〇六九	一・〇七九
二・四三三	二・四六〇	二・七六四	二・七七四	二・七九六	二・七五三	二・六八	二・六五四	二・六九	二・五七四
一・七二四	一・七六八	一・七九八	一・七九七	一・八四	一・八四八	一・八二〇	一・八三	一・八三	一・七四七
三・〇〇七	三・二三三	三・二九六	三・二八二	三・三〇〇	三・二七六	三・二二	三・三三三	三・二九一	三・三九三
二・五二三	二・四七六	二・六〇五	二・六三三	二・五九三	二・五二	二・五五	二・五九	二・五二四	二・四二一
三・三九三	三・二四一	三・五九三	三・六六九	三・六七七	三・六九一	三・六八	三・六九六	二・六八	三・四七七
三・五〇九	三・一八八	三・九〇〇	三・六三九	三・二七六	三・六三三	三・三九	三・二五	三・二四六	六・一八



又各村町男女別本籍及現住人口並に一戸當人口表左の如し

男女別本籍及現住人口等明細表 (大正十年十二月末現在)									
村町	本籍男	本籍女	計口	現住男	現住女	計口	現住戸數	一戸平均當人口	
木本町	二、四八五	二、〇六一	五、〇六六	二、六三三	二、六六六	五、二九九	一、〇五〇	四、九七二	
北輪内村	一、四四五	一、三七二	二、八二四	一、〇九五	一、一八四	二、二四九	四三七	五、六七三	
南輪内村	二、二九三	二、一八〇	四、四七三	二、〇五〇	二、〇五九	四、一〇九	七二〇	五、七七七	
荒内村	一、二五五	一、二〇七	二、四六三	一、〇三三	一、〇〇七	二、〇四〇	三六八	五、五四三	
新鹿村	二、〇五三	一、九三九	三、九八二	一、八六八	一、七五五	三、六二三	六二七	五、八七三	
泊井村	八七〇	八八九	一、七五九	八六三	八七四	一、七三七	二七八	六、二四八	
有井村	三、〇二八	三、〇一四	六、〇四二	三、〇二一	三、〇二五	六、〇四六	一、〇〇七	六、〇二三	
神志山村	二、〇八六	二、〇三〇	四、一六六	一、七四四	一、六八五	三、四二九	五七五	五、九六四	
市木村	一、七五五	一、七六三	三、五五八	一、五一九	一、六二四	三、二四三	五五五	五、六六三	
阿田和村	二、〇二六	一、九六八	三、九八四	一、七七一	一、七四一	三、五二二	六一九	五、六七四	
井田村	一、三三三	一、三三八	二、七二〇	九五四	九五五	一、八九九	四四四	四、六三九	
鶴殿村	九〇五	八九一	一、七九六	八五五	八五三	一、七〇八	四一五	四、一三三	
御船村	一、七六四	一、七〇八	三、四七三	一、六一一	一、五八二	三、一九三	六三三	五、五六一	
相野谷村	一、七〇七	一、六九三	三、四〇〇	一、五三一	一、四九四	三、〇二五	五四四	五、一三三	
尾呂志村	二、〇二七	一、九六〇	三、九八七	一、九三三	一、八一五	三、七四八	六二二	六、一八八	
上川村	一、三三三	一、三三五	二、六八八	一、二五一	一、一八四	二、四三五	四二二	五、二七四	
入鹿村	一、二二二	一、二二二	二、四四四	一、一八四	一、一八四	二、三六八	三三八	五、八六八	
西山村	九七七	九六九	一、九四六	八七三	八四一	一、七一四	三三八	五、〇七一	
神川村	一、六八〇	一、六八四	三、三六四	一、七六〇	一、五四七	三、三〇七	六二二	五、三三五	
五郷村	一、三八二	一、三〇三	二、六八四	一、二六五	一、二五八	二、五二三	四八九	五、一六〇	
飛鳥村	一、九一五	一、八三三	三、七四七	一、六〇三	一、六九一	三、二九三	六三三	五、二〇二	
計	三、〇六八	三、〇九六	六、一六四	三、一四二	三、三六八	六、五〇九	一、二〇〇	五、五〇一	

出生と死亡 大正六年末より同十年に至る現住人口状態は左の如し

現住人口状態表									
年次種別	公生	私生	公死	私死	出生	死亡	婚姻	離婚	現在夫婦
大正十年	一、二二三	一、〇九八	四二八	五二八	一、四八八	七五八	六三八	七五八	二、〇五八
男	一、〇九八	六二一	二五二	二五二	九二九	七五八	六三八	七五八	二、〇五八
女	二、二二一	一、〇三三	一、五二六	一、五二六	二、五五九	七五八	六三八	七五八	二、〇五八
九年	二、二二一	一、〇三三	一、五二六	一、五二六	二、五五九	七五八	六三八	七五八	二、〇五八
八年	二、二二一	一、〇三三	一、五二六	一、五二六	二、五五九	七五八	六三八	七五八	二、〇五八
七年	二、二二一	一、〇三三	一、五二六	一、五二六	二、五五九	七五八	六三八	七五八	二、〇五八
六年	二、二二一	一、〇三三	一、五二六	一、五二六	二、五五九	七五八	六三八	七五八	二、〇五八

大正元年の現住人口六萬一千八百十八人を同十年の現住人口六萬三千五百〇九人に比較する時は九個年間に合計一千六百九十一人の増加にして即平均年々百八十七人八分の増加なりとす。

○前年に比し人口千に付 (大正十年)

全縣下 減少 三、八二七 本郡 増加 五、八〇八

○女百人に對し男 (大正十年)

全縣下 九七、八八三 本郡 一〇二、八四六

在外國者調 海外渡航の嚆矢は何時頃なるか、之を詳かにするを得ず。大正十年末の海外渡航人員は男二百〇三人、女八十四人合計二百八十七人にして、其内最も多きは北米合衆國にして男八十四人女四十人合計百二十四人なり、之に次ぐは南亞米利加の男三十五人女二十三人合計五十八人なり。南米渡航者は大正七年



中に男七人女八人合十五人なりしもの年々増加して現數に至り尙ほ増加せんとするの傾向あり。各町村中、海外渡航者の最も多きは井田村にして之に次ぐは南輪内、荒阪、神志山、阿田和、鶴殿、御船、相野谷、泊、有井の各村にして其他は何れも僅少なりとす。左に表を示す

海外渡航人員

	北米合衆國		濠洲		加奈陀		支那		布哇		比律賓		印度		新嘉坡		南米		馬來半島		其他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大正十年末	八	四	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同九年末	八	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同八年末	八	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同七年末	六	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(此表は次項の町村別人員表と合計に於て多少の相違あり)

町村別在外國者累年比較表

	大正十年		同九年		同八年		同七年		同六年		同五年		同四年		同三年		同二年		同一年		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
木本町	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
北輪内村	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
南輪内村	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
荒阪村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
新鹿村	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
泊村	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
有井村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
神志山村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
市木村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
阿田和村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
井田村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

人口の密度 大正十年の調査に依れば本郡の現住人口六萬三千五百九人にして、一方里の人口は千八百七十六人なり。而して同年の本縣總人口は百〇九萬九千二百三十三人にして、總面積三百六十二方里二六に對比すれば一方里に付三千〇三十四人の割合なれば本郡人口の密度は縣下平均數に對し六割強を占むるに過ぎず又同年調査一町村の平均戸數は縣内平均は六百〇五戸にして本郡の一町村平均戸數は五百四十九戸なれば縣下平均數の九割強を占むるに過ぎず、即ち本郡は人口の密度に於ても、又一町村の戸數に於ても縣下平均數以下に位するものなり。

縣下各郡市の一方里平均人口は左の如し

(大正十年調査)

桑名郡	六、六五〇人	河藝郡	六、三四四人	三重郡	五、〇九四人
志摩郡	三、八四七人	飯南郡	三、一〇一人	鈴鹿郡	三、〇〇五人
安濃郡	三、〇四三人	員辨郡	二、九二六人	阿山郡	二、八九四人
一志郡	二、五四五人	名賀郡	二、〇三〇人	度會郡	二、〇〇六人
南牟婁郡	一、八七六人	北牟婁郡	一、六一三人	多氣郡	一、三三一人
四日市市	七、八一六八	津市	六、〇〇九五八	宇治山田市	一、九三八八

國勢調査 國勢調査は國力の健康状態を察するものにして經國の要具たり。是を以て歐米の文明國は定時必ず國勢を調査して之に適應するの國策を立つるを常とせり。我が國に於ても明治三十五年國勢調査の法律發布せられ三十八年に第一回調査を行ひ、爾後毎十年に施行せらるゝ事と規定せるが日露戦争の爲め一般の狀態著しく變遷を來せるが故に三十八年に第一回調査を行ふこと不可能となりしを以て、同年二月法律を改正し之を延期することとなり其調査の時期は勅令を以て之を定むることとなり國勢調査は殆ど無期延期の姿となれり、然れども近時國運大に膨脹し國勢調査の必要益迫れるを以て政府に於ては議を定め大正九年十月一日を以て第一回國勢調査を行ふべく決定し、同七年五月内閣に臨時國勢調査局（後に國勢院設置せらるゝ



に及び之に附屬すを設置して國勢調査に關する事務を掌らしめ、又各府縣には臨時國勢調査局を設置して内務部長及理事官を其部長副部長とし府縣知事の命を受けて府縣に於ける國勢調査の事務を掌理せしめ、尋で郡市長會を開きて其趣旨及調査方法を指示し、郡市に於ても亦町村長及び主任書記を招集して實行上の方法を示し、尋で同九年七月二十日に至り地方長官の内申に基き各町村に於ける國勢調査員を内閣より任命したり。町村の調査員は屢々會同して調査方法の研究を重ね、或は實地に就きて豫備調査を行ふ等着々其の準備を整へ、十月一日早朝を期し一齊に着手し、一日中に全部完了せり。從來の戸口調査は、本籍及寄留に關する公簿の記載に依りたるものにして、其の現住人口と稱するものも單に本籍人口に入寄留者を加へ出寄留者を除きたるものなれば、出寄留の手續を爲さずして他に移住したるもの、又は入寄留の手續をなさずして他より轉住し來りたる者の如きは調査に加へざるが故に固より正確なる現數と見做すことを得ず、其他失踪者、外國渡航者の如きは正確に公簿に記載されざるが故に全國の統計上に大に錯誤あるは當然の事なり。然るに今回の國勢調査は九月三十日夜半現在の戸口に就き一々に調査するものなれば其正確なるは云ふを待たざる所、此の調査に依り我が全國の世帶數と現在人口と及其狀況とを精確に知ることを得たるものなりとす、其の本郡に於ける結果は左の如くなりとす。(大正九年十月一日現在)

町村名	人		口	世帶	町村名	人		口	世帶
	男	女				男	女		
本木町	二、二九〇	二、四七六	四、七六六	一、〇六九	新鹿村	一、六四八	一、六〇〇	三、二四八	七二二
北輪内村	一、二六〇	一、〇七九	二、三三九	五〇二	泊村	七三三	八四四	一、五七五	三八
南輪内村	一、八八〇	一、七九	三、六六九	八〇〇	有井村	二、五〇〇	二、六〇〇	五、一〇〇	一、一八三
荒阪村	九四八	九四八	一、八九六	四七	神志山村	一、四七	一、五九	二、九六六	六五

町村名	人		口	世帶	町村名	人		口	世帶
	男	女				男	女		
御船村	一、五八六	一、五五二	三、一三八	六八〇	入鹿村	一、二七	一、一七五	二、四四五	四八三
相野谷村	一、三八九	一、四〇〇	二、七八九	五八	西山村	八〇四	八〇九	一、六一三	三七五
尾呂志村	一、四八四	一、五五六	三、〇四〇	六九二	神川村	一、四五六	一、四四〇	二、八九六	七〇六
上川村	七五九	六三	一、三八〇	三六	五郷村	一、二〇七	一、二八七	二、四九四	五七六
計	六、八八	六、八八	一三、七六六	二、八八	計	六、八八	六、八八	一三、七六六	二、八八

之を同年末の人口男三一九四四人女三二二四四人合計六三二八八人に比較する時は、男に於て三二九六人、女に於て二二一四人、合計六五一〇人の減少なりとす。



## 第八章 舊村名の名義

明治二十二年町村制施行以來の新町村名義は時代史第十二章(三)に記載し置きしが、今茲には町村制施行以前の舊村名の名義に就き述ぶる所あるべし。原來舊村名は或は地理に依り或は史蹟に依り數百千來因襲的に稱呼し來りたるものなれば歴史上貴重に保存すべきものなり。其の名義由來を尋ぬるに依りて其地の成立をも知悉するの便ともなるべきものにて決して無意味に呼稱したるものに非ざるなり。然れども舊村名中には意義の分明ならざるものあり。波多須、梶賀等の如き外來語に屬する如きものありて今日の國語學上にては到底解釋する能はざる者少からず、今紀伊續風土記に記載するものを茲に掲げて學者の參考に供す。

○檜杖村 往古大峰登山のもの此所にて檜杖を出せるより其の名ありといふ。

○和氣村 此の村より川上五里許りにて本宮に至り、川下四里許りにて新宮に至り、又西小川口に沿ひて登れば四里餘にして那智に至り三山鼎立して本村は其の三山の分れ口なるに依り和計の名あり。又本村に御本明神社あり又三本とも書く、三山鼎立して此處其の中間に在りて路程も大抵均きを以て三方への本と云ふ義にて村名和氣と同義なり。

○花井村 按ずるに花井村南端に稻荷社あり森山方一町是を産土神とす、稻荷社は保食神なり、越前國氣比神社も保食神ならん先輩の説あれば此村の稻荷と云ふは元氣比の神なるべし。然れば花井は氣比と同じかるべし、其の社の平地を花井平といふ、花井の名此に起れるなるべし。

○楊枝村 相傳ふ此地古昔大柳樹あり高十四丈、枝葉川を覆ひ同足村の貝持岩の邊まで枝を垂れしといふ、故に楊枝の名あり、但し京十三間堂の棟木に其の木を用ひしといふは俗傳なり。

○入鹿莊 入鹿今「以留加」と稱するものあれども正しくは「以留賀」なり、其の義未だ考へ得ず。

○湯ノ口村 村の南七町大河内村境の山より流れ出て大川に落合ふ小川あり北谷といひ湯ノ谷温泉あり、湧出量少く且ぬるくして用ふるに足らず、村名此の落合にあるより起れり。

○木津呂村 津呂は溜なり、此の村三方川に臨みて崖うるさなり、其の所木の茂あるより木津呂の稱起れるならんか。北山川兩曲する中間に在り其の三面を繞りて流る實に奇形なり。

○板屋村 此村中に昔入鹿の一族に板屋大家と號する者あり、村名之より出たるか又は地名によりて其人を呼びしか今何れも定めかたし。

○小栗栖村 栗須古くは栗栖と書きたり、栗栖の名義は水の潤る洲といふ義にて各地に其の名多し、本村も入鹿川其の前を流れたるに依れる名なるべし。

○大河内村 正しくは於保加布知なり。今土人は於古智と唱ふ名義字の如し、唯大の字疑はし或は小の義の轉するにや。

○丸山村 村居山の腹に在り山形により村名起れり。

○西山郷 本郷の東に北山郷あり、其れより西にあるを以て西山の號あり。

○赤木村 赤木は赤城にて狭々城、高城など、同じく山峰抱擁して一區域をなせる地をいひ赤は元山の事なるべく此村の南東谷奥に天狗倉、帽子倉などの奇巖あり地形によりて云ふ名なり。

○長尾村 村の南は山にて長く尾を引き突出でたれば村名となれるなるべし。

○平谷村 一溪一村にて谷の内平潤なり故に平谷と稱す。

○尾川村 尾川は小川の借字にて北山の太川に向つて此谷を云ふより村名起れるなるべし。

○赤倉村 小名丹倉の奥に赤石の大蔵あり赤倉、丹倉の名此より出づ。

○粉所村 粉所は神所の轉訛にて神里の義なり、北山郷に神上村、神山村等あり、新宮飛鳥の神領なりと云ふ。此村神上村と隣る時は飛鳥社の神領なりと云ふべし。

○長井村 村名は粉所村より流るゝ所の谷川の堰筋によりて稱するなるべし。

○小森村 小森は借字にて樹木鬱蒼の義なり。

○花知村 慶長檢地帳には花尻と書す、此の村の山裾にあれば尻は山の尾の末といひて端尻の意ならんか、元は竹原村の枝郷なり。

○神ノ上村 寛永記には高野宇井と書す、按ずるに北山郷は舊新宮飛鳥神社の神戸にて村名は神の宇井の義なり、宇井の名義は別に離れて區域をなすものを云へる義にて山中往々其名あり、有田郡石垣莊宇井菩村(元は宇井村菩村)の如し。

○柳谷村 村の東の谷奥より一條の流水出で、西流三十余町にして北山川に落ち合ふ村名は此の谷流の岸に柳など多かりしより起れるならん。

○大井谷村 村名は大堰の義なり谷川五條ありて村居皆其の谷にあり。

○桃崎村 村名詳ならず山の尾崎多く出たれば百崎の意にやあらん。

○湯谷村 谷内に昔少くく温泉の出し跡あり村名此より起るといふ。



- 和田村 村名は川流の彎曲より起れるなり。  
○神山村 慶長檢地帳に粉山村と書す神は神戸の義にして神戸の山の義なり。  
○佐渡村 村居の川流に丸木橋を架して往來に便す、村名は此の谷川の橋より起れり。狹渡の義なるべし。  
○小阪村 東西南北皆阪を越えざれば他村に至りがたし故に小阪の名あり。  
○小俣村 溪流小阪村の上にて源二筋に分れ本川筋を大俣と枝川を小俣とす、大俣、小俣の村名是より起れり。  
○大俣村 大俣は本川のみよりにて小俣に向ひたる名なり。  
○鮎田村 大野川合流の深淵に尺餘の鮎多く美味にして他に類するものなし村名是より起るといふ、永徳の文書には船田と書す、鮎田の文字文龜の文書に見る。  
○高岡村 村名は地形より起りしなり。  
○大里村 大野莊中谷廣く人家も多し故に大里の名あり。  
○井内村 慶長檢地帳には稻井村と書す、村中小さき堰所々にあり、村名此より起れるなるべし。  
○平尾井村 村落山の尾にして堰水掛けり村名此より起れり。  
○坂松原村 舊は坂本原村といふ坂本原の名尾呂志莊阪本と混するが故に坂松原と改む、元和以前なべし。  
○成川村 名義詳ならず或は鳴川の義ならんか。  
○鶴殿村 村の名義詳ならず。編者曰ふ、紀伊續風土記には名義不詳とあり、按ずるに鶴殿氏は熊野千代包の後にて古くより此の地に住きたれば此の地を鶴殿と稱したるか、或は鶴殿に住したるか故に鶴殿氏と稱したるか尙ほ考ふべきにこそ。  
○神内村 慶長檢地帳に神野内と書す、神戸の内の義なるべし。  
○井田村 天文六年の文書に井田莊司職にいふ事見えたり、井田は蘭田の義にて蘭を作れる地より起りたるなるべし。  
○尾呂志莊 土地高きを以て風常に烈しく吹き下ろす故に風の名ありて遠呂志と書して遂に莊名とされるなるべし。  
○矢野川村 村名は石倉の谷々多きを以て彌川イカハの義なるべし。  
○川瀬村 慶長檢地帳に川添村とあり川瀬は川添の轉なるべし。  
○栗栖村 村の名義尾呂志川其の外をめぐりより出てたる事他にある栗栖と同じ義ならん。  
○上野村 此地尾呂志川の上流にして西山郷平谷村の境の山峰北を塞ぎ溪筋南に向ひて開け稍平田ありて高千石餘に及ぶ故に上野と稱す  
○西原村 村名は阪本の東の山に對して西の原といへるなるべし。  
○引作村 慶長檢地帳に引作里ヒキツクリと書す、名義詳ならず。

- 中立村 中立村の名は谷筋両山の中間を絶つ形あるより其の名あるならん。  
○柿原村 元中立村の枝郷なり、狹く人家少く柿木多きより地名起れるなるべし。  
○金山村 慶長、寛文等の記に金野山と書く、或は古は貝山と書きしと云ふ狹山の義なるべし。金山と書くは好字に改めしならん。  
○久生屋村 村名古くは俱生屋又串屋ともかけり。産土神のくしの神より出じならん、この神は少彦名命なり、之の假字に生の字を用ゐるは佛氏俱生神を採合せて生の字を用ひたるにて浮屠氏の牽強に出じものなり。  
○山崎村 久生屋村の北十一町余にあり村居山の尾崎にあり、義明なり。(山崎村今の大字になし)  
○有馬村 村名神代記に見え最も古名なり、有馬は此邊の總名にして此の村慶長の頃は池邊村と唱へ(元和の石高帳にも池邊村とあり)慶安の頃今の名とされり。  
○井土村 章豆智舊は章斗と稱へ字或は井戸と書す、いつの頃よりか章豆智と稱ふ何れも名義詳ならず。(今は井戸と書す)  
○大泊浦 灣中松小にして廻船等は繋り難し、泊の名は小舟の繋るよりいふなるべし、大泊といふは古泊浦に向つていふたり。  
○古泊浦 村名古は借字にて大泊浦に向つて小泊浦の意なり、舊くは小泊と書す。  
○波田須村 名義詳ならず、或は古は秦住と唱へこいふも信じ難し。  
○新鹿村 新鹿の名義明かならずと紀伊續風土記にあり、或人の考説にては阿多志加は元は文字の如く「あらしか」なり「あらしか」は「あらさか」の轉訛にて古の荒阪なりとせり。尙ほ後の考證を待つ。  
○須野浦 梶賀浦、遊木浦、名義詳ならず何れも古名にして邊鄙の俚言なるべし、其の義今考へ得がたし。  
○二木島浦 丹敷とにぎしまと音近ければ轉じたるか又は「にぎ嶋」をいひたるを「し」の省けて「にぎ嶋」になりたるかなるべし。  
○甫母浦 村名甫母は含まる義にして袋浦などの名と同じく灣曲の内なるより其名起れるなり、此の地二木島の湊内にて更に一小海灣をなせるに依るなり。  
○曾根浦 村居山の北の麓にありて入海の崖に臨めり、曾根の名は根根の意なるべし。  
○賀田村 村の前面遠淺にて汐乾る時は五六町餘の乾瀉をなす村名之より出たり。  
○三木浦 三木は三毛にて三毛入野命の社あるより村名とされるならん。  
○三木里浦 三木浦に向つて三木里といひしなり。  
○名柄村 慶長檢地帳には長原村と書す、然らば名柄村は長原の中略なり。  
○小脇村 三木里浦、名柄村等の脇にあれば小脇の名あり。  
○盛松浦 慶長檢地帳には下松と書けり村中海藏庵の門外に老松の枝葉下り垂る(今は枯死せり)あり因りて下り松といひ直に村名に呼び來りこに後に下と云ふ事を忌みて今は盛松の文字に改めしなり。(編者云ふ、盛松と改めしは安永年中なり)



### 第九章 各町村地誌

本編を終るに際し各小學校に於て調査提出の地誌を左に掲ぐ。

本章中の名所舊蹟及び古城跡は名所舊蹟中に分載すべき筈、最初地誌として調査を依頼したりし關係もあり参照の便もあるに依り今強て之を分載せず本章中に併せ載録す。各町村名所舊蹟の中單に紀伊續風土記より拔萃せるものあり、是等は只だ其の標題のみを記し下に續風土記と傍註す。其の詳細を知らんと欲せば第三編名所舊蹟史を見るべし。

#### ◆木本町

##### ▲面積

東西十三町五十間 南北廿六町四十間 周圍二里卅二町二十四間

##### ▲位置

木本町ハ南牟婁郡ノ東南部ニ位シ東ハ山ヲ隔テ、泊村ニ接シ太平洋ニ面ス、南ハ太平洋ニ面シ及有井村ニ境ス、西北ハ有井村及泊村ニ接ス

##### ▲山岳

評議山 當町ノ北隅ニノリ直立一千餘尺是ヨリ山脈ニ派ニ岐レ一ハ東南ニ連亘シテ海濱ニ臨ミ他ハ南方ニ起伏シテ更ニ二派トナリ花城山、要害山トナル。

花城山 評議山ノ東南ニ連リ市街ノ北隅ニ屹立ス。

要害山 評議山ヨリ南方ニ亘リ有井村界字要害山ニテ止ム。何レモ山地ハ樹木ニ適シ山林繁茂ス。

##### ▲河川

西河川 源ヲ評議山ヨリ發シ東南ノ山麓ニ沿ヒテ海ニ注ク長サ約一里餘。

高城川 源ヲ字、切立ヨリ發シ有井村井戸川ニ入ル長サ約半里。

#### ▲名所舊蹟

鬼ヶ城 市街ヲ距ル八町餘ノ東海岸ニアリ奇巖ニシテ其狀屋宇ノ如キ竄ナリ、竄ノ廣サ間口二十九間奥行九間ニシテ高サ十間餘渺茫タル太平洋ヲ俯瞰シテ眺望頗ル佳シ。

笛吹橋 西河川ノ下流ニ架ス、昔坂上田村麿夷賊ヲ討誅シ一管ノ脈笛ヲ吹キツ、此橋ヲ渡リタルニヨリ其名アリト傳フ。

寛見ガ島 市街ヲ去ル東一海里ノ洋中ニ屹立シ周圍一町半劃然一孤島ヲナシ波穩カナル日舟ヲ浮ベテ清遊ニ好適、又秋曙海濱ニ立チテ旭日島影ヨリ昇天スルヲ靜カニ仰視セバ一幅ノ好畫題ニシテ恰カモ詩境ニ入ルノ思ヒアリ。

文字岩 花城山麓字疊堂ニ在リ昔堆累タ行脚史家橋南谿曾テ熊野ニ遊ビ泰徐福ヲ追懷シ高サ二十間幅十二間ノ巨巖ニ一詩ヲ題セリ曰ク

驚去徐仙子 深入前秦雲

借問超逸趣 千古誰似君

梅華仙史題

後人之ヲ方一尺五寸ノ文字ニテ刻シ風趣沸ク

本本公園 町ノ西南端ニ在リ天正ノ故事ヲ以テ又ノ名ヲ要害山ト呼ブ、明治四十四年山顛ヲ開拓シ道ヲ設ケ櫻ヲ植エ柴庵ヲ結ビ本本公園ト稱ス、千餘戸ノ市街、七里ヶ濱ノ長江眼界ニ入り眺望絶佳ナリ。

#### ▲古城跡

本城跡 町ノ東六町餘字城山ニ在リ、永正ノ昔有馬和泉守忠親ノ築ク所ニシテ、後河内守一族ニ攻メラレテ落城シ今ハ東西十七間南北廿間ノ本丸ニノ丸ノ城趾ヲ殘スノミ

#### □北輪内村

##### ▲面積

八八〇町九段八畝八歩 但シ河川道路ヲ含マザルモノ

##### ▲山岳

名稱及高サヲ記ス

- |             |               |            |
|-------------|---------------|------------|
| 1、八木山二〇三九米  | 2、猪山二五〇一米     | 3、ヒヨ山一九二二米 |
| 4、堪能山一四九七米  | 5、石モケラ山九六二米   | 6、エビレ山六一二米 |
| 1、八十川長サ四十二町 | 2、香川長サ十三町五十二間 |            |



▲名所舊蹟

殿屋敷 三木里ノ中部字里ニアリ方三十間許リ今チ距ル凡三百六十年足利氏ノ末代ニ當リ三木里ノ豪氏三鬼新八郎ト稱スルモノ之ニ居リ灣ノ大半ヲ領スルコト大約四、五十年天正ノ始メ有馬ノ城主堀内安房守氏善（又氏吉ニ作ル）ト善カラズ、氏善之ヲ討タントス。是ニ於テ三木浦ニ城ヲ築キテ之ニ移リ氏善ヲ防グ、氏善兵ヲ率ヒテ之ヲ攻ム、新八郎戰不捷城ヲ捨テ、大和國吉野郡ニ去リ小瀬村ニ至リ勘七ナルモノニ討タルト口碑ニ存ス。

八鬼山（續風土記） 三木城趾（同）

□南輪内村

第一章 位置、境界、地形

南牟婁郡ノ東南部ニ位シ東經百三十六度九分三十五秒ヨリ百三十六度十五分二十六秒北緯卅三度五十五分四十八秒ヨリ三十四度四十七秒ノ間ニアリ、北ハ北輪内村及ビ北牟婁郡尾鷲町ニ境シ、西ハ飛鳥村、新鹿村ノ二村ニ南ハ荒阪村ニ接シ東南ハ太平洋ニ面シ、東北ハ賀田灣ヲ隔テ、北輪内村ニ對ス。本村ハ古江、賀田、曾根、梶賀ノ四區ニ分チ面積一八六五五一方里ナリ。

古江浦ハ隣村三木浦ニ接シテ本村ノ北部ニ位シ賀田灣ノ中央ニ突出シテ西岸ナシ山岳海岸ニ迫リ東南ニ向ツテ急傾斜ナシ平野ナケレドモ海水深ク波穩カニシテ船舶ノ繫留ニ便ナリ、面積〇、〇四六五二二方里ナ有ス。

賀田區ハ賀田灣ノ最奥部ニ位シ北ニ亥ヶ谷山、西ニゲシヨ山、南ニログシヨウ山聳エ中央ニ向ツテ急傾斜ナナス、古川ハ此溪谷ヲ西北ヨリ東南ニ流レテ賀田灣ニ注グ、流程三里余下流ニハ稍平野アレドモ礫多クシテ耕地ニ適セズ僅ニ一部ニ水田ナ有スルノミナリ、サレド亥ヶ谷山ノ南麓ハ稍緩傾斜ナシ耕地開ケテ本村ニ於テ重要ナル農産地タリ、古江浦ニ接續スル山岳海岸ニ迫リテ海水深ク船舶ノ碇繋ニ最モ適スレドモ其他ノ沿岸ハ干潮ノ際ハ水深淺ク船舶ノ繫留ニ不便ナリ、面積〇、六七七二方里ナ有ス。

曾根浦ハ面積〇、三六七方里ニシテ賀田灣奥ノ南方ニ位置シ南方ハ曾根坂ヲ越エテ荒阪村ニ通シ前方ハ水ヲ隔テ、古江浦ニ相對ス、西方ニログシヨウ山聳ヘテ急傾斜ナシ殆んど平野ナケレドモ麓ハ稍緩傾斜ナシ耕地開ケタリ、沿岸ハ水稍深ク船舶ノ繫留ニ便ナリ、梶賀浦ハ賀田灣口ノ西南部ニアリテ一小灣ナナス面積〇、〇九六一二九方里ニシテ三面ハ山ヲ以テ圍マレ灣口ヲ隔テ、隣村盛松浦ニ對岸ス、港内廣カラザレドモ水深ヤ、深ク漁船ノ碇泊便ナリ。

第二章 山 岳

南輪内村ハ西北、西、南、東南ハ峻嶺ヲ以テ圍マレ何レモ急傾斜ナシテ海岸ニ迫レルヲ以テ平野ナクタゞ僅ニ古川ノ下流ニ小平地ナ

スノミナリ。ゲシヨ山ハ本村ノ西北ニアリテ飛鳥村トノ境ナシ高サ九百二十七米余、本村第一ノ高山ナリ。北部尾鷲町トノ境ニハ高瀬山アリ高サ九千九米余ニシテ其附近ニ熊野街道アリ、亥ヶ谷山ハ賀田區ノ北方ニ聳エ北輪内村三木里ト境シ高サ六百八十八米余ニシテ南麓ハヤ、緩傾斜ナシ耕地ナナセリ。眞谷山ハ亥ヶ谷山ヨリ分レテ古江區ノ北境ナシ高サ四百六十四米余ニシテ南麓ハヤ、緩傾斜ナセドモ水利ノ便ナキヲ以テ概ネ畑地ナリ。ログシヨウ山ハ曾根ノ東南ニ聳エテ高サ三百八十六米其西ニ曾根地領曾根他領アリ、此間ハ即チ曾根阪ニシテ高サ三百十九米ナリ、更ニ其ノ西方ニハ朽谷、鈴尾、小谷、阪持等ノ諸山聳エテログシヨウ山等ト共ニ荒阪トノ境ナシ高サ何レモ四百五十米内外アリ。又西南新鹿村トノ境ニ淺谷越アリ、高サ四百十八米ニシテ其ノ西北方飛鳥村トノ境ニハ鳥越アリ高サ六百四十七米アリ。

第三章 河 川

河流多クレドモ多クハ溪流ニシテヤ、長キモノニ古川アルノミナリ。古川ハ源ナゲシヨ山ニ發シ南流シテ字弓山ヲ過ギ字平谷ニ至リテ鳥越ヨリ來ル一支流ト合シテ東南ニ流レ字銀杏ヲ過ギテ賀田灣ニ注グ長サ三里余水量少ク且急流ナルヲ以テ舟運ノ便ナケレトモ降雨多キトキハ木材ヲ流下シ得、下流ニハヤ、廣キ平野アレトモ石礫堆積シテ耕耘ニ適セズ、鹽田ノ計畫アリシモ今ハ荒地トシテ放棄セリ。古川ノ外ハ概ネ溪流ナレドモ灌溉ノ便アリ又所々ニ其水力ヲ利用シテ水車ヲ運轉セシムルコトナ得。

第四章 岬 灣

一、岬（イ）小杉鼻 梶賀浦ノ北方ニ突出シ西ニ賀田港ヲ抱キテ波浪ヲ防グ。  
（ロ）神須鼻 賀田灣口ノ南部ニ突出シテ三木岬ト相對シ本村ノ南端ナナス。

二、灣 賀田灣ハ南牟婁郡ノ東北部ニ位シ北輪内村及ビ南輪内村ニ圍マレ東南僅カニ開ケテ太平洋ニ通ズ灣ノ東部ハ三木岬突出シテ波浪ヲ遮リ三木浦港ヲ抱キ南方ニハ小杉鼻突出シテ賀田港ヲ抱ク共ニ波靜ニシテ船舶ノ碇繋ニ便ナリ。殊ニ賀田港ハ三方高山ヲ繞ラシ風波ヲ避クルニ最モ適シ船舶ノ避難港トシテ有名ナリ。灣ノ北方ニ三木里港アレトモ南方ヨリ打寄スル波浪ヲ正面ニ受クルヲ以テ船舶ノ繫留ニ適セス、水深ハ小杉鼻ノ前方ハ三十五尋位、古江浦ノ前方ハ二十五尋乃至三十尋、曾根浦ノ前方ハ十尋位、賀田沿海ハ淺淺ナシ船舶ノ多ク繫留スル所ニテハ五尋位ナリ。

第五章 地 質

本村ハ殆んど全部第三紀層ニ屬スル石英粗面岩ヨリ成ル、タゞ僅カニ亥ヶ谷及ビ眞谷山ノ南麓及ビ曾根阪ノ北麓ニ春薄ナル壤土アリテ田畑開ケ又曾根區一西南ニ僅ニ粘板岩ヲ露出スルノミナリ。

▲舊 蹟



□狼煙場 區ノ西南ニ聳立スル高サ一千百九米突ノ「シギリ山」アリ幕府時代隣接區ヨリ事變ノ標報アルトキハ此所ニテ狼煙ヲアゲ次ノ村ニ報シタリト、今以テ區人「シギリ」ノ「ノロシ」場ト云フ。

□御石場ノ鼻 御石場ノ鼻ハ常浦字潮崎ニアリ和歌ノ浦ニ鎮座マシマス東照宮ノ大鳥居ノ石材ヲ出セシ處ニシテ今ニ至ルモ大石場ノ鼻ト稱ス。石材搬出ノ際大堤防ヲ築キ大船ヲ横付トシテ積込メリトカヤ其堤防ノ一部ハ現存セシモ先年ノ大波ニテ破壊セラレタリ。古老ノ言ニヨレバ石材積入ノ際近村ヨリ多數ノ人足ヲ徵集セリト。其ノ石材ノ砂片ヲ以テ奥ノ川ノ下流ニ架シ常盤橋ト命名セシガ明治三年ノ大海嘯ニ折損セリ依テ現今字中ノ小川ニ架シタリ天保三年ト刻セリ。古老ノ言ニ依レバ常盤橋ハ和歌ノ浦ヘ送りテ後年ヲ經テ架シタルモノナラト、今以テ考フベキ書類ナシ。

□隱王子ノ塚 曾根浦ノ南ノ入口新田關所趾附近ノ路傍ニサ、ヤカナナル古墳アリ里人相傳口シテ隱王子ノ塚ナリトイフ。然レトモ年代及何王子ノ塚ナルカハ不明ナリ浦中ニ一族、二族ノ別アリテ一族ノ組代々ソノ塚ヲ祠ル此ノ一族組ニハ往昔ヨリ相傳フル一卷ノ軸ト古刀四口トアリ。此ノ軸ニハ王子大權現ト大書ス里人此ノ塚ヲ畏敬スルコト甚シ浦中ニハ此ノ外一二ノ古塚アリ。

▲古城跡

南輪内村坤ノ山ニアリ東西三十四間南北十八間堀ノ跡モアリ宇杉城トイフ又躑躅城トモイフ佐々木氏ノ居城ナリ。曾根關所趾ニテ所(續風土記)

◆荒坂村

第一 位置

本村ハ三重縣ノ西南、南牟婁郡ノ北部ニ位シ、東南ハ紀州灘ニ面シ西南ハ新鹿村大字遊木ニ西ハ同村大字新鹿ニ北ハ南輪内村大字賀田ニ北東ハ同村大字曾根及梶賀ニ接ス。東徑百三十六度十分五十分秒緯三十三度五十六分十五秒(荒阪小學校)ニ當レリ。

第二 面積

1、總面積〇、七七方里弱 2、方里 瀧四十八町五十間 狹二十町二十間 3、周圍六里三十一町十間

第三 地勢

大臺ヶ原山(五五六呎)ノ支脈東走シテ當地方一帶ニ瀾漫ス本村ニ於テハ株谷山(一九三呎)六條山(一二六七呎)天ヶ倉山(一七二〇呎)等ノ高峰ヲナシ、其間又大小ノ山々起伏シテ平地ヲ餘サズ。逢川ハ株谷山ニ源ヲ發シ、東流シテ二木島灣ニ注ク。

二木島灣ハ太平洋ニ面セル南郡風指ノ良灣ニシテ沿岸砂濱極メテ少シ。

第四 地質

本村ノ地質ハ火成岩系ニ屬シ、新生代ニ噴出セル流紋岩、石英粗面岩ヲ以テ構成ス。抑當地方ノ屬スル火成岩系ハ尾鷲附近ヨリ高小屋山ノ高峰ヲ經テ本村ニ至リ更ニ鷲巢山四近ヲ過ギ熊野川ヲ横斷シテ那智山ニ至ル地方ニ發育シ石英粗面岩ノ大部分ハ粗粒殆ト完晶質ニシテ一見花崗石ノ觀ヲ呈シ俗ニ鬼影ト稱シネバダイトニ屬スルモノナリ。之ヲ花崗岩若シクハ石英斑岩トモズシテ石英粗面岩ノ一種ト爲シタルハ大建築士ガ東牟婁郡相須村樟木山及藏土村ニ於テ明ニ第三紀層ヲ不整合ニ被覆スル事實ヲ發見セルニ由ルナリ。

▲名所舊蹟

□サチノ島 二木島港外ニアル小島ナリ。相傳フ帝海上遭難ノ時先ズ此島ニ上ラレタルガ故ニ此名ヲ附スト。

□二軒屋ト呼崎 現今ノ二軒屋三軒屋ノ兩地ハ土俗丹敷戸畔ノ割據セシ地ナルガ如ク從ツテ最も早く開ケシ地ナリ呼崎ハ即此ノ對岸ナル新田ノ地ニシテ往時道路開ケズ交通不便ナリシヲ以テ此崎ニ人ヲ呼ビ相呼應シテ用ヲ辨シタリ故ニ此稱アリト云フ。

□曾根次郎龍立場 曾根次郎坂最勝地ニ龍立場アリ。之レ諸大名通過ノ際龍ヲ駐メシ所ニシテ山海ノ大觀ヲ縱ニシ且地理上ノ見聞ヲナセリ而シテ此所ヨリ天ヶ倉山ヲ遙拜セリトイフ。

□元ノ新田 字新田ノ田地ハ大濱ヲ除ク外二木島兩郷及甫母浦豪家ノ所有ニシテ各小作人ヲ移住セシメ耕作ス。之ヲ二木島百姓及里甫母百姓ト稱シ各浦ノ支配ナリシガ明治二十二年町村制實施ノ際凡テ二木島浦ニ屬スルコト、ナレリ。而シテ字生妻ノ地ハ往時甫母ノ豪家平右衛門氏ノ開墾セルモノニシテ六七反アリ。今尙平右衛門ノカイトト稱ス。

□蓬 川 源ハ關屋(關屋ハ今ノ株谷カ)ト言ヘル山ヨリ出テ村領山々ノ水ヲ受ケテ二十餘町ヲ經テ村ノ中央ヲ貫キ海灣ニ落ツ。□唐人ノ墓 文政九年丙戌(二八八六)清國商船得泰船號駿河國清水港ニ漂着ス駿河代官羽倉嚴堂措置ヲ掌リ其才筆談ニ任フルモノヲ舉ゲ該船ヲ長崎ニ護送セシメントス昌平校儒生野田笛浦ハ拔擢セラレテ此任ニアタル得泰船號長崎ヘ回航ノ途中風波ヲ避ケテ二木島港ニ寄泊ス。偶清客春樂病ニテ暫ク此地ニ病ヲ養フト雖モ遂ニ癒エズシテ異域ニ没セリ。即向月庵城内唐人ノ墓ハソノ葬ル所トス。里人今ニ至ルモ畏敬シテ香華ヲ供スル者アリ。

□大濱ノ開祖(續風土記) 高倉下命神蹟及室古阿古師兩神社植崎ハ等時代史其他ニ詳記セルヲ以テ省畧ス。□遠見番所 我鎮國時代權ヶ崎ニ設置シ黒船ノ見張りヲナセルモノナリ其ノ役人ハ三人世襲ニシテ代々木氏、濱田惣造氏尙一人ハ新鹿村ノ某氏出勤セリト云フ。



□網代漁場 今ヨリ凡二百年前九州平戸ノ人暴風ニ遇ヒテ兄弟三人者此地ニ漂着ス。遂ニ某家ノ女ヲ嫁リテ永住ス。今ノ平戸氏ハ其ノ裔ナリ。此人漁業ヲ職トシ造詣深ク網代ノ漁場ヲ發見シ鮪鯉漁ヲ營ムト云フ之レ網代ノ創始ナリ。

### ▲古城跡

紀伊風土記ニ載スル城跡三ヶ所トハ最明寺上方兵部ヶ峰里浦城ノ越同大目山ニアルヲ指スモノナリ今何人ノ居城ナリシカ確證ヲ得ズト雖モ土俗相傳ヘテ北面武士某都ヲオチテ此地ニ來リ兵部ヶ峰ニ築キ據ルト言フ是レ度圓淨寺住持葛原兵部容清ノ事ト混同セル點ナシトセザレドモ記シテ他日ノ研究ニ竣ツ。

### ◆新鹿村

### ▲面積

東西約一里七町南北凡一里五町面積一・二九方里餘。

### ▲位置

南牟婁郡ノ東北部ニ位シ東南太平洋ニ面シ三方山岳重疊シテ四村ト境ス。即チ東ハ逢神山ヲ越エテ荒阪村ニ接シ東北淺谷山嶺ヲ境トシテ南輪内村ニ連リ北ハ龍門山一帯ノ山脈ヲ以テ飛鳥村ニ接シ南西亦峻險ナル山岳ニヨリテ泊村ト劃サル。

### ▲山岳

□逢神山 宇新鹿ノ東方ニアリ地味肥沃針葉樹繁茂ス高サ約九百尺ヤ、低キ所ニ街道開ク逢神峠ト稱シ熊野街道ニ屬ス。老松一樹大ナル岩アリ字湊ヲ見下シテ風色變ハシク行人ノ汗ヲ拭フニヨシ、其ノ昔神武天皇御東征ノ際賊丹敷戸畔此ノ峠ニテ皇軍ノ來ルニ會セリ、故ニ逢神峠ト傳フ。

□淺谷山 中央宇新鹿ノ東北ニアリ高サ七百尺瀾葉樹鬱蒼トシテ繁茂スルアリ。寔ニ峻シ山嶺ヨリ北方ハ南輪内村ニ屬シ新鹿ヨリ南輪内村賀田ヘノ近路開ク淺谷越ト稱シ淺谷口ヨリ上ルコト十九町三十七間古來野獸ノ出沒スル難路トセラレシモ今ハ路拓ケテ往來スルモノ少カラズ。

□龍門山 一名戸屋山ト稱シ宇新鹿ノ北境ニ峙ス高サ約二千二百尺高峻ニシテ樹木繁茂ス。

□長峯 宇新鹿ノ西北八十坂ノ南方ニ高ク聳エマコトニ峻シ八十坂峠ハ飛鳥村小阪ヘノ街道ニシテ新鹿灣ヲ望ミテ景麗ハシ。

□大蛇ヶ峰 高サ約二千二百尺西境ニ聳エテ宇新鹿里ヨリ之ヲ望メバ梯形ニ見ユ本村中最モ高シ。

□烏帽子嶽 大蛇ヶ峰ノヤ、南ニ位シ頂上烏帽子岩アリ新鹿字里ヨリ之ヲ望ムベシ。

□大田尾山 海拔二千五百五十尺ト稱セラレ波田須、新鹿、泊村ノ境界ニ立チ山頂ニ達スル登路ハ波田須ノ中央ヨリ通シ熊野街道ニ支分シ或ハ尾ヲ行キ或ハ谷間ヲ進ミ左右ニ曲折スル數回ニシテ達ス。行程約二十四町頗ル險ナリ。峰上ヨリ本村泊村ノ地勢ヲ一瞰スルニヨシ

□大吹山 海拔凡八百五十尺西方泊村ノ境ニアリ。登路ハ熊野街道ニ屬シ大吹峠ト稱シテ茶店アリ憩フベシ。

### ▲河川

□遊木川 宇遊木須要ノ溪流ニシテ源ナ小字奥ノ澤ニ發シ西流シテ宇休場ニ至リテ南流シ字里ノ内ノ中央ヲ流レテ小灣ニ注ク、幅廣キ所七間延長十二町三十間。

□淺川 淺谷山ニ源ヲ發シ南流シ川口ニ至リテ東ニ折レ海ニ注ク延長凡二十五町ソノ最モ廣キ所二十間小鮎鰻ノ湖ルコト多シ小字湊ノ田園ヲ濕ホス灌溉水ニシテ此ノ水ヲヒキテ水車ヲ廻シ線香ノ原料ヲ製ス。河口喇叭狀ヲナセル部分舟ニヨリテ石材ノ荷積ニ利便ナリ與フ。

### □里川

宇新鹿ノ北部ニ源ヲ發シ東流シテ行ク田園ヲ潤ホシ海岸里川橋ノ稍下流ヨリ南ニ打レ白沙ノ濱ヲ抱キ小字甫本ニ至リテ新鹿灣ニ注グ延長約廿三町廣キ所十三間鮎鰻多シ又此ノ水ヲヒキテ水車ノ運轉スルモノ四是レ皆線香ノ原料ヲ製スル工場タリ。宇新鹿ヨリ北方龍門山ヲ望ミテ麗ハシキ瀧ノカ、レルヲ見ルベシ。龍門瀧ト稱シ流レテ里川ニ和ス。

□久保川 宇新鹿ノ西方字「ヲトシ」及「竹屋敷」方面ニ源ヲ發シ東北ニ向ヒテ流レ里川ニ合スル溪流ニシテ延長十四町三十間水源地宇竹屋敷ニ辨天瀧アリ、風景佳シ。麓ニ祠アリ辨天神社ニシテ村民ノ之ヲ信仰スル者少カラズ。

### ▲鑛山

淺谷山ノ麓淺谷口ニ銅鑛アリト傳フルモ採掘ニ至ラザレバ眞疑不明ナリ。小字湊宇遊木ノ數ヶ所ニ石英粗面岩ノ採取盛ニシテ名古屋方面ニ輸送サル。

### ▲温泉

淺谷口ニ當ル湯ノ藥師ニ硫黃冷泉出ズ、往昔宇波田須西丹後守ノ弟鬼仁右衛門ナル者此ノ溫泉ヲ有望ナリトシ獨占セントシテ他人ノ手ヲツクル能ハザラシメン爲ニ此處ニ藥師ヲ祀レルナリト傳ヘラル。

### ▲地質

紀伊半島ノ東南海岸ニハ尾鷲附近ヨリ新宮附近ヘカケテ十數里ノ間新火山岩（全部石英粗面岩）ノ露出アリ從ツテ新鹿附近モ殆ド全部此石英粗面岩ヨリ成レリ海上ヨリ眺ムレバ遊木、戸崎、獅子ヶ島、甫本ノ東方ニ突出セル岬モ石英粗面岩ナルモ此方面ハ多少柱狀ノ節理ヲ



現ハシ居レルノ模様ナリ新鹿後方ノ龍門山、大蛇峯、八丁峠モ同シク石英粗面岩ノ岩石ヨリ成立シ居レドモ此ノ方面ノ露出ハ大部分腐蝕シ居レリ、之等ノ山ヨリ流出スル湊川、里川ハ其ノ腐蝕セル砂粒ヲ運搬シ新鹿海上ニ注ク此海上ニ運搬サレタル砂粒ハ東南風ト其波浪ニ打チ上ケラレシモノガ新鹿海岸ノ白砂ナリ而シテ此海岸ノ砂ト海岸附近ノ小低地トハ之等ノ河流ニヨリテ生シタル沖積層ナリ

▲名所舊蹟

□新鹿八景 新鹿八景トハ宮森ノ秋月、甫本ノ歸帆、白砂落雁、大和島ノ夜雨、遊木道晴嵐、湊橋ノ夕照、大禪寺ノ晚鐘、辨天山ノ暮雪ナリ之ハ元治元年甲子秋即今ヨリ五十九年前左ノ人々ハ俳句ヲ作り八景ト稱シタルナリ、作者 其雪、仲藤十郎、一瓢、角谷久兵衛、春峰喜田喜七郎、赫々、長野芳太郎、孤角、角谷長九郎、一山子、北口九右衛門、瓢孔、喜田菊右衛門、菊香、井本又四郎、万壽魚、酒谷春吉、柯積、前田庄藏(俳句畧)

□里川ノ奥、湊川ノ奥 此等ノ川奥ニ本村人鈴木徳之助、井本又四郎兩氏ガ「アメノ魚」ヲ放シ飼セシ所アリ、當村區ノ貧者達ハ此「アメノ魚」ヲ捕ヘ之ヲ富者ニ賣リテ米ト交換シ爲ニ生活ニ便セシコトアリタリ。

□城 山 新鹿ノ西方ニアリ學校ヲ去ルコト凡ソ三町西ニアリ此處ニ不動明王ヲ祭ル故ニ新鹿ニ火災ナキモノトセラレ居タリ。

□岩本古城址 此城址ハ新鹿村字岩本ニアリ本丸東西十五間、南北十一間二ノ丸東西二十五間半、南北二十一間アリ。寛永記ニ二百餘年前曾根ノ莊佐々木彈正大將ニテ押寄せシガ村民堅ク守リテ寄手引退キシト云フ。

□父無城址 此城址ハ新鹿村字甫本ニアリ現今此處ニハ三戸ノ家アルノミニテ其由緒ハ詳ナラズ。

□榜示ノ松 當區ノ東北郡小字法師阪ノ道傍ニアリ昔西行法師詣行脚ノ時此處ニ休息シテ松樹ヲ植テ歸リタリトイフ該樹枝振面白ク往來ノ人々常ニ此處ニ憩フ其眺望頗ル佳ナリ。諺アリテ傳フ。

「波田須通れば名所は御座る 西行法師の歸り松」

□文字岩 當區ノ西部小字西村ノ田地ノ岸ニ屹立ス昔大阪陣ノ落武者西丹後守トイフ者當區ニ來住シ「勤慎忍」ノ文字ヲ書シ此岩ニ彫刻セシメタリトイフ文字ハ横行ノ楷書ニシテ半紙一枚一文字位ノ大キサナリ。

□徐福ノ森 當區ノ東部小字矢賀里廻リノ海岸ニアリ昔秦徐福此海岸ニ漂着セシ時土人ノ之ヲ迎ヘ來リ後此地ニ祭レルナリトイフ。雜樹小高キ處ニ繁茂シ眺望佳ナリ。諺アリテ傳フ。

「矢賀里中て眺むれば 前は丸山徐福森」

現今丸山ハ田畑トナリテ其跡ナシ而シテ此森ニハ徐福ノ墓ト記セル石碑ヲ立テアリ氏。神祭日ニハ參詣者少カラズ。

□遊木鳴門 當地ノ南方海岸ニ在リ入口二十間、奥入卅間、高サ十間ノ大洞窟ニシテ水深ク夏期暴風ノ際大浪打チ寄せ、コノ洞窟ニ打チ

入ルヤ一大音響ヲ發シテ宛然百雷ノ一時ニ轟ケル如ク又白波四散シテ天ヲ弄ビ其光景慘然タリサレド平時ニ於テハ之ニ反シ波靜カニシテ洞内ニ數隻ノ小舟自由ニ操縱シ得ベク夏期舟ヲ浮ベテ釣ヲ垂レナガラ涼ヲトル其爽快言ハシ方ナシ。夕暮光明寺ノ晚鐘鳴リ渡ルノ頃ホヒ近海ニ餌ヲアセリシ鵜ノ歸リ來リテコノ洞窟ニ宿ルヲ常トス。

□遊木戸島 鳴門ノ前方三十間ノ所ニ在リ同回三町余宛モ鳴門ノ口ヨリ這ヒ出デ、臥シタル獅子ノ如シ、島ノ一方ヤ、高ク次第ニ獅子ノ尾ニ至ルニ從ツテ低シ獅子ノ頭ニ當ル所數本ノ枝アリ面白キ松生シサナガラ獅子ノ立テ髪ニ似タリ夏期岩燕ノコノ島ニ來リテ巢ヲ作り日中ハ數百ノ燕岩上高ク空中ニ飛翔シテビビビヒユウユウト面白ク囀リナガラ圓陣ヲ作りテ舞フ宛ラ一種ノ音樂ヲ聞クガ如シ夏秋ノ候近村ノ好魚家竿ヲ手ニシテコノ島ニ來リ釣スル様太公望ノ繪ノ如シ。

□丹羽ノ山 當地ノ東方海邊ニ屹立セル高峰ニシテ海拔三百三十一米頂ニ上レバ南方遠ク七里ガ濱ヲ見渡シテ和歌山縣太地岬ヲ臨ミ北方遙カニ志摩半島ヲ眺メ風景佳ナリ往昔黒船(外國船)ノ見ユルヤ合圖トシテコノ峠ニノロシ火ヲ上ゲタリトイフ今ハ陸軍測量部ノ三角基點トシテ標石ヲ立テ又近來縣ノ漁業區域測定ノ基點トシテ目標ヲ建テタリ。

□城 址 字城山ニ在リ元龜ノ頃有馬玄蕃ノ築クトコロ其ノ子ヲ遊木喜右衛門トイフ堀内安房守ニ仕ヘテ二百石ヲ領セシガ高麗陣ノ時軍中ニ戰死ス其ノ子ニ遊木喜造ナルモノアリ慶長五年關ヶ原ノ役西軍ニ應ジ後逃走シテ其ノ終ルトコロヲ知ラズ玄蕃ノ墓光明寺附近ニアリシモ高浪ノタメ流失シテ其ノ跡ヲ滅セリ。

◆大 泊 村

▲面 積

七百七十五町四反八畝十二步

▲位 置

西ハ松本峠鼻カマリ山ヲ隔テ木本町ニ隣リ東北ハ大吹山及烏帽子山ヲ以テ新鹿村トノ境界ヲナシ北ハ深切山ニ依リ飛鳥村ニ接ス。

▲山 岳

東北ニハ大吹山、ツグナル山、摺地山、及猪鼻山アリ。北東ニ深切山(三角點所在)西ニ鼻カマリ山、西南ニ松本峠、南方ニ松ガ崎(鬼ガ城山)

▲河 川



大泊川ハ源ヲ大泊ノ北方サダ山及地藏山並ニ小峠山ヨリ發シタル支流ヲ合セテ東南大泊區ヲ流レ泊灣ニ注グ長サ一里餘

▲地質

□花崗岩質 此邊一鉢ニ花崗岩ノ露出若クハ散在ヲ見ル。

▲舊蹟

猪鼻山 古城跡、狼煙場等ハ續風土記ニ記セルモ現今ハ草木繁茂シテ遺跡分明ナラズ。

◆有井村

▲面積、位置、山岳、河川等

有井村ハ全面積一・四二方里山岳西北ニ連亘シ井戸川此山岳ヲ發シテ瀬戸ヲ流レ大馬谷川ヲ合シ井戸ヲ南東ニ流レテ太平洋ニ入ル。  
産田川ハ有馬區ノ中央ヲ南流シテ神志山村久生屋ニ流ル。

井戸區北方ニ鷹巢山、天神丸山西方ニ久留米木山、有馬區トノ間ニ徳々山、金鑿山、一ノ水峠等ノ高峰アリ。

本村ハ北方飛鳥村、西方神川村、南方神志山村ニ接シ、東北方泊、木ノ町、東南方海ニ臨ム。

▲地質

□有馬區ノ海濱ニ近キ地ハ洪積層ニシテ中央部ハ第三組層ナリ。井戸區井戸川流域ハ沖積層、他ノ部分ハ石英粗面岩質ナリ。

▲名所舊蹟

□維盛塚ハ瀬戸區ニアリテ維盛ノ墓所ナリト傳ヘテ小祠アリ。寶劍、和銃ヲ安置シ位牌アリテ關逆永居ト銘セリ。

□花ノ窟ハ有馬區ノ東方ニアリテ斷崖立恰モ削ルガ如シ其高サ十六丈餘西南ニ面シ其巖服ニ伊弉册命ヲ祭リ王子ノ窟軻遇突智ノ神靈ヲ合祀ス。

□獅子岩ハ井戸區字松原ニアリ。恰モ熊野灘ニ向ヒテ巨口ヲ開キテ吼ユルガ如シ、其西方熊野街道ノ左則ニ巨岩アリ恰モ口ヲ閉ザタル獅子ノ如シ、前者ヲ雄岩後者ヲ雌岩ト稱ス。

▲古城跡

□有馬區ノ北方三町三十間字古城ニアリ。現今畑トナル。堀内氏城墟ナリト云ヒ傳フ。

◆神志山村

▲位置

神志山村ハ南牟婁郡ノ略々中央ニ位置シ郡役所々在地木ノ本町ヨリハ有井村ヲヘダテ、西ニ當ル。

▲面積

廣袤ハ東西一里二十九町、南北一里九町ニシテ其ノ面積一万里二分ニ當ル。

官有地 六十五町一反二畝二十九步 民有地 千三百六十三町六畝十四步 公有地 四百七十一町九反四畝〇一步

▲山岳

□妙見山ハ高サ二千四百七十二尺本村ノ西北ニアリテ神木區ノ北部ニ屹立ス山上ニ妙見堂アリテ靈顯著ク古クヨリ世人ニ知ラレ四方ヨリノ賽者頗ル多シ。

□葦ノ尾山ハ一ニ太根山ト稱シ金山區ノ西北ニ聳立シ高サ二千五百八十二尺本村第ノ高山ナリ。

□西ノ峰ハ尾呂志村トノ境界ニ屹立シ其ノ高サ千九百八十八尺、山ノ中腹即チ尾呂志村ニ通ズル舊街道ニ添ヒテ（字名横垣）夏期如何ナル旱魃ニモ湧出スル冷泉アリ、タメニ夏時旅人ノ渴ヲ醫スルニ多大ノ便アリ。

▲河川

□市木川ハ源チ妙見山ニ發シ神木區ノ中央ヲ貫流シ大イニ灌漑ニ便ナリ、數多ノ小川ヲ合シテ南流シ市木村ニ至リテ太平洋ニ注グ水量常ニ豊富ニシテ本村第一ノ河川ナリ。春夏ノ交香魚ノ上ル頃ニ至レバ近郷近在ノ好漁家閑人此河ニ集リテ殷賑ヲ極ム。

□志原川ハ源チ葦ノ尾山ニ發シ南流シツ、各支流ヲ合シ金山、志原ノ耕地ヲ潤ハシテ釜脇沼ニ入リテ有井村ヨリ流出スル産田川ト合ス。

▲地質

神志山村ノ地質ハ之ヲ二大別シテ中世紀層ニ屬スルモノト、新世紀層ニ屬スルモノト金山區ノ山地帶及神木區ニ涉リニハ多ク中世紀ニ屬シ岩石トシテハ石粗英面岩、千枚岩、砂岩等アリ。有用礦物トシテハ黒炭アリ、炭素含量多クシテ良質ナルモ憾ムラクハ炭層斷脈ニシテ而モ炭量豊富ナラズ。海岸ニ近キ方面即チ久生屋區、志原區ハ新世紀、第三世紀ニ屬スルモノニシテ、岩石ニハ砂礫々岩、粘土等ナリ。有用礦物ニハ褐炭アリ、然レドモ、其ノ量僅少ニシテ、採掘スルニ至ラズ。

▲名所舊蹟



□市木川ノ上流ハ瀑布ヲナス。コノ地往昔觀音ノアリシトコロナルヲ以テ世人稱シテ觀音瀧トス高サ四十余丈ニシテ水量豊富、當地方ノ名勝ノ一トシテ數ヘラレ夏時特ニ納涼地トシテ世人ニ愛好セラレ。

□古墳 幕原墓 大字神木ニアリ、刈屋ノ地蔵ノ傍ニアリテ榎本出雲守ノ墳墓ノ地ニシテ五輪ノ塔九個アリ、文字アルカ如クナルモ判然セズ、現今榎本氏ノ墓地トナル。

□史蹟 明谷寺跡 大字久生屋ニアリ。有馬村産田神社ノ神官榎本氏廿四代ノ孫有馬和泉守忠永武士トナリテ近郷ヲ掠奪シテ有馬ニツ石城ヲ築キ之ヲ治セシガ其ノ子泉守忠親繼嗣ナカリシヲ以テ其甥河内守忠吉ヲ養ヒテ之レニ譲リシガ後實子孫三郎出生セシヲ以テ事

ニ因リ河内守ニ罪ナ負ハセ久生屋村明谷寺ニテ自盡セシム。(紀伊風土記新宮領見聞記有馬九鬼氏由緒書ニ依ル)

□刈屋ノ地蔵 神木幕原ニアリ。榎本氏祖先建立ノ安定庵アリシ所ナルモ何時シカ廢レテ其跡ニ一字ヲ設ケ石地蔵ヲ安置シ今ニ榎本氏ノ末裔榎本善兵衛祭祀ヲ司ル。

□榎本出雲守屋敷跡(續風土記)

◆市 木 村

▲面積 一〇三方里

▲位置 東南部に有り。

▲山 岳

イ、淺間山(二百十米の高峰)上市木の南方に在リ ロ、岡の峰(標高百九十七米)上市木中央に在リ ハ、其の他は烏帽子山、黒岩山等有リ。

▲河 川

市木川は源を神志山村大字神木に發シ南流して海に注ぐ流程約二里半

▲鑛 山

□明神鑛山 本村西北方に有り主に黃銅鑛にして磁鐵鑛をも稍々混す大正六年四月より採掘せしが大正八年末頃より休山せり。

□高更鑛山 本村の西方に在リ主に鉛及銅等を含む未だ採掘をなさず。

▲地 質

第三期古成層に屬シ水成岩より成る至る所石英粗面岩の露出するあり、下市木と上市木とは稍々地質を異にすと雖概して砂壤粘土質多し。

▲古城跡

□岡の峯 往昔新宮藩堀内安房守と有馬和泉守は東西に割據し互に此の地に於て戦ひ勝敗有りと言碑に傳ふれども事實は疑はし上市木に在りて世人は城屋敷といふ。

◆阿 田 和 村

▲面積

最モ濶キハ東南海ニ面セル所ニシテ長サ四十九町南北四十四餘町此ノ方里〇・八八方里ニシテ其ノ地目段別左ノ如シ。

民有地 田二四九町〇反一一歩 畑七町〇反〇畝九〇一步 其ノ他九一六町八段八〇〇歩 計一二三五町九段八一二歩

官有地 一五九町三段五〇九歩

▲位置

本村ハ南牟婁郡ノ南端ニ位シ東北ハ市木村ニ北西ハ尾呂志村及ビ相野谷村ニ南西ハ井田村ニ界シ南ハ太平洋ニ面ス。

▲山 岳

大臺ヶ原及奈良縣吉野郡諸山ノ支脈ハ西北部ヨリ來リテ村内ニ瀾漫シ次ギノ山岳ナシテ海濱ニ至リテ畫ク。

狩ヶ峰 猪子ノ山 武和山 目張山 居笹山 水谷山 淺間山 向井山 矢取山 玉ノ木越 飛波山

就中狩ヶ峰最高ニシテ海拔三百五十尺其ノ他ハ丘陵ノミ。

▲河 川

□阿田和川 源ヲ村ノ乾尾呂志莊上野村川瀬領ノ奥山ニ發シ栗須、西原、中立、柿原村ヲ經テ阿田和ニ入り村中ニテ海ニ流ル川幅廣キ處ハ十八間餘往昔還ニ渡舟アリ。

□逆 川 井田村ヨリ來リテ海ニ入ル。

▲地 質

砂質壤土ニシテ穀菜ノ栽培ニ適シ山地ハ松、杉、檜等ノ樹木繁茂ス。

▲名所舊蹟

夷島。萩打平。一外栗。菰茸淵。(以上續風土記)

□稚子ノ塔 傳ヘ言フ今ヨリ(大正十一年)大凡二百年前正徳ノ頃翁了ト云フ者他村トノ境界ヲ明カニセン爲メ中立村堺、相野谷村堺



井田村、市木村、市木村ノ四箇所ニ田地ヲ開キ之ヲ支配センコトヲ企テ他ノ三箇所既ニ其ノ工ナ竣ヘ阿田和村ト市木村萩内トノ界ナル海濱ニ田地開墾工事中海洋ヨリイトモヤサシキカ姫様漂着シ此處ニテ化粧ヲセラル萩内ニテ栗餅ヲ賣リテ世ヲ送ル臨終ニ及ビ翁了ニ鏡ト書キ物ヲ與ヘ「吾レ亡キ後ハ七尾七里一日ニ眺メ得ラル、高山ニ神トシテ祀レ」ト爲メニ銀等ノ遺物ヲ埋メテ飛波山ニ祀リ爾來稚子ノ塔ト稱シ今ニ參拜スルモノ不尠大正十年十月貫木ノ青年等發起トナリ叢祠ヲ建テ替ヘ遷宮式ヲ舉ゲ。

◆井田村

▲位置

本村ハ本郡ノ南端ニ位シ東經約百三十六度一分北緯約三十三度四十五分ニ當レリ。東ハ太平洋ニ面シ南ハ鵜殿村及御船村成川ニ接シ西ハ相野谷村北ハ阿田和村ニ隣ス。

▲面積

約〇・五九六方里、東西凡二十町南北凡三十四町

▲山岳

本郡脊梁山脈ノ支脈ハ本村ニ入りテ西北隅ニ大烏帽子山（高サ三六二・四米）ヲ起シ更ニ二ツニ分レテ一ハ東南ニ向ヒテ井田、神内ノ界ヲナシ漸次海ニセマリ、上野ノ丘陵ヲナス。一ハ西南ニ向ヒテ相野谷村、御船村ノ界ヲナセリ。

▲河川

小川二ツアリ。一ハ大烏帽子ヨリ發シテ殆ド南流シテ神内田浦ノ中ヲ流レ鵜殿村ニ入り熊野川ニ合流ス。一ハ井田ノ逆川ト稱スルモノニシテ大烏帽子山ノ東麓ヨリ流レ來リ熊野街道ヲ横ギリテ海ニ入ル両川トモ舟楫ノ便ナシ。

▲地質

本村ハ一體ニ酸性土少キ地方ニシテ、東半井田區ニ屬スル部分ハ洪積層（西部ノ山地ハ第三期層）西南方ハ石英粗面岩、西部ハ第三紀層ヲナス。

▲名所舊蹟

□八町松原 一名井田松原トモイフ、熊野街道ニ沿ヘル風景明媚ノ地ナリ。

□梶ヶ鼻 鵜殿ト界ヲ接スル海岸、海ニ面シテ高サ十間餘ノ岩窟アリ往昔加持ヶ鼻社ヲ祀ルトイフ今ハナシ。小名彦命ヲ祭リ王子權現ト稱セシ事、正徳元年卯十二月成川大庄屋辻義平次ノ名所報告書ニ見エタリ。

□彌宜島 大字神内ニアリ新宮ニ通ズル道路ノ右方田ノ中ニ小丘アリ昔彌宜此所ニ住セリト傳フ。

▲古城跡

□神内古城跡 在所真中ヨリ二町西方屋鋪二十六間ニ六間ト正徳年中ノ大庄屋ノ報告書ニ見エタレドモ今其跡確カナラズ。

◆鵜殿村

▲位置

本村ハ三重縣ノ最南端ニ位シ東經約百廿六度北緯約卅四度ニ當レリ。東ハ太平洋ニ面シ南ハ熊野川（流程三十五里）ヲ隔テ、和歌山縣東牟婁郡新宮町ニ對シ西ハ御船村大字成川ニ接シ北ハ井田村ニ隣ス。

▲面積

廣袤〇・八方里バカリ本郡中面積最小ナリ。

▲山岳

西北境ハ丘陵ニシテ東部ハ山地アルモ概ネ開拓セラル村内ニ於ケル最高チ權現山トス、該山ハ海拔約百五十尺ナリ。

▲河川

當村ノ北部ヲ流ル、北川アリ、源ヲ隣村井田村大字神内ニ發シ本村ニ入りテノ流程約十町余川幅廣キ所ニテモ約五間位狹キ所ニテハ三間位水深ノ最モ深キ所ニテモ二三尋位ノミ南部ニ糸川アレド流程三町位干潮ノ際ナド池ノ如クナリテ川ト稱スベキモノニ非ズ。

▲地質

本村南部ハ砂礫質北部半面ハ粘土質ナリ中部ハ砂礫粘土ノ中間ノモノニシテ總ベテ弱酸性土壤ナリ

▲名所舊蹟

舊蹟トシテハ貴禰谷アリ村内西端谷淵邊ニアリ垂仁天皇御代結御子神此處ニアリシト云ヘド今ハ何物モナク從ヒテ其ノ跡歴然ト判明セズ。

◆御船村

▲位置

本村ハ南牟婁郡ノ西南端ニ位シ東經百卅五度五十八分卅六秒北緯卅三度四十四分九秒

▲疆域



東ハ鶴殿村及井田村ニ接シ西北ハ上川村及相野谷村ニ隣リ南ハ音無川ヲ隔テ、和歌山縣東牟婁郡新宮町及高田村ニ界ス。

▲地 勢 大臺ヶ原及奈良縣吉野郡諸山ノ支脈ハ北西部ヨリ瀾漫シ峻嶺多ク東南面ニ向フ處ハ土地稍々平坦ナリ。而シテ山間ノ地ハ最モ樹木ニ適シ山林繁茂シ又音無川ニ沿フ所ハ商業、製造、工作、漁撈、舟楫ノ業ニ便ナリ。

▲廣 袤 潤キハ一里十一町四十間狹キハ廿二町廿間周圍七里廿町十間面積一方里三七

▲氣 候 概シテ冬期ハ温暖ニシテ夏期ハ清涼ナリ寒キ時水點以下(攝氏)ニ降下スルコトナク暑キ時卅七度内外(攝氏)ニ昇ル霜ハ稀ニシテ十二

一、二月ノ間ニアリ下雪アリト雖モ積ムコトナク雨ハ多クシテ大約百三十日内外ナリ風位ハ東南ヨリスルモノ最モ多シ。

▲河 川 音無川ハ源ヲ遠ク奈良縣ニ發シ數十ノ村落及溪流ヲ合シ奈良、和歌山、三重縣ノ境界ト爲リ隣縣新宮町及三重縣鶴殿村トノ間ニ於テ海ニ

注グ本村大字成川、鮎田、北檜杖、瀬原、淺里皆此沿岸ニアリ舟筏ノ便最モ良シ幅百間乃至百五十間相野谷川ハ水源隣村相野谷村大字桐原ヨリ發シ本村大字高岡ヲ經テ大字鮎田ニ至リ音無川ニ注グ舟筏ノ便アリ幅十五間乃至廿五間飯盛川ハ井田村ヨリ發シ御船村大字成川ヲ經テ鶴殿村ニ入ル。

▲鑛 山 凡十五年前ヨリ本村淺里字内鹿野ニテ石炭ヲ採掘シタレドモ現今中止シ居レリ。(三年前ヨリ)

▲地 質 河川ニ沿フ平地ハ沖積層土壤ヨリ成リ高層ノ土地ハ石英粗面土岩壤ヨリ成ル尙一部分第三紀層土壤ノ所モアリ。

▲名所古蹟 辨慶産家塚ハ大字鮎田ニアリ武藏坊辨慶産家ノ楠跡ト稱スル碑アリ楠ノ大樹アリシモ寛政年間焼失ノ數字ヲ刻ス。

御船嶋ハ大字鮎田内音無川ニアリ對岸和歌山縣新宮町官幣大社熊野速玉神社ノ境内飛地ニシテ毎年十月十六日御船ヲ浮ベ嶋ノ周圍ヲ競漕シ以テ神興トス。

鮎田富士ハ大字鮎田、北檜杖ノ界ニ峙立シ形富士山ニ似タルヲ以テ此稱アリ。

一、布引ノ瀧ハ大字鮎田字湯ノ谷奥ニアリ、直下廿五丈峻然トシテ陡崖ニ循フテ瀉下ス眞ニ布引ノ名ニ負カズトイフベシ。  
一、壺ノ瀧ハ大字高岡字栃谷ニアリ、直下二十丈恰モ絶頂ヨリ壺ヲ散布スルニ異ラザルヲ以テ壺ノ瀧ト稱ス。  
一、雪ヶ瀧ハ大字淺里字竹ノ河ニアリ直下二十余丈ニシテ瀉下ノ様眞ニ降雪ヲ望觀スルノ感アルヲ以テ此稱アリ

◆相野谷村

▲面 積 一方里三分

東西一里廿一町卅間南北一里卅二町

▲山 岳 藏光山 烏帽子峯 女郎峰 枋倉山

▲河 川 相野谷川 相野川

▲名所舊蹟 浮石 寛永十九年十二月寫原本寶曆十二壬午九月再寫本、熊路城間見録永田村大里村ノ枝郷ナリノ條ニ田代(中畧)ニ浮石有大キサ長一

間程横四五尺石ノ根深サ子供ノ膝迄ニ過キズ此石子供動カシテモ心安ク動クナリ云々 藏光山(續風土記)藏光山ハ元高倉山ト稱セリト小登溪 村ノ西方ニアリ相野谷川ノ一部ニシテ上方ニ天ヶ倉ノ山アリ、今水力發電所ヲ設ケラル風景甚佳也。

宮ノ本 今ハ大里尋常高等小學校ノ敷地トナリ居ルモ元ハ當村草創ノ神社アリシ所ニテ昔楠ノ大木アリシト云フ。  
立 石 大里ノ東地ニアリ老松ニ立テカケタルガ如キ巨石立ツ之レ立石ノ名アル所以カ、傳ヘ云フ舊田中禰宜ノ伊勢神宮並ニ御宮ノ遙拜所ナリシト。

鳴 石 右立石ノ近クニアリ、茲ハ久保禰宜ノ伏シ拜ミシ所ナリト云フ。

▲古城跡 松尾氏所藏熊路城間見録大里村ノ所ニ古城跡高サ二十間程上ニテ東西南北ハ二十間先年堀内房州北山一揆ノ押ヘニ捨置シトナリ其後

慶長五年新宮落去ノ時少シ間爰ニ住ス夫ヨリ肥後ノ國ヘ參リ死去セリ。

◆尾呂志村

▲位 置



東經百廿五度五十八分四十九秒 北緯卅三度五十一分四秒 南牟婁郡の中央より稍西に偏し木本町の西凡五里にあり。

▲境界

東 神志山村市木村 南 市木村、阿田和村 西 相野谷村、入鹿村 北 入鹿村、西山村

▲面積

二・二平方里 田 二百廿九町四段三畝五歩 畑 五十町四段九畝五歩  
宅地 廿二町七段三畝五歩 山林 三千一百一町六段二畝五歩 原野 十八町八段三畝五歩  
溜池數 三町七段八畝廿三歩 墓地 八段九畝十歩

▲山岳

鴨山 海拔八一三、二米最も高く北境に聳ゆ。 鷲巢山 八〇三、二米鴨山の東にあり。  
瀬戸山 六二七、米南境に聳ゆ。 大瀬山 六二六、米西境にあり。  
折山 五九三、五米鷲巢山の東南にあり。 高千良 五四七、米鴨山の南方にして上野の北方にあり。  
赤倉山 四八〇、米大瀬山の東南栗須の西方にあり。 風傳山 四二〇、米大瀬山の東北方にあり。

▲河川

尾呂志川 大字川瀬の山谷に發し上野、栗須の間を流れ西原、中立を經村内の諸水を合せ阿田和村に至りて海に注ぐ水源より村界迄延長四千九百四十九間  
阪本川 大字阪本の山谷に發し大字西原に至り尾呂志川に合す延長二千三百六十五間  
片川川 大字片川奥地の山谷に發し西原に至り尾呂川に合す延長三千十八間

▲鑛山

大字上野の金掘にあり鑛區一萬五千八百三十七坪にして銅鑛を出す。(現今採掘休止中)

◆鑛泉

所在地 大字片川字古片河八百番の一 泉質 亞爾加里性炭酸泉 主要成分 (鑛泉一リットルに對すり「ミリグラム」)  
格魯 兒 八〇〇 硅 酸 二七、〇〇〇 硫 酸 一一、六〇〇 硝 酸 六、八〇〇  
礫 酸 僅微 炭 酸 多量 亞爾密組誤 僅微 加爾叟誤 二六、三〇〇  
麻掘涅叟誤 八、六〇〇 安母組誤 僅微 鐵 著名 有機物 僅微

▲地質

第三紀層 所により石英粗面岩

▲名所舊蹟

大杉 大字上野にあり。もと尾呂志城の鎮守神を祭りし所にして鎮守の森と稱せらる當時の大杉今尙存するを以て普通大杉と呼ばる現存せる杉は周圍一丈七尺餘のもの二本なるがもと大杉と稱せしは目通り四丈八尺餘ありしを明治十八年十月二日焼失したりしなり。  
境内に忠魂碑を建設し居れり。  
風傳 村の西北方入鹿村と界する所山脈半圓形に切り取られたる如き形をなし常に風烈しき故此名ありと云ふ。西部の山腹に巨石を集めたる所ありこは文久の頃天忠組を防禦のため用ひたるものなりと云ふ。  
法匡塔舊蹟 風傳の中央道の左上に屋敷あり、石段を設く弘化四年二月此所に惡疫除難五穀豊穰を祈りたるなり、建立の際に村の戸主は小石に文字を書して臺石の中央に納めたりと、中に祭りしものは法匡院陀羅尼經を一字一石に書したるものなり。法匡院塔は現今栗須寶積院境内に移し居れり。

▲古城跡

口尾呂志孫次郎の城跡 上野の中央部にあり東西廿六間南北廿九間尾呂志孫次郎は天正年間の人にして其家系詳ならざれども尾呂志莊の領主たり。堀内安房守に屬し豐太閤征韓の際孫次郎徵發に應じ朝鮮に渡り事畢りて歸り九州田中筑後守に仕へ後勢州藤堂和泉守に仕へ千石を得たりと而して妻子は徵發の際石船(西牟婁郡田邊奥)に行きしが高岡村郷長に住みたりといふ。其後城跡は民舎となりしも周圍の石垣(巾一間半)及び堀(巾二間乃至三間深二間)の一部尙存せしが明治四十年尾呂志尋常高等小學校を此處に建築せしを以て其の面影を止めざるに至れり。

口倉下古城跡 村の西方山腹に方八間許の平地あり、石垣の崩れたる形少し残り、尾呂志孫次郎の出丸なりといへり。

◆上川村

▲面積

上川村は和氣、楊枝、楊枝川、小船、花井の五部落より成り東西に狭く南北に長く面積二方里を有す。

▲位置

南牟婁郡の西端に位し又三重縣の最西端に當る東及東北は一帶の山脈を以て相野谷村、入鹿村及奈良縣十津川郷の竹筒に相接し南は御船村、淺里と相隣る又西南及西は熊野川を隔て、東牟婁郡三津野村と相對し西北は北山川を狹みて同郡九重村と相望む。



▲山 岳

村の東隅なる高倉森は御船村、相野谷村との境界點に域内第一の高峯たる藏光山(子のトマリ山)は其西北にあり相野谷村大里との境界點に聳ゆ更に其西北なる湯川峠は立間戸谷と草本谷との分水界たり又東北隅なる山嶺森は其餘脈西南に走り其西方なる木谷の森山趾と相對す

▲河 川

域内山岳連亘し幾多の小溪流を形成す。其重なるもの楊枝川天瀬川立間戸谷にて何れも西南に流れて熊野川に入る。

▲鑛 山

楊枝川區二大谷惣房等の銅山あり。(小量の鉛銀を含む) 元和年間始めて採掘し其の後廢し又寛永頃再掘實曆年間廢し文化九年三度掘り初む徳川時代和歌山藩經營に屬し後新宮藩の手に移り維新後個人の經營する所となる小船區なる常谷銅山は其の沿革詳ならず。礦脈薄少と銅價の下落より何れも休山同様なり。猶小船區、楊枝區は石炭層區に屬し小船區よりは無煙炭を産出せしも抗内の出水多量に作業困難なれば目下休山するに至れり。

▲名所舊蹟

藥師堂(楊枝) (續風土記)  
机石 御本明神 (續風土記)

◆入 鹿 村

▲面積及位置

入鹿村の面積は二、七〇七方里にして東北は西山村に接し西北は吉野郡十津川村、東牟婁郡玉置口村と北山川を挟みて灣曲相對す南は上川村、相野谷村、東南は尾呂志に界し幅員東西二里三町、南北二里三十町あり。

▲山 岳

村の南方に高峯あり、大峰山又一族山とも云ふ。高さ一千五百九十六尺風傳山脈は尾呂志村境界より西山々脈は西北より來り共に大峰山の支脈と交叉、又は重疊し村内各所に起伏せり。大洞山は村の北方に聳え大峯山に亞げる高峯なれども樹木少なと古和谷は此山の西麓にありて銅を産す。丸山は村の東方にあり一名夕照山と稱す。山腹に大字丸山の部落あり。泥山は大洞山の西に連續し北山川に沿ひ靜の勝景地に到れり此所樹木鬱蒼として川を覆ひ沿岸は保安林なり。

▲鑛山及温泉

大字大栗須に出谷銅鑛あれども目下休山中又大字湯の口には室谷鑛山あり現今採掘中。大字小川口大澄山にも銅鑛あれども現時休止の狀

▲河 川

北山川は北より來りて西に流る木津呂、小川口、湯の口は共に其南岸にあり。川中四十間村内流域二里廿二町あり入鹿川は尾呂志村界の風傳山に發し矢の川大栗須に流れ大栗須に至り矢倉川と合し板屋の中央を貫流し小川口に於て北山川に注ぐ。流域二里二町川中十五間の箇所あり楊枝川は大峰山の南方より發し僅に大河内の南端を過ぎて上川村大字楊枝川に至りて北山川に注ぐ村内流域大ならす矢倉川は源を大瀬の山間に發し大字矢の川を貫流して緩急一様ならず曲折迂回して小栗須に入り入鹿川に合す流域廿八町舟筏を通ぜず。出合川は赤木より來り大栗須の西北を流れて入鹿川に合す流域廿二町餘あり。

▲名所舊蹟

□勝景 瀨は村の西北の方北山川の中にて多度(奈真縣)正置口(和歌山縣)との間凡そ十町半許(世俗八丁と稱す)の所奔流此處に於て淀を作り水色飽く迄清澄、深潭、瑠璃の如く水面油を堪ふるに似て滑かなり。屏風を建てたるが如き兩岸の絶壁は老樹蒼蔚影を水庭に没する所水が岩が岩が水が殆ど觀取し難し四圍の風韻人をして仙境に在るの思あらしむ。其巖石の奇を以て著る、ものを擧ぐれば或は龜石、或は二枚屏風、或は賽錢箱、或は佛島其他鷄冠岩、舟島、滑島、烏帽子岩、惠比須岩、天柱岩、部屋谷、獅子岩、虎石、六枚屏風等擧げて數ふべからず、而して春時山躑躅峭壁の間に咲けば影を深淵の面に流し全山の水緑と相映帶して其風致一段の光彩を添ふ實に天下の絶勝なり。この上流十數町の處に上瀨と稱する所あり峽稍潤く奇巖續出して其應接に暇あらず舟遊の客は釜淵に至り再び棹を回らして溪流を下るを例さす。殊に雨中の上瀨は處々に瀧を生じ巖頭より落つる點滴は水晶の簾なかけたる如く實に豪壯と言はんか幽遠と言はんか筆舌のよくするまゝにあらす。

□瀑布 本村南方大峰山の西部三浦谷の溪谷に入る、こ二十町許にあるを荒瀧といふ、落つるこ二十丈許斜に樹間より望むに谷深くして全跡を見るを得ず、又谷に入る、こ二町許にして布引の瀧あり、三段に落つ二段懸瀧二丈許其下懸瀧二十丈許にして巾三丈許一大石巖の上に懸りて巖面滑なるこを琢けるが如く水之に沿ひて落下するを以て宛然大幅の白練を垂れたるが如く婉麗なり。瀧壺に落ちて雷吼の聲をなさす布引の名實に空しからず。

□舊蹟 一、入鹿殿宅跡 (續風土記に出づ本文畧す)

ロ、鹿鍛冶本宗屋敷跡 (續風土記)

▲古 城 趾

陣屋平は小栗堂の谷にあり、東西四十間南北二十間高さ凡そ九丈慈雲寺の南方を擁す。昔入鹿此丘に據りて敵の來襲を防ぎたりと傳ふ。



紀伊國鍛冶系圖

(紀伊風土記に依る)

包貞(伏見帝御宇正應僧法師トイフ粉川住吉野) 本宗(光明帝御宇康永包貞子) 實重(時代實次ニ同) 實次(后光嚴帝御宇貞次本宗子鎔ノ)  
實行(后小松帝御宇) 實就(行子入鹿ト稱ス) 實綱(右同御宇實次子或順能) 實綱(住ス本宗子トイフ父ナイフナラン) 景實(后花園帝御宇貞應中イフ) 則實(后土御門帝御宇文政彦四) 國次(或本國大和) 國次(后柏原帝御宇) 俊實(后土御門帝御宇) 景貞(時代上ニ) 景光(后土御門帝御宇) 時眞(後醍醐帝御宇ノ年弟本宗師或) 實世(時代系圖不) 鹿實(上ニ同) 貞實(右ニ同) 二孔(元明帝御宇和銅中イフ) 景宗(後光嚴帝御宇貞治本宗子實綱) 天狗(熊野住同銘敦代寛永中ノ作) 天狗(モアリ又實重天正熊野住)

西山村

廣袤(面積)

東西一里廿六町廿間餘南北廿五町六間餘の間に介在し周圍七里十一町五十三間餘面積二、九四六五一餘方里あり。

位置

西山村は南牟婁郡の西北極部に位し其の中央村役場の所在地は東經百廿五度五十七分四十六秒北緯卅三度五十四分十五秒に當る。南は尾呂志村及び入鹿村に東北は神川村に何れも山を隔て、接し西に北山川の急流を隔て、和歌山縣東牟婁郡北山村に界す。

地勢(山岳)

南牟婁郡の西北端に僻在する全村峻山險嶺峙立し其の四所に人家五區に分れて散在する人家に近き耕地は地味肥沃にして農産物の栽培に適し山野の地味肥沃なる部分は植林に適すれども過半部は瘠地に植草の採取綠肥の生育等に使するのみ溪水は概れ西部に流れ北山川に注ぐ。主なる山岳左の如し。

- 大人平山 村の東方海拔二五〇五尺
- 玉置山 村の東南海拔二五七〇尺
- 白倉山 村の南方海拔二三三〇尺
- 西山 村の西南方海拔二〇八二尺
- 田平子山 村の南西海拔八六一尺

河川

□ 北山川 水源を大臺ヶ原山に受け延長約二十里(十津川の合流点に至るまで)北山川は本村の西北端小森區より小字和田に至る約一里餘の間を貫流せり。

本川は當地方一体の木材搬出に便するのみならず新宮町より舟楫の利便ありて本村の部分的文化に寄與すること大なり。

□ 赤木川 水源を本村の東南白倉山より發して西北に流れ流域凡二里にして赤木、長尾、平谷、小森を通過し小字和田に至りて北山川に合す、本川は水量極めて少きが爲め僅かに其の流域なる少許の田圃灌漑の便あるのみ本川は主として木材の搬出に利用せらる。

鑛山

□ 鑛山 弘金鑛山は本村大字平谷字川畑にあり、黃銅鑛を産出す採鑛高少量なり。  
小森鑛山 本村大字小森にあり、黃銅鑛を産出す採鑛量極めて少なし。

地質

(三重縣立農事試驗場 大正八年八月發行土性調成續第九號參照)

本村は耕地の大半が中生層地に屬し礫質壤土をなすを以て耕地は概して風化十分ならざる上に表土頗る淺く爲に土壤の構造良好ならず、且つ肥沃なる土壤を形成する能はざるなり、殊に養分吸收力に至りても三重縣下本地層に屬する地方の中本郡入鹿村と共に最も低き位置にあり土性は最弱酸性に屬す。

名所舊蹟

□ 瀧三箇處 本村東方玉置山中にあり、右方鍋瀧、中央藤坊瀧、左方牛鬼瀧(一名暗り瀧)高さ四間餘なり。鍋瀧、牛鬼瀧には何れも紺碧の瀧壺ありて見るものをして凄愴の感を與へしむ。鍋瀧は高さ十間許あり藤坊瀧は高さ十間許りあれども瀧壺なし。

其の他瀧として名あるもの赤木川の流域なる小田瀧、貝瀧、水垂瀧とす就中水垂瀧は巨巖屹立して之を蔽ふに古木雜草を以てし其の間より瀧水落下す。夏期水量激増の時節に至れば水泡四方に散亂し其の奇觀言ふべからず。

□ 吹草島 紀伊續風土記に吹草島の記事あり曰く「村より五町卯の方に大巖をいふ高さ一間廻り五間許りにして行拔の穴あり」と鳴き云へるは俗稱にして同記事の如く巖石にして此の附近の地層の形成硬砂岩に屬せる一大岩石にして昔時は現在の位置より數十間を隔つる高所にありしが明治初年轉落して現在の所に停止せり現時は所謂拔穴は上向せるを以て杣人樵夫等の石を投ずるあり墳墓して通ぜず僅に一間許周圍一尺五寸の直通せる穴あるを見るのみ。

□ 養巖(古名びきじま) 平谷區大人平神川村大字尾川區との境上にある直々たる一大巖にして高さ十間餘根廻一町許平谷より山脊に添ひ躋れば僅に巖上に攀づるを得然れども側壁二十間而も牛脊を歩すが如く足顫動して降るに難く再び攀づるに難し。上に數疊を敷くを得べし。崇高の姿徐に神川村大字丹倉の巨巖と響應するの感あり。

□ 舟引平(俗稱大人平) 平谷區の南東人家を距ること約八町の山嶺に地積約二段歩の凹所あり雨期に至れば溜水して池沼をなす古く俗傳



に海嘯の爲めに海水來漲せし時舟を此處に牽きしものなり」と底地は野原をなせども平日は池の如き觀あり。

史蹟

□田平子峠タヘラコ 赤木古城址(下條に誌す)と共に古蹟として其の名世に傳ふるは田平子峠なり、赤木區の西北入鹿村界にあり當村より入鹿村大字大栗須に通ずる要路にして入鹿向ひの峰の連山一時此處に沈み再び西山層峰を屈起せんとする所老松二三樹天を摩するの概あり所謂田平子峠此の處なり。古昔獄門柱の跡今尙存す。

寶永の古記に依るに元和元年藤堂和泉守此の地の奉行として城修築竣るや近郷の一揆の殘黨歸伏せざるものあり。一日事に托し其の登城を促し到れば則ち拘禁して歸さず遂に田平子峠梟首場に屍をさらせる名主、庄屋其の數少からずと云ふ。俚俗今に至りて之れを誦へるものあり。

行たらしめぬ赤木の城へ身すてごころはたびらこじや

城址

□赤木古城址 西山村大字赤木の西丘陵の上に周圍五町東西廿八間本丸、二ノ丸、三ノ丸、馬場池等も備はり高さ二間餘の石疊今に存し雜木繁茂せり。土人傳へて藤堂佐渡守の居城なりと云ふ。寛文雜記に誌すらく天正年間藤堂佐渡守、羽田長門守兩人北山の代官にて此の邊を二つに分ちて治めし時罪を犯せし者あれば赤木の城下に於て梟首すあり。更に古記録に依り案するに新宮領内北山地方は織田氏の頃所屬不定なりしが豊臣時代に至りては吉川平助同三藏なる者此の地方を管するに至る其の後天正年間及んで藤堂佐渡守、羽田長門守此の地に差遣せられて代官となり地を二分して管領せり。當時不逞の百姓輩を捕へて悉く赤木城下に梟首せりといふ。藤堂、羽田兩守は幾許もなくして高麗に立其の後堀内安房守代官となり。

蓋し此の城は天正十三年頃(紀元二千二百四十五年)藤堂氏の築きたるものなるべし。

慶長十九年寅十月の頃和州北山組三箇村の内河内村に山室といふもの大阪方の者より内意を受けて一族を語らひ一揆の企をなす所謂熊野一揆或は北山一揆即ち是れなり。茲に於て和州大峰釋迦嶽より二里の下方の前鬼宇野津久と云ふ者山室に賛同せり。其の他堀内將監、中村某、小中某共に同意す。以上五人同行して大阪に向向し一揆の評議をなす謀議一決す。此の山室、津久、堀内、中村、小中は世に所謂五鬼なり。此の内大阪より歸來し一揆の旗上げをなす近郷在々駈廻り勸進に努めしは山室、津久の兩人なり。他の三人は大阪に止り和歌山城を乗り取るべしと在々所々の奥力百姓を集む。山口喜内、廣野知森日高郡にて財部の兵衛等に一揆を勧め和歌山淺野但馬守大阪表に出陣(當時大阪冬の陣)の留守を窺ひ城を乗取るべしと話合ひせりと云ふ。熊野新宮城を一揆の者共は津久を首領として平谷三助又は和州北山の在々の庄屋并に其の村にて相當の名士を誘ひ内議を確定したるなり斯くて津久一揆は北山より竹原、大沼を経て北山川筋を下りて小川口

に出で入鹿を経て片川村に出で大里に到着す之れより數日を経て高岡、鮎田より牛の鼻に至る然るに牛の鼻には兼ねて謀畫せし筏船なく住民も見えずりければ殆んど當惑の極を演ぜり止むなく音無川を隔て、鐵砲にて新宮と打戦ふ新宮には家中の士族、社人、町人、百姓其の他牢人共老若男女を問はず必死の勢ひを以て應戦せしかば一揆の困憊一方ならず漸次勢力消衰の有様となり之に於て新宮方の勇士は大船小船を乗り出して牛の鼻に上陸し追撃益々急なり。斯くの如くにして奸傑津久空しく敗北して逃げ歸る其の後數日を経て大峰附近仙臺と云ふ處にて餓死せりと云ふ。

一説に依れば津久は新宮より追返されたる後和州西の川山へ隱遁し大雪の爲に凍死せりと云ふ。

元和元年卯年關東よりさして熊野奥北山界に一揆の殘黨を取押へんとして城を取立べき由御下知あり其の奉行は藤堂和泉守なり茲に於て入鹿粗の内赤木村に城普請始まり漸々竣工するを俟つて奥熊野一圓に布令を發し祝儀言上をなさしむるに事を托して赤木城に名士庄屋等を招集す其の内一揆一味の者には手錠を以て城の玄關邊の間に一人宛を召喚し不殘捕縛したりと云ふ蓋し此の城普請といふは天正年間築城後幾星霜を経て破壊荒廢せしものを修理せしものなるべし。

神川村 (神上、長原、柳谷、尾川、長井、大井、粉所、赤倉、花知)

面積

東西 四千間(一里三十町四十間) 南北 七千五百六十間(三里十八町) 田地 百四十五町四畝二歩  
畑地 五十八町五段九畝六歩 宅地 十八町三段四畝五分 山林 二千九百八十二町八段五畝一歩(反別は臺帳反別による)  
總面積 二・〇七方里(三千二百四十八段三畝四歩)

位置

郡の中央西端に位し東は有井村、飛鳥村に位し南は神志山村、西山村に西は北山川を以て東牟婁郡北山村に北は五鄉村及吉野郡下北山村に境す。木本町より約五里の西方山間にあり。

山岳河川

本村は吉野下北山村及東牟婁郡の飛地なる北山村と共に吉野郡より入れる北山川を挟んで之に沿ひて成れる谿間に發達し南に大人平山妙見山、久留米木山、東に天神丸山大谷山等の七八四六米乃至六八一米の連峯を扣へて本郡海岸町村及飛鳥村五鄉村と隔てられ斜面は重に北山川方面即ち北西に向ひて發達し其間又日暮山連峰南より西に走りて本村を横斷し以南以北の二部に分ち所謂以南以北とも北山川の垂直の地形をなして稍大なる平地を生じ以南に赤倉、尾川、長井、大井以北に神上、長原、柳谷の各區あり。併かも本村飛地たる土場は遠く五鄉村の南西に伸びて吉野郡下北山村との間に帶狀に突入して挾まり其地多くは林岳にして僅少の平地を餘すのみ。更に北山川に直接せる平地に花知及小字相須大河原等の小部落點在り何れも南に高岳を負ひて僅かに川に面せる北西に展開するのみ。最も複雑せる地勢といふ可し。



- 大人平山 本村大字尾川と西山村長尾との境にあり。六六八三米 □日暮山 神上區と粉所區尾川區との境にあり。七二一米  
□久留米木山(祖谷の山) 有井村と長尾との境にあり。七九〇米 □天神丸山 有井村、飛鳥村と長原との境にあり。七八四六米  
□大谷山 飛鳥村と碓區との境にあり。六八一米  
□柳谷川 大谷山連峰山麓より發し柳谷の中央を流れて神上に入り更に北山川に注ぐ。延長凡二十町。河幅中流にて凡一間  
□碓川 大谷峠より發し碓區の中央を流れて神上に入り北山川に注ぐ。延長凡一里幅員凡三間  
□神上川 祖谷山麓より發し長原、神上の中央を貫流して北山川に注ぐ。延長凡一里。幅員七間。筏を通す。涸水時雖も鐵砲壘を設けて筏を流すことを得。  
□小河川 (尾川川) 妙見山より發するものと大人平山より發するものと合流して尾川、長井を通り更に入谷山より出づるものと合せて大井の北端を過ぎて北山川に注ぐ。延長凡三里。幅員凡十五間。本村中大なるものなり。  
□鍋破川 大井の南端西山村境より出で大井の西方を流れて北山川に注ぐ。延長凡十町  
□北山川 北山村より土場に入りてより常に本村と吉野郡下北山村との境界をなす、西山村、北山村の兩境に入る。此間景勝の地頗る多く筏流四時に絶えず。幅員凡四十間、常水時最廣十五間最狹五間

## ▲名所舊蹟

□花知の奇勝 瀨八町の上流北山川沿岸神川村花知にあり。懸崖蟠巖古廻り岩と稱す。其の洞をなせる所舟二艘を運りすべし。更に舟を進むれば大衝屏風岩の場等あり兩岸の奇岩怪石の間は春は櫻、夏はつじ、秋は紅葉點綴して探勝者の驚喜すべき奇景鮮からず。舟中北山郷の離落點在するを望見し得可く筏流四時影を絶たず。  
□渡場の奇景 神上の西北端北山村と境する處北山川沿岸にあり。奇石怪岩聳立雌伏或は開き或は閉づ。其の閉づる處の狹きは數間に過ぎず。水は其落差に従て濤々落下し清澄掬すべき北山川の水は珠と碎けて雪と散り渦巻く水泡は流れて數十間の間淡雪を浮かせる如く津々として湧き暫く凝視すれば爲に眩するを覺ゆ。常水已に斯の如し一朝増水せむか洋々海の如き濁水は是等の岩に碎けて泡沫を飛ばし其豪壯筆舌に絶す。  
古來七色の瀧と稱し此處を下る筏夫の命を損するこ年々なりしが、往年別に水道を其傍側に設けて筏を下すに至り、此難を避くるに至り。  
□城山 神上の中央にあり古城趾と傳ふ。日暮以北の村落を眼下に見下し展望極めて佳し。明治二十七年頃前田耕之助、中村正直氏等主唱して公園地となし櫻、楓、つじ等を植えて天然の優に人爲の美を加へ里人一日の清遊に適せしむ。毎年四月三日區民全部此處に集りて神武山陵を遙拜し式後種々の餘興を催し酒宴を張り貧富老弱を分たす此日一日此處に浩然の氣を養ふ。之れ一の年中行事なり。

□神上八島 神上區内に次の八ヶ所に大小怪異の岩石ありて古來神上八島と稱す。  
金床島。橋架島。金剛島。三ツ子島。島本。鷄冠島。權現島。渡島。

## ▲古城跡

□城山(ヨフガイ山) 本村大字神上の西端字殿浦と神上郷との間に高さ凡一町周圍凡十余町の高臺あり。里人城山と稱し居れども天保五年の風土記調書上帳には「城山を先年ヨフガイ山と書上いたし候哉に存候」とあり。其城趾としての由來古老の間に諸説あれども信すべきものなし。今公園地として里人の清遊に適せしめ誰言ふさなく城山公園の名を以て今日に至る。

## ◆神川村

神川村の内育生學區 (尾川、長井、大井、粉所、赤倉)

## ▲面積

○八四万里(千三百〇六町八段歩)にして神川村全面積の約五分の二を占む。

## ▲位置

郡の西北端神川村南部の地を占め、木本町より西方約四里、北山川の支流なる小河川流域に位す。東南は一ノ水山、妙見山等の諸峰を隔て、有井、神志山二村に境し西は後呂が峰、檢分場等の諸山を以て西山村に接し、東は日暮連山を隔て、長原及神上に連り北は北山川を狹みて東牟婁郡飛地に對す。

## ▲地勢

紀伊山脈の支脈は北より東に延びて日暮山、表倉、丸尾山等を起して地勢頗る險峻、其の木本道に當る所、樫の戸の險阪をなす。西南方は後呂が峰を主座として左右に亘り險嶺東北方に譲らず、僅に西山道の通する所に稍低地を見るのみ。西山道の西方にあたり、長井の南方山間に角池あり周圍凡七町形状鹿の頭部に似たるを以て此名あり。區の東南有井村界より發する橋矢谷川、長原境より出づる三ツ瀧川の二小流は合して赤倉川となり南に向ひて、雨瀧の勝をなして南流す。其の流る、所山を穿ち谷を削り溪流深淵をなし、兩岩嶺々樹木鬱蒼真に風景の美を極む。更に下りて北に寺の川、南に見の畑川を入る。見畑川の上流谿間に女夫瀧あり下流は之より漸く水量を増し中央平地に出で、粉所川を合せ蜿蜒流域の田野を灌漑しつ、字大川原に出で、北山川に注ぐ、流程凡四里、其下流地方耕野よく開けて農産多く尾川、長井等の主要部落に發達す。鍋破川は西南、西山村境に近く源を發し大井部落の西方を流れて北山川に注ぐ、川口に近く北山村大沼に通ずる渡船場あり。

□礦物分布 大井區字大川原と稱する所に黃銅礦を出す。舊幕時代和歌山侯の手に依て盛に發掘せられしも一時停止せられし地にして今に礦滓を残し居り、礦質優良なりと稱せらるれど、其後發掘を試みたる者なし。大井區には尙一個所黃銅礦を産する處あるも礦質不良なり。



▲地質

(神川全村界同様)

各所に露出せる岩石に就き取調ぶるに其大部分は古生代深成岩にして其組成色澤等多少の差あるも何れも品質不定形塊状なり。水成岩も各處に存在し就中、尾川水源地方に露る、變成岩最顯著なり。此等の變成岩は其形整合にして斷層直立し頗奇觀を呈す。河流及溪谷の間には粘板岩及砂岩を見る。何れも比較的硬質なり。礫岩は海岸に存在するのみならず、又村落よりも位置高き原野の中に散在す。思ふに現在の河流は往時村落の上部を流れしものが、漸次下降したるものにして、其間肥沃なる平原を作りたるものなるや明なり。水源地方に一般に傾斜急險、流水の速度大にして歐穴を作れる箇所あり。土性前述の如く現在の耕土を稱する大部分は何れも往時、水底たりし箇所なるを以て土性は一般に砂質壤土にして土地豊饒なり。

饅頭石(マンヂウ石)長井、尾川の一部に産す。褐鐵礦にして中に粘土を含有す。形狀饅頭に似たるを以て此名あり。之を振り動かす時は一種の音響を發す。時に粘土の外、水を含むものあり。愛知縣鳴海郡に産出する鳴石と稱するものと同一なりと思はるれども、其他全國に産出することあるを聞かず、當地の特産なり。

▲名所

□雨瀧 小河川の上流、赤倉川中にあり。高さ凡十餘丈、水量多く斷崖を直下して瀑布をなす。瀧壺は三方岩壁に圍まれ、一方口にして其面積凡一段五畝歩、深さ八尋以上、加ふるに兩岸の崖上に雜樹繁茂し晝尙小暗く轟然たる水音兩岸に共鳴して落下する所、人をして神氣慄然ならしむ。文人、五明谿一詩を賦して曰く、「一潭深碧雨濤々、想見蛟龍潛此中、寄語風雲千載會、可蓋山淨起英雄。」と。

□大丹倉 丹倉村落の西南山間にある一個の大石巖にして、高さ凡百三、四十丈、横巾三百六、七十丈、巖面所々に朱色を呈せる部分あり。大丹倉とは朱色をなせる巨巖の意にして、赤倉、丹倉の地名の因て起りし所以なり。巨巖の間に數條の溪流あり、其水懸つて瀧を成すもの凡七、低きは二、三十丈より高きは八、九十丈に及ぶ。平時水量豊ならざるも降雨増水せば、瀑水岩角に碎け、飛沫空中に雲霧を生ずるの奇觀を呈す。五明谿の詩に曰く「千丈赤崖危欲墮、行人幾度喚奇哉、天風吹下山中暮、絕頂猶疑羽客來。」と。

□表倉ノ瀧 粉所部落の東方表倉と稱する巖壁に懸れる瀧にして一に足立瀧とも云ふ。高さ六十尋、巾一間、水量豊かならざるも、斷崖直下の狀西方より望めば恰も一條の白布を瀑せるが如く、冬季結氷の期に至れば、瀑水凍結して氷柱と化し、漸く暖を加ふるや、處處に亀裂を生じて落下す、其響轟然として、遠近に聞ゆ。五明谿の詩に曰く「一條飛瀑看堪驚、崖面冬寒凍水晶、陽氣發生氷柱碎、動天動地響諸々。」

□萬重寺の晩鐘 萬重寺は長井の東隅丘上にあり。脊に日暮連山の峰巒を負ひ、前に小河川の清流を控へ、土地高燥、空氣清新の境にして歐界開け此處に上れば尾川、長井、大井の村落一眸の下に集る。其原開山は一千有餘年の昔と傳へられ七堂伽藍の跡今に存し晩鐘を以て聞ゆ。五明谿嘗てこゝに遊びて賦して曰く「此地由來曾所聞、千年山色帶斜暉、猶思淨域伽藍跡、隱々鐘聲破暮雲。」と。

神川八景の中日暮山以南の如し其他は育生學區報告中に在り (神上小學校調査)

大嶮絶景

到處山座畫裏山、神溪泉淨響潺々、閑仙先我傳高處、土風流水岩石間

城山朝霧

回首東天開曉關、烟嵐忽散見屋簷、望中第一城山景、旭日先輝日暮山

瀬戸急灘

灘映瀾回水作巴、巴流觸石々生花、畫中垂釣人三五、籃裡香魚活可叉

花知蜂窩

回壺撐水靜深淵、舟入蜂窩別天地、驛客丈鞋如不到、風流何說雨山川

◆五郷村

▲村内面積

總面積二千二百三十三町四反三畝二十一歩

内耕地田九十一町一反二畝二十八歩

畑二十八町一反二畝九歩

山林原野二千百十四町一反七畝二十四歩

▲位置

本郡の北端に位し東は飛鳥村西南は神川村に北は奈良縣下北山村に接し何れも山岳を以て境と只東南飛鳥村に接する處大又川の流域に稍平地あるのみ。

▲河川

大又川は飛鳥村より發し東南より西北に村の中央を貫流し神川村に入る流域に耕地平野あり其の支流たる湯ノ谷川は中央を流れ桃崎見初に於て本流と合す。

▲地質

大字寺谷一体の平地は石英粗面岩にして他は中生層にして土質は砂質壤粘土、砂質壤土、壤質砂土、粘質礫土、礫質粘壤土等なり。

▲名所舊蹟

尊雅王の墓 續風土記

赤松屋敷跡 同

寺谷古城跡 同

◆飛鳥村

本村の面積は土地反別一千六百九十九町五反九畝にして山林原野大部分を占む。

本村は南牟婁郡の東北部に在り北は北牟婁郡尾鷲町并に奈良縣吉野郡上北山村に接し東は南輪内村及び新鹿村に隣り南は泊村并に木本町有井村に西は神川村、五郷村に連る。



四方山岳圍繞し唯大又川の流域五郷村に通ずる一部のみ溪間をなせり本郡第一の高峰たる保色山は殆ど村の中央に聳え其麓を迂回せる大又川に沿ひて田圃人家散在す。

大又川は本村の北境なる川瀬山より發し谷々の小流を合せて本村を貫流し五郷村に入りて北山川に合す。

▲地質

岩石は火成岩の花崗石にして從て土壤は粘土質砂土なるが如し。

▲名所舊蹟

□光福寺 神山にあり(續風土記)

□菖蒲平 神の山南にあり菖蒲姫の住みし所にして塚あり姫の墓なり云ひ傳ふ事實不明。

□千本櫻 佐渡にあり古戰場なりとの口傳あり是又不明

▲古城趾

□佐渡城跡と稱する所あれども詳細不明

第三編 官衙公署誌

(一) 郡役所

明治十一年七月政府は大に地方制度改革の必要を認め新に郡區町村編製法を發布し一郡又は數郡に一郡役を設け郡内の町村を統轄せしむることとなり、本縣に於ても此の編成法に準據し十二年二月郡役所を設置し從來牟婁郡と稱し來りし境域を二分して南牟婁北牟婁の二郡となし、南牟婁郡の名稱初めて起れり。同年二月五日竹本長潤郡長に任せられて開廳せり。(爾後の沿革は時代史十二章に詳記す)

元は木本町寺前即ち今の公會堂の地に役所を設けたりしが、明治二十九年郡内町村組合會の決議に依り有志の寄附を以て敷地を購入し之を本縣に提供し縣費を以て廳舎を新築することとなり、同年十一月現在の地即ち字高城に於て敷地七百坪(價格壹千百圓)を購入寄附し、同三十一年十月廳舎新築竣成せり、本館建物百七十九坪此建築費參千八百貳拾四圓四拾壹錢參厘にして附屬建物を含せ、此の總建築費四千貳百四拾四圓五錢八厘を要したり。

(二) 各町村役場

現今の町村役場は明治二十二年四月町村制實施の際に定められたるものにして(鵜殿、井田兩村は明治二十七年に木本、泊兩町村は同三十年に分轄せることは時代史第十二章に詳記する所の如し)其所在地左の如し。

木本町 木 本 町	北輪内村 同村大字三木里	南輪内村 同村大字曾根	荒阪村 同村大字二木嶋
新鹿村 同村大字新鹿	泊 村 同村同 大泊	有井村 同村同 井戸	神志山村 同村同 志原
市木村 同村同 下市木	阿田和村 同村同 阿田和	井田村 同村同 井田	鵜殿村 鵜 殿
御船村 同村同 鵜田	相野谷村 同村同 大里	尾呂志村 同村同 上野	上川村 同村同 和氣



其他の沿革は時代史第十二章中に記載せり。

(三) 郵便局

(交通誌参照)

開局年月日																		
飛鳥	五鄉	神川	西山	入鹿	和氣	尾呂志	相野谷	鷯殿	阿田和	市木	神志山	有井	新鹿	二嶋	賀田	北輪內	水本	局名
飛鳥村小阪	五鄉村桃崎	神川村神上	西山村長尾	入鹿村板屋	上川村和氣	尾呂志村上野	相野谷村大里	鷯殿村	阿田和村阿田和	市木村下市木	神志山村志原	有井村有馬	新鹿村新鹿	荒阪村二木嶋浦	南輪內村賀田	北輪內村三木里浦	水本町	所在地
同卅九年三月廿六日	同卅四年二月一日	同十七年七月一日	同卅七年四月一日	同四十年三月十六日	同卅五年三月一日	同七年二月廿三日	同四十二年三月廿二日	同卅四年三月廿一日	明治七年二月廿三日	同八年四月十六日	大正五年十月六日	同卅八年四月一日	同十二年八月十六日	同卅四年三月十一日	明治十七年五月五日	大正七年三月卅日	明治六年六月十五日	開局年月日
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	集配電信電話
中田傳三郎	田垣內桑吉	小橋林功	岡嘉四基	植地貞一	土井豐	久保義夫	市川桑彦	鈴木光明	山本光夫	大山家寬	小山本梅三郎	竹內伊藏	大本川博作	星山幸菊助	局長氏名			

(すと有は者の白空)

(四) 木本區裁判所

○

90

70

氏名	判事交代表	氏名
任命年月日		任命年月日



高松範重	明治廿三年十月廿三日	生野孝俊	明治廿四年七月廿五日
布田宣行	同年十二月三日	田中維寧	同廿六年九月十八日
中西直繩	同廿七年四月四日	鹿兒島直	同廿一年一月廿日
結城顯彦	同廿八年四月八日	住田修吉	同四十二年五月廿五日
岡田三輔	同四十四年九月八日	阪田高朗	大正二年五月廿八日
大森八十一郎	同三年六月十七日	北本欣吉	同五年五月五日
谷真心	同六年十二月十五日	山田龍二	同八年六月廿日
櫛橋友次郎	同十年七月十八日	長井運平	同十二年四月廿四日

本郡内に於ける同出張所左の如し。

上野出張所	尾呂志村上野	明治廿三年十一月一日設置	鷺殿出張所	鷺殿村	同四十一年十一月一日同
南輪内出張所	南輪内村賀田	大正七年七月十五日同	五郷出張所	五郷村桃崎	同八年七月一日同

尙ほ大正七年七月十五日より安濃津地方裁判所支部を本本區裁判所に併置せり。

(五) 検 事 局

明治三十八年四月本ノ本區裁判所獨立し裁判事務を執行せざりし以前は本本警察署警部をして検事事務取扱の任に當らしめ獨立後も尙ほ暫く舊に依りしが、同四十二年八月泉治郎初めて検事に任せられ獨立の検事局となれり。検事の交迭左の如し。

泉治郎	明治四十二年八月六日	長崎直吉	大正二年五月廿八日
禪野佐助	同三年四月十四日	佐藤秋二	同五年五月五日
中尾友三郎	同六年九月一日	石塚與八	同七年十月廿四日
保江衷	同十年七月十八日(現任)		

(六) 執 達 吏 役 場

明治二十三年七月二十五日法律第五十一號を以て執達吏規則發布され各區裁判所に執達吏役場を設置さるゝ事となりたるが、本本區裁判所にて二十五年一月に至り初めて同役場を開設して事務を取扱はしたり、其の後の執達吏交迭表左の如し。

執 達 吏 交 迭 表

氏 名	任命年月日	氏 名	任命年月日
谷清造	明治廿五年一月十八日	馬淵瀧三郎	大正元年九月廿六日
長谷川直吉	大正三年九月廿九日	永谷清	大正四年十二月廿五日
清水伴造	同六年十月十三日		

(七) 公 證 人 役 場

本邦に公證人役場の開設を見るに至りしは明治十九年八月にして法律第二號を以て公證人規則を制定發布され、其後明治四十一年四月法律第五十三號を以て同規則を改正し翌四十二年八月より實布されたるが、本縣にては二十二年七月津市に宮崎半六が公證人役場を設置したるを嚆矢とす。四十二年七月司法省令を以て縣下に九名の公證人を置く事と定められ本本區裁判所管内にても一人の定員となりたるも未だ開設を見ざるものなりとす。

(八) 木 本 警 察 署

度會縣時代には明治八年一月警察掛を庶務課中に置き邏卒及捕兇手先を置き宇治山田に三屯所を設け別に區戸長の協議に依り民費を以て數個所の屯所を各村に配付せり。警察掛は八年三月警察局と改め、同九年一月更に第四課と改稱せり。宇治山田屯所の邏卒は官給にして二十五名を置き小頭三名は月給五圓五拾錢其他は月給五圓にして其他各區の屯所邏卒は民費とし月給は區戸長の協議に一任し一區内に二三名乃至五六名を置



き區戸長之を選任したり。又宇治山田屯所には警査一人を置きしが、八年四月民費選卒を廢し警査を部長及選卒伍長を置き部長を各區に駐在せしめ又捕兇手先を警察係附屬と改めたり。同年十月太政官達に基き同十一月部長以下を廢し更に巡査九十三名を置き各區に配置せり。明治九年の豫算金額は官費四千貳百七拾貳圓區民釀出金八千八百八拾貳圓拾七錢其他縣稅分配金四千六百五拾四圓統計金壹萬七千七百餘圓なり。而し正民釀出金は十分の七は戸數に十分の三は舊石高に課し一戸金六錢、舊石高一石に付金壹錢の割合となせり。明治九年三重縣となるや警察制度に非常なる改革行はれ翌十年一月内務省告示により從來縣下各地に設置せる警察出張所を警察署に、警察屯署を警察分署と改稱し、一郡下に其の地名を冠せる一警察署を置くことせり。明治十五年始めて警部長の任命あり此の年に於ける本縣警察官定員は警部長一、警部十九、警部補十七、巡査四百三十六、等外及准等外四十八、雇其他二、總計五百二十三名なり。同二十年縣下一郡一警察署の位置を定められ本郡にては舊の如く木本町に定められたり。而して同年に於ける警察官は警部二十名、警部補二十八名、巡査四百五十三名雇百十一名總計六百十三名なりとす、大正五年三月全國道府縣の巡査定員を規定せらるゝに至り本縣にては之に準じて各警察署同分署の定員を定めたり。

木本警察署の創設は明治二十二年二月にして開廳以來の署長交迭は左の如し。

自年月日不詳 至年月日不詳	警部 梅村 吉次郎	自年月日不詳 至明治廿八年三月廿五日	警部 内田 久太郎
自明治廿八年三月廿五日 至年月日不詳	同 大河 平親 貞	自明治廿八年三月廿五日 至明治廿九年五月四日	同 澁川 平八郎
自明治廿九年五月四日 至同廿二年十一月一日	同 渡邊 乙 橘	自明治廿九年五月四日 至同廿五年四月廿二日	同 渡邊 恒三郎
自同廿五年四月廿二日 至同廿九年八月十六日	同 上石 利 貞	自同廿五年四月廿二日 至同四十二年二月十九日	同 福持 龜之助

自明治四十二年二月十九日 至同四十二年三月五日	警部 竹下 誠次郎	自同四十二年三月五日 至同四十二年十月廿一日	警部 神 鳥 徳男
自同四十二年十月廿一日 至同四十五年六月廿二日	同 神谷 倫五郎	自同四十五年六月廿二日 至大正四年四月廿二日	同 井澤 繁樹
自大正四年四月廿二日 至同七年五月廿二日	同 大林 薫	自同七年五月廿二日 至同九年九月廿四日	同 野村 岩吉
自同九年九月廿四日 至同十一年五月十八日	同 加藤 常次郎	自同十一年五月十八日 至現	同 川北 丈作

木本警察署

所在地 木本町

管轄地 木本町、有井村、市木村、神志山村、尾呂志村、西山村、神川村、五郷村、飛鳥村、新鹿村、荒阪村、南輪内村、北輪内村

同鶴殿分署

所在地 鶴殿村

管轄地 鶴殿村、井田村、御船村、上川村、相野谷村、阿田和村

(九) 木材 檢 査 所

本縣に於ては川下木材稅を新設するに當り本郡御船村成川に木材檢査所を設け稅務を掌らしめたり、其沿革左の如し。

一、設立 明治廿九年四月一日 一、名稱 音無川相野谷川筋三重縣木材檢査所  
又最近五個年間に取扱ひたる數量稅額左の如し。

年度別	管流(才積)	筏(坪數)	稅 額
大正六年度	一三、八七	三、九〇	一、七八、八〇〇
同 七年度	三、八二	三、〇九、二	一、六〇、三〇〇
同 八年度	三、五九、一	二、五九、一	二、五九、一
合 計	三、八二	一、三、六四、八	九、七六、五〇〇



第四編 教育 誌

第一章 新宮藩の教育

本郡の一半は新宮藩の治下に屬し、且つ其の地新宮に接近せるを以て教育上の事も直接間接に其の影響を受  
けしこと尠からず、故に先づ新宮藩の教育より記述すべし。

新宮城主水野氏は、夙に教育の奨励に意を用ひ、制度を設けて、江戸の藩邸及び新宮城下に於て儒官を祿養  
して臣屬を教育し學力優等にして貧困なる家士の子弟には、一口米を給與して之を補助し、又文學武術に熟  
達するものには褒賞を與へ、其拔群の者には格を進め祿を加ふるの制とせり。新宮城下には漢學所設立以前  
に在りては、隨意に儒臣の家塾に就き修學せしめしも、漢學所設立以後は必ず之に就學すべきものとせり。

然れども學校受業以外に他の家塾に修學する如きは敢て之を禁せず其の自由に任じたり。  
漢學所は文化年間の設立なるが、元より先き天明の頃宇井藹庵なるもの、父愷翁の業を紹ぎ家塾を設け地方  
の子弟を教養し其業隆盛に赴きしが、文化年中に至り、水野侯は之を其直轄となし漢學所と稱し、藹庵を儒  
臣に擢用し以て藩士の子弟を教育せしめたり。

明治維新後藩主忠幹教育の振興に努め、漢學所の規模を擴張し二年十月之を育英堂と改稱し、學科課程及び  
諸規則を改定し、從來士族にのみ限定せし入學權を開放して普く四民に入學を許し、儒臣湯川新を以て督學  
とし、教官十餘名を置き生徒の寄宿を許し、寄宿生百七八十名、通學生二百餘名を算するに至れり。かくて  
明治三年十一月單に學校と改稱し、四年七月新宮縣學校と改め、十一月には郷學所と稱し、學制頒布の後廢  
止されたり。

育英堂の學館規則及び課程表左の如し。

學館規則 (明治二年十月定)

- 一、昔者孔夫子の聖なるも猶十有五にして學に志す、況や今日習亂の子弟にして能く自ら何の志を立てべきや、故に其父兄たる者先づ其志  
を立てて其子弟をして學に嚮はしめんばあるべからざる事。
- 一、學問の道は第一五倫の道を明かにして四維の義を辨へ家國天下を治むる所以の道を學ぶ大志業に候へば假初にも他の遊藝末技と一般に  
心得、粗心浮氣を以て等を躰え速に成らんことを欲すべからず、只管循序漸進怠らず倦まずして其志を遂げ其業を終ふべき事。
- 一、文武の道は固より一致にして両途にあらず、然れども動もすれば文士は柔弱に流れ、武夫は粗暴に陥り易し、是れ古今の通弊なり。士  
たるもの右等の弊習に染まず、國家有用の全材を成すべき事。
- 一、大凡童子七八歳より學に入る是を小學生とす、十五六歳迄に小學三級の課業を終ふべき事。
- 一、武術の義は小學中學を論ぜず修業練磨致すべき事。
- 一、入學の節は左の通り其支配頭へ切紙差出し學校掛へ可願出事。

切紙	士族卒或社寺農商
雜形	誰子弟
	何某
	何歳

但察中へ寄宿修行願度者は別に左の通り口上書相添へ可申事。

口上	何某儀學寮へ寄宿の上規則相守修業爲致度奉存候に付此段奉願候以上
千支月	
宛殿	姓名



- 一、官長師範を尊敬すべき義は勿論朋友の間に於ても禮讓を取失ふべからざる事。
- 一、出入進退行儀正しく致すべき事。
- 一、毎日卯の刻より巳の刻迄に句讀を受くべき事。
- 一、毎夜亥の刻迄温習、習字、作文等致すべき事。
- 一、毎月二七の日午後講釋聽聞致すべき事。但辨當持參可爲勝手事。
- 一、出席遲緩定則を過る者は業を受けざる事。
- 一、未だ定刻に至らずして退館の者は其父兄より切紙を以て其由斷り出可申事。
- 一、毎年八月試業の事。
- 一、罰課 禁足 使役
  - 一、飲酒放縱の者
  - 一、父兄の切紙なくして竊に退館する者。
  - 一、出入進退行儀正しからず都て學生に不似合舉動の者。一、罰科再三に及て改めざる者は登館并に寄宿差止候事。
  - 一、二十歳までに文武諸科上級に至る者は官より學費を給し東西游學其志に任せ専門の學を修めしむる事。
- 一、休業定日
  - 一、毎月一六の日
  - 一、五節旬
  - 一、天長節(九月二十二日)
  - 一、七月十三日より十六日迄。
  - 一、神武天皇御祭日(三月十一日)
  - 一、十二月廿一より正月七日迄

育英堂課程 (明治二年十月規定)

初級			中級			初級			中級		
小	學	生	句	孝	經	皇	國	史	皇	國	史
習	讀	四	書	五	八	典	皇	朝	史	日本	外
字	假名、片假名、數字、支	皇朝百官名、公私日用文	楷、行、草、三	史	左氏傳	漢	前後漢書	歷史綱鑑補	資治通鑑	綱鑑易知錄	網鑑易知錄

第二章 新宮藩の私塾

新宮藩の私塾中最も有名なりしものは宇井氏の懋翠園なりとす。初め宇井愷翁京都に出て伊藤東涯に就て學び、學成りて郷に還り、私塾懋翠園を開き、徒を集めて教授す、寶曆九年歿す。其子萬庵家學を紹述して家塾益盛んなり、文化年中其私塾は藩の直轄となりて漢學所と改稱せられ、萬庵は儒臣に擢用せられたるも、私塾は尙ほ之を繼承して徒に教へ風教の振興を以て自ら任させり。文化十二年歿し、其子菊珠家を嗣ぎ居を新宮城南の蘭澤に移し益家學を振起す。世稱して蘭澤の先生と曰ふ。慶應二年歿す。其子善九郎家塾を繼ぎ以て學制頒布の際に及べり。

宇井氏累代私塾を開き生徒を教養し、其熊野の教育界に貢獻すること尠少に非ず、而して其の最も著明なりしものは萬庵なりとす。萬庵の姉阿蟻は本郡尾呂志村上野の東勘兵衛に嫁し、文學に長じ賢婦の聞に高く、地方の文化にも貢獻せり。又本郡阿田和村の堀宇選の祖堀宇僊も亦萬庵門下の高足なりとす。

宇井氏の私塾が専ら經史を講究して高等教育の觀ありしに對し、別に大石氏の一門ありて累代通俗的に經史及び算數を教授せり。而して其最も有名なりしは大石純藏なりとす。純藏は菊珠の外姪にして其門下生たり。天保の頃より子弟を集めて教授し以て小學校設立の際に及べり。其徒常に三百人、業を其の門に受くるもの前後數千人に及び地方の通俗教育に貢獻すること多大なりしなり。

本郡内よりも宇井、大石二氏の私塾に學びたるもの多かりしなるべきも今一々其氏名を知る能はず、只大石私塾に於ける門人集(新宮町大石元稻氏藏)の中に

- 和氣 西 健次郎(天保 九年)
- 淺里 尾崎郁太郎(同十年)
- 板屋 西村圭一郎(同十三年)
- 木本 喜多東作(同十一年)
- 木本 濱地恒三郎(同十三年)
- 神木 瀧川廣助(同十四年)



永井 千葉芳松(弘化 四年) 阿田和 鈴木松之助(嘉永三年) 市本 岡本桂太郎(同 三年)  
 鮎田 赤井真太郎(安政 元年) 鮎田 鈴木卯之助(同 年) 淺里 尾崎竹五郎(同 二年)

の名ありて短きは一年長きは五、六年に及べるあり。何れも郷に還りて地方文化の發展に資したるものなるべし。

### 第三章 木本代官廳の教育

代官廳は司農府に屬し、其郡中の民治、勸農、救荒、賑恤、訴訟、納稅等の一切を掌るものにして其職務甚だ廣汎なり、故に其任選には尤も意を用ひて有爲の人物を擢用せり。殊に木本代官廳は其區域は今の南牟婁郡の東北部と東牟婁郡の一部とに加ふるに北牟婁郡の全部とを加へたる廣漠の地に互り、且本藩廳を距ること甚だ遠隔の土地に在るを以て、民治上の責任甚だ重大なるものありて其代官には歴代有爲の人士を拔擢して任用したり。故に木本代官は其權力も廣大にして人物も傑出したりしが、春秋交代するの規定なりしを以て其任期は甚だ短かりき。然るに天保年中より代官となりたる仁井田源一郎は學識あり材幹ありて司農府稀に見るの人物なるが故に半年毎に交代するの制なりしも交代毎に屢々來任せしが故に其施設經營する所少からず。而して最も意を教育に用ひ、熊野人士の教化に浴する能はずして風俗日に輕浮に流るゝを患ひ、弘化二年組内の大庄屋を招集し教學の必要なる所以を述べ、各組内に敎社を結び師を迎へ學を講ずるを勸め、學に就て能く勉むる者には一飯を給し其十次に及ぶものには大庄屋をして更に褒獎せしめ、俊秀者は擧げて助敎として講を助けしめて之に口米を與ふるの制を設け之を實行せしめたり。其の狀況は今得て之を詳かにする能はざるも本郡の教育は此時に於て初めて體を具へたるものなるべし。今之に關する仁井田氏の記事を擧げ以て其由る所を知るの便に供す。

### 東熊野敎民記 (原漢文)

仁井田源一郎

國家の紀律は布いて方策に在り、而して吏或は視聽惑ひぬ。太祖(賴宣公を云ふ)の六諭(父母狀の事也)歲毎に邦域に頒つ、而して民或は嚮ふ所を亡ふ。吏の視聽惑ひ、民の嚮ふ所を亡ふは皆敎道の疎なればなり。今太公(治寶公)統を襲ぎ儒術世事を併せ以て之を一にす。有司學に入り儒者吏と爲り大に學校を起し國郡をして人材を試めしむ、學令歲毎に頒ち今日に至る幾ど六十年矣。然るに敎道の疎なるは令(代官を云ふ)の罪也、蓋し熊野は山海肥饒之域、寶藏の興る所、貨財の殖する所、其民常に末利を務めて稼穡を知らず、江阪に往來し賣事に敏なり。連嶽重峰、一谷一村、頑愚執拗にして又無賴逃亡の者其間に徘徊し、舉郡見る所は唯利途のみ。幼より聞く所は惟佛理のみ、是れ嚮ふ所を亡ふ所以なり。近城の各郡は各令參謀して治一途に出で、令轉するも而かも治は移らず。熊野は郡令獨り專斷に任ず令轉すれば則ち治も亦移る。民望常に疑へり、是れ吏の視聽を惑はしむる所以也。長群(仁井田の事)郡に治たること三年、吏長を會し詰げて曰く、夫れ政に寛猛有り、善惡二無し、汝曹疑ふこと勿れ、古の土を治むるや教化を以て急となす、去年郡治新なり、今年豫備倉成る、今より以往、敎社を結び儒學を起し、大に敎道を振ひ國郡を善域に導き、上は以て朝旨に答へ下は以て淳風を全うし、以て吾之過を補はんことを。衆皆振へり。是に於て七宰(七組内の大庄屋をいふ)各管社を結び、師を迎へ、學を講じ、敎ふるに孝悌忠信には莊宰親く之を褒じ、社に入りて俊秀なるものは推して社主と爲し、之をして講を助けしめ、之に與ふるに口米を以てし、以て後進の領袖と爲す。民の力田孝行なるもの、邑吏の民事に勞するものとは、狀を奏して賜與褒賞せしめて其家に表旌す。國郡に嚴令して無賴者を驅り博奕を禁じ娼婦を追ひ而して惡を爲すものをして容るゝ所無からしむ。嗚呼漸磨三歲なれば、海民山民悉く善道あるを知らん。彝倫の道あるを知らば則ち朝廷の恩有るを知らん。朝廷の恩有るを知らば則ち長を尊び、親を敬ひ、駭々呼さして善に徙り罪に遠かり、七縣(七組のこと)淳厚の俗に復し、吏は紀律を擧げ、民は六諭に従ひ、以て朝廷の德意に稱はん、其の必ずべきや審か也。令仁井田長群謹て敎社條約を識し、後人をして稽ふる所あらしむ。庶幾くは後の職を繼ぐの人其の規模を大にせんことを。

弘化二年丁巳十月廿八日本治廳に識す。

### 第四章 寺子屋敎育

當時各町村には夫々寺子屋なるものありて其の土地の人又は他村の人を聘して町村の子弟に普通文字及算數等を敎へたり。蓋し漢學所又は他の私塾は經史に重きを置きて其程度高きが故に之に就て學ぶものは主として士族の子弟又は上流の者のみに限られたるが故に普通庶民の初等敎育は全く寺子屋の手に在りたるものな



り、而して其寺子屋教育の状況は各地大抵左の如くなりしなり。

寺院又は師尙の私宅に就きて學び、兒童年齡七八歳に至れば、寺入と稱し各自机を持參して師尙又は兄弟子より素讀を受け習字を爲し、希望の者は珠算を教へられたり。其素讀に用ひたる教科書は往來尺牘類、實語經、童子經、四書の素讀にして、習字の手本は師匠又は先輩の肉筆にて父母帖、古語、往來類を用ひ、授業時間は毎日午前、午後共に二三時間位にして、其大半は草紙に習字するに費やしたるなり。

又其授業料は一定の規定なく、入學の際に束修として物品又は金銭を納むる外は、五節句、盆、正等に米麥其他の物品を謝儀として贈呈するを例とせり。

學制頒布當時に於ける本郡内の寺子屋に就き「大日本教育史料」に、掲記する者は左の如し。

學科	所在地	廢止年月	身分	氏名
讀書、算術	木本浦	明治六年	神官	南 大 助
算 術	阿田和村	同	農	大野四郎兵衛
讀書、算術	鶴殿村	同	平民	中村彌兵衛

尙々各村に於ける寺子屋沿革は各町村教育誌の内に掲げ置けり。

## 第五章 父母狀の感化

父母帳は實に藩祖德川頼宣公が大に感ずる所ありて自ら筆を執りて製作せられしものにして、藩政時代には私塾寺子屋の習字用として専ら用ひられしもの、又大庄屋、庄屋等は毎年一回村民を集めて之を讀み聞かせて服膺せしめたるが故に、一般家庭にても亦之を習得するに至り、教育上の基礎となりしのみならず、藩民一般の日常生活上の根基となりしものなり。而して頼宣公が此の父母帳製作の動機となりしものは實に熊野一野民の行動に依りしものなれば、熊野人士とは深き關係を有するものなり。故に本郡の教育沿革を叙するに當り其の由來と沿革とを詳かにせんとしたるが、德川侯の南葵文庫に於て其由來を編次發行せるを以て其

要點を茲に掲ぐべし。

## 父母狀の由來

(南葵文庫編)

今を距ること二百六十四年前、時は後西院天皇の萬治元年、德川四代將軍家綱公在職の砌り、紀伊國熊野山中に父を殺せる者あり。吏捕へて之を糺明せるに、其者答へて曰く、我が親を吾が殺すに何の不可あらん、我が父生來放縱無賴、一家を苦しむること甚だし、吾之を以て殺せるのみ、決して我が過にあらざるなりと恬として耻づる色なく、復た思ひ憚る所なし。吏驚きあきれ、之な曳いて司直の手に委す。司直則ち重ねて親の尊重すべきを説き其罪に服せしめん。其者の答ふる所前と異なる所なし。而して聊か羞ぢたる氣色なく反て自己が咎を受くる所以を怪しむ風情あり。奉行頭人其趣を見、當惑して言の出づる所を知らず、終に之を國主に聞す。國主は則ち德川頼宣卿其人なり、時會々孟夏に際す。頼宣卿扇を手にして風を送り、涼を納れつ、其訟を聞かれしが、訟半ばならずして、驚愕色を改め、扇を額にあて、俯首して答へらる、所なし。良久うして涙を蔽うて曰く、邊陲の士民禮を解せざるこそ、固く聞知せざるに非ず、然も斯く人倫の大義を没却して自ら其罪惡を知らざる如き、今初めて耳にする所なり。而して此事我が治下に於て生ぜんとは、熊野山中人跡稀なりと云ふも、我が城下を距ること左まで遠きに非ず、禽獸尙犯さざる大罪を犯し、自ら其非を悟らざる痴愚者を此間に見る畢竟我が教化の治らざる故にして、今更予の不徳を耻づる所なり。嗚呼また誰をか咎めん。嗟嘆久ふして曰く、かゝる愚昧者を拉し、直に之を刑に處するも、治教上何の効あることなし、如かず之に人倫の大道を説き聽かせ、自ら其罪を覺らしめて、潔く刑に就かしめんには、即ち日藩儒李梅溪を召し、之に命じて日々獄舎に就き、かの四人に接して孝經を説かしむ。梅溪命を奉じ、仰の如くすること爾後累年、四人更に感ずる色なし。後三年の春に至り、四人夢より覺めたる如く、一日李梅溪を見て、容を改め叩頭涙を流して曰く、思はざりき人倫上孝道の爾かく重大の務なることを、吾蠢愚にして自ら解せず、手づから高恩の父を殺して耻づる所なからんとは、且つ國主の之が爲に憂慮したまへること幾許ぞや、恐懼爲す所を知らず、請ふ愚が罪を正して之を天下に示せ、天は一日も吾が存在を許さざるべしと嗚咽大息して戰慄止むことなし。梅溪其狀を見て大に悦び、積年の教化奏効の空にからざるを祝し、即刻此由を具して頼宣卿に聞す。頼宣卿聽いて面を和らげ、則ち曰く、かの兇兒にして其罪を解す真に余の満足に思ふ所なり。されど國刑なくんば一日も立つべからず、國法亦奈何さすべきなしと、終にかの四人を曳き出して國法に照して誡す。時に頼宣卿大に感ずる所あるが如く、我が領内に於て、復たかゝる不孝兒を出でしむべからずと、即座に筆を執り、一條の訓諭を草せらる。(時に頼宣卿五十九歳)

父母に孝行に、法度を守り、へりくだり奢らずして面々家職を勤、正直を本とすること、誰も存じたることなれども、彌能相心得候様に、常に下へ教可申聞者也。

子正月 日



かくて之を領内なる紀伊、伊勢兩國に下し、山々浦々まで壁書として一般を戒飭し、又有司をして此教訓によりて下民を諭さしむ。之より教化領内に洽くして、紀勢の境、また没義無道の民を見ざるに至れり。然れども歳月を経るの久しき、民間漸く此教訓を疎略に附せんとする傾あり。之を以て享保十一年二月及び安永六年四月、重ねて紀勢兩國に令し、彌々遺漏なきやう、かの教訓を遵奉せしむ。爾後兩國の民、日々翫味して、終に家庭の教訓書と爲し之を誦誦せん爲め、後には一般兒童の手習本として、其文字を寫さしむるに及べり。かくて後坊間稱して父母狀と呼びぬ、これ其冒頭に父母に孝行にの文字あるを以てなり。されば後世紀勢の境にありて、父母狀を學習することは、幼童一般の學課となり、隣保相告げて、貴家の令息は、既に父母狀を習了せられしや否やを問ふに至れりといふ。其二百餘年間冥々の裡に、領民の道德上に感化を及ぼせしこと、此一事を以て想像するに餘りあり。何れの年にやあらん、かの教訓の文字のみにては、其章句短くして意味深長なるため、尙ほ一般無學の輩を導き難きを慮り、國主爲に解釋を加へて之を民間に下し、以て教化を全うせしむるに及びぬ。其解釋の文即ち左の如し。

- 科仕候へは及迷惑義は誰も存事に候へば、たくみて科は不仕者にて候へ共、心ならずも科出來る事有之候。其科の出來ざる様に致し様有之候間教へ可申候。相守り候得ば、科出來ざる事に候と申候て、御個條を讀聞せ、此趣を相守り候へば科出來ず候。
- 一、父母に孝行の事。
- 孝行に仕候へば上の被仰出にあひ申候て輕薄の孝行却て不孝の惡人也。此色々有之眞實の孝行は二つとなし。
- 一、法度を守る事。
- 御法度を相守り背かず候へば科出來可申儀無之。
- 一、謙不奢事。
- 百姓は其分限程に身を持ち、我下目の者たりともあなごらず、たとへ手前宜敷ものたりとも花麗なる儀を不仕、百姓の作法等心得、上を敬し申所第一に存候へば、科のかゝるべき處無之。
- 一、面々の家職を勤め正直を本とする事。

面々の家職を不忘、能く勤め候へば我身の爲、百姓は耕作の徳有之、上よりの御褒美にあひ候て世におそろしきもの無之付安全にくらし科も不出來候。何も正直なまへ本とすれば、右の個條は不背我本理に叶也。

右の個條を人見せに相守り爲有之ては則ち科に成間、萬事正直に我も人も心得眞實なれば其理に叶、我も人も安全にて世々を送り科も出來ず子孫迄長久也。

右之被仰出一年切の事にては無之、永々までの儀に候へば、御代官郡奉行は幾度もかはり、此度承りたる士民は死失候ても右の理は孫々に傳へ減えず候間、末々の者までも右の道理を心得候様に教へ可申事、誰大かたに仕候ては通じ申間敷間、骨を折り怠らず可申間也。能心得いたし候は、郡奉行の目達にても、是程の免合能候連、郡奉行定候免より高免に申出る程の風俗に仕候はれば、被仰出の處に不相叶と存程に、常々心得、精を出し數年に教へ申べし。郡奉行何様に教候て百姓に尋候節、庄屋、年寄に尋候は、教の通り挨拶可仕候得共、右様の者には尋ねずして、末の軽く思寄もなきものに相尋ねべき時、不都合なる儀を申候は、郡奉行教へ無之に可成間、左様の末々の者迄も一等に得心いたし候様、教へきかすべき事也。郡奉行教へ候如くに末にても相心得候へば、郡奉行手柄御奉公と可被思召候間、左様に可相心得候。末々の百姓は蟲も同前の者、聞入も無之に付教へ候ても其甲斐無之など、上への申分は立がたく候以上。

右御書付一卷

此文字を一見すれば、以てかの教訓が如何に紀藩教化の標準として、領内一般に重んじ行はれ、又特に下層無知者を薰化する準則となりしかを推測するに難からざるなり。而も前掲書付の一卷なる末項に、嚴しく郡奉行を戒諭し、かの教訓をして、たゞ有名無實の徒法贅文に終らざらしめんと期したる事實の如き、亦以て紀藩代々の國主を始め、執政其人が、常に世教道德を思はれし事の深厚なるを想像するに足る。我が江戸時代三百年間、賴宣卿の遺訓が、よく紀勢兩國民を教化したりし効績は、之を享保年間に行はれし六諭衍義に比して、殆ど優劣なしといふも過言にあらざるを知るべし。

## 第六章 小學校創始時代

(一) 小學校創始 明治五年八月學制の頒布あり全國を八大學區に分ち大學區内に中學區、中學區内に小學區を置くの制とせり。度會縣は第二大學區に屬し第三十九番より四十一番に至る三中學區に分ち又之を五百



○九の小學區とし毎小學區に一小學校を設置せしむることせり。即ち本郡は北牟婁、英虞、答志の三郡と共に四十一番中學區に屬し合計五百〇九の小學區に分れたり。然れども事創始に屬するを以て各地共同年中には未だ小學校を設置するものなかりき。

明治六年二月、度會縣參事安岡良亮(當時は參事の職を以て縣令の職務を執りたり安岡は後熊本縣令に轉じ明治九年十月神風連の暴撃の際創傷を負ひし人なり)管内巡視の爲め木本町に來り到着有志を召し新政施行上に就き親しく諮詢する所あり。其の木本町に來るや鶴殿村の竹原樸一を召し施設上の意見を徴する所あり同人曰く「學制頒布せられ家に不學の徒無からしめんとこの制は甚だ可なるも未だ之を實行するに至らざるは甚だ遺憾とする所なり依て郷學所體の學校を設け郡内に範を示すべきなりし」と述べたるに安岡參事大に之を賛し然らば直に之を實行せよと其設立の件を竹原に命ぜり。因て同人は有志と謀り當時開業せる木本町の三四の寺子屋は今日限り廢止の命を下して之を閉鎖せしめ其の生徒及び有志の子弟を同町極樂寺の本堂に移し此にて授業を開始せり、竹原は校長格にて(月俸壹圓七拾錢なりしと云ふ)板屋の漢學者にして漢方醫たる西村玄篤を幹事とし南大助、廣澤藤助等の舊寺子屋の師尙及び泊の光行寺眞宗僧侶某等を教師として開校せり。生徒凡そ二百人に達し本堂に充填して寸隙を餘さざりき。開校の當日は安岡參事親しく臨場して懇篤なる訓示を爲し其翌日那智山に參詣し歸途には白玉と菓物とを多量に買求め來り之を生徒一同に頒與する等甚だ優待の意を示せりと云ふ。斯くて竹原は漢籍を受持ち他の諸教員また夫々分擔して教授する所ありしが、尙ほ不完全なりしを以て衆議の上元新宮藩督學湯川新を招聘(月俸七圓)して教授の任に當らしめ是より校風も大に振ひ木本町なる度會縣出張所の吏員も亦湯川の寓居せる大雲寺を訪ひて教を請ひ原田少屬の如き最も厚き薰陶を受けたりと而して湯川は在任約一年にして新宮に去り竹原も小學教員傳習所へ入學の爲め同年十二月山田に出發せるが學校は益々盛大に赴けり。是れ實に木本小學校の

前身にして度會縣に於ける學制頒布後の小學校設置の嚆矢なりとす。

湯川新名は浚、鹿洞、清齋、靈機堂等の號あり新宮藩士にして幼時伊勢山田に住し三河の人糟谷某に句讀を受け、十六の時津に遊び鹽田隨齋、齋藤拙堂の門に學ぶこと三年、又山田に還り足代弘訓等と交り善し、後大鹽平八郎の門に入り其塾頭となる、大鹽亂後新宮に屏居せしが復た江戸に出遊し後水野侯に擢用せられ其の儒臣となりし人なり。

斯くて縣官は政府の督勵に依り着々小學校の設置に腐心したりしに依り、明治九年一月には四十一中學區内(牟婁、答志、英虞三郡)に於て五十七校の開校あり、爾後同年五月迄に開校せるもの牟婁郡内に更に六校あり、以來漸次各村に小學校の設置を見るに及べり。

(二) 督學機關 小學校教育督勵の爲め一小學區内に一名乃至三名の學區取締を置きしが(明治六年二月)後學區取締を毎小區副戸長の兼職となし(七年五月)後更に各大區正副區長の兼務となし學事分掌の副戸長は之を學區世話係と稱せり。(同年八月)然るに本務繁劇にして其實績舉らざるに依り各區内一小區毎に學區取締專務の者一名宛を配置して専ら小學校設置及び就學督勵の任に當らしめ、區戸長も其の事務に參與するの制に更めたり。(同八年五月)又小學教授監督の爲め各中學區に巡回訓導を置きしが、明治十一年に至り改めて一郡受持巡回訓導を配置したり。是れ即ち今日の郡視學の位置にあるものにして、牟婁郡には三等訓導三堀知伸初めて任命されたり。

(三) 教員講習會 度會縣にては明治六年十二月小學教員講習所を度會郡山田下馬所前野町に設け小學教員たるべき者を募り授業法等を授け翌七年四月校舎を宮崎文庫に移し講習所を改めて度會縣師範學校と改稱したりしが、最初の講習費は一大區二名つゝ貢進生の資格にて入所せるものにて本郡よりは鶴殿村竹原樸一、泊村九鬼城之助の二名薦拔せられて講習を受けたり。講習開始後二三ヶ月にして更に人員を増し一小區より一人最小區費を以て入學せしむることし本郡よりは十一名合計七十二名の講習員ありたり。竹原は翌年の



八月夏期休業の際歸郷し事故に依り退所せりしと云ふ其他講習員の消息今詳ならず。

(四) 明治十年以前の小學校 本郡にて明治十年迄に開校せる小學校左の如し。

木本學校	明治六年 三月	鶴殿學校	明治七年 九月十一日	明倫學校	明治九年
三木校	同 十年十二月十三日	成川學校	同 六年 三月十五日	矢ノ川學校	同 八年三月十日
二木島學校	同 九年 七月 一日	淺里學校	同 七年 八月十五日	赤木學校	同 十年九月
波田須學校	同 十年 九月十五日	高岡學校	同 十年 四月廿一日	長平學校	同 九年九月
井戸學校	同 六年	平尾井學校	同 七年 一月十日	神上學校	同 六年九月八日
有馬學校	同 九年 四月	大里學校	同 八年 二月十五日	長原學校	同 六年
上市木學校	同 九年 四月廿四日	桐原學校	同 九年 三月 八日	尾川學校	同 八年五月一日
下市木學校	同 九年 四月廿四日	上野學校	同 八年 九月十二日	神佐野學校	同 十年三月
阿田和學校	同 六年 四月二十日	中立學校	同 十年 十月 二日		
井田學校	同 七年 五月十五日	入鹿學校	同 九年十一月 四日		

(附言) 明治六七年頃設立せられたる學校の内には舊寺小屋を其儘代用して學校名を冒せるも教授は寺子屋式のものもありたり。

(五) 奏任待遇 大正二年に至り政府は小學校教員優遇の一策として小學校訓導奏任待遇の道を開き同十月本縣下優良訓導に奏任待遇の辭令を交附せり。初めて此の選に當りしは本郡尾呂志尋常高等小學校長永田定次郎、河藝郡一身田尋常高等小學校長國府佐七郎の兩人なり。永田校長は安政三年十一月尾呂志村大字上野に生れ明治七年十一月初めて阿田和村柿原小學校に教鞭を執り次で居村に歸り其校に奉職すること一年の後縣立師範學校に入り九年十一月卒業後再び居村上野小學校訓導に任せられ在職七年更に縣立師範學校中等科に入り卒業後木本尋常小學校訓導、上野簡易小學校訓導を経て二十三年尾呂志小學校訓導となり二十六年二月同校長に任せられて勤続し本縣を初め文部省、帝國教育會等の受賞數回に及び四十四年二月には小學校教育成績規定第一條に依り文部省より選奨せられ今回奏任待遇の榮典を受くるに至りしものなり。

第七章 現時の教育

(一) 就學狀況本郡の就學歩合は本縣統計書(十一年三月三十一日現在)に依れば

町	男 九九、三四	女 九九、〇七	平均 九九、二一
村	男 九九、二八	女 九八、八四	平均 九九、〇七
にして町村の平均歩合は左の如し。	男 九九、二八	女 九八、八五	平均 九九、〇七

なりとす、今之を縣下各郡市に比較するに

四日市々	九九、六三	北牟婁郡	九九、八〇	員辨郡	九九、七九	安濃郡	九九、七九
名賀郡	九九、七〇	三重郡	九九、六二	多氣郡	九九、六二	鈴鹿郡	九九、六一
河藝郡	九九、六〇	宇治山田市	九九、六〇	一志郡	九九、五三	飯南郡	九九、五〇
桑名郡	九九、四六	度會郡	九九、四三	志摩郡	九九、三七	阿山郡	九九、一九
津市	九九、〇八	南牟婁郡	九九、〇七				

の順序にして其總平均は九九、五二なりとす。

左に本郡統計に依り其累年比較表を示す。(大正十年度の統計は本郡調査と縣統計書と大に異同あり其理由不明)

就學	總數		大正十年	同 九年	同 八年	同 七年	同 六年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年
	男	女									
男	六、三三九	六、五二	六、三三九	六、五二	六、四七	六、三三九	六、一三三	四、七二五	五、〇七八	五、〇四五	四、九六三
女	五、八七八	五、八八六	五、八七八	五、八八六	五、八九	五、八九三	五、八六五	四、五六三	四、六九六	四、六九五	四、六六八
男	六、二八二	六、四八三	六、二八二	六、四八三	六、三九六	六、三三三	六、一五九	四、六九七	五、〇五〇	五、〇六	四、九六三
女	五、八四五	五、八五八	五、八四五	五、八五八	五、八六七	五、八二六	五、八二八	四、五三一	四、六五七	四、六三三	四、六三三



不 就 學	就 學		不 就 學	就 學	
	女	男		女	男
明治廿八年	二七	三三	九九、七	九九、四	九九、四
同廿九年	四〇	二八	九九、三	九九、五	九九、五
同四十年	三三	四七	九九、五	九九、四	九九、四
同四十一年	三三	四七	九九、五	九九、四	九九、四
同四十二年	二八	三三	九九、一	九九、一	九九、一
同四十三年	二八	三三	九九、一	九九、一	九九、一
同四十四年	一九	三三	九九、一	九九、一	九九、一
大正元年	一八	一九	八〇	七二	七二

更に明治三十八年度以降の統計を掲ぐる時は左の如し。

總 數	就 學		不 就 學	就 學		就 學 步 合
	女	男		女	男	女 男
明治廿八年	四、一五〇人	三、八〇八	四、〇〇二	三、二四四	一、四九九	九六、四二 八五、一八
同廿九年	四、三八二	三、九七七	四、二六二	三、五二八	一、二二	九七、二四 八八、七一
同四十年	四、〇二一	三、八〇八	三、九三五	三、四四〇	一、〇六	九七、三七 九〇、三四
同四十一年	四、七四〇	四、五九	四、六六五	三、九〇	九九	九七、九三 九一、五九
同四十二年	四、六八	四、三三	四、〇六	四、〇六	三	九八、六八 九四、〇八
同四十三年	四、八五二	四、五三	四、八三	四、四九〇	二八	九九、四三 九九、二九
同四十四年	四、七三	四、四九	四、七四	四、四六	三三	九九、五〇 九、二九
大正元年	四、七三	四、五	四、五	四、五	一四	九九、六四 九九、四七

(二) 教育費 明治三十年郡制實施の際に於ける郡費支出の教育費は教員講習會費參百四拾四圓なりしが、翌三十一年度よりは教育會補助貳拾圓を初めて計上し、三十二年度には以上の外准教員養成所費を支出し、三十九年度より郡立女子技藝學校費を設置せしより教育費大に膨脹せり。其累年支出額を摘記すれば左の如し。

郡費支出教育費累年表 (一)

明治卅年度	同卅一年度	同卅二年度	同卅三年度	同年卅四度	同卅八年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度
三、四四	二、六四	二、五	四、五	四、〇	七、一	一、二九六	一、五三	一、五五
四、五	四、五	一、九	三、六	三、二	三、一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一、三	一、四	三	五	五	一〇			
二、五二	一、六二	二	三	三	二五			
六、三	六、三	一	一	三	三			
五	六	二	三	三	二五			
諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費
女子技藝學校費	女子技藝學校費	女子技藝學校費	女子技藝學校費	女子技藝學校費	女子技藝學校費	女子技藝學校費	女子技藝學校費	女子技藝學校費
教育會補助	教育會補助	教育會補助	教育會補助	教育會補助	教育會補助	教育會補助	教育會補助	教育會補助
准教員養成費	准教員養成費	准教員養成費	准教員養成費	准教員養成費	准教員養成費	准教員養成費	准教員養成費	准教員養成費
講師手當	講師手當	講師手當	講師手當	講師手當	講師手當	講師手當	講師手當	講師手當
慰勞費	慰勞費	慰勞費	慰勞費	慰勞費	慰勞費	慰勞費	慰勞費	慰勞費
講習生補助	講習生補助	講習生補助	講習生補助	講習生補助	講習生補助	講習生補助	講習生補助	講習生補助
使丁給料	使丁給料	使丁給料	使丁給料	使丁給料	使丁給料	使丁給料	使丁給料	使丁給料
消耗品費	消耗品費	消耗品費	消耗品費	消耗品費	消耗品費	消耗品費	消耗品費	消耗品費
諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費	諸雜費
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計



郡費支出教育費累年表 (二)

度	大正十一年	同十年	同九年度	同八年度	同七年度	同六年度	同五年度	同四年度	同三年度
教育費	〇	二、九四四	八、二七六	三、六三三	二、六二九	一、八三三	一、九二二	二、〇三三	一、九四四
教育補助費	〇	三、六七五	一、〇四五	七〇九	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇
教育支出額	〇	六、六一九	九、三三三	四、三二二	四、六二九	三、八三三	三、九二二	三、五三三	五、九四四
合 計	〇	一六、四六九	一八、六六八	一三、六四四	一六、二五八	一六、八六六	一六、八六六	一六、八六六	一六、八六六

又各町村の教育費支出累年表は左の如し。

町村費合計	大正九年度	同八年度	同七年度	同六年度	同四年度	同三年度	同二年度	同元年度
教育費	四三、〇〇一	四七、六七三	二七、四四九	三九、三三三	一四、三三六	二四、三三三	三三、六六六	一七、六六六
教育補助費	一五、八〇四	二七、六六四	八、五五八	六、九四四	六、三三六	八、二二二	一〇、三三三	七、六六六

(三) 學校表 (小學校ヲ除ク)

校 名	創立年月	修業年限	學科目
泊村立大泊實業補習學校	大正二年七月	二年	農業
有井村立井戸實業補習學校	同九年三月	前期二年 後期三年	同
市木村立下市木實業補習學校	明治廿六年八月	三年	同
同 上市木實業補習學校	同五年五月	三年	同
南輪内村立古江水産補習學校	大正五年五月	前期二年 後期三年	水産
新鹿村立遊木水産補習學校	明治四十四年十月	三年	同

荒阪村立荒阪實業補習學校	明治四十四年四月	前期二年 後期三年	水産、農業
新鹿村立實業補習學校	同五年五月	三年	商業、農業
泊村立古泊同	大正五年五月	二年	水産、農業
南輪内村立同(賀田)	同十二年三月一日	後期三年	農業、商業
北輪内村立三木水産補習學校	同十二年三月廿八日	前期二年 後期三年	水産
同 三木里農業補習學校	同十二年四月十日	後期三年	農業

裁縫學校

北輪内村立三木里裁縫學校	大正十二年六月	二年	裁縫、家事
有井村立井戸同	同九年三月	四年	裁縫
市木村立上市木同	明治四十二年四月	二年	同
鶴殿村立鶴殿同	同四十四年四月	二年	同
相野谷村立相野谷同	同四十四年四月	二年	家事、縫裁
尾呂志村立尾呂志同	同四十二年七月	二年	裁縫
神川村立神上同	同四十四年四月	二年	家事、裁縫
同育生同	同四十二年十一月	二年	同
同青柳同	同四十五年六月	二年	同
五郷村立五郷同	同四十四年四月	二年	同
飛鳥村立小阪同	同	二年	同
同飛鳥同	同	二年	同
同日進同	同	二年	同

其他學校

明德館(私立) 明治廿八年九月 三年 倫理、國語、漢文、地理、歴史(五郷村寺谷)

(四) 准教員養成所 本郡准教員養成所は其由來する所甚だ古し、今文書の徴する所に依れば、郡にては從



來小學教員講習會を開き講習期を三ヶ月とし講師三人の内一人は本縣師範學校教諭の派遣を求め來りしが、後教員講習會の費用を減じて准教員養成所を設置することゝなし三十二年度より之を實行し講習期間を三ヶ月となせり。然るに學級の増加に伴ひ教員の不足を告ぐる甚だしきに依り、明治三十四年二月の郡會に於て勝島郡長より提案し長期の准教員養成所を設置せんとせり、其提案説明の要に曰く

本年は教育費に於て八百八十四圓を増額せり、此年夏小學校令の改正あり正教員は一學級に付一名を要すること、なるも、本郡配置の正教員は甚だ僅少なを以て、寧ろ此際十分なる准教員を養成し他日正教員となすの道を講ずるは最も機宜に適したること、思料す、從來准教員養成所は其年月は僅に三ヶ月にして講習生もまた十名内外に過ぎず、故に本年度は大に其規模を擴張し講習生を三十名とし、講習期間を一ヶ年とせんとす、要するに本郡の出身者より多數の正教員を得んとするの準備なりとす。又講習員に對する補助額は從來一人一ヶ月一圓五拾錢なりしも今回は一人一ヶ月金參圓とせんとするものなり。

と、此提案に對し郡會にては種々審議の末、講師手當年額貳百四拾圓、講習生補助一人一ヶ月參圓計十八人とし以て原案を修正可決せり。本郡准教員養成所出身者が本郡教育界に大に貢獻するに至りしは實に此時に初まれり。爾後繼續して（其間一二年休止せることあり）今日に至り、本年度郡制廢止に伴ひ本郡教育會の事業として經營せり。

(五) 中學校 本郡に縣立中學校設置は郡民多年の希望にして已に明治三十四年三月の通常郡會に於て滿場一致を以て古莊縣知事に中學校設置の建議案を提出したることあり。其後時代の趨勢に伴ひ益中學校設置の急務を感じ大正八年二月の通常郡會に於て左の建議を長野縣知事に提出せり。

### 意見書

惟ふに時運の進展に伴ひ縣下教育上の施設を要するもの多々あるべしと雖も就中男子中等教育機關の缺陷を整備することは急務中の最急務なるべし。近時中學校増設問題の猛烈として起れる事亦之に原由するものなるべし。由來我郡は縣内の一隅に僻在し交通最も不便にして文明の惠澤に浴すること薄く中等教育機關としては全く其施設の見るべきものなし。是が爲め其子弟の一部分を隣縣中學校に入學せしむ

るの已むを得ざる現状なり。輒近郡内に於ける中等學校入學志望者は年を逐ひて激増せるにも拘らず如上の理由に依り其志望を達せしむる能はざるは最も遺憾とする處あり。閣下風に縣下教育の普及改善に留意せらる冀くは本郡の實狀を稽査せられ適當の裁斷あらんことを。右本郡會の議決を経て意見開申候也。

大正八年二月八日

此の建議は本縣知事の採擇する所となり大正八年七月十日の臨時縣會に於て中學校増設を議決し、同年七月二十九日文部省告示を以て三重縣立木本中學校を木本町に設置し大正九年四月より開校の件を公布せられ、八年十一月二十一日鹽治庸二郎校長に補せられ、十二月木本町役場内に事務所を創設せり。

大正九年四月一日第一回入學生第一學年生徒百名の入學を許可し、四月十五日本本尋常高等小學校講堂に於て入學式を舉行し同校舎の一部を借受け假校舎として授業を開始したり。校舎敷地總坪數一萬二千坪は木本町の寄附に係り大正八年九月十六日地均し工事に着手し校舎は九年二月二十六日建築工事に着手し同年五月二十五日其一部教室移轉したるを以て翌二十六日三重縣知事山脇春樹臨場開校式を舉行せり、大正十年四月五日校舎の一部教室並に寄宿舎一棟食堂等竣成し爾後漸次に擴張工事を行ひ同十一年三月三十一日生徒控所兼雨中體操場竣工し同十二年三月三十一日殘餘の工事全く竣成したるを以て同十二年六月十二日盛大なる落成式を舉行せり。

(六) 高等女學校 本郡にては夙に女子教育の必要を認め、明治三十九年四月郡費を以て郡立女子技藝學校を木本町に設立せり。其經費左の如し。

訓導給料	二七三圓	囑託手當	二二圓	小使給料	四四圓	旅費	二七圓
校醫手當	五圓	慰勞費	二二圓	圖書費	三圓	器具費	六一圓
備品費	一二二圓	消耗品費	五九圓	印刷費	三圓	通信費	四圓
雜費	三一九圓	(圓以下畧) 合計九六八圓					



翌四十年度の経費は一千二百九十六圓なり。然るに郡立にては其設備完全ならざるを以て四十二年一月の通常郡會に於て縣立に移管されんことを本縣知事に請願せるも採用さるゝに至らず、四十三年十月高等女學校令改正に伴ひ實科高等女學校を認められしに依り、四十三年十二月の臨時郡會に提案し、女子技藝學校を廢止し郡立實科高等女學校を設置することゝなし四十四年四月より實施せり、而るに大正二年四月よりは實科高等女學校を廢して更に郡立技藝女學校を設置したり。三十九年に創立せる女子技藝學校より實科高等女學校となり更に技藝女學校に改まり、其後大正四年迄の卒業生數左の如し。

四十一年	十八名	四十二年	十二名	四十三年	十四名	四十四年	十三名
大正元年	十六名	同二年	十七名	同三年	十六名	同四年	十八名

かくて大正五年度より同七年迄三箇年繼續費を以て技藝女學校建築費壹萬壹千餘圓を積立てたるが、時勢の進運は益女子教育の向上發展を必要とするに至りしより大正九年一月の通常郡會に本郡長より技藝女學校を廢し高等女學校を新設せんとし左の諮問案を發したり。

諮問 (大正九年一月廿日提出)

大正九年度より郡立高等女學校を設置し郡立技藝女學校は大正九年三月三十一日限り廢止せんとす。

(理由)本郡風に女子教育の必要を認め明治三十九年に於て郡立女子技藝學校を設置し以て女子に適切なる技藝并に須要なる學科を教授し同四十四年に於て之を實科高等女學校の組織となし大正二年又技藝女學校に改むる等其間多少の變化ありしに既に幾多有用なる女子を養成し來りしが今や時運の進展は益女子教育の發展向上を要求すること頗る切にして到底現時の状態を以て甘んずべきに非ず是を以て前に掲ぐる如く組織を變更し以て内容の充實を計らんす。

郡會に於ては此の諮問案に對し多數を以て賛成の旨二月二日本郡長に答申したりしかば、直に豫算を編成し其筋の認可を経て大正九年四月より郡立高等女學校を設置するに至れり。然るに郡制は大正十二年四月一日より廢止せらるゝことに確定せるを以て本郡にては木本町外二十ヶ村の全郡町村を以て學校組合會を組織し

大正十一年度より組合會に於て經營維持することゝなり名稱を木本町外二十ヶ村組合立高等女學校と稱するに至りしが、大正十三年四月一日より三重縣立に移管さるゝに至れり、左に校長交迭表を掲ぐ。

女子技藝學校

明治三十九年四月	校長事務取扱	村上政太郎	明治四十年一月	校	長	濱野鐵藏
同四十二年三月	校長心得	島海美津	同	年六月	校長事務取扱	種村秀橘

實科高等女學校

明治四十四年四月	教員兼校長事務取扱	村田直輝	明治四十五年一月	教諭兼校長	村田直輝
大正元年九月	教諭兼校長	松田馨一			

技藝女學校

大正二年四月	校長	中西駒彦	大正五年三月	校長事務取扱	山北重憲
同	六年八月	校長兼教諭	同	八年六月	新山國三郎

高等女學校

大正九年四月	校長事務取扱	渡邊恒三郎	大正九年七月	校	長	飛岡音次郎
--------	--------	-------	--------	---	---	-------

第八章 各町村教育誌

△木本町

(一) 學制頒布以前ニ於ケル教育即チ寺子屋私塾ノ狀況(其教師名就學ノ狀況等) 寺子屋

(イ)

教師名及位置 南大助・南兵部(一丁目)南大助ハ凡七十年前ノ人ニシテ教職ニ在リシ年數不明ナリ。其後繼者南兵部ハ明治維新迄教授セリ其後廢ス共ニ木本ノ人ナリ。

鈴木師匠(布袋町)南大助ト同時代ナレドモ後繼者及其他ノ事又何處ノ人ナリヤ等不明



森本清助(笠屋町)南大助ト同時代ニシテ後繼者ナシ約十年間ニシテ廢ス木本ノ人ナリ。  
森岡政次(關船町)南大助ト同時代ニシテ後繼者ナシ約二十年間ニシテ廢ス井戸ノ人ナリ。  
廣澤藤吉(井筒町)文久時代ニシテ凡十年間教授シ明治初年木本學校創立ニ際シ同校教師トナル井戸ノ人ナリ。  
(ロ) 就學狀況

(A) 科目

讀方、實語教、四書五經、三字經  
書方、いろは(平假名)短文、工匠往來、商賣往來等ニシテ主トシテ行草體ヲ用ヒ特ニ女子ニ小倉百人首ヲ採用セリ。  
珠算、最初ハ加減算、例一、二分、二、二分、三、二分等ノ加減、次ニ乘除算、八算例、一ヨリ九迄ノ基數ヲ二除シ後二倍シ又三除シ三倍ニ至ル、見一例、二位ノ法ヲ有スル除法トシテ一圓ヲ十六人ニテ割ル等、開平開立、裁縫、隨意トセリ。

謠曲、現今ノ唱歌ニ相當シ今日ノ放課後ニ當ル頃ニ授ク、但シ南大助ノ塾ノミナリ。  
(B) 進級及順位其他、平素文字ヲ草紙ニ練習シ三四日毎ニ一度宛半紙ニ清書セシメ又席書ト稱シ毎月一回(廿四日)行フ席書前三日間ハ或ハ一文ヲ十分練習シ教師ノ添削ヲ受ケ席書當日未明ニ起キ行キ清書ナシ其成績ニテ順位ヲ定ム。或期間(今日ノ學期ニ相當)ヲ定メ能書ノ者ヲ進級セシム。半紙二ツ折三ツ折四ツ折等ニシテ書方練習ヲナサシメ細字ニナル程上級ヲ意味ス。  
平素多クハ高弟(上級生)ヲシテ教師ノ代用教授ヲナサシメ清書當日師ノ直接教授ヲ受ク。高弟ハ席書及清書當日ノミ師ノ直接教授ヲ受ケ他ハ下級生ヲ代用教授ス。入塾ハ凡十歳位ニシテ十三四歳位ニテ修了ス同級人員凡二十三人位

(二) 各小學校創立ノ年月日及校舍設置就學ノ狀況及其後ノ廢合沿革等

明治五年學制頒布に基キ明治六年三月木本學校創始せらる極樂寺井に大雲寺の本堂を假校舍として生徒を收容し授業を開始。南大助、廣澤藤吉、金子眠瞭等職務を擔當す之れ木本町に於ける小學校教育の嚆矢なり。

明治九年一月井筒町元代官所に移轉す當時校長中尾彦頼の下に田川治助、清水源太郎等の職員あり明治十三年改正教育令の發布あり翌十年木本小學校と改稱し初等科と中等科とに分る。

明治二十年四月一日木本尋常小學校と改稱す。明治二十一年五月一日より溫習科を加設し二十四年三月卅一日廢止す。

明治二十四年四月一日より南半郡立高等小學校を附設し同二十六年三月卅一日廢校。

明治廿六年三月廿日明治天皇并に皇后陛下の御影拜戴。

明治廿六年四月一日郡立高等小學校を繼承し九月四日を以て木本尋常高等小學校開校の式典を舉行す。

本校の敷地及校舍は藩政時代の紀州侯の代官所たりしが地下に於て無償下附を受け應急修繕をなしたるものなり爾來年所を経るに従つて朽敗用をなさざるに至り明治十七年九月建築委員加田利八、杉岡武兵衛、谷口四郎兵衛、新谷政助の四氏及學務委員中野平兵衛等の奔走に依り寄附金約三千圓を得木造二階造の新校舍を建築す。敷地六百坪〇六合、建坪百六十六坪なり。

明治三十五年四月に至り校舍狹隘の爲寺前町奥川吉三郎氏持家を借り一學級を茲處に移す。三十六年四月學校内附屬家屋(陶英舍)を修繕して一教室を作り借家を廢す。

明治四十年三月廿九日新田字遠住に於て反別一町六反余歩の學林を設定し杉櫨を殖林す。其後校舍狹隘を告げ且つ朽廢に傾きたるを以て町長西村繁之助氏、助役南爲太郎氏學務委員加田利八氏等は餘々に改築に關する謀議を擬し町機關に訴へ奥川吉三郎、中西源吉、前川佐右衛門、上田熊之助、板尾久兵衛氏を始め町内有力家の協賛を得て工事費全部を町民の寄附に寛め明治四十二年六月十四日工を起し同四十二年十月三十日竣工す。

- 一、建坪總數 六百九坪 校舍 三棟 講堂 一棟 附屬建物 三棟
- 二、工事費 貳萬八千餘圓
- 三、校舍敷地 一千百十坪
- 四、運動場 一千九十八坪

創立以來の校長

- |           |          |          |         |          |
|-----------|----------|----------|---------|----------|
| 1 中尾 彦頼   | 2 山本 兄熊  | 3 桑原 勇次郎 | 4 山原 義幹 | 5 松尾 貞馬  |
| 6 大澤 信    | 7 永田 定治郎 | 8 金原 美賀彦 | 9 合滿 義雄 | 10 長尾 龜吉 |
| 11 田本 房太郎 | 12 小林 義夫 | 13 中西 駒彦 |         |          |

△北輪内村

三木里 數字的年次區分ハ明瞭ナラザレドモ安政以後寺小屋タリシハ伊東彦左衛門、田中定太郎、川島敬道、野地定次郎、伊藤長兵衛氏等ニシテ伊藤長兵衛氏ノ時學制頒布、故ニ氏ハ引續キ當校ノ假教員トナル名柄、小脇ノ兩區ハ三木里ニ來リテ教ヲ受ケタリ。三木浦ニハ寺小屋ナシ。盛松區亦同シ。

1、三木里尋常高等小學校

イ、創立年月日 明治九年五月一日北輪内村大字三木里ニ小學校ヲ創立ス。其學校區域ハ三木里、名柄、小脇ノ三區ヨリ成リ三木里法



念寺ノ建物ヲ假用ス。

口、校舎設置 明治十五年九月校地ヲ設ケ校舎ヲ新築シ明治三十四年五月現校名トナル明治卅五年四月起工翌卅六年十二月校舎ノ全部改築成ル。明治四十四年六月村立三木里裁縫學校ヲ附設ス。

2。三木尋常小學校

イ、創立年月日 明治十年十二月十三日北輪内村大字三木浦ニ三木小學校ヲ創立ス。其學校區域ハ三木浦、盛松ノ二區ヨリ成リ三木浦龍泉寺ノ建物ヲ假用ス。

ロ、校舎設置 明治十三年(月日不詳)校地ヲ設ケ校舎ヲ新築シ明治二十五年一年一日現校名トナル。

△南輪内村

當地方ニ於ケル寺子屋及私塾ノ概況ヲ窺フベキ資料無キ爲僅ニ古老ノ記憶ヲ辿リテ記載センノミ。然レドモ嘉永前ノ狀況ニ關シテハ全ク據ルベキモノナク文教ノ中心ハ常ニ僧侶、醫師等ニ在リシコトハ疑フ可カラザルモノ、如シ。

嘉永四年節庵ト云フ人當區三百六十八番地ノ私宅ニ子弟ヲ集メ讀、書、算ノ他和歌、俳句、謡曲、活花等ヲ教ヘキタリシニ同七年ニ至リ東禪寺ノ住職羽根白峰、醫師西崎尙賢其ノ子立敬(當區百廿七番地)等出デ、本職ノ傍近親、希望者ニ教ヘタリ。是ヨリ巖和歌山藩ヨリ出張シタル二分口所(三百四十九番地)ノ役人橋岡某、御仕入方所(當區三百五十番地ノ一)ノ役人坪田實、糸川澤助等ニ就キテ學ブ者アリシガ各四五名ニ過ギザリキ。

然ルニ安政三年小田原ノ人小田原佐平(當區六百六十番地)ト云ヘル熱誠篤實ノ人ヲ迎フルニ及ビ當區ハ勿論本村曾根、梶賀、荒阪等ノ近郷ヨリ教ヘテ乞フ者アリテ、生徒數ハ三四十名ニ達シ稍私塾トシテ盛況ヲ見タリシガ、約二個年ニシテ同人ハ木本ノ請ヒニ應ジテ去レリ。次ニ文久三年北輪内村三木里ノ人伊藤長兵衛(六百六十八番地)ニ招聘セシモ幾モナク同人モ本村古江ヘ轉住セシカハ更ニ木本ノ人吉田某ニ依頼シ教ヘテ受ケ居タリシモ、終ニ學制頒布ニ遭ヒテ閉鎖スルノ止ムナキニ至レリ。

(イ) 兒童 兒童ノ年齡ハ一定セザルモ概シ男女八、九歳ヨリ入學シ、十五、六歳頃ニ至レバ隨意退學スルヲ常トス。

ロ 學科目 主ナルモノハ書方ニシテ、傍讀方、算術等ヲ授ケタリ。然レドモ希望ニ依リテハ漢學、詩歌、裁縫ヲモ教ヘタリ。書方ハいろはヨリ初マリ數字、田舎盡、商賈往來、庭訓往來、熊野往來、熊ヶ谷送り狀、今川狀、義經腰越狀等ヲ採用シテ專ラ實用ニ適切ナラシメタリ。讀方ノ教科書トシテハ童子教、實語教、孝經、腰越狀、論語、孟子、大學及ビ小學ノ課シ、女子ニハ女今川、女大學ヲ學バシメタリ。算術ハ八算、差分、平方術ヲ教ヘ教科書トシテハ塵劫記ヲ用ヒタリ。

(ハ) 教授法 個人教授ニシテ兒童ハ教師ノ面前ニ進ミ出テ、教授ヲ受ケタリ、授業ハ午前八時ヨリ十一時迄更ニ正午ヨリ午後三時迄ト

シ毎月朔日、十五日、節句、氏神、其他廿五日ハ天神祭ニ付休業セリ。但シ午前ハ讀方、書方午後ハ男ハ算術、謡曲、女ハ裁縫ヲ學ベリ。

(ニ) 試験 毎月小淺ヒ一、回讀書數回アリ。其他書初、氏神日ニハ席書等アリテ成績品ヲ揭示展覽ニ供シタリ。

(ホ) 訓練 訓練ハ嚴重ニシテ懲罰ノ如キ多少苛酷ニ失シタリシガ如シ。品行端正、學藝優秀ナル者アラバ教師ハ該生徒ヲ指シテ全生ノ模範タル可キヲ賞揚スルヲ例トス。罪科ハ至リテ輕キ者ハ叱責シテ將來ヲ戒メ稍重キモノニ至リテハ一、二時間放課後留置シテ習字ヲ爲サシメ而シテ家庭ニ其ノ事由ヲ通告セリ。其ノ最モ重キ者ニアリテハ平素教師ノ坐席ニ飾リアル竹根ノ鞭モテ脊中ヲ毆打シ懲戒ヲ加ヘ家庭ニ其顛末ヲ通知シ將來ノ注意ヲ促セリ。尙日々ノ出缺席ニ關シテハ三年以上ノ生徒二、三名缺席者ノ人名ヲ記載シテ提出スレバ教師ハ之ヲ点檢シテ疑ヒアル者ノ氏名ノ上ニ朱点ヲ施シテ下付スレバ當番生ハ其家庭ニ付疾病事故ノ事實ヲ聴取シテ復命セリ。然レドモ師弟ノ關係ハ極メテ親密ニシテ其ノ師ヲ尊敬シテ御師匠様ト稱シ成人後モ永ク音問ヲ絶タザリシコトハ言フマデモ無シ。

束脩トシテハ米(一升)野菜、鯉節、扇子一對ヲ節句、盆、暮ニ納ムルヲ例トス。

賀田尋常高等小學校ノ創立ハ明治十二年五月十八日ニシテ賀田學校ト稱シ現在ノ南輪内村大字賀田ヲ學區域トシ東禪寺ノ一部ニテ授業ヲナシ間モナク字小濱舊劇場ヲ校舎トナス。

明治十六年五月第五學區賀田學校ト稱シ初等中等ノ兩科ヲ置ク。

明治二十四年四月ヨリ明治十九年ノ小學校令ニヨリテ第四十一學區賀田小學校簡易科授業所ト改稱ス。

明治二十二年四月ヨリ南輪内村大字賀田、古江、曾根ヲ併セテ學區域トナシ古江、曾根ニ分教場ヲ置ク。

明治廿五年十月一日ヨリ明治廿三年ノ改正小學校令ニヨリ賀田尋常小學校ト稱シ南輪内村大字賀田ヲ學區域トナシ修業年限四ヶ年トス。其後校舎ノ狹隘波瀾ノ虞ヲ感シ字上地ニ校舎ヲ改築スルコト、ナリ明治廿七年五月廿五日落成ス、此校地總坪數二百三十四坪内校舍敷地六十六坪運動場百六十八坪ナリ、明治廿九年五月修業年限二ヶ年ノ補習科ヲ設置ス、明治卅二年村立賀田高等小學校ノ創立ト共ニ之ヲ廢ス、爾後尋常高等兩校併立スルコト九ヶ年ナリ。

明治四十一年三月義務年限延長ト共ニ高等小學校ノ教科併置ノ許可ヲ受ケ賀田尋常高等小學校ト改稱ス同時ニ賀田高等小學校ハ廢校トナシ同校舎ヲ併用ス當時生徒數二百七十名ニシテ五學級ニ編成ス。

(賀田高等小學校ハ明治廿二年五月卅日ノ創立ニシテ同年九月一日ヨリ東禪寺ノ一部ヲ假教室トシテ授業ヲ開始ス修業年限四ヶ年ニシテ開校當時ノ生徒七十名ナリ明治卅四年五月九日校舎新築竣成ス此校地總坪數三百一十一坪内校舍敷地八十四坪休操場百五十三坪其他七十坪ナリ)

明治卅七年二月十日南輪内村立裁縫學校附設ノ許可ヲ受ケ四月一日授業ヲ開始ス本校ト同時ニ廢止スルコト、ナレリ、廢校迄ノ本校卒業生總數九十四名裁縫學校卒業生二十四名ナリキ



明治四十二年ニ至リ児童數増加シ教室狹隘トナリ又東禪寺ノ一部ヲ假校舍トシ使用ス、是ニ於テ教場ハ一町餘ヲ離レ三ヶ所ニ散在シ學校ノ統一教授上ノ不便ト管理訓育上ノ不利少カラザレバ同年十二月校舍改築ノ工事ヲ起シ四十四年九月一日落成開校ノ式ヲ舉ゲ現今ニ至ル校地ハ字松岡ニアリテ總坪數一千二百八十六坪内校舍敷地五百十八坪体操場五百〇六坪學園六十八坪其他百九十四坪他ニ農業實習地畑五畝廿一步アリ、現在生徒數尋常科男百二十六名女百十六名計二百四十二名高等科男六十一名女三十五名計九十六名總計三百三十八名ニシテ八學級ニ編成ス。

1、當地方ノ文化ハ家譜墓碑等ヨリ察スレバ元祿年間ニ萌セルモノ、如クナルモ詳ナラズ。中御門天皇ノ正徳年間(紀元二千三百七十餘年)光明寺ノ僧禪岸博學高德ニシテ克ク寺内ヲ整理シ旁々志アル人々ニ文字ヲ教ヘタルモノ、如ク後人鈴木祖稜(元僧ニシテ漢學者)其ノ德ヲ稱ヘタリト言、フ降リテ光格天皇ノ文化年代(紀元二千四百六十餘年)寺僧文洲亦博識高才子弟ノ教育ニ努メ門ニ中森彌平、大川大助、庄司伊平等ノ才學秀レタル人在リシト云フ。

2、孝明天皇ノ慶應年間本郡北輪内村三木里ノ人伊藤長兵衛本村賀田ニ於テ私塾ヲ開キ居リシモ故アリテ當地ニ來リ中森丈助宅ニ居リテ五六名ノ子弟ニ漢學ヲ教ヘ其他二三ノ家ニ於テハ二三ノ子弟ニ其ノ家ノ主人源平藤橋位ヲ教ヘ居リシト云フ。

明治十一年十月十五日古江村一村ノ區域ヲ以テ古江學校ヲ開校ス、但シ明治七八年頃ヨリ光明寺内ニ假校舍ヲ設ケテ教授セリ。

同年校地ヲ買入レ字水ノ本ニ校舍ヲ新築ス。間口六間 奥行三間 平屋建 一棟

一、明治十六年五月ヨリ明治十三年ノ改正教育令ヲ實施シ本校ニ初等中等ノ兩科ヲ設置ス。

一、明治二十年四月ヨリ明治十九年ノ小學校令ニヨリテ古江小學校簡易科授業所ト改稱ス。

一、明治二十二年四月ヨリ賀田區其ノ他ノ學區ト合併シテ賀田小學校簡易科授業所ノ分教場トナル。

一、明治二十五年十月一日ヨリ明治二十三年ノ改正小學校令ニヨリモトノ古江學區ニモドリ古江尋常小學校ト改稱シ修業年限ヲ三ヶ年トス。

一、明治二十九年十一月七日字北垣ニ校舍ヲ改築ス。校地百二十二坪 校舍敷地二十二坪五合 体操場四十八坪 其他四十一坪五合 校舍間口五間半 奥行四間一棟

一、明治三十年五月十七日修業年限ヲ延長シテ四ヶ年ノ單級トス。

一、明治四十一年四月ヨリ義務教育ノ延長ニヨリ第五學年ヲ置キ之ニヨリ校舍セマク一年間二部教授ヲナス。

一、明治四十二年四月ヨリ修業年限ハ六ヶ年ノ尋常科トナル同年校舍改築計畫ヲ立テ字清水ニ田畑ヲ買入レ石垣ヲ積ミ左ノ如キ校地ヲ造ル。

校地五百五坪 運動場二百四十坪 校舍敷地百四十坪 其他百二十坪

同年十一月三日前面ノ校舍一棟(間口四十三間半奥行五間)及便所一棟落成ス。

一、明治四十四年四月ヨリ尋常科一二學年ト三四學年ト二部教授ヲナス。

同年十一月十五日後方校舍(間口十三間奥行五間)ノ建築ニ着手シ翌年三月三十一日竣工ス。

一、就學歩合 明治三十年度以前ノ就學歩合ニ關スル記錄ナク從ツテ調査ノ依リ所ナキガ爲メ不明ナリ。寺小屋ヲシキモノナク何レモ皆私塾ニシテ然カモ其ノ狀況ハ盛ナリトイフコトヲ得ズ、各塾トモ七八名乃至十一二名ノ兒童ヲ集メ讀、書、算ヲ教ヘタルニ過ギズ其ノ教師タリシ人ノ年代氏名左ノ如シ。

文政天保年代 石垣藤兵衛

弘化嘉永年代 森本半兵衛

文久年代 中森覺兵衛、石垣藤吉

二、明治十一年一月十五日 下等小學校ヲ曾根浦四十三番地安定寺内ニ創設ス、明治十五年十月一日初等科ノ資格トナル、明治二十年四月一日小學校簡易科授業所ヲ賀田村ニ設置ス、同時ニ曾根分教場トナル、明治二十二年五月五日分教場ヲ曾根ニ新築ス、明治二十五年十月一日獨立シテ曾根尋常小學校ト稱ス。明治四十一年四月一日義務年限ヲ六ヶ年トス明治四十三年七月一日日本校舎ノ新築落成ヲ見タリ。

一、學制頒布以前ニ於ケル教育ハ當區地蔵寺并ニ醫者ノ私宅ニ寺小屋ナルモノアリテ區内ノ兒女ヲ集メ當時ノ住持及ビ醫者之ガ師匠トナリ讀ミ書キ算盤ヲ教ヘタリシガ學習スル兒童ハ重ニ商業家ノモノニシテ當ニ僅々二十名内外ニ過ギザリキ。寺小屋ナルモノ、創設年代判明セルハ天保年代以降ニシテ其教師名ハ左記ノ數氏ナリ。

自天保元年至弘化四年

大鎮悅堂和尚 自嘉永元年至明治三年

松生良一醫師 自明治五年至同十年

澤田天嶺和尚

二、明治十一年一月十四日下等小學校ヲ南輪内村大字梶賀區地蔵寺内ニ假リニ創設シ其ノ當時一浦即チ梶賀ヲ以テ設置區域トス明治十五年十月一日小學校令改正ニ基キ初等小學校ヲ設置セラレ第七學區梶賀學校ト稱ス同年同月學區内ニ校舍建築ノ議熟シ當浦四番地ニ新築ス其設置區域故ノ如シ。

明治二十年四月一日制度ノ改正ニ由リ小學校簡易科授業所ヲ同上ノ所ニ設ケ其設置區域故ノ如シ。

明治二十五年十月一日制度ノ改變ニ由リ尋常小學校ト名稱シ單級制即四學年ノ一學級ヲ設ケ其設置區域南輪内村大字梶賀ノ一區トス。教育ノ普及上進ノ響ハ日ニ大ナルニ隨ヒ一般父兄ノ向學心ヲ振起シ就學兒童増加シ從來ノ校舎ニテハ狹隘ニシテ教授上不便歟カラズ爲ニ明治二十五年十月一日山林ヲ開拓シ當區五十一番屋敷ノ次ニ建設ス。

明治四十一年四月一日小學校令ノ改正ヨリ第五學年ノ單級ヲ編制ス。明治四十二年四月一日第六學年ノ單級ヲ編成ス。明治四十四年十月字引手ノ山林ヲ開拓シ校舍新築ニ着手同四十五年二月五日全部竣工ス現今ノ校舎即チ是ナリ。

### △荒 阪 村



一、本村ノ寺小屋ハ其ノ創始甚ダ古キガ如シ而カレドモ之ニ關スル記録ノ皆無ナルガ故ニ其ノ年代等全ク不明ナリ。只古老ノ傳フル所ニ據リテ考フルニ、往古一定ノ場所ニテ教育セシモノ、維新前五六十年頃ヨリ村ノ衰微ト共ニ悲況ニ陥リ、此間各組々ノ豪家ノ助力ニヨリテ其ノ室ヲ借り受ケ漸ク命脈ヲ保ツノ有様ナリキ。而ルニ維新前十年頃ニ至リ之ヲ憂フルモノアリ木之本ヨリ吉田藤兵衛ナル者ヲ招聘シ字相川ニ寺小屋ヲ復興セリ。其ノ授クル所ハ讀、書、算ニシテ當時其ノ生徒ノ數ハ凡六十名内外ナリトイフ、此人ノ歿後本村ノ人牧戸孫兵衛ナルモノ之ニ代リ學制頒布ノ頃ニ及ベリ。

1、荒阪尋常高等小學校

イ、沿革

明治九年七月一日二木島浦、里浦聯合ニ木島浦小學校ヲ二木島字東ニ創設ス。同二十一年四月廿日簡易教授所トナリ同廿五年十一月逢初尋常小學校トナル、同卅三年八月十六日校舍増築同卅四年五月二十日ニケ年高等科ヲ併置シ、同四十一年四月一日義務教育延長ノ結果六ヶ年ノ尋常小學校トナリ、更ニ四十一年六月二十日ニケ年ノ高等小學校ヲ併置ス。四十一年四月一日甫母尋常小學校ヲ合併シ、荒阪尋常高等小學校ト改稱、甫母浦ニ尋常科三學年以下ヲ教授スル分教場ヲ設置ス。同四十四年校舍増築、大正元年九月廿三日新校舍二棟暴風ノ爲メ傾斜大破損ヲナス。同二年十一月校舍二棟改修、同三年九月更ニ一棟改築ス、此間卒業生ヲ出スコト尋常科六二四名、高等科一一七名ナリ。

2、須野教授所

イ、沿革

從來須野浦ハ甫母尋常小學校ノ學區ナリシガ明治四十二年同校ヲ荒阪尋常高等小學校ニ合併シ同所ニ三學年迄ノ分教場ヲ設置スルニ當リ四學年以上ハ荒阪小學校ニ通學ノ止ムナキニ至レルヲ以テ通學距離ヲ延長シテ五十町ニ及ビ且其ノ間ニハ上下十八町ノ峻阪アリテ通學上ノ困難一方ナラザルモノアリ茲ニ於テ須野浦ニ小學校令第三十六條但書ニヨリ教授所設備ヲ出願シ明治四十三年四月一日村長ノ認可ヲ得ルニ至レルモノナリ。

3、元甫母尋常小學校沿革

明治十年一月ノ創立ニシテ甫母浦海禪寺ノ一室ヲ假用シ教場ニ充ツ第九十五番ノ内甫母學校ト稱ス明治十三年二月甫母浦三百九十四番地ニ校舍新築同年十二月教育改正令ニ基キ下等小學校ニ編入サル同十五年七月初等科ニ資格變更、同二十年四月一日甫母小學校簡易科授業所ト改稱ス、同二十五年十月八日第二學區甫母尋常小學校ト改稱シ修業年限ヲ三ヶ年トス、同三十年五月五日修業年限ヲ四ヶ年ニ變更ス、同四十四年三月卅一日義務教育延長ノ結果廢校逢初尋常小學校ニ合併シ三學年迄ノ分教場ヲ設置セラル。

△新 鹿 村

一、寺小屋教師名

山崎俊道氏	桑名藩ノ家中ニシテ醫者ナリキ	小杉恒十郎氏	當地ノ人ニシテ熱心ノ餘リ教授ス
山田定五郎氏	當地ノ人ニシテ熱心ノ餘リ教授ス	宮本善行院氏	當地ノ人ニシテ神主ヲ本業トス
北口秀助氏	當地ノ人ニシテ熱心ノ餘リ教授ス	濱野甚兵衛氏	當地ノ人ニシテ熱心ノ餘リ教授ス
和田仁達氏	當地ノ人ニシテ醫業トス		

以上ノ外紀州藩士曾川新之丞(飯道ノ達人)教授セリ(坪田寛造氏談)

就學狀況等 當時就學スル者ハ家資ノ豊ナル者ノミニシテ寺子ノ數少ク殊ニ女ハ數フルニ足ラザリキ學科ハ讀ミ書キ算盤ニシテ就中書キ方ハ重視セルノ傾キアリ讀ミ物ニハ辨慶狀、今川狀、實語教、童子教、商賈往來、庭訓往來、三字經進ミテハ四書五經ニ及ブアリ、書キ方ハいろは文字ヨリ一二三等ノ漢字ノ數字ニ及ビ夫ヨリ此一じゆゑん上申候ナド、和文抄ヲ師匠様ガ寫シ取リテ與ヘ算盤ハ八算ヨリ相場割求積ニ及ブ。

寺子ハ朝未明ニ起キテ出席順ヲ爭ヒ直ニ自習シ師ノ教授ヲ待ツ書キ方草紙ハ幾冊モ所持シ習ヒテハ乾カシ乾カシテハ習ヒ而シテ間々二本ヲ讀ム師匠様ハ一人ナルモ兄弟子ヲ設ケテ教授ノ補助ヲ爲サシメタリトイフ。

清書ハ十日ニ一度アリ全部ヲ貼リ出シ以テ手習ヲ獎勵ス。評語ニハ中々ヨシ、一段見事、珍重見事、天晴見事等アリタリ、毎月廿四日ニハ席書ノ催シアリ盆正ニハ大文字ヲ書カシメ盆ニハ寺ニ貼リ正月ニハ宮ヘ貼ルノ例トセリ成績ノ良キモノニハ時トシテ筆紙墨ヲ褒美トシテ賜フコトモアリタリ。寺子ハ毎月朔日ヲ期シ白米一升宛テ御禮トシテ持チ行キ廿五日ニハ錢二十五文ヲ賽錢トシテ天神様ヘ參詣シ學業ノ進歩ヲ祈願スルノ慣例アリ、其賽錢ハ師匠様ノ收入トナル又敷物料トシテ幾分ノ金錢ヲモ納メタリトイフ。

夕方歸宅ノ際ハ出席ノ早カリシ者ヨリシ遅キ者ハ其日ノ掃除ヲ爲シテ歸ルコト、ス。イト熱心ナル者ハ夜間モ師ノ許ニテ勉學スル者アリ自宅ニテ手習スル者ハ御膳ニ漬砂ヲ盛り其上ニ指モテ書ケリトイフ用紙ノ乏シカリシト共ニ當時寺子ノ如何ニ質素ニシテ且苦學セシカヲ察スルニ足ルモノト謂フ可シ。

以上ハ嘉永時代ヨリ當校創立以前ニ於ケル年間ニシテ山崎俊道氏ノ外ハ皆自宅ニテ教授ス教授年間ハ或ハ長キアリ或ハ短キアリ寺子ノ數モ數人ナルアリ十數人アルアリ寺院ニテ教授セシ時ハ最も多ク數十人ナリタリトイフ最も自宅教授ノ師匠様ニハ町ノ組々ヲ受持タレタルナリトイフ。

私塾ハ之ト認ムルモノナ間カズ。

因ニ此取調ニ就イテハ何等記録ニ據ルベキナク東奔西走古老ヲ尋ネテ口傳ヘテ書キ留メ談話ノ一致点ヲ探リ之ヲ物シタルナリ。



二、明治十一年一月廿二日創設 校名ハ九十一、九十二聯合新鹿學校ト稱シ修學程度ハ下等科四ヶ年上等科四ヶ年通計八箇年間ナリ當時ハ未ダ校舍ノ設アラザリシヲ以テ大仙寺ヲ借用シ之ニ充テタリ。

明治十四年五月廿三日三重縣令甲第七十七號小學校設置區域規定ニヨリ南牟婁郡第十二學區新鹿學校ト改稱ス。

明治十五年法令ノ定ムル處ニヨリ初等科三年中等科三年高等科二年通計八箇年ノ程度ヲ置ク。

明治十六年十二月廿八日十五年三重縣乙第八十三號ニヨリ學校資格經費及ビ教員助手等ノ程度ヲ開申シ初等科中等科ノ教科ヲ設置スルコトヲ許サル。

明治十七年本校ハ創立以來大仙寺ヲ以テ校舍ニ代用シ來リシモ其後學事ノ進步ト共ニ入學者次第ニ増加シ教室ノ狹隘ヲ告グルニ至リシノミナラズ教授方法ノ改良ト共ニ益不便ヲ感ズルニ至リ本年初春校舍新築ノ工事ヲ起シ同年十一月十六日ニ至リ悉皆落成セルヲ以テ開校ノ式ヲ舉行セリ。

明治二十年昨年發布セラレタル小學校令ニ基キ新鹿、波田須聯合シテ小學簡易科授業所ヲ設置シ本校ヲ新鹿ニ分校ヲ波田須ニ置ク。

明治廿五年去ル廿三年發布セラレタル小學校令ニ基キ本年十二月廿二日波田須學校ト分離シテ新鹿尋常小學校ト改稱シ修業年限四ヶ年ノ小學校尋常科ヲ置キ三學級ニ編成ス。

明治廿六年五月十六日尋常小學補習科(修業年限三箇年)ヲ設置シ教授時間外教授ノ許可ヲ受ク。

明治卅五年四月修業年限四箇年ノ高等科ヲ併置シ二學級ニ編成ス同時ニ補習科ヲ廢止シ大仙寺ニ假教場ヲ設ク。

明治卅六年六月十七日増築新校舍一棟落成移轉式ヲ舉行ス同時ニ假教場ヲ廢ス。

明治卅七年四月高等科三四學年教科目中心ニ商業科ヲ加設ス。

明治卅九年四月尋常科教科目中心ニ唱歌ヲ加設ス。

明治四十一年四月新小學令ノ實施ニ依リ從來ノ高等科一學年ヲ尋常科第五學級ニ高等科二學年ヲ尋常科第六學級ニ編制シ高等科ヲ一二學年ノ單級ニ編制ス。

明治四十四年三月十月廿四日同四十四年五月三十日付稟申新鹿尋常高等小學校々々舍増築ノ件認可セララル。

明治四十四年七月三十日増築工事竣ル。

同四十四年五月十日村立新鹿實業補習學校設立ノ件認可セララル。

一、寺小屋教師名等

ホソソウ和尚 當時小字「ヤイカ」ニアリシ光慶庵ノ住職ナリキ

殷雄和尚 當時小字「ハザマ」ニアリシ少林寺ノ住職ニシテ當區ノ人ナリキ

ギチヨウ和尚 光德庵ノ住職ニシテ美濃生ノ人ナリキ

今津惠良和尚 光德庵ノ住職ニシテ備前岡山生ノ人ナリキ

就學ノ狀況等 當區ノ在家ハ四小字ニ分レ「東」ト「ヤイカ」ノ者ハ光德庵ニ通學シ「中波田須」ト「西」ノ者ハ少林寺ニ通學ス、其數十二三名ニシテ男ノミナリキ、學科ハ讀ミ書キニシテいろは文字ヨリ一二三ノ數字此一し進上申候二日又七等ノ文句ニ及ビ夫レヨリ木本組大泊、古泊、波田須、新鹿等ノ地名ニ及ブ寺子ハ讀ミテハ習ヒテハ讀ミ草紙數冊ヲ準備シ習ヒシ草紙ハ竿ニ掛ケテ干スヲ例トス則チ手習ノミ算盤ノ如ハ寺子屋ニテハ教授ヲ受ケズ當時役所勤メノ人ニシテ段別等ニ來リシ時熱心ナルモノハ教授ヲ受ケタリトイフ、當區ノ者ノ中ニハ大字新鹿ニアリシ宮本善行院氏(神官)方ヘ通學セシ者モアリタリトイフ年代ハ元治ヨリ慶應明治ニ至ル。

以上ハ古老ニ就キテ聞知シタルモノナリ。

二、創立年月日 明治十年九月十五日

同十年九月十五日當區少林寺内ニ波田須小學校ヲ創設ス同十六年八月十一日三十九番屋敷ノ次ニ新築シ之ニ移轉ス同二十年四月一日新鹿小學簡易科授業所ト合併シ波田須分教場ト稱ス同二十一年八月寺院光德庵ヲ改築シ之ニ移轉ス同二十五年十月一日本校ト分離シ修業年限四ヶ年ノ波田須尋常小學校ヲ設置ス同三十六年九月十五日現今ノ校舍ヲ新築シ之ニ移ル同四十一年四月一日學制ノ改正ニ依リ修業年限六ヶ年ノ尋常科ヲ置ク大正六年四月一日ヨリ多級複式編制トナル。

本校卒業兒童ヲ調アルニ明治廿九年度迄ハ男數名ニシテ女ハナシ同卅年度以後ヨリ女ノ卒業者モ數名ヲ出スニ至レリ就學兒童ハ卅七年度頃即チ現今ノ校舍ニ移リシヨリ五六十名ヲ數フルニ至リ四十三年度頃ヨリ七八十名ニ達シ大正六年度ヨリ八十名ヲ超過セシヲ以テ從來ノ單級ヲ多級複式編制トナスニ至リ現今ニテハ兒童總數百名ニ近ヅキ男女ノ就學出席歩合トモ百人中百三垂ントセリ。

1、寺子屋教師名

イ、安政年間 姓不詳 藤兵衛 新宮ノ生レニシテ算盤ノ達人ナリキ

ロ、萬延ヨリ文久年間 吉原文藏 十津川ノ人ナリキ

ハ、元治ヨリ慶應年間 中井傳次郎 越前ノ人ニシテ父ハ易者ナリキ

ニ、明治年間 田山耕善 伊勢山田ノ人

2、就學ノ狀況

イ、當時就學スルモノ至テ少ク只家資豐富ナル者ノ子弟ノミニシテ初メハ男ノミ四五名位ナリシガ後慶應年間ニ至リテ十數人ヲ數フルニ至リシトイフ女子ニ至リテハ僅カ一人ニ止マリシトイフ學科ハ讀ミ書キ算盤ニシテ主トシテ書キ方ニ力ヲ注ギシ傾キアリ讀ミ物トシテハ今川狀、腰越狀、實語教、童子教、商賈往來、初登山教訓書等ニシテ進テハ四書五經ヲ學ブモノアリシトイフ書方ハいろはヨリ初マリ



一二三等ノ漢字數字ニ至リ尙進ンテハ世話千字文ナドヲ寫シトリテ寺子ニ與ヘ習ハシメタリトイフ。  
算盤ハ八算ヨリ相場割求積ニ及ブ。

ロ、寺子ハ毎月相當ノ金錢ヲ頭割リニ出シテ師匠ノ禮トシテ贈リ又盆正ニハ手拭一筋ヲ持テ禮ニ行キシトイフ。  
以上ハ安政時代ヨリ當校創立マデニ於ケル年間ニシテ何レモ自宅ニ於テ熱心ニ教授セラレ師弟ノ關係至テ親密ナリシトイフ。

1、明治十二年七月十五日創立

2、校名ハ遊木學校ト稱シ修學程度ハ下等科四ヶ年上等科四ヶ年通ジテ八ヶ年ナリ。

當時ニ未ダ校舍ノ設ケアラザリシヲ以テ寺院光明寺本堂ノ一部ヲ假用セリ。

明治十四年五月廿三日三重縣令第七十七號小學校設置區域規定ニヨリ南牟婁郡第十一學區遊木學校ト改稱ス。

同十六年十二月十五日三重縣乙第百八十三號ニヨリ初等科三年中等科三年通計六ヶ年ノ教科ヲ置ク事ヲ許サル。

同二十年小學校令ノ改正ニ伴ヒ修業年限三ヶ年ノ小學簡易科授業所ト改ム。

同二十五年法令ノ改正ニ基キ遊木尋常小學校ト改稱シ修業年限四ヶ年ノ教科ヲ置ク。

同三十年二月十五日生徒増加シ教室ノ狹隘ヲ告ケルニ至リ光明寺附屬建物ナ更ニ假校舍ニ充用シ之ニ移轉ス。

同三十八年六月七日假校舍ノ不完全ナル上ニ教室及ビ運動場ノ狹隘ヲ來シ且ツ御尊影奉安所ノ不備ナル点ヨリ之ガ新築ノ急務ナルヲ認メ

同三十九年五月十七日其ノ筋ノ認可ヲ得テ字尾ノ上ニ新築工事ヲ起シ同年九月十七日全ク工ヲ終ヘシヲ以テ開校式ヲ舉行シ翌十八日之ニ

移轉シ授業ヲ開始ス。

同四十四年十月一日兒童ノ増加セルタメ從來ノ單級編制ヲ改メテ二學級ノ多級編制トナス。

同四十四年十月四日村立遊木實業補習學校ヲ附設スルコトヲ認可サル。

大正三年十月廿五日本校舍ニ接續シテ教員住宅ヲ新築ス。

### △大 泊 村

本村ニ於ケル寺子屋教育ハ寺院若シクハ師匠屋ニテ之ヲ行ヒタリ。

而シテ大泊ニテハ九鬼宇太夫ヲ師トシ同家ニテ凡ソ二十名修學宇太夫沒後吉田長兵衛ヲ師トシ一二年ヲ經テ清泰寺住職山岸豪麟氏ニ就キ

凡ソ十五名ノ生徒ヲ修學セシム。

又古泊浦ニ於キテモ寺院ヲ使用シ海惠寺住職巴端氏ヲ師トシ凡三十名ノ生徒ヲシテ修學セシム。

兩區共其以前ヨリ寺院住職ヲシテ寺子屋ヲ開キシモノナレドモ其氏名年代等不明。

大泊學校ハ明治八年四月ノ創立ニシテ大泊區ニ設置ス。

創立ノ當時兒童凡ソ十五名

同十五年一時木ノ本小學校ノ分教場トナリシガ同二十六年ニ至リ大泊尋常小學校トシテ獨立ス。

古泊學校ハ明治九年四月二日ノ創立ニシテ其初メ古泊寺院ナル海惠寺境内ノ一隔ニ校舍ヲ設置シ古泊公立學校ト稱ス同二十一年四月一日

古泊簡易授業所ト改稱シ同二十四年四月一日古泊尋常小學校ト改稱ス。

大正二年七月十五日補習學校ヲ附設ス。

### △有 井 村

瀬戸ノ部

教師ハ森岡久八ヨリ大石忠生、宇井由彦、駒田芳三郎ノ四氏ニ至ル。其間年代不詳ナルモ子弟ハ各時代ヲ通ジテ三十五名内外ナリシトイフ。

井戸部

井戸部ニテハ私塾ニシテ森本清助、大谷權四郎、森本小一郎、通稱善助、通稱龜右衛門、森本彌八ノ六氏ガ各々二十名ヨリ多キハ百名ノ子弟ヲ教育セリ。其間ノ年代不詳

有馬部

奥有馬ニハ私塾ニシテ山門庄作ヨリ仲森利兵衛ノ二氏ニシテ年代不詳ナレドモ各時代ヲ通ジテ子弟約二十名内外ナリシトイフ。

口有馬ニハ天保ノ頃ヨリ南地前ニ私塾ヲ開キ明治八年頃海岸寺ニ移ル。教師ハ天保ヨリ嘉永迄速水宇八氏、安政ヨリ明治十年頃迄其子速

水久米八氏其後ヲ繼ケ、子弟ハ通ジテ約五十名内外ナリキ。

山崎ハ寺子屋ニシテ正悟院ヲ充ツ、教師ハ僧侶ナリシモ其名詳ナラズ、子弟ハ約二十名内外ナリシナラン。

井戸部

本校ハ明治六年ノ創立ニ係リ當時ハ寺院ヲ以テ校舍ニ代ヘ居タリシガ同十年ニ同地内ニ校舍ヲ新築シ同十六年三年是レガ改築ナシ同三

十六年更ニ現位置ニ移轉改築ナシ尋常科ニ高等科ヲ併置ス同四十四年六月十九日暴風ノ爲同校舍十三間半三教室崩壞サレシガ大正二年

一月是レガ復舊工事に着手シ同十二月二十二日二棟六教室并ニ運動場擴張川端石積等ノ工事ヲ竣ヘ同七年七月御影奉安庫一棟ヲ新築シ同

九年四月更ニ學園六坪五合ヲ新設シテ今日ニ及ブ。

就學ノ狀況ハ明治三十六年ニ於テハ百六十九名ニシテ漸次増加シテ現今三百六十九名ニ達ス。

瀬戸小學校



創立明治十五年ニシテ寺院ヲ假校舍トス。  
合併明治二十五年十二月井戸小學校ニ合併シ當學區内ニ分教場ヲ設置ス。  
獨立明治三十四年五月分離ノ許可ヲ得テ獨立シ瀬戸小學校稱トシタリ。  
改築明治四十三年五月教室狹隘ノ爲校舍ヲ改築セリ。  
就學明治二十五年ニハ四十二人ニシテ大正十年ニハ七十六人ニ至ル大正十一年ハ八十一人トナル。

有馬小學校

本校ハ明治九年四月創立海岸寺ヲ仮用ス、同十一年字中里ニ校舍新築同年奥有馬ニ池邊學校山崎ニ山崎學校ヲ増築ス。  
同十六年三月三校ヲ合併シ分校ヲ山崎、奥有馬ニ置ク。同二十年三月兩分校廢止上地假校舍ニ移轉ス。同二十一年五月建坪二十七坪五合増築設置區域ニ久志屋村ヲ加ヘ同二十三年四月ニテ脫ス。  
校舍狹隘ニツキ同二十九年九月下地ニ新築シ同三十五年四月有馬尋常高等小學校ト改稱ス。同四十年三月校舍ヲ増築シ同四十一年三月更ニ校舍ヲ改築ス之レ現校舍ナリ。同四十三年六月三教室ヲ増築シ大正七年十月御影奉安庫ヲ新築セリ。  
就學狀況ハ明治廿四ニハ百五十五名漸次増加シテ現今五百名ニ及ベリ。

△神志山村

1、舊神木村寺小屋ト稱スルハ嘉永六年頃歡喜寺ノ和尚(通名無妻和尚)師匠トナリ當時二十四人生徒寺入セリト。  
其後阿田和村ノ幸右衛門ト稱スル者帳書ノ傍寺子ヲ集メタリト、續テ當村ノ人万所甚兵衛、寺小屋ノ師匠タリシ様ナリ、ソノ歿後尾川村岡某來リ後ヲ繼グ。  
其後姑ク中絶トナリシガ後北澤蘭隆(僧)瀧川家ニ塾ヲ開キ二十有餘名ノ子弟ヲ教育セリ。  
2、金山村ニテハ元治ノ頃大久保又一、大西万藏ノ二氏相繼ギテ寺子ノ師匠ヲナセリ生徒八十名内外ナリシト。  
3、志原村ニハ二箇所アリテ嘉永ノ頃周參見ノ人醫師トシテ當地ニ開業シ傍ラ寺子ヲ集メタリ、其名ヲ長瀬康庵ト云フ。當時阿田和ヨリ岡田兵次郎氏帳書トシテ在住シ塾ヲ開キタリ兩者弟子各八九名ナリ。後長瀬家ノ塾ヲ藏圓寺ニ移シ二十有餘名ノ生徒ヲ收容セリ、當時住職ノ萩原良造和尚モ教育ニ當リタル事アリ。  
4、久生屋ハ古クハ木本ニ通ヒテ教ヲ受ケシ者アリシ由ナレド師弟共ニ氏名不明ナリ。  
後當地ノ住人西善兵衛ト云ヘル者アリテ二三名ノ生徒ヲ集メシガ當時有馬速水組八氏ノ寺小屋ニ通ヘル者モアリタリ。  
其後當地ノ僧侶實明ト稱スル博識ノ二十歳餘ノ若僧アリテ寺小屋ヲ開キ居リシガ明治初年ノ兵ニ徴サレテ病死セリ。

ソレヨリ仲賢右衛門(大庄屋ヲ務メシ人)鈴木英一郎父子(阿田和村ヨリ帳書トシテ在住セシ人)寒作萬右衛門、仲喜兵衛、西和平、崎善平氏等相繼ギテ學制發布ノ前頃迄教授ニ當リ十人内外ノ弟子アリタリト。

神志山尋常高等小學校ハ明治卅四年五月六日ノ創立ニシテ從來ノ志原學校、金山學校、神木學校ヲ合併シタルモノナリ。然レドモ未ダ校舍ナニスル能ズ爲ニ從來ノ校舍ヲ借用セリ。

同三十五年四月五日高等科ヲ併置シ神志山尋常高等小學校ト改稱シ高等科兒童ハ神木學校ニ全部收容セリ。

同卅六年四月一日全村兒童ヲ新築校舍ニ收容シ、始メテ統一ノ教授ヲナスコト、ナリシモ新校舍完成ハ同年五月十六日トス。

同卅六年十月二日日本校尋常科ニ唱歌、裁縫ヲ、高等科ニ農業、英語(隨意科目)ヲ加設ス同卅八年八月廿五日裁縫室ヲ二分シテ住宅トス。

同卅八年七月四日久生屋ニ分教場ヲ設置ス。(就學兒童ハ同區三學年迄)

同四十一年七月下旬校舍一棟ヲ増築ス(三教室)同四十二年三月高等科第三學年ヲ二學年ニ變更ス。

同四十二年九月住宅一棟ヲ附設ス。

同四十四年六月八日神志山村立裁縫學校ヲ附設ス。

大正三年九月校舍一棟増築工事、運動場ノ大擴張完成シ現在ニ至ル。

△市木村

城内彌次郎氏は越の谷の自宅に於て私塾を開きて讀書算を授く兒童約三十名。

大野四郎兵衛氏は村の帳書を兼ね岡本甚兵衛方に於て私塾を開きて教授同氏に阿田和村の出身なるを以て同村より來りて學ぶもの尠からず兒童約四十名。

更家榮治氏は西太平方に於て帳書を兼ね教授す兒童二十餘名。

更家榮治氏は榎本覺太夫方に於て引續き教授す兒童は三十名内外。

岡本豊平氏は自宅に於て私塾を開き教授す兒童は二三十名なりき。

城内榮一郎氏は私塾を開きて教授す。

毎月廿四日席書として全兒童は争つて筆硯を清めて書き其の出來榮順に張出し優劣を競へり教科目は何れも習字を主とし讀方并に珠算を課し謡曲を授く。

1、上市木尋常高等小學校

明治九年四月廿四日創立



第四十番中學區第十九區上市木學校と稱す上市木村阿彌陀寺を以て教場に充て二教室に分つ、就學兒童約六十名  
同十二年

第四十一番中學區第百十五番小學校と改稱す。

同十三年五月四日新築

上市木村二千四百四十二番の内第二

山地五畝廿六步中村元市開墾地を借用し校舍敷地となす兒童數約六七十名。

明治十六年四月初等科設置

同十七年二月校舍新築

同二十年四月小學簡易科設置

同二十五年四月尋常科設置

同廿二年一月尋常補習科設置

同廿六年五月七日農業補習科を設け尋常補習科を廢す。

同四十二年四月十四日裁縫學校附設

1、池本光順は私塾を開き十余名の兒童を集めて教授せり主に向井地及三軒家の兒童は通學せり。

檜作豊平并に其の子莊八郎氏は帳書を兼ね其の帳面部屋を以て教室に充て内豊平氏は安政五年頃より慶應三年頃まで子莊八郎は明治元年

より同九年四月まで教授せり兒童は二十五名乃至三十餘名なりき。

大久保幸助は慶應三年頃より明治五年頃まで教授せらる兒童三十名内外なりき。

下市木尋常高等小學校

明治九年四月廿四日校舍新築下市木學校と稱す同十二年教育令の改正により小學、中學の資格となる同十六年五月校舍新築全坪數五十四坪同廿年一月十五日小學簡易科の資格となる同廿年四月一日尋常科の資格となる同廿七年五月補習科を設置す同廿九年九月六日校舍廿四坪を増築す同廿二年八月敷地二百八十四坪を擴張す同廿五年四月補習科を廢す同廿六年八月廿一日農業補習學校附設同四十年一月六箇年程度の尋常科資格となる同年同日より校舍の改築に着手し同四十一年四月竣工す同四十三年四月一日修業年限二ヶ年高等科を設置す。

### △阿田和村

本村ニ寺子屋ヲ創始セラレシハ弘化四年(紀元二五〇七)ニシテ鈴木宇次右衛門ナル者時勢ノ要求ニ鑑ミ家事ノ傍ラ一般子弟教導ノ路ヲ開

キ從來縁故アルモノ、ミニ就キテ學習セシ御口前所役人ノ外ニ一ノ開放セル學塾(寺子屋)ヲ創設セラレタリ。就テ學ビシモノハ僅カニ良家ノ子弟ノミニシテ其數四十名ヲ越エザリキ。而シテ其ノ教科ハ日常生活ノ資料タルベキ讀ミ、書キ、算術ノ三科、教科書トシテハ伊呂波歌、名頭、國盡、商賈往來、庭訓往來等ノ類ヲ用ヒ女子ノ爲ニハ百人一首、伊呂波歌等ヲ習得シ讀書トシテ實語教、女大學、今川等ノ類アリシノミニテ四書五經ニ至リテハ其ノ素讀ヲナスモノスラ稀ナリキ。宇次右衛門氏ニ次イテ其ノ子榮喜造又文字ヲ能クシ曾テ新宮藩卒トシテ江戸ニ在勤セシモ猶介ニシテ容レラレズ、安政元年(紀元二五一一)郷ニ歸リ父ノ業ヲ繼ギシガ數年ニシテ閉止シタリ。當時此ノ門ニ入リシ者三十名内外ナリシト云フ。然ルニ此ノ時期ニ至リテハ村民ノ入リテ學バンツルモノ次第ニ多ク榮喜造寺子屋ヲ閉ヅルノ後大野四郎兵衛氏柿原ヨリ歸リテ寺子屋ヲ開キ主トシテ習字讀書ヲ教ヘタリ。氏ハ元本村ノ大庄屋書役ヲ勤メタリシガ安政六年四月辭シテ柿原ニ聘セラレ寺子屋師匠トシテ中立、柿原、引作、阿田和ヨリ熱心家ノ子弟十四五名ヲ集メテ約四ヶ年間其ノ教養ニ努メ居タリシガ安政六年十月榮喜造氏寺小屋ヲ閉ヅルニ至リ本村ニ歸リテ此地ニ始ムルニ至リシモノ。當時奥村嘉平太、善三郎氏等又相繼イデ寺子屋ヲ開始シ善三郎ハ主トシテ八算、相場割等ノ珠算ヲ教授シタト云フ、時ハ萬延文久ノ頃ニシテ善三郎閉塾ノ後ハ本村ノ子弟全ク四郎兵衛屋嘉平太屋ニ集リ文久ノ末年ニハ大野氏ハ其子弟一百餘名ヲ有シ鈴木くに、端地でん、奥村あん、中辻しま等ノ女子數名モ加ハルノ盛況ナ呈シタリト云フ。斯クテ明治初年ノ頃ニ至リ漢學ヲ修ムルモノ漸ク多キヲ加ヘ田中直太郎、堀内某等來リテ之レヲ講ズルニ至リシモ明治六年大政官ヨリ傳ヘタル勅令ニヨリテ此寒村ニ一ノ小學校設立ヲ見ルニ至ルマテ本村ノ教育ハ主トシテ大野四郎兵衛氏ノ力ニ依リテ施サレタリト云フモ過言ニアラザルナリ。

明治五年七月學制發布セラレタルヲ以テ同六年四月廿日學校ヲ創設シ阿田和學校ト名ヅケ仮校舍ヲ光明寺内ニ置キ湯川右仲其ノ長トナリ大野四郎兵衛等教員タリ。此ノ學制ニヨレバ一中學區毎ニ學事取締リ十二三名ヲ置キ各一名ヲシテ二十若クハ三十小學區ノ教育事務ヲ取扱ハシメ小學區内ニハ學校世話係ナルモノアリテ取締ノ補助ヲナスノ定ナリ。當時本村ハ西村玄道氏ノ取締ニ屬シ其ノ補助機關タル學校世話係ニハ鈴木榮一氏其ノ任ニ就キ長ク本村ノ學事督勵ニ努メタリ。八年湯川右仲氏退職シテ廣田某校長トナル。九年五月廣田氏退職ト共ニ本校最初ノ有資格校長トシテ五鬼助義真(後ニ和田ト改姓ス)氏就任十一月八月下垣内藤三郎(嘉兵衛氏)之レニ代ハル。當時校長ノ月俸僅ニ五圓ナリシトイフ。明治十三年三重縣大書記官下山尙氏巡視シテ本校ニ來リ養眞學校ト名付ク。之レ「養天眞」トイフ句ヨリ出デシモノナリト。同十四年四月小學校則要項ヲ發布セラレ此ノ規定ニヨリ同年四月能勢福松氏校長トシテ來任セラル、ト共ニ初等科ヲ置ク同十四年字端地ノ若宮山ヲ崩シテ敷地ヲ作り翌十五年之レニ新校舍ヲ新築シ光明寺ノ仮校舍ヲ廢シテ同年十月廿日茲ニ移轉シタリ。翌十六年十二月能勢校長去リ久シク缺員ノ儘ナリシガ十八年九月福本常太郎氏來任。同廿年四月五日ヨリ簡易科授業所トナル。同年度ノ三重縣學事年報ニヨルニ本村テ除クノ外ハ本郡ノ各小學校ハ悉ク簡易科授業所ト改稱セラレタルモノ、如シ。同廿二年十月十六日福本校長轉任セラレ後任トシテ仲元之助氏就職セラル。十月須藤眞文氏校長トナル。



同廿四年一月十二日阿保友一郎氏教育勸語ヲ捧シテ鶴殿ヨリ來リ各小學校長及ビ學務委員ヲ招集シテ之ヲ下賜セラレタリ。之ヨリ先キ明治七年引作、柿原ノ兩區各學校ヲ設置シ兩區其ノ初メ寺院ヲ假校舍ニ充テ授業ヲ續ケタリシガ引作區ニ於テハ、明治十三年寶積寺ノ傍ニ六疊ニ間ニ教員住宅ヲ建テ込ミタル藁葺キノ校舍ヲ建設シ五福院某、宇井重次郎、石橋千代松、宮地千太郎氏等相次イデ校長タリ。又柿原區ニ於テハ明治十三年井田村ヨリ校舍ヲ買入レ常林寺ノ側ニ建設ス其ノ建坪數廿四坪同校創立當時ノ校長ハ常林寺住職徳山義隆氏ナリシガ明治七年十一月十五日永田定次郎氏校長トシテ就職月俸米一俵(當時一俵ノ價四圓)同八年九月八日尾呂志上野學校へ榮轉當時生徒數廿七八名ナリシト云フ。同廿五年四月一日引作、柿原ノ二校ヲ養眞校ニ併合シテ尋常小學校ト稱シ大字柿原ニ分教場ヲ設ケ。當時村民ノ覺醒ト共ニ就學兒童増加シ校舍狹隘ヲ告ゲシカバ同年十月久生屋ヨリ校舍一棟ヲ買入レ校舍ヲ増築シ運動場一面ニ砂利ヲ敷キ地内ノ小池ヲ埋ム。同年十二月廿七日 兩陛下ノ御眞影ヲ下賜セラレ。當時風琴ヲ購入シ仲田與之助氏入ツテ唱歌教授ヲナス。

翌廿六年男教員中ヨリ一名ノ學務委員ヲ置クベキ規定トナルヤ須藤校長、畑中半左衛門、奥村豊ノ三氏之レニ任セラレ。同年ノ卒業生僅カニ十七名ニシテ男十五名女二名ナリ。同廿七年五月廿三日須藤校長轉任セラレ後任トシテ仲元之助氏再ビ來任同廿九年四月退職首席訓導タリシ大川亮一氏其後ヲ繼グ、同廿九年十月字貫木宅地九畝廿一步字立石畑一段一畝廿九步ヲ買入レ敷地ノ整理校移轉舎改築ニ着手ス同卅年十一月工事完成テ遂ゲ廿一日大海原縣書記官ノ臨場ヲ得テ盛シナル校舍新築竣功式ヲ舉ゲラル、同年七月大川校長他ニ轉セラレ訓導奥田光男氏校長心得タリ。十一月十日舊校舍ヨリ新校舍に移リ同時ニ柳原分教場ヲ廢ス、同年八月卒業生卅三名男廿七名女六名ナリキ。

同卅一年岡本英之助氏校長トナリ同年四月一日高等科ヲ併置シ養眞尋常高等小學校ト改稱シ英語科ヲ加設ス。當時郡内ニテ高等科ヲ併置セラレシハ木ノ本、尾呂志ト本校ノ三校アリシノミ、明治卅三年本校ニ始メテ裁縫科ヲ置キ矢澤さけ子氏之レガ教授ヲナス。同年十月廿一日首席訓導タリシ矢澤金秋氏岡本氏ノ後ヲ繼ギテ校長トナル。卅四年再ビ柿原區ニ分教場ヲ設置シ四月十一日ヨリ開始ス。同卅五年一月廿八日矢澤校長名賀郡伊那古尋常高等小學校ニ榮轉シ首席訓導タリシ町田耕治郎氏校長心得タル、同卅五年三月ニハ尋常科卒業生三十六名(男二九、女七)高等科卒業生十一名(男一、女〇)ヲ出スニ至リ再ビ校舍狹隘ヲ極メシカバ五月十日ヨリ光明寺ニ分教場ヲ置ク。同年九月廿日渡邊孝太郎氏校長トシテ來任、同卅六年六月廿日校舍増築ノ爲接續地ノ畑地二段卅七步ヲ購ヒ校地擴張ニ着手、同卅八年三月十日字北畑ニ宅地及ビ家屋ヲ買ヒ入レ分教場ニ充テ同年八月十日校地接續地ノ國有林實測反別六畝十步ヲ向フ五ヶ年間敷地トシテ使用セラル、コトヲ許サル。同四十年六月廿日校舍増築擴張ノ爲接續セル畑地一段二畝三歩ヲ買入レ敷地整理ヲ遂ゲ同四十一年一月卅一日教室六、小使室、物置、便所一棟ヨリナル増築工事全部竣工ス。同卅六年十二月一日光明寺内ノ分教場ヲ役場ニ移シ光明寺ハ本部准教員養成所ニ充テラレタリ。同年十二月八日渡邊校長安濃郡ニ榮轉、田中義郎氏其ノ後任トナル、同卅九年三月柿原分教場ヲ廢ス。同年四月廿七日田中校長大里尋常高等小學校ニ轉シ後任トシテ明成尋常高等小學校長タリシ西魁一氏來任ス。翌四十一年四月廿日新制ニヨル高等科第三學年ヲ置キシガ同年度限り之レヲ廢ス、同四十四年本校兒童數六百七名ノ多キニ達シ再ビ校舍ノ狹隘ヲ遂ゲシカバ漸次之レガ増築ノ

計畫ヲナス、大正三年七月卅日普通教室三、裁縫室二、奉安室、宿直室各一總建坪百三十七坪五合ノ校舍一棟ヲ竣工ス。同三年三月十七日大字阿田和字長阪六千九百九十五番地ノ一山林七段三畝十二步ヲ御大典記念林ニ設定シ杉檜二千本ヲ植エツク。同四年四月廿日從來役場ニ奉安シ來レル 兩陛下ノ御影 ヲ學校奉安所ニ遷シ奉ル。同四年十月卅日 今上陛下ノ御影 ヲ拜戴ス。十一月十日御大典奉祝式ヲ舉ゲ芝關ニ前記念樹トシテ榊ヲ植リ。同五年十月卅日 皇后陛下ノ御影 ヲ拜戴ス。同六年七月廿五日西校長尾呂志校へ轉任セニル、ヤ更家幸次郎氏并戸校ヨリ來リ校長トナル。

大正六年御眞影奉安室ヲ改造シ更ニ同七年五月一日奉安庫ヲ設置ス同九年十月卅日教育勸語下賜三十周年記念事業トシテ校内ニ養眞圖書館ヲ設ケ。之レヨリ先キ本校職員中肺結核ニ冒サル、モノ多ク大正五年頃ヨリハ毎年一二名ノ患者ヲ出シ九年度ノ始メニハ十五名ノ職員中健康体ナルモノ僅カニ七名ニ過ギザリキ茲ニ於テ熟議ノ結果教員住宅ヲ校地ノ接續地ニ建設セントシ同年十二月廿七日接續地ノ畑地五畝四步ヲ買入レ之レガ建設ニ着手シ十一月廿日總建坪三十一坪二合一棟并ニ附屬建物二棟ヲ竣工ス。

大正九年八月廿三日農業、商業ヲ選擇科トシ男子ノミニ之レヲ科シ英語科ヲ隨意科トシテ認可ヲ得同年九月ヨリ之レヲ開始以テ今日ニイタル(大正十一年三月七日調)

編者云ふ、前記阿田和小學校記事、明治六年四年廿日阿田和小學校創設あり、然るに編者は最近神志山村大字久生屋仲喜久保氏所藏の文書を調査せしに左の記事あり。此に附記す。

私學 開業 願

一、私學位置 第七大區小八ノ區阿田和村小學校

一、學校費用 從來村費を以て宛行候番人廢止に付右給料を以て基本とし自餘は村内有志の者より出金の儀商議中に付追て金備の上可申上候

一、假教員 新宮熊野地 醫術 高橋周齊 當四十九年五月

一、同 攝津川邊郡多田長谷村眞言宗普光寺住職白巖に從ひ天保十年より十三年迄三箇年漢學研究

一、同 阿田和村 農 大野四郎兵衛 六十四年十一月

一、阿田和村赤城左傳治に從ひ文化十四年正月より文政三年十二月迄四箇年間習字算術相學候

一、假教員給料 一ヶ月 一人 米四斗

一、學 科 小 學

一、教 則 御布達の小學教則に照準仕候

右之通開業仕度此段奉願候也

七大區 小八ノ區 假副戸長 嶋田庄左衛門



同 山門 正作

明治六年九月  
度會縣參事 平 川 光 伸 殿  
(指令) 私學開業御差許相成候事

△井 田 村

井田區ニ於テハ昔時ニ屬スル事ハ詳ナラズ、弘化年間ヨリ鹽屋小平ナル者アリテ井田村大字茶屋地ニ私塾ヲ開キ二十餘名ノ塾生ヲ收容セリ後同村南地ニ油屋勇吉塾生十二三名ヲ集メテ算國ノ二科ヲ授ク、明治初年ニ至ルヤ杭文平同村下場ニ同様ノ私塾ヲ設ケ約三十名ノ塾生ニ授クル所アリシガ遂ニ學制ノ頒布トナレリ。  
神内區モ從前ハ詳ナラズ安政ノ頃那智忠左衛門二三生ニ教ヘ其後ニ前田吉二郎ハ字矢ノ熊ニ於テ十名位ノ者ニ教ヘ居タリ其後新宮ヨリ十河嘉七氏ヲ迎ヘテ和算ト手習トヲ授ケラル、ニ至リ稍寺子屋式ノ体ナナスニ至ル此人第十八聯區ノ區長トナルニ及ビ塾モ又廢セラル、然ルニ之ト殆ト對立シテ元治年間ヨリ糸川幡藏ハ字上野ニ私塾ヲ開キ習字和算ヲ授ク塾生五十餘名學制頒布ニ至ル迄續ケリ、神内區ヨリモ農家ノ青少年等約十五名通勤セリトイフ。

井 田 學 校

明治七年五月十五日井田學校ヲ創立、見松寺舊寺院ヲ假校舍ニ充用セリ。同十四年井田字村平地ニ校舍ヲ建築シ、此處ニ移轉セシニ同年十月ノ大暴風ノ爲大破損トナリ且ツ校舍敷地トモ狹隘ニテ不便彰カラザレバ同十六年ニ至リ更ニ新宮町ニテ民家一棟ヲ購入シ現今ノ敷地ニ改築セリ(初等中等)同十八年ニ至ルヤ神内學校ト合併シ、當校ヲ本校、神内校ヲ分校トシ分校ニテハ初等科二級以下ヲ收容シ以上ハ本校ニ通學セリ。同二十一年一月十日ヨリ神内ト分離シ簡易科ヲ設置ス。同二十五年十月一日法令ノ改正ニヨリ尋常科ニ改メ二學級ニ編制ス。同三十五年四月九日ヨリ修業年限三ヶ年ノ農業補習學校ヲ附設ス。同三十三年十二月十五日、區會ニ於テ經費參千壹百圓ニテ校舍改築ノ決議アリテ同卅四年三月廿三日其筋ノ認可ヲ經、同卅五年一月十五日ヲトシテ起工ニ着手シ同年五月卅一日成功ヲ告ゲ同七月十一日開校式ヲ舉行セリ、改築實費貳千百圓ヲ要セリ。  
同四十四年三月卅一日農業補習學校ヲ廢ス同四十二年四月一日ヨリ法令ノ改正ノ結果五六ノ學年ヲ増シ三學級ニ編制シ以テ今日ニ及ベリ(附)敷地坪數 四百十四坪 建物坪數 九十坪ナリ。

神内尋常小學校ハ

明治八年三月七日創立初メハ善光寺院ヲ假校舍ニ充用シ後地下藏ヲ修理シテコ、ニ移轉シ同十八年ニ井田學校ト合併シテ井田學校ノ分校トナリ初等科二級マデノ生徒ヲ收容セリ同廿一年一月十日井田校ヨリ分離ス同廿八年五月校舍新築竣成同三十五年六月廿四日農業補習學校ヲ附設シ同四十一年三月廢止ス同四十一年尋常科第五學年ヲ置キテ二學級編制トナシ同四十二年第六學年ヲ置ク同四十二年五月一日校地ヲ變更シ校舍ヲ新築落成ス現在ノ校舍ナリ同四十三年五月十八日裁縫學校ヲ附設シ大正二年三月之ヲ廢止ス。

△鶴 殿 村

學制頒布以前ニ於ケル教育ハ本村ノ人中村源兵衛自宅ニ私塾ヲ開キ塾生六七十人(時ニ増減アリテ一定セズ)ヲ修養セリ又同シク糸川半藏自宅ニ私塾ヲ開キ塾生ヲ教養セリ塾生ノ數殆ンド前者ニ伯仲セリ、別ニ寺院ニ於テ寺小屋ノ如キモノアリ殆ンド貧家ノ子弟ヲ教育セリ其數モ遠ク前ニ及バズ六七人ナリキ。  
明治七年九月十一日鶴殿學校ヲ創メ東正寺ノ本堂ヲ假校舍ニ充用ス。(東正寺ハ大正四年上地ノ瑞泉寺跡ニ移轉セシガ當時ハ下地ニアリシナリ)

明治十一年八月六日校舍ヲ新築ス。

同十三年十二月教育令ヲ改正セラレ當校ハ初等中等ノ制トナル。

同十七年六月一棟ヲ増築ス。

同十九年四月小學校令改正ノ結果當校ハ鶴殿簡易科授業所ト改稱ス。

同廿三年十月小學校令改正ノ結果、

同廿五年十月鶴殿尋常小學校ト改稱ス。

同廿六年三月補習科ヲ設置シ之ニ日本地理日本歴史理科ノ三科目ヲ加設ス。

同卅四年三月補習科ヲ廢止ス。

同四十四年四月ヨリ義務教育ヲ延長セラレ尋常科ニ第五學年ヲ置ク。

同四十二年三月廿七日現今ノ校舍新築落成ス。

敷地坪數八百六十二坪。

建物坪數百五十八坪外ニ奉安庫一箇所。

同四十二年四月ヨリ尋常科ニ第六學年ヲ置ク。

同四十四年四月ヨリ高等科ヲ併置シ鶴殿尋常高等小學校ト改稱ス。

大正八年四月ヨリ校舍狹隘ニツキ二部教授ヲ行フ同十年九月三教室ヲ増築シ同時ニ二部教授ヲ撤廢シ以テ今日ニ至ル。

△御 船 村



本村高岡にありては當區の南木傳七氏に就き主として習字算術を學び隣縣新宮寺子屋に學ぶ就學は自由にして獎勵することなかりき。高岡尋常高等小學校は明治十年四月廿一日創立同年十月校舍新築同廿五年七月改築大正六年八月更に裁縫室を増築同七年五月仰影奉安所を建設す。初めは下等上等にして明治十三年十二月初等科となり同十九年四月簡易科となり同廿三年十月尋常科となり同卅八年四月修業年限二ヶ年の高等科を併置し同四十一年四月小學校令改正に伴ひ高等科を廢し同四十四年更に修業年限二ヶ年の高等科を併置し現今に及ぶ。

學制頒布以前に於ける成川子弟の教育は全々新宮に於て施されしものにして横町にありし峰尾泰吉郎、本町にありし雷師宗助の家系をもつ兩寺子屋に學びしものなりき。

成川尋常小學校は明治五年八月太政官布告第二一〇號を以て發布せられたる學制に基き同六年三月十五日創設せられ成川下等小學校と稱せられしを同十三年十二月成川初等小學校と改稱し同十九年四月成川簡易科授業所と再び改稱せられ後廿三年成川尋常小學校と改む。

校舍は明治十四年民家を購入して之を改築せしが同三十七年更に工を起して同年六月竣工更に同四十四年四月一棟を増築して現今に至る就學の狀況は本校創立以來明治廿九年に至る間書記の據るべきものなく之を詳にするを得ず同三十年三月の卒業生男二名が同三十五年三月卒業男十三名女三名の多きに達せり。

記載事項なし（但し新宮町へ通學せるなり）

一、北檜杖尋常小學校の創立年月日 明治十三年四月廿五日

一、校舍設置（教員住宅も併記）

明治十三年四月校舍を創設せしが同三十七年に至り校地校舍共に狹隘を感じ同年六月校地を變更し校舍を新築す然るに同四十一年小學校令の改正に伴ひ再び校舎の狹隘を來し同四十四年七月二十一日附を以て校舎改築の認可を受け敷地を現在の所に變更し同四十五年三月改築竣工す。又同四十年三月教員住宅一棟を建築し大正二年二月廿日更に一棟を新築す。

現在校地坪數 四二〇坪

同校舍建坪 六七・五〇

同教員住宅建坪 一八・八〇

同運動場坪數 二九四・〇〇

一、其後廢合沿革等

本校は明治十三年四月廿五日の創立にして北檜杖、瀬原二區を以て設置區域とす。同十三年十二月發布の布告第五十九號により初等科を教授す同十六年四月一日より淺里小學校の分校となり同三十三年分離の許可を得同三十四年四月一日より獨立す同時に名稱を北檜杖尋常小學校と改む同四十一年四月義務教育年限延長の結果第五六學年設置し全校を單級に編制し以て今日に及ぶ。

淺里尋常小學校創立年月日 明治七年八月十五日

設置の場所 淺里區の西隅高地たる大瀧寺の東隣

就學の狀況 不明

其後の廢合沿革

- 1、明治十二年九月地を字上地と字津呂地との中間（現在地）とし爰に移轉せり。
- 2、同十四年四月區域擴張の議起り北檜杖、瀬原二區を加へて一學區とし北檜杖に分校を置く。
- 3、同廿二年八月廿二日音無川大洪水のため校舎流失せり。
- 4、同廿三年假校舎を設置す。
- 5、同三十三年九月に至り北檜杖、瀬原の二區分離して北檜杖尋常小學校を設くるに至り本校は淺里區單獨の區域となれり。
- 6、同卅六年に至り校舎改築の議を決し同卅七年三月廿七日を以て新校舎の竣成を見るに至れり。
- 7、同四十二年九月一日増築の工を起し同四十三年四月落成せり。

### △相野谷村

一、寺子屋 浦地九郎右衛門なる者嘉永四年より同七年頃迄自宅にて教授す高岡村、永田村よりも通學子弟二十名計り次で新宮の人利平次なる者寺院に於て教授す其の教へを受けしもの八名次で

有馬の人重右衛門庄屋書記の傍十名計りのものに教ふ次で

新宮の人田中督藏二十餘名に教授す。

私塾 松岡定藏嘉永七年頃より自宅にて四人の者に教ふ。

二、大里尋常高等小學校狀況沿革

創立年月日 明治八年二月十五日東泉寺を校舎に充つ、就學生二十餘名なりしが同十三年西照寺に移轉、同十四年二月校舎を建設就學兒童五十名程に達せり。同廿一年大里簡易科授業所となり同二十六年一月大里尋常小學校に編成同卅六年二月現今の校舎を新築し同年三月高等科（四年）を併置して大里尋常高等小學校と稱し同四十一年尋常科六學年に延長し二ヶ年の高等科を併置す現今にありては就學歩合百分の百に達し兒童數二百に垂んとするに至れり。

安政年間目下の相野谷村字平尾井堀才助氏屋敷の上なる地に前地伴治なるもの寺子屋を開き子弟十五六名を教授す、同年平尾井圓通寺にても子弟を教養す同村井内に於ては今の芝菊松氏の父芝勘作氏十五六人の子弟を集め明治初年頃より教授す。

弘化年間橋爪萬藏なるもの平尾井に私塾を開き弟子十人を教授す。

當村大字松原に於ては寛政年中紀州半葉郡奥熊野、新宮組、相野谷組阪松原、奥田政市と申す醫師寺子屋師匠たり。其後を受けしは、泉昌寺和尚たり。後龜屋源七郎なるもの大里村にて本師匠に付き教を受け歸りて阪松原にて師匠をなす。同時代向井安右衛門と申す者及び



仲藏、半右衛門と申す者又師匠なり。尙ほ其後尾浦源兵衛、同宗作の兩人師匠なり。下りて文久二年頃に至り梅本作平の手に移り明治二年阪松原住職、小幡祖榮和尚一般子弟を集め師匠たり。

一、明成尋常高等小學校沿革

明治七年一月十日平尾井村圓通寺内に平尾井小學校を設置し平尾井阪松原井内の兒童を教育す。

同十五年三月二日阪松原に松榮學校井内に井内學校を設置す。

同十六年十一月十二日平尾井、松榮、井内の三學校を合して松井學校を設置し圓通寺を以て校舎に充つ。

同十七年二月十七日阪松原、井内に分教場を置く。

同十八年六月廿日新校舎を平尾井字千四百二十一番に建築竣工し引移る同時に分教場を閉づ。

同十八年六月廿四日阪松原に分校を設け同地初等五六級生を教授す。

同十八年十一月一日阪松原分校を閉づ。

同廿一年一月十日簡易科を設置し平尾井小學校簡易科授業所と稱す。

同三十一年二月十五日校舎前面の田地七畝廿二歩を買入れ運動場となす。

同卅六年三月廿七日高等小學校教科併置を認可せられ明成尋常高等小學校と稱す。

同四十四年四月廿一日竣工と同時に運動場を擴張す。

文政年間有城彌左衛門氏私塾にて七八名宛を教へ安政時代松源寺住職得尙寺小屋を開き嘉永年間藤根吉助氏私塾にて五六名宛教授す。

二、桐原尋常小學校沿革

明治九年三月當桐原村民屋を假用して桐原小學校を創立し同十二年四月一日校舎を建築して之に移り同廿一年四月一日桐原簡易授業所と改稱し、同二十五年四月一日更に桐原尋常小學校と改稱し單級編制四ヶ年の尋常科となり、同四十一年四月より六ヶ年に編成し同四十四年一月十日現校舎を新築して移る。

△尾呂志村

記録の微すべきなく其詳細を知るこ能はざれとも古老に質し言ひ傳ふる所を綜合して考ふるに寺院の僧侶若くは俗人中の算筆に稍堪能なるものが師となりて村内或は近隣親戚等の有志の子弟を集めて讀書及び珠算（主として手習）を授けたるに過ぎず子弟の數も多きは四十名位少きは數名にして女子の就學は甚だ少なりき其教師の主なるものは

東 宗右衛門 嘉永安政の頃自宅内に手習部屋を設け上野、栗須、川瀬等の子弟に教授す來り學ぶもの常に三四十名なりき。

西村 玄篤 板屋の人なりしが東宗右衛門の後に上野村、家助にて教授す弟子二十三名（萬延、文、元治の頃）

喜多 玄卓 西村玄篤の後を受けて教授す木ノ本の人なり。

宗淳 和尚 長徳寺の住職にして西村玄篤、喜多玄卓等と相前後して教授せり。

山崎 孫兵衛 慶應及び明治の初葉須にて教授したり、栗須、川瀬の弟子の學ぶもの常に十數名。

龜田四郎兵衛 阪本の自宅にて村内の子弟に教授す。

小原 庄兵衛 龜田四郎兵衛と前後して阪本の自宅にて教授す。

仲 三右衛門 中立に於て近隣の子弟に主として習字を授けたり。年代不詳

仲 兵 治 中立の人近隣及び親戚の子弟に讀書算を授く。年代不詳

東 勘 助 中立の人近隣の子弟に教授す年代不詳

梶家傳左衛門 中立の人年代不詳

東 宗左衛門 中立の人年代不詳

淺利徳右衛門 西原寺院及び大庄屋宅に於て西原及び中立の一部分の子弟を集めて稍盛に教授せり（以上は明治三年前）

西川 又一郎 明治三年頃より中立瑞泉寺に於て讀書算の教授をなし中立、西原の子弟の學ぶもの多し學制頒布後公立小學校に變更引續

き教授し初代の校長となる。

片川村は萬藏寺住職その教授に當り居りしが後専門の師來りて教授せり。

山田 富太郎 和歌山縣新宮の士族學制頒布以前に於て萬藏寺に於て専ら讀方及び習字を教ふ。就學生は男十五名年齢は七歳乃至十五歳

大井 見 龍 漢法醫なりしが山田富太郎に代りて子弟の教授をなす。

二、尾呂志尋常高等小學校

1、設置區域 尾呂志村大字上野、栗須、川瀬、阪本 但高等科は村一圓

2、校地 二千二百五十五坪 校舎 九百九十坪

3、沿革 明治八年九月十二日上野、川瀬兩村組合を以て創立し假教室を上野村長徳寺に設け上野學校と稱す、同十四年五月五日上野字切立に長七間、幅三間半の校舎を新築す。栗須、阪本も亦各學校を設け居りしが同十六年五月之を合併し同年十月校舎十七坪五合を増築す。同二十年三月上野簡易科授業所と稱し同廿三年三月尾呂志尋常小學校となる同廿七年六月修業年限四箇年の高等科を併置して尾呂志尋常高等小學校と稱す。同卅一年四月校舎三十五坪及廊下長二十三間幅五尺を増築す同卅九年四月改築工事を起し同四十年十月落成し之



に移る即現校舎なり。同四十一年四月尋常科を六學年六學級に高等科を二學年一學級に編制す、同年六月高等科を三學年二學級に編制し、同四十二年三月高等科第三學年を廢す、同年七月裁縫學校二箇年を附設す。

中立尋常小學校

1、設置區域 尾呂志村大字中立、西原

2、校地百三十坪 校舎三十八坪五合

3、沿革 (創立は明治五年の帳簿に公立小學校設立願なるものあり同六年頃に非ずやと思はるれども姑く従前の調査に従ふ)

明治十年十月二日創立中立瑞泉寺内に假教室を設く同十五年十月千七百廿二番地に校舎を新築し學制改正により初等科設置同二十年一月十九日中立小學簡易科授業所と稱す、同廿六年一月中立尋常小學校と改稱す、同廿二年八月廿一日千六百廿二番地に移轉す、同四十三年十二月裁縫室増築。

片川尋常小學校

1、設置區域 尾呂志村大字片川

2、校地百四十四坪 校舎五十坪

3、創立 明治十年三月五日創立萬藏寺に假教室を設く、十五年十月初等科設置二十年一月片川簡易科授業所となる、同二十六年一月片川尋常小學校となる同廿六年三月現在の地に新築を企て八月落成九月より之に引き移る同時に運動場を擴張す、同四十二年七月増築に着手同四十三年二月竣工せり。

### △上 川 村

本村は現今五大字に區別せられ往時の教育も各其の趣を異にして居るから各區につきて其の状況を記さればならぬ。

1、大字花井 當區は戸數少なく且つ對岸東牟婁郡九重村との交渉多きを以て教育も亦共同にて行はれた、即九重延命寺住職につきて教育を受けたもので惠山江文和尚は最後の寺小屋師匠であつた。

2、小船楊子楊枝川 各寺院で教育を受けたのであるが事蹟明でない。

3、和氣 和氣は最も古くから教育事業が行はれて來た。其の源を開いたものは現今の西健次郎氏の祖先である。西家の先祖に西與茂七(源俊民とも云ひ源氏の末裔であつて代々源氏を名乗つて來た)と云ふ人があつた教育事業の端緒を開いたのは此の人であるらしい、天明二年寅年に大庄屋を務めたのである同氏の長子源俊人は二代目與茂七を名乗り寛政十二年申四月大庄屋となり續いて源俊秘は三代目西與茂七を名乗り(後衛門七と云ふ)文政九年戌十月大庄屋となつた共に教育事業に當つたのである、三代目與茂七は現主人西健次郎氏の祖父

に當る當時教を受けるものは二十人位あつたと云ふことである。

三代目與茂七の次に新宮より雷師宗助氏を招く科目は讀、書、算、語曲の四つであつた此の時より最盛となり對岩能城、山本、日足等より入門し三四十人の生徒があつた後當區本龍寺住職松江見如氏は其の後を承けて寺小屋を繼ぎ以て明治維新となつた。

1、大字花井 對岸東牟婁郡九重尋常小學校に依託教授す該校は明治九年十一月十一日の創立である同廿五年四月高等科を併置同四十一年共同出資現在校舎新築九重、花井尋常高等小學校と改稱兒童數八十名三學級である。

2、大字小船、楊枝、楊枝川、和氣 明治十二年六月一日大字和氣に校舎創立南牟婁郡第三十八學區公立和氣學校と稱す、同廿一年一月十五日和氣簡易科授業所と改稱し楊枝に分校を置く、同廿三年一月和氣、楊枝聯合公立和氣尋常小學校と改稱、同廿五年小船と聯合し同所に分校を置く次で楊枝川は本校と聯合し楊枝分校に通學す、同三十年校舎を改築し廿四年四月兩分校を廢し楊枝、楊枝川は本校に通學し小船は獨立す、同廿六年三月廿一日修業年限二ヶ年の高等科を併置す、小船は對岸九重村宮相尋常高等小學校に依託教授を行ふ同廿七年二月高等科の修業年限を四ヶ年に延長す同年六月校地を擴張し現校舎新築同四十年尋常科の修業年限を六ヶ年高等科二ヶ年となり現在に及ぶ。

イ、創立以來の校長氏名

中尾松珀、金原美賀彦、内山與之助、崎萬吉、今井三甲子、石橋千代松、山田寅太郎、長島但見、石崎國松、中川二郎、須川佐之助、田川忠夫、東和藏、大野善左衛門、栗林富壽

ロ、上川村立和氣裁縫學校

創立大正五年四月一日 修業年限二ヶ年 科目修身、國語、算術、裁縫 現在生徒數三名 創立以來の卒業生七名

ハ、青年夜學會

本村の地形上學校職員が各區に出張指導すること不可能であるから大字和氣青年會員のみに明治四十年頃から算術國語をしへ今猶繼續す、處女會 大正三年九月創立 毎月十五日例會を開き専ら技藝學術の補習教育をなす。

### △入 鹿 村

イ、私塾の状況 私塾は入鹿村大字板屋にありて教師は芝金兵衛と言ひ(天保十一年八月十二日死亡)自己住宅の側に特に塾舎を設けて子弟を教養す其子甚十郎(明治六年八月九日死亡)又父の遺志を繼ぎ塾生に習字、算盤、漢文を教授す、其他氏は東牟婁郡笹尾、十津川村竹筒等に巡回教師をなせりと言ふ。同字は明治廿一年頃火災に罹り書類等全部焼失して現存せるものなり。



ロ、寺小屋の状況 慈雲寺住職佛山正和尚(文久二年十二月十四日死亡)子弟を集めて漢文(外史、十八史略)等を教授せりと雖も其最も盛なりしは次の住職虎班和尚にして氏は大和五條附近に生れ(明治十五年二月五日死亡)湯ノ口寺より入りて佛山正和尚の後を繼ぐ國學漢籍に通じ博學を以て知らる、故に尾呂志村邊より弟子入を請ふものありて殷盛を極めたりといふ。

各小學校

- 1、入鹿尋常高等小學校 明治九年十一月四日大栗須、小栗須、板屋の三ヶ字聯合入鹿學校を起し爾來幾多の變遷を経て同三十八年小川口小學校に合して現時の區域となれり、同三十九年四月十七日本校に高等科を併置し入鹿尋常高等小學校と改稱す、同四十一年校舍一棟を増築同四拾年四月一日義務教育延長の結果更に二ヶ年高等科を併置せり、同四十二年四月本村改革の結果村立入鹿尋常高等小學校と改稱す。
- 2、明倫尋常小學校 明治九年の創立、小川口、湯ノ口、楊枝川、大河内及小船の五字聯合して一の尋常小學校を設立せしも通學不便の爲め其組合を解散し當分大栗須尋常小學校の分校たりしが再び大河内、湯の口の二字聯合して大栗尋常小學校と稱し大正五年四月一日より二學級編成となり同時に明倫尋常小學校と改稱す。
- 3、矢ノ川尋常小學校 明治八年三月十二日創立、矢ノ川東禪寺を假校舍とす、同二十年四月一日矢ノ川小學簡易科授業所となる、同廿五年四月一日矢ノ川尋常小學校と改稱、同廿八年九月廿一日校舍新築落成同三十一年五月二十六日補習科設置認可同廿二年十二月運動場増築百二十坪となる、同廿六年四月一日補習科廢止同廿六年十一月廿一日校舍改築同廿九年四月十六日高等小學校併置認可、同四十年三月卅一日高等科の併置廢止修業年限六ヶ年の尋常小學校となる、大正九年九月校舍移轉増築落成す。

△西山 山村

大字 赤木區

私塾 文久二年壬戌卯月より元治元年に亘りて大栗須村の人宮尾井秀助を招聘して赤木村中西民藏宅に於て村の子弟凡そ十名を集めて讀書、算の教授をなす、慶應年間より明治初年に亘りて平谷村の人太井見龍赤木村に轉居し同村醫西村秀見舊宅に於て生徒數名を集めて讀書、算を教授せり。

寺小屋 明治初年より同五年學制頒布前後に及びて十津川郷士鈴木貞藏來村村内子弟約八名に漢籍を教授せり。

大字 長尾區

寺小屋 慶應年間より明治初年に及びて平谷村増福寺住職松本泰然長尾村長全寺に來りて漢籍及び讀書、算を教ゆ生徒約六七名なりき。明治二年頃より約五六年間平谷村の人太森礪右衛門は同村長全寺に於て村民數名に讀書、算を教へたり其後長尾村の人松本勇之助、中西寅

次郎等は同寺に生徒十餘名を集めて漢籍及び讀書を授けたりと云ふ尙當時長尾村大家龜四郎といふ人同寺に於て村内子女に讀書、算を教へたり。

大字 平谷區

大字 小森區

平谷村の子弟は多く長尾村長全寺に來りて修學せるを以て當區に於ては別に私塾又は寺小屋の設置なかりしものと思はる。  
私塾 嘉永元年頃より文久二年頃に至る間小森村の住人杉本四五兵衛といふ人村の子弟三四人を藥めて讀書、算を教授せりと云ふ(今に舊老の人々四五兵衛屋敷と呼ぶ屋敷跡あり現在土地の人渡上徳之助住めり)

文久三年頃より明治初年に至るまで小森村の住人松本松兵衛と稱する人同人の宅にて村の子弟五六名を集めて讀書、算を教へたり。又當時の人鈴木卯兵衛と稱するもの自宅にて讀書、算を教へたることありき。

西山尋常高等小學校

本校は學制頒布當時村内各所に設置せる學校の合併せられしものなれば此等の廢合を明にする爲めに各學校の沿革を摘記せんす。

大字 赤木區

本區子弟は明治九年九月より長尾村長平學校に通學し居たるが同十年九月本村は第二大學區三重縣管下第四十一番中學區第百八番小學區として赤木學校創立せられ下等小學の教科を授くることとなり生徒人員は約二十名なりき。

同十二年十二月本校は南牟婁郡第四十九學區公立赤木學校と改稱せらる。

同十六年十月本校は廢校となり生徒は總べて長尾村養盛學校に通學することとなり。

大字 長尾區

明治九年九月第二大學區三重縣管下第四十一番中學區第百七番小學區長平學校を創立す。

乃ち長尾、平谷兩村の子弟に下等小學の教科を授くるを以て目的とせらるなり校舍は長尾村長全寺なりき。

同十二年十二月本校は長尾村、平谷村聯合公立長平學校と改稱す。

同十四年十一月南牟婁郡第五十一學區長尾學校と改稱し平谷村と分離するに至る。

同十六年十月南牟婁郡第五十一學區養盛學校と改稱す斯くて同廿年十一月に至るまで存續す。

大字 平谷區

明治九年九月長尾村と聯合して長平學校を起し同十四年十一月分離して第五十學區平谷學校を創立して平谷村増福寺に於て下等小學の教科を授く。



同十六年十月平谷學校廢校となり兒童はすべて長尾村養盛學校に通學することとなり。

創立明治二十年十一月廿二日長尾村、小森村、平谷村、赤木村の公費を以て普通小學簡易科を教授せんが爲めに以上四ヶ村經營にて長尾村長全寺を借受け授業所を設置し長尾小學簡易科授業所と命名す當時收容兒童は百〇六名なりき。

同廿一年七月七日小森は別に同村清水寺に授業所を設く之を長尾小學簡易科授業所小森分教場と名付く當時同分教場は兒童廿一名なりき校舎設置明治廿八年十一月更に校舎を新築して西山尋常小學校と改稱す。

分立明治廿四年四月二十五日小森分教場は獨立して小森尋常小學校を設け本校の所屬を脱す。

校舎改築明治四十一年更に現在の地に工を起し同四十二年十月十六日竣工す、同四十三年四月廿三日修業年限二箇年の高等科を併置し西山尋常高等小學校と改稱す。

#### 大字 小森 區

小森區は地理上僻遠に屬し文化の均霑に浴すること少きがためか學制頒布以來明治廿年に至る間は法令に準據せる學制を施行せざりしが如く同村清水寺住職清原氏及び西垣博治氏等讀、書、算に漢籍を附加して教授せり云ふ。

同廿一年十一月廿二日長尾村小森村、平谷村、赤木村の公費を以て長尾小學簡易科授業所を設く。

同廿一年七月七日小森村は分離して別に同村清水寺に授業所を置く。

同廿四年四月廿五日小森分教場は獨立して小森尋常小學校と改稱す。

小森尋常小學校の沿革

學校設置區 西山村大字小森

學校の資格及び創立 明治廿四年四月廿五日西山尋常小學校より分離創立す。

名稱と資格 小森尋常小學校と稱し四ヶ年の尋常科を置く。

同四十一年四月より六ヶ年の尋常科を設置す。

區域變更 本學區を二區に分ちて小森區、和田區と稱し同四十二年十一月十五日和田區を和歌山縣東牟婁郡北山村第三尋常小學校學區内に編入し小森區を以て本校學區と定む。

校舎増築 大正四年五月廿一日附を認て認可同四年六月五日起工同月廿日竣工。

#### △神 上 村

#### 神 上 區

文久年中田中平兵衛を其の後伊勢の人元立徹を各招聘し亞て時に斷續ありて明治元年頃木本より松田某を招き商賣往來、實語教、童子教等の素讀及習字并に珠算を學び女子は百人一首の歌留多を學べり。弟子の數時に増減あり多きは三十名少きは四五名のこともあり女子に至りては常に一、二名に過ぎず。後續泉寺に若林長椿住職するに及び寺院に寺子屋を開きて前述の如き教科を學習せしが明治六年神上小學校創立するに至り同住職を表面校長といふ形式を取りし其内容は依然寺子屋風にて時に教師の缺くることあり、時に長原に通學することありて漸次學校の内容を造れり。

#### 長 原 區

文久年中當地人池田一右衛門私塾に於て讀、書を教へ亞て田中平兵衛、中立藤四郎等師匠と來り元治年間本郡鶴殿の人半之亟を招き明治の初年には木本より松田某を聘し明治三年頃當地長樂寺に樂平某及其子白牛住職となるに及び寺内に寺子屋を開き男子は中庸、四書、孟子、千字文等の素讀をなし女子は百人一首の歌留多を學び弟子は大抵五六名に過ぎざりき。同六年より同所を長原學校と唱へしこと神上の寺子屋の如く時に斷續ありて同十九年頃より長樂寺を以て神上小學校の分校の姿となり兩區合併して神上小學校を建設するに至るまで名は學校にして實は寺子屋の儘に推移しゐたり。

神上尋常高等小學校

創立年月日 明治六年九月八日

所在地 神川村大字神上

校舎設置 創立の當初は續泉寺を以て校舎に代用せしが同廿三年八月舊校舎を大字神上字高野に建設し更に同四十三年九月校地を大字神上字向地の現在個所に卜し六千百餘圓を投じて現校舎を新築す。

大正三年七月從來東牟婁郡北山村に委託せし大字花知の教育事務委託を解くや同區に分教場を設置し最初民家を以て教場に充て同六年三月に至り校地を設定し金九百五十圓を投じて現校舎を新築す。

就學の狀況 明治三十四年四月調査の在籍兒童數百八名なりしもの十年後の同四十四年には百七十七名となり更に十年後の大正十年には二百七十一名となれり。

名稱及資格の變更其他の沿革

明治六年の創立當時は其實寺子屋様のものなりしが漸次内容を改めて同廿一年一月十五日小學簡易科授業所と稱し廿同五年十月一日神上尋常小學校と改稱し同廿六年學區會條例設定神上、長原、花知の三區を以て神上學區と爲し同廿四年十月修業年限二ヶ年の時間外補習科を設置し同四十一年三月時間外補習科を廢し同年四月尋常科修業年限を六ヶ年とし三學級に編制す、同四十三年四月修業年限二ヶ年の高等科を併置し神上尋常高等小學校と改稱す、同四十四年四月四學級に編制同年同月神川村立神上裁縫學校を附設す。大正三年七月北山村第



二尋常小學校に委託せし花知區の教育事務の委託を解き同區に分校を設置し尋常科第四學年までの兒童に教授することを認可され五學級に編制して今日に至る。即ち本校四學級分校一學級なり。

尾 川 區

明治元年頃尾川村岡利平なるもの私塾を開き尾川、長井の兒童を收容して約二箇年間自宅に於て讀書、習字、珠算を教授せしことあり。當時の就學兒童は僅かに五六名に過ぎざりしが其後明治四年に至り尾川村西光寺を寺小屋とし木本町より松田勘兵衛を聘して教師とし尾川、長井、粉所、大井より年齢七歳以上十五歳未満の兒童を收容して讀書、習字、珠算等を教授せり。而して毎月二十五日を天神祭と定め儀式を行ひ休課日とし、又別に七月七日には七夕祭とて休課せり。當時の就學兒童數は時により多少の増減ありしも、概して十四五名以上、二十名未満なりき。

校 名 育生尋常高等小學校

所在地 神川村大字尾川

沿革 明治八年五月一日の創立にして、當時大字尾川、長井、粉所の各區に學校を設け、其寺院を校舍に代用し、住職をして教育の任に當らしめしを同廿三年之を併合し大字尾川に校舍を建築したりしに同廿四年十一月偶々火災に罹り校舍灰燼となり。同廿五年二月再び起工、同四月一日落成開校し育生尋常小學校と稱し四箇年課程を二學級に編制して教授せり。然るに大字赤倉は東方に僻在し通學困難なるの故を以て同廿五年十月分校を置きたり。越えて同廿七年五月三箇年補習科を設置し時間外に教授せしも同廿三年四月より時間内に教授することに變更し、一學級を編制せり。而して小學校令改正せらるるに際し、補習科を廢し同三十五年四月より二箇年課程の高等科を併置し育生尋常高等小學校と改稱す。同四十一年三月義務教育延長の結果校舍狹隘を告ぐるに至りしを以て改築して現在の校舍となり且つ高等科を廢し、育生尋常小學校と改稱せしが大正六年五月高等科を併置し、育生尋常高等小學校と改稱し以て現在に至る。

圖書館巡回文庫

名 稱 小西巡回文庫

所在地 神川村尾川

沿革及現況の概略

大正五年十二月小西利雄氏が郷土圖書館の萌芽として青年智徳の修養に資するの目的を以て設立せるものなり。現在藏書冊數六十八、是を農業、歴史、傳記、修養、經濟、文學、政治、祝辭、演說、通俗教育、及雜の九部に分ちて編成し、主として育生青年會員及有志に廻付し、専ら其の修養につさむ。而して廻付方法は購讀者は一人一回二部以下とし閱覽人名簿に記載して無料にて貸與を受くれども、一切轉貸を禁じ交換期限を二週間以内と規定せり。之れに要せし書籍費六拾參圓貳拾八錢にして從業人員一名なり。最近三ヶ年間に於ける閱覽延人員は三百十四、漸次其數を加ふるもの、如く、有識者は勿論、一般青年の趣味を高め知見を廣め、思慮を高尙ならしむる等地方風

教を向上せしむる上の効果大に見るべきものあり。

學制頒布以前は善福寺で坊主が讀書、珠算を教へた明治四年善福寺を發して神道に改宗後は當地の故人である西孔陽大畑久右工門氏等其の任に當つた生徒は七人位であつた和尙の氏名不詳

小學校は明治十一年九月の創立であつて舊寺院を以て校舍にあて初め柳谷學校といつた。同十五年三月青柳小學校と改稱同年四月初等の資格となる二十一年修業年限三ヶ年の簡易科となる同廿五年四月修業年限二ヶ年の補習科を設置す同四十一年四月修業年限六ヶ年となる同時に補習科を廢す同四十二年五月二ヶ年の設置す同四十五年六月裁縫學校を附設す現校舍は同四十四年十二月新築落成す建築費參千六百四拾參圓拾八錢五厘を要せり兒童は現在五十五名就學百分中百である。

△五 郷 村

嘉永四年頃池原の人福田傳十郎なるもの本村大字寺谷に來り居住す而て寺谷下地前田某宅に於て私塾を開き弟子十二三名に對し、いろは意見狀、商賣往來及び實語教等を教授せり。

天保十一年頃木ノ本の人松田縫一郎氏寺谷上地松島屋敷に私塾を開き弟子二十人許りを集めて教ふ。

慶應三年頃飯屋定之助なるもの寺谷上地羽根屋敷にて暫時教授す當時弟子十六七名其後木ノ本の人大家なるもの來り寺谷小明寺に於て教授す後桑名の人某及び前田兼次郎等來り教ふ。

大字桃崎之部

天保十四年頃松田縫一郎氏大森氏附近の空家を借り弟子二十余人を集め教授をなす。

明治初年頃鈴木祖陵を雇ひ桃源寺に於て教授を受く弟子二十餘人。

同三十四年頃日高の人鹽地藤右衛門再び空家(現在の小高友助氏宅)にて弟子二十三名を教授す内女子三四名。

其の後森本幸助氏令息喜代太郎氏自宅に於て湯谷、桃崎の者二十四名を教授す。

明治十年桃崎小學校創立學區域は湯谷、桃崎、大井谷の三區にして校舍は桃崎桃源寺を以てす。同十一年寺谷小學校創立學區域は寺谷和田の二區校舍は寺谷小明寺を以てす。

同廿九年十月三十日右兩校を廢止して同二十九年十一月一日新に五郷尋常小學校を創設す數地を現在の寺谷細平とし校舍を新築す。同卅六年三月十日修業年限三年の農業補習學校を附設す。同三十七年五月補習學校を廢し修業年限四ヶ年の高等科を併置す。同四十四年四月村立裁縫學校を附設す其後校地校舍の擴張増築すること三回に及ぶ。

△飛 鳥 村



日進學區 (神山、野口、佐渡の三大字)

字鍋地方面は現主杉村嘉市氏の先代にて賣藥を營まれし市左衛門と云へる人業務の傍此方面の子弟を集め讀み書きの道を授けられたり人員凡そ八九名報酬としては月額一人前銀錢廿五文其の他盆正二期に白米一升宛の定なりとぞ。報字小西方面にありては森倉勇左衛門、池尻勝右衛門氏など業務の傍ら子弟教育に盡されしが其の人員合して二十名を出でざりしとぞ、報酬は盆正二期に白米一升宛字佐渡、野口方面にては佐渡に山伏の金子恭寛てふ人ありて子弟を教養せしが後野口の能満寺に移住して以來専ら斯道に力を盡し殆ど私塾の如き有様なりしが人員凡そ三十名報酬は前と大同小異なり。其の後今の字治山田より賣卜を業とする助田與左衛門と稱するもの來り小西地に在住し神山光福寺に於て私塾を開きしに素より漢學をよくせられ殊に熱心懸特に教授せられしを以て日進學區民の子弟入門するもの多く其の數五十を管するに至れり明治五年頃まで繼續せられしが遂に其の生地志摩郡磯部村に復歸せられしとぞ、報酬毎月一人白米一升宛の定なりとぞ。

小阪學區 (小阪の一大字)

天保時代に忠右衛門(現桑原宇市氏の祖先)字本郷に於て子弟に讀み書きの道を授けたり其の數八九名月謝として玄米二升(當時の米相場一升八厘)其後同時代に宇城嘉八郎同じく字本郷に於て私塾を開く子弟の就學せしもの并に月謝は前と大差なし其の次ぎに志摩郡鳥羽の出身にて新藏氏來り字高更に於て私塾を起す就學數凡そ十五六名期間約二年半位安政年間は永明寺住職玉章と云ふ僧侶寺子屋教授を始め就學數月謝前と大差なし、次ぎに有馬出身にて大石某來りて前同様の教授す。

飛鳥尋常高等小學區 (大又小又の二大字)

此の方面にては安政年間大又の人坪田吉郎兵衛私宅に於て教授す就學者五六名教授事項讀、書、算の三科なり。其の有馬の人大石某來り五ヶ年位教授す就學者十二三名其後東京の人にて山本謀といふ方來り五六年間教授をなす。

日進尋常小學校

明治十年三月佐渡、野口、神山三區組合にて野口能満寺に學校を創設し神佐野學校と稱せり、同十四年五月校舍を神山に建設して初等小學科を設置し駿神學校と改稱し佐渡區に分教場を設く同二十年四月小學校簡易科授業所となる、同二十五年二月校舍を新築し同年四月尋常小學校を制定して佐渡分教場を廢し神山尋常小學校と稱す。同四十一年四月三學級に編制し同四十二年現在の敷地に移轉し日進尋常小學校と改稱す。大正二年四月四學級に編制し同九月裁縫教室を増築す。

小阪尋常小學校

明治十年九月十五日校舍を新築すると同時に創設して小阪學校と稱す同十五年初等科に同二十年四月簡易科授業所となる同二十五年十一

月再び校舍を建築す同二十五年十一月尋常科となりて小阪尋常小學校と改稱す、同三十三年單級の尋常科を編制し同二十八年四月二學級に同四十二年四月三學級に編成し同年八月新に校舍を現在の地字相ヶ谷に新築して今日に及べり。

飛鳥尋常小學校

明治七年學校を開始し大又大義院の一隅にて教授せしが同十二年三月大又、小又の二區合併して大又學校を創設す、同十五年四月小學初等科の資格となる、同二十年四月簡易科授業所となり、同二十五年十一月尋常科單級の編制とし大又尋常小學校と稱す、同三十二年八月校舍を新築し同三十四年四年二學級とし四十一年四月三學級とす。同四十二年二月飛鳥尋常小學と改稱す。

飛鳥村立高等小學校

本村全体の設置に係り明治四十五年五月九日設置の認可を受け同年六月十五日より小阪永明等の一室を假校舍に充て授業を開始す、當時入學兒童二十九名、同年四月五日校舍新築工事に着手し大正元年十二月三十日竣工す同年三月新校舍に移る、現在兒童六十四名。



## 第五編 兵 事 誌

## 第一章 和歌山藩の兵制

(一) 地士帶刀人 藩政時代の兵備は専ら藩の士族與力の掌る所なるも、地方の守備としては各地に地士帶刀人ありて平時は農業に従事し事あれば起つて守備の任に當る、他國者浮浪人に注意し其密偵問者等を偵察するも又其の職務の中なり。(時代史地士の條參照)

(二) 浦 組 又海防に就きては賴宣公最も意を留め浦組の制を定め吉宗公の時之を刷新し、國內處々の岬角に遠見番所及び狼煙場を置き見張番人を置き外國船の航走漂着を發見する時は遠見番所に於て狼煙を舉げ順次受繼ぎて之を若山に達す。又各浦村には浦組人數を定めて非常の用に備へ狼煙の合圖ありたる時は其處に馳參して警固せり。(時代史海岸防備の條參照)

本郡にての狼煙場、遠見番所左の如し

狼煙場 井田みさこが峠 遊木浦丹羽ノ平 古泊浦猪鼻山 三木浦木名越 梶賀浦つゝら山  
遠見番所 二木嶋橋 橋崎山上

是等浦組の制も實際に用ひられたることなく唯時として清國商船の熊野浦に漂着の際等に地士出張警衛せし類に過ぎず、幕末魯船來航の報ありし時、各郡浦組在住男子十五歳以上六十歳の内半數は浦々の警固に出で半數は居村の警備に従事せしことありき。

(三) 在 夫 戰時に際し在夫を出すは領内人民の義務にして天誅騒動及び長州征伐の時は多數の在夫を

割當られたり、慶應元年五月に命せられたる在夫は口六郡及び兩熊野に於て六千人にして高千石に付十八人七分六厘の割にて出役を命せられたり。

在夫の費用は天誅騒動の時は官費にして内幾分は御用金として献上を命せられしが、長州征伐の時は凡て高割を以て各郡の負擔とせられ、又戰時必需品を献上するも亦領内人民の義務なり。

(四) 洋式採用 和歌山藩にては嘉永五六年の交、津田又太郎、栗原一郎右衛門等蘭書に依りて竊かに各國の兵式を調査し其精銳なるを知り之に倣はんと圖り之を藩主に建言せり、藩主之を容れ文久二年には蘭式の生兵教授を開始せり、これ我國に於ける洋式歩兵の始なり。後長州征伐に際し其成績良好なりしに依り盛に教練を勉め、幕府に於ても人を本藩に遣はし之を學ばしめたり。後に至りては藩の江戸隊は佛式を用ひ和歌山隊は英式を用ひ統一する所なかりしが、當時歐洲にては普魯西國新に勃興し奧國を破りて兵威漸く盛ならんとするの際なりしかば、普式の精銳なるを知り、明治二年十月普人カッピンを藩に聘し普式教練を教授せしめたり。是れ我國にて獨逸兵式採用の嚆矢なり。

## 第二章 新宮藩の兵制及行動

新宮藩の兵制は英式を用ひ、歩兵十二小隊を備へたり總て一藩の士卒を以て編制し子弟を論せず老幼を擇ばず悉く舉て兵となしたり。後明治三年六月に至り佛式に改め精選して歩兵三小隊砲兵一分隊を置きたり。其後の動靜左の如し。

一、明治二年十月藩兵を以て京都鞍馬口を警衛す。嚮きに藩兵を以て京都大原口を警備したるが改て鞍馬口警衛を命せられ兵五十を以て小泉藩大溝藩と共に屯衛したるが、十二月に至り此役を免せられ慰勞として兵



士へ酒肴料錢二十貫文を賜りたり。

其藩大原口警衛差免鞍馬口警衛申付候事

但小泉藩大溝藩等へ可申合事

十月

新宮藩

兵部省

其藩兵隊御留守警衛差免今般歸邑申付候就長々勤勞も有之候に付酒肴下賜候事

新宮藩

己巳十二月

兵部省

一、明治三年庚午六月常備三小隊を置く此時從來用所の英式を廢し佛式を用ひたり。當時藩が疲弊し備兵の費に苦むを以て議して藩士家祿十分一を出さしめて以て兵事の用に供したり。

一、常備兵相立候上は役向井兵員の外郡に無役に相成候付其向役金差出候儀勿論の事に候へども即今日立常備兵費用相當り候程役金爲出候時は差當無役の者可及難逃去り迎先般正稅雜稅納高を以一ヶ年の惣會計過不及見詰御達にも相成候儀にて此上御見込より御不足は相立候とも常備兵御取立相成候儀は無之事に候へども無御據當年六月より來未六月迄全一ヶ年の間役無役に不拘拜受物の内一割上げを以差向候用途に充常備兵取立候事、尤も諸役員兵士の向爲役金可差出道理は無之候へども全一時御失費の内一ヶ年上げ米を相心得可申無役の向は向後定則の役金を心得年々可差出候右の次第に付知事様よりも格別の恩召を以御家様の内より現米百五拾石御下げ相成候間此旨厚相心得可申候

但無役の向差出候役金を以常備兵費用に而已當候儀には無之郡に役料に當候事也且文武の寮へ入塾生の儀は無役に屬し條へば役金は定の通録々差出可申允取束其寮入費の内へ御下げに相成候事

一、明治三年新宮藩の兵數(明治三年四月石高人口等を併し兵部省へ開具する數なり)

一、當今常備兵員 步兵 三小隊 但一小隊に付六十名 砲兵 一分隊 但二十名 騎兵無御座候

大砲四斤施條 一分隊 但彈藥三百發添 小銃短銃 但彈藥七萬發添

一、明治四年辛未四月藩兵半小隊を以て東京市中取締をなす。此時丸龜藩と交代し東京第二大區八の區を取り締りたるが、六月更に大區五の區に轉し平戸藩と交代したり十月役を免せられ兵を收む。

其藩兵半小隊中取締申付候事 但丸龜縣と交代動方の儀は東京府へ承合可申事

辛未四月十四日

新宮藩

兵部省

第二大區八の區取締申付候事 但丸龜縣と交代可致事

新宮藩兵員

辛未五月

東京府

第二大區八の區取締差免更に五の區取締申付候事 但平戸藩と可致交代事

新宮藩兵員

辛未六月

東京府

第二大區五の區取締差免候事

新宮藩兵隊

辛未十月二十八日

東京府

其縣兵市中取締差免候事

辛未十月廿八日

兵部省

新宮藩

一、明治四年新宮藩の兵數(七月廢藩の際兵數器械を調査し兵部省に開申するの數なり)

中尉以下軍曹迄十五名 内士族十四名 卒一名 兵士九十三名 内士族五十六名 卒三十七名

吹角手 卒五名 銃隊附醫師 士族一名 惣計百十名

兵式の儀は佛蘭西紀元一千八百六十三年式を當時演習罷在候

大砲小銃并彈藥の數 大砲 一、施條砲二門 一、ホード忽砲三門 一、白砲二門 一、野戰砲十一門 合計十八門

同彈藥 一、五千二百五十五發 一、八百彈 合六千五百五十五彈

小銃 一、施條短銃二百挺 一、同長銃二百五十七挺 一、ケウエール銃三百八十四挺

同彈藥 一、六萬九千八百七十發施條銃早合 一、六萬六千五百發施條銃玉ケウエール銃玉 合十二萬九千八百八十五

諸 箱 一、三十四萬九千八百八十口施條銃用 一、八萬九千七百口ケウエール用 合四十三萬九千五百八十口

合 藥 一、高八百九十七貫二百五十目

右の通尤管内砲塹の場所等無御座候

### 第三章 現時の兵事

(一) 徵兵令公布 明治三年二月兵部省より天下の兵制を一定すべき布告出でしも、和歌山、新宮兩藩は



既に兵制を更改せるを以て舊に依りて教練を施せしが、明治四年七月廢藩置縣の令出るや、従前各藩置く所の常備兵を解隊し全國に四鎮臺（東京、仙臺、大阪、熊本）を置き全國に四鎮臺を置き全國の兵備を統一せんとし同年八月兵部省達を以て之を令せり。茲に於て本藩に於ても從來の常備兵、豫備兵を解隊せり、五年十一月徴兵令を發布し全國募兵の法を設け、徴兵告諭を發し其趣意を國民に説諭せり。かくて六年に名古屋、廣島の二鎮臺を増設して全國を六軍管となし、同七年三月より全國に涉り徴兵検査を行ひて徴兵令を實施せり。當時三重縣及び度會縣は共に大阪鎮臺の管轄たりしが、同十七年一月に至り名古屋鎮臺の管轄に歸するに至れり。

(二) 歩兵第五十一聯隊 日露戦争後陸軍擴張に伴ひ我が三重縣下に一聯隊を駐屯せしむることとなり、明治四十一年十一月十二日を以て本縣一志郡久居町に歩兵第五十一聯隊を設置したり、元來五十一聯隊の編成は明治三十八年三月即ち日露戦争中には同年四月十五日軍旗を授與されたるものなるも、當時は名古屋及び金澤留守部隊により急遽編制され、同年七月樺太攻略軍に参加して出征し、十一月十六日凱旋し間もなく北韓守備隊として韓國に駐屯すること三星霜、同四十一年十一月上旬任務終りて歸還し、同月十三日久居町の新築營舎に移りたるなり、其最初の聯隊長は中佐中野廣なり。

因に云ふ本縣下に兵營設置の儀は多年縣民の希望する所なりしが、日露戦争後軍備擴張師團増設の廟議決するや本縣會は好機逸すべからずとなし、明治三十八年十二月廿三日の縣會に滿場一致を以て左の建議案を知事に提出し知事の斡旋を求め而して終に其の實現を見るに至れり、五十一聯隊設置に關係あるを以て參考の爲めに左に建議文を掲載す

兵營設置に關する意見書

（明治三十八年十二月縣會可決）

軍隊に親炙するは軍事的教育の涵養と其思想の普及を計るの上に於て最も緊要の事に屬す。雖も、從來我縣地に兵營の設なきは縣民の風に遺憾とし其の設置を望むの切なるは閣下の知悉せらるゝ所なり、況んや本縣は神宮所在地を以て時に警衛の要あると又毎年數次儀仗

兵の派遣あるを、今や戦後を承け軍制擴張の議ありと聞く、蓋し逸すべからざるの好機にして縣民の志望を達するは方に此時に在り、仍て本會は茲に閣下を煩はして縣下に兵營設置の議を當局に稟請せられんことを求めんと欲す、希くは閣下民意の在る所を諒せられ機宜の處置を施されんことを望む。

(三) 歩兵第三十旅團 歩兵三十旅團司令部の津衛成地なる一志郡久居町に設置されたるは殆ど五十一聯隊の設置と年月を同ふし、四十一年十一月七日なるも、同旅團の編成は同三十八年七月十七日に在り、時は日露戦争中なりし故急遽五十九並六十聯隊を以て編成を了し七月二十三日其司令部を東京市赤坂區福吉町黒田侯爵邸内に置き陸軍少將太田貞固之が旅團長に補せられ第十五師團下に隸屬して出征し鐵嶺附近の守備に任ぜり、講和成立後又韓國の守備を命ぜられ司令部を京城に置けり、四十年三月内地に歸還し假駐屯地たる千葉縣習志野に駐屯せり。四十一年十月六日編制管區改正の結果現在の五十一、三十三兩聯隊を其指揮下に置き第三師團に隸屬する事となり、十一月七日始めて久居町の旅團司令部に移れり。

(四) 津聯隊區 三重縣の大阪鎮臺の管轄たりし時安濃津に三重縣駐在所を置き三重縣下の徵募事務を司ごらしめたり。明治十七年一月名古屋鎮臺の管轄に屬するに際し、三重縣駐在所及安濃郡駐在所を安濃津に飯高郡駐在所を松阪町に置き以て三重縣下の徵募事務を司ごらしめたり。二十一年勅令を以て大隊區司令部條例を制定せられ、之を實施するに及び、安濃津に津大隊區司令部及び津監視區事務所を又度會郡山田町及び三重郡四日市に監視區事務所を置き、從來の駐在所を廢止し其事務を管掌せしめたり。二十七年五月十四日以上津、四日市、山田三監視區の外に新に本郡本町に監視區を増設し歩兵曹長常芝文太郎監視區長に任ぜられたり、二十九年三月三十一日勅令を以て聯隊區司令部條例を制定せられ、同時に監視區長の駐在所を廢止され、從來の津大隊區司令部を津聯隊區司令部と改稱し本郡外十二郡及び四日市、津の二市を管轄せ



しめたり、其の最初の司令官は歩兵中佐田中伸稻なり。

(五) 海軍徵募區 本縣に於ける海軍兵徵募の創始は明治九年八月二十五日海軍水兵徵募令發布されし時より行はれしものなるべし、同年十二月海軍中佐有地品之允以下來縣、應募者を檢し合格者二人を得たり。爾後年々徵募を實行し、又一方には志願兵を募集して今日に至れり。而して本縣は元横須賀管區に屬し徵募兵は横須賀鎮守府に編入されしも、大正四年十二月一日より吳鎮守府の管轄に歸し吳海兵團に入團することとなり以て今日に及べり。

(六) 在郷軍人會 我陸軍に於ては在郷軍人會を組織するの議起り、大將寺内正毅の首唱にて趣意書を頒布し各方面の賛助を得、明治四十三年十月御裁可を受て、伏見宮貞愛親王を總裁に奉戴し、同年十一月三日發會式を舉行せり。而して本縣に於ては同日を以て支部を組織し、津聯隊區司令部内に事務を開始したり、是より同聯隊區内各郡市町村に於て分會を組織するもの續出せり。而して支部に於ては四十四年四月二日を以て支部發會式を津市縣會議事堂に於て舉行したり。又同年四月舊紀州藩主徳川頼倫侯は舊領内分會及び關係支部に對し參千百參拾六圓を寄贈され支部以下百三十三分會に分配せり。大正二年二月總裁宮の令旨に基き更に會員の奮發努力を促す所あり。爾來管下一圓に互り殆ど分會の組織せざる所なき好成绩を告げ、更に進んで更に分會を統一すべく各郡に聯合分會を設置したり。從來は陸軍のみの在郷軍人會なりしが、大正二年十月二十九日設立當時の主旨に依り規約を改正して海軍と提携することゝなれり。本郡に於ては各町村に悉く分會を設置せるが支部長の通牒に基き各分會の統一を圖る爲め大正四年九月十六日各分會長を開き聯合分會を設くることに決定し役員を左の如く選定せり。

聯合分會長 大石三雄 同副長 山室清藏 理事 奥川覺五郎 監事 向井勝三郎

兩來毎年一回總會を開き又實彈射撃、銃槍術競技等を舉行し平素に在りては在郷軍人の指導に努め居れり。大正十二年度の收支豫算は收入貳百六拾五圓五拾錢、支出も同額なり。

(七) 振武會 尙武の氣象を振作し軍人をして後顧の患なからしむるの目的を以て本郡有志相謀り明治三十七年四月一日を以て振武會を組織せり。其事業は

- 一、慰勞金の贈與
- 二、吊祭料の贈與
- 三、戰時若くは事變應召者の家族を救助する事
- 四、點呼參會者に辨當料を支給する事
- 五、志願兵に手當を給する事
- 六、演習ありたる町村に對し諸費の補助をなすこと

前各號の外本會の目的を達する爲め臨時緊要の事件ある時は幹事會の決議を以て臨時施行す。爾來繼續して今日に及び在隊兵の慰問等軍人後援の爲め多大の努力をなせり。大正十二年度の收支豫算は收入壹千〇參拾六圓にして支出も同額なり。左に兵事に關する最近諸統計を示す。

(八) 徵兵検査成績

大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年
同 十 年	同 十 年	同 十 年	同 十 年	同 十 年	同 十 年
同 九 年	同 九 年	同 九 年	同 九 年	同 九 年	同 九 年
同 八 年	同 八 年	同 八 年	同 八 年	同 八 年	同 八 年
同 七 年	同 七 年	同 七 年	同 七 年	同 七 年	同 七 年
壯丁數	合格人員	同上百分 比 例	ト ラ ホ ー 患 者	同上百分 比 例	花 柳 病 患 者
六五五	三九〇	五九、四	二六	三、六	二〇
六三三	三九二	三、三	三	二、〇	八
五四九	三九六	三、八	五	九、七	二
五四九	三三二	五、八	三	七、〇	六
五八〇	三三〇	五、八	三	二、〇	三



同 七 年	同 八 年	同 九 年	同 十 年	大正十一年
-------------	-------------	-------------	-------------	-------

未就學者	五	元	三	計	六元
以下半	五	元	三	計	六元
退學者	五	元	三	計	六元
四學年	五	元	三	計	六元
修了者	五	元	三	計	六元
尋常小學	五	元	三	計	六元
卒業者	五	元	三	計	六元
高等小學	五	元	三	計	六元
卒業者	五	元	三	計	六元
中學校以上ノ學校卒業者	五	元	三	計	六元
合	五	元	三	計	六元

(△印欄大正拾年分)  
(左欄大正十一年分)

町村名	受人 檢員	區分	合格者	現役志願者 細則第令第十 廿一條二條	尋常小學 卒業及同 算術ノ 爲スモ	無學者	トウホーム 在住 寄留地ヨ リ歸郷者	花柳病 在住 寄留地ヨ リ歸郷者	其ノ他ノ 疾病チ有 スルモノ	廢疾不 具者	身長五尺 未滿ノ者
鵜殿村	△九 二七	人員 百分 比	二二 五七、八九 六四、七一		一八 二七 一 五、六		一 五、三八	一 五、三八	二 一、五三 二、七六	一 五、六	二 一〇、五三
相野谷村	△八 三元	人員 百分 比	二四 三、二六 五八、六三		二 九四、七四 一〇〇、〇〇	二一	二 二、六三 六、九〇		三 一三、六 一〇、三四	三 一三、六 一〇、三四	六 二〇、五 二〇、六
阿田和村	△四 三三	人員 百分 比	三三 三、二〇 六、七	一	四 一〇〇、〇〇 一〇〇、八	一	二 二、四四		六 一四、三 一三、三	一 七、三三 三、三	三 七、三三 三、三



五郷村	荒坂村	市木村	新鹿村	木本町	上川村	西山村	井田村
△六 人員 比百分	△三 人員 比百分	△三 人員 比百分	△三 人員 比百分	△四 人員 比百分	△四 人員 比百分	△六 人員 比百分	△三 人員 比百分
六、二八 三、二八	七、九二 三、八二	五、四八 一、九七	九、〇三 二、五九	七、三九 二、三九	八、五七 二、八二	六、〇二 二、二九	六、九七 二、六六
一〇〇、〇〇〇 二、八	一〇〇、〇〇〇 二、三	一〇〇、〇〇〇 二、九	一〇〇、〇〇〇 三、三	一〇〇、〇〇〇 二、四	一〇〇、〇〇〇 二、八	一〇〇、〇〇〇 二、二	九、九〇 三、二
四、七六 一	四、七六 一	六、四五 二	二、四四 一	四、一七 二	四、一七 二	二、一七 二	四、一七 二
二、〇〇 一	二、〇〇 一	九、三八 二	四、八八 一	四、八八 一	四、八八 一	五、五六 一	四、三五 一
二、七九 三	一、四二 三	一、九三 五	一、四三 六	二、八三 六	二、八三 六	八、三三 二	二、〇八 五
三、五七 一	七、六九 一	六、四五 二	八、〇八 一	八、〇八 一	八、〇八 一	二、〇八 三	二、〇八 三
七、一四 二	一、四二 三	一、四二 三	一、四二 三	一、四二 三	一、四二 三	一、四二 三	一、四二 三

(十二) 陸 海 軍 人 表

(大正十一年十二月末日現在)

尾呂志村	泊 村	計 平均
△三 人員 比百分	△三 人員 比百分	△三 人員 比百分
五、九三 二、三九	五、九三 二、三九	五、九三 二、三九
九、三三 四、〇〇	九、三三 四、〇〇	九、三三 四、〇〇
四、六二 二、二二	四、六二 二、二二	四、六二 二、二二
一、三三 一	一、三三 一	一、三三 一
三、九六 一、三三	三、九六 一、三三	三、九六 一、三三
八、八八 一、二二	八、八八 一、二二	八、八八 一、二二
四、六二 一、二二	四、六二 一、二二	四、六二 一、二二
九、三八 三	九、三八 三	九、三八 三
二、〇九 六三	二、〇九 六三	二、〇九 六三
三、三三 一	三、三三 一	三、三三 一
一、九三 八三	一、九三 八三	一、九三 八三

種 別	現 役	豫 備 役	後 備 役	補 充 兵 役	現 役	豫 備 役	後 備 役	兵 第一國民役	合 計
將校及同 相當官	三	一	八	二	一	一	一	一	六
準士官	一	一	二	三	一	一	一	一	五
下 士	一〇	三〇	六三	二、一四三	九	七	一五	四一三	二、〇〇
兵 卒	三三九	五〇九	八八八	二、一四三	九八	七	一五	四一三	二、〇〇
計	三三九	五〇九	八八八	二、一四三	九八	七	一五	四一三	二、〇〇
大正十年	三六〇	五五七	九二一	二、一四三	一〇九	八	一五	四一三	二、〇〇
同 九 年	三六〇	五五七	九二一	二、一四三	一〇九	八	一五	四一三	二、〇〇
同 八 年	三六〇	五五七	九二一	二、一四三	一〇九	八	一五	四一三	二、〇〇
同 七 年	三六〇	五五七	九二一	二、一四三	一〇九	八	一五	四一三	二、〇〇
同 六 年	三六〇	五五七	九二一	二、一四三	一〇九	八	一五	四一三	二、〇〇



(三) 各町村別陸海軍人表

(大正十一年十二月末日現在)

町村	陸軍				海軍				合計	大正十年	同九年	同八年	同七年	同六年
	現役	後備役	補充兵役	現役	後備役	補充兵役	現役	後備役						
木本町	二五	三三	六六	一七	八七	二八	三三	二五	三三	三三	三三	三三	三三	三三
北輪内村	二四	三三	六六	一七	八七	二八	三三	二五	三三	三三	三三	三三	三三	三三
南輪内村	二二	三七	六六	一六	八六	二七	三二	二四	三二	三二	三二	三二	三二	三二
荒阪村	一九	三三	六六	一五	八五	二六	三一	二二	三一	三一	三一	三一	三一	三一
新鹿村	一六	三三	六六	一二	八二	二三	二八	一九	二八	二八	二八	二八	二八	二八
泊村	一四	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
有井村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
神志山村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
市木村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
阿田和村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
井田村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
鶴殿村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
御船村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
相野谷村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
尾呂志村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
上川村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
入鹿村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
西山村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
神川村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
五郷村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
飛鳥村	一三	三三	六六	一〇	八〇	二一	二六	一七	二六	二六	二六	二六	二六	二六

第四章 忠 魂 碑

忠魂碑 日清日露兩戰役等に際し難に殉じたる忠勇の士の爲め各町村に於ては忠魂碑を建設し其忠勇を顯はせり。今各小學校より報告ありしものを左に掲ぐ。(但し軍人一己に關する建碑は之を除く)

戦病死者の氏名は一二報告し來れるものあるも之を省畧せるもの多きを以て、碑文中に記載あるもの、外は總て之を省く。

△木 本 町

忠 魂 碑

大正十年六月建 木本神社附近 經費約八千九百餘圓

△北 輪 内 村

維時明時三十有二年春季皇靈祭日 北輪内村有志者建立

勇士不怯死滅名

忠 名 譽 軍 人 招 魂 碑

忠臣不夫身後君

陸軍中將從四位勳二等功三級男爵立見尙文題字

△南 輪 内 村

(表面) 誠 忠 碑

海軍中將上村彦之丞書 (裏面) 爲明治三十七八年戰役記念建之  
建碑 明治三十九年九月 位置 賀田東禪寺裏山觀音山上

△新 鹿 村 (新鹿)

一、所在 德司神社の南方一町ばかりの所にあり路傍に東面す  
二、建設年月日 明治三十九年十月 三、建設者 新鹿青年會

(波 多 須)

表 忠 碑

位置 波田須東の道傍 建設 大正四年八月廿五日

△泊 村

位置 古泊海惠寺墓地 建設 明治三十九年十二月一日

△有 井 村 (井戸)



日露  
戰役  
表 忠 碑 明治四十年一月建設

(有馬)

表 忠 碑 明治四十一年十月建設

△市木村 (下市木)

忠 魂 碑 大正五年春建設

△神志山村

日露戰役忠魂碑 兒玉大將軍 明治四十年建設

△阿田和村

表 忠 碑 上村海軍大將書

位置 字芝地の飛鳥宮跡地

建設 明治四十二年十二月廿日企劃し大正二年一月廿日竣工  
(日清日露兩戰役戰病死者及び雲揚艦殉死者を祭る)

△鵜殿村

表 忠 碑 建設 大正六年十二月 碑文左の如し

元帥正二位大勳位功一級公爵山縣有朋篆額

明治三十七八年之戰役自我鵜殿郡出從陸海二軍者四十有九名而殉難終不還者陸軍步兵曹長市川傳次郎陸軍步兵軍曹宮川莊之助海軍二等機關兵阪口忠孝陸軍輜重輪卒清水萬十郎四君即是也遺骨到達郷衆皆嗟嘆行卹葬之禮以表哀悼之意願四君應召從軍也雖固當不期生還皇師大捷振旅凱旋之時我郷從軍者中不得復見四君悲夫自四君死王事既十有餘年今茲大正丁巳之秋有志胥謀將勒石不朽四君之壯

軍中將加藤友三郎氏を以て大山公爵の揮毫を受く

△上川村

忠 魂 碑 高一丈、碑面一尺

大正十一年四月三日建設

△五郷村

表 忠 碑 陸軍大將伯爵寺内正毅書

△飛鳥村

招 魂 碑

本村大字小阪にありて村立高等小學校の運動場に接せり  
大正四年十二月一日建設花崗岩自然石にして碑文は故陸軍大將福島安正の筆にて忠魂碑の三字を刻せり  
每年秋季皇靈祭日には盛なる招魂祭を行ふ

烈併刻其他從軍諸氏姓名于碑陰長記義勇奉公之功勞請官建碑於鵜殿高等小學校苑之西南隅焉樸一久承乏本郷長職與從軍諸氏有關係殊深者因不辭不文叙其梗概乃爲之銘銘曰生爲干城執戈從征死留忠精長垂勇名建碑鄉蠻 風教翼成

鵜殿郷長勳七等 竹原樸一撰 春畦諸井時書

△相野谷村

忠 魂 碑 陸軍中將田中義一書

位置 平尾井字大屋地 建設 大正八年十二月  
管理者 相野谷在郷軍人分會

△尾呂志村

忠 魂 碑

位置 尾呂志村大字上野字大杉にあり日清、日露兩戰役に陣歿病死せる忠勇の士を祭り毎年八月廿一日尾呂志村、尾呂志村在郷軍人會主催の下に祭祀を怠りたることなし

大さ 臺石六尺五分、碑の高一丈三尺東面して前項にある大杉の杉の上手に嚴然として建つ

起工 明治三十九年四月

竣工 同四十三年八月廿九日(此の日韓國併合の詔勅下る)

經費 金壹千參拾八圓拾參錢四厘

金六百七拾四圓八十四錢 東孫三郎氏寄附

金參百六拾參圓貳拾九錢四厘 尾呂志村負擔

石工 本郷阿田和村福田喜代松 筆者 陸軍大將公爵大山巖  
もさ南半葉郡長たりし丹羽孚氏に依頼し其紹介によりて海軍次官海



## 第六編 財政誌

### 第一章 藩政時代の財政

(一) 検地と租法 應仁以來、天下麻の如く亂れ、所謂弱肉強食の世態となるや、諸國の田制紊れて其伸縮一ならず頗る紛雜を極たり。群雄の各地に割據するや各々其の領内に置いて便宜の度量衡を用ひしが故に、度量衡も一致せず、隨つて呼び方並に廣狹も時と所に依つて違へり。然るに之が田制をして、混亂不統一の狀態より救ひし人は豊臣秀吉にして史家の所謂天正、文祿の検地即ち是れなり。織田信長も既に諸國の検地を行ひたる由なるも其の事實は明かならず。秀吉が検地を始めしは天正三十四年の頃とも、天正十七年八月の頃とも云へど、秀吉が長束正家を主として検地の事業を初めしは恐らく天正十七年なるべし。(略)秀吉がこの検地を始めしは、全く天下一統の政治を布く上より必要を感じたるにて、近世三百年間の土地制度の基礎をなしたるものなり。以上吉田博士の天正検地(我が紀伊の國に在りては文祿年中に検地を執行せることは「紀州田畑の書」と題せる文書にも見わたるが、其の検地帳今存せず、其の後淺野氏の代となりて慶長六年に検地せるもの租法の標準となれり、之を古檢といふ。元祿以前の租法は之を基とす。元祿十年十一月に渡り更に検地ありて古檢地高を修補し新田を検出すること多し、其の以後の租法は之に準據す、之を新檢といふ。藩治時代の租法の概略を擧ぐれば

石盛 土地の肥瘠、收穫の多寡に因りて豫め田畠の位附を定むるをいふ。

免 租税率なり。歳の豐凶、地の荒廢の状況等により、其の歳の收穫を検見して其の免を定む。一定の率なし。

定免 凶年低免の年を省きたる十年又は十五年の平均免を取りて、三年或は五年と一定することあり。

傷毛見 天災地變により著しく收穫を減少せるさき毛見をなして減免す。

免の外に更に二歩米、糠藁代米、指米、口米、郷役米等の附加税あり。「紀州田畑の書」には租法等の概要を記載しあれば左に之を摘載す。

#### 一、田畑 検地

一、紀州在々文祿年中諸國一周の検地の處、慶長年中淺野紀伊守殿檢地改め替へ有之、高増し候由に有之候へ共、增高の員數は存知不申候

一、勢州御領分の内には、文祿年中の検地も有之、其以後の城主領主度々入替の節新檢地も有之候。

但文祿年中の検地は、三百六十歩一反、其後檢地は三百歩一反と申由に候へ共、文祿の檢地も五間に六十間にして三百歩一反と極候由に御座候。

#### 二、紀州和州御領分位附

但位附を斗代附共、盛附共申候。

一、田方一反 上々 一石九斗 上 一石八斗 中 一石七斗 下 一石四斗 下々 一石 屋敷 一石五斗  
見附 見附とは下々より劣り候田、三分見計に高を付け申候。

一、畑方一反 上々 一石八斗 上 一石七斗 中 一石六斗 下 一石一斗 下々 七斗 見附

伊都、那賀、海士、名草、有田此五郡は高の位附大様右の通御座候。日高郡は田方の上々一石八斗五升、畑方の上々一石七斗是に准じ何れも一分二厘づゝも劣て申候。又熊野には上々無之、田方の上 一石六斗、一石五斗、一石四斗も有之、田畑共位附一同に無之、段々の位附共に日高郡とは一分二分三分程も劣り申候。

#### 一、新田畑位附

兩熊野 上田 一石三四斗より段々劣り 上畑 一石一二斗より段々劣り

口六郡 上田 一石六斗より段々劣り 屋敷 一石二斗より段々劣り 上畑 一石五斗より段々劣り

#### 三、田畑檢地帳 (畧) 四、茶桑精漆高

一、古檢地筋を本高と申候、これは田方、畑方、屋敷高、井に椿、桑、茶、漆の高にて御座候。

椿一束 高二升 漆百目 高六斗五升 茶一斤 高六升より一斗迄 桑一束 高二升

右四品は、あぜ岸等に有之な。檢地の節見計ひ高を附け申候と相見え、其以後新規に右の品株絶へ一切無之所も高を引き不申、勿論荒にも仕不成候。



五、鹽 漬(暑) 六、二夫米

一、役高百石に付米二石つ、納む(但新田よりは不納)御入國の砌は、御藏所は勿論諸士知行所共百姓高百に付人夫二人つ、の積を以て在々にて割賦仕り、江戸御用并に諸士も百姓を夫々召連候由、右以後人夫を出す義相止み、高百石に二石つ、米納被仰付、江戸詰其外御使に参り候夫金、路金、馬代を夫金藏より相渡候。

但延寶元五年より米一石を六十目替に極め銀にて夫金藏へ納申候。

七、糠、藁代米

一、役高百石に付一斗九升つ、納 但し新田よりは不納  
馬の飼料糠、藁代として高百石に付一斗九升つ、御代官所へ納申候。諸士知行所同斷相納申候。

但一斗は藁五石分、九升は藁十八束分御蔵入用の糠藁は御蔵にて買調へ、諸士馬の飼料の糠藁は諸士手前にて買調申候。

指 米、口 米

一、御年貢米百石に付二石五斗つ、納 御年貢米一俵は米四斗つ、入れ納め候を、度々持なやみ米の善惡を見改め候に付、米減り申候。右減り米代に一俵へ米一升つ、入れ候寄、米一俵へは入れ不申、別段に御代官所へ納させ申候由申傳候。夫故納米土用過候て御蔵へ納め候分は、一俵に付米一升迄の減は百姓に足させ不申候、一升より上の減米は足させ申候。

一、口米 紀州は御年貢百石に付二石つ、納め、勢州は右同斷に三石つ、納申候。口米の儀は御代官納所料に納成候由申傳へ候へ共、儘成義は相分り不申候。紀州、勢州相違の義は先領主の仕來の由に候。

八、郷役米 又一分三厘米さも相唱候。

一、役高百石に付米一石三斗納 但し新田よりは不納  
在々池川御普請は、先年は百姓を遣ひ候處、承應二年より高百石に付米一石三斗つ、在々より納させ人足を召抱へ普請に遣ひ申候。人夫多く入り候節は百姓共に賃米相應に遣して使ひ申候。

但米は村々に取立置き御普請入用に遣ひ申候。

九、種 貸 利 米

一、高百石に付米四石つ、種米として寛永十五年利三割にて御貸下げ、正保四年利一割御用捨、二割に被成下、只今利二割にて利米は年々傳法御藏所へ納申候。有田、日高、両熊野、勢州の領、山中は霜月直段相定め銀納にて申付候。

但種貸米を望み不申處は、貸不申と相見え、種貸米無之村々御座候。

十、小 物 成

一、小物成は、淺野紀伊守殿時代より田畑年貢の外に口銀、運上等の類品々納め筋井に御入國以來田畑御年貢の外新規の御納節の分は小物成と相極め、其の内加子米、二分口、茶口、佐八山方銅山等は、其役所々々より御勘定の上別段に納め申候。年々員數極め納め候分は定小物成と申し、年々納高増減有之、或は一年切に納め候類の分は、不定小物成と申候て筋々役所より納申候。

小物成の品々

山方仕出し物の口、茶口、銅山、加子米、帆別米、請渡の口、大工木挽運上、大杉山方、見取運上、諸職人役米、山年貢、野年貢

十一、寺 社 御 寄 附 高

一、在々寺社の内御高御寄附の品に御座候。右の高は諸士知探さは違ひ、御寄附高程、其村高を引き諸帳面にも外書に仕候。

右の通に付御年貢は勿論、二夫米、糠、藁、郷役米も全く御寄附にて御座候。

十一、諸役引高(暑) 十二、大工引高運上

一、大工役引は紀伊守殿時代には無賃にて工役相勤候由の處、御入國以來運上に被仰付本役大工一人十五匁七分宛、半役七匁宛運上被仰付本役は居村にて高五石相引被下候。半役大工は引高無御座候。

十三、田邊、新宮上ヶ知并新宮明ヶ知

一、田邊新宮下の内上ヶ知并に新宮下明ヶ知と申候て御蔵入御座候。上知之儀は九十四年前戊午免四つ三分五厘にて今高割り出しの節、田邊新宮下は四つ三分割にて今高出來候内、帶刀殿(田邊、對馬守殿(新宮)知行高を引残り候分、上ヶ知と名附け御蔵入に成り申候。新宮下明ヶ知は與力の内跡目絶候者の知行上り候由に御座候。免極め候儀田邊上ヶ知は口熊野奉行と田邊上ヶ知代官と毛見仕り免極め申候。新宮下上ヶ知、明ヶ知は奥熊野郡奉行と上ヶ知代官右同斷に免極め、右代官共御蔵へ納所仕候。并郷役米は御蔵へ納め、池川御普請之分、郡奉行支配仕り申付候。

但右上ヶ知、明ヶ知の代官は、帶刀殿、對馬守殿家内の者を右兩人御申付、代官料は其年々郷役米を被下候、此内にて手代をも抱へ申候。

右上ヶ知共在々の仕置、山林竹木の支配は田邊、新宮役人申付候。畢竟御年貢は郷役米御普請此兩様御藏より申付候。

十四、諸 士 知 行

一、御蔵入の村々は、古檢地高の通り御年貢納申候。諸士へ被下候知行所は九十四年前戊午の年五百石以上の知行所へ免四つ三分に當り候積り、五百石以下へは免四つ五分に當り候積に、其村の前の十年平免を割り通して今高と極め置き右の筋より千今至、五百石以上へは四つ三分に當り候村を渡し、五百石以下へは四つ五分に當り候村を渡し申候。

一、安藤帶刀殿、水野對馬守殿知行の内、田邊、新宮城付の分は、田畑、山林、竹木惣て在中仕置候義も、全く右御兩人より支配の筈に先



年被仰付候。

十五、御年貢米運送

一、在々御蔵入諸士知行所共、御年貢米取法五里の間は百姓持ち届け、五里より上の道程は、駄賃、運賃は御蔵并に諸士より出すの法也。但し御家中へ被下候御切米右同断

十六、田畑免違

一、紀川在々は、田免、畑免別に極め候檢地の高付け低く候上、惣渡の畑免は田免より低く御座候。此品は畑には雜穀を作り候に付、稻作さは格別劣り候故にて御座候。但し畑へも木綿を植付候所々、其外御城下近邊などにて菜大根の類を作る所は、直段積り宜敷候故、所に寄り田方の免より畑免の高き所も御座候。

但紀州分畑方御年貢に米をも納め、又は大豆一石に米九斗の積に大豆をも納め候由の處、慶安三寅年より御蔵入の村々には、毎年霜月米直段を極め、銀納に成り候由。

十七、新田

一、在々山野、海川端の空地は領分限り村々の支配に付、其の村々百姓、右の場を新田に仕度きものは、村へ相談の上自分に普請仕立申立候。又百姓自分所持の山林等は其の者勝手次第に新田にも仕候。右新田出來の年より銀先として紀州は三年無年貢、勢州は五年無年貢、右銀先の年數相濟候年、檢地仕り其の年より御年貢納申候。

十八、毛見井作物の大略

一、秋作物出來前、在々より毛見指出帳御代官郡奉行に差出し、右帳面通を毛見仕り免を極め申候。作物甲乙有之時は、毛見を申候て御代官、手代、大庄屋或は村庄屋の内心得候者を甲乙有之村々へ遣し、百姓銘々の田地作物を積り立て御年貢大概不納無之様に致させ申候。一、秋作の内毛見積り立て六歩通り御年貢に納め、四分通り百姓作徳に積申候。右作徳の内にて、二夫米、糠藁差口、郷役米、種貸利米を納め、其の外諸色の小入用、農具等入用に仕り、猶殘る所を百姓渡世の入用に成申候。

一、田は稻毛を作米にて御年貢相納め、畑には大豆を作り、大豆を年貢に納候義は根元の法にて御座候へ共、百姓の勝手次第にて、田にも毛綿、大豆其外の畑作物を作り賣拂ひ、其代を以て米買ひ調へ御年貢申候。畑にも品々の作物を作り賣拂ひ御蔵所は銀納諸士知行所は米調へ納申候。

但毛見の節も田畑米の外の作物を夫々直段積りを以て米に積り立て、免極申候。

一、冬より夏の初迄、麥、菜種、瓜、茄子、唐大豆其の外品々の物作り立て、百姓給物は仕り、或は賣拂ひ渡世の入用に仕候。

一、稻綿作に早年の方能く御座候。麥作も照り候方先は宜く候へ共、少々雨繁く候ても稻綿程の痛には成り不申候。

一、秋の大風は稻綿作に強く當り申候。然れども時節に寄り輕重多く候。稻の穂見へ不申前方は傷少く御座候。花盛痒痛み別て強く御座候尤も早稻、中稻、晚稻、段々有之候付、七、八月の大風は是非痛に不成さ申す義は無御座候。木綿も大様右同断の趣に相聞申候。一、定免 山中は勿論毛見の費有之、稻作早く出來、麥作早く仕付申候所に、定免何程に請け申度と願出候へ共、前々の免相吟味の上大様中年の免に百姓共心得の上相極め、五年七年切の定免申付候。

但し右の通定免は、凶年豊年の構なく、御年貢納所仕候。又定免の内凶年には毛見を受け申度と願ひ候處には、前々免の内凶年の免を引除け、中年豊年の免の格合を見合せ、右同断に定免申付け、定免の内凶年有之願出候は、毛見を仕り其年の相應の免に申付候

十九、當毛荒、永荒、荒起

一、本田、新田、畑屋敷の内川成山入等にて荒れ候内、當分荒れ候分は當毛荒を申候て願ひ出で候へば、御代官、手代、大庄屋立合ひ相改め、荒に相立て、其の年より御年貢納不申候。又普請大造に候敷、又は田畑に仕立て難き分は是亦役人相改め、年々御年貢を納め不申候尤も二夫米、糠藁一分三厘米等の役米は荒高へ納め申候。

一、荒起と申は右永荒の場所模様變りて田畑に成り候所は、百姓開起致し毛を付け其の年より御年貢納め申候。普請大造に成り候分は、銀先を申候て普請仕立候入用程、無年貢の程と年賦相極め御年貢御用捨有之普請致させ申候。

二十、畑返

一、畑返りは畑を普請仕り、田に仕立申義にて御座候。田に成り稻作を仕付け候より田方の免を請け申候。其の内田に仕り普請大造に有之或は用水取り候義に付普請有之入用候は、其の積を以て五年七年の間は其の儘畑免にて差置き、追て田免を受させ申候。新井、新地等の御普請にて用水出來、畑返り仕る義は、先年は其の畑檢地仕直し、田高に附け替へ或は檢地不仕畑の位付を田方の位に附替へ、其の上にて田免を請させ候も有之由、近年は高の位附は其の儘畑の位付にて差置き、免計り田免を請させ申候。

二十一、和州の部略す。

二十二、田畑地性の大略

一、紀州在には田畑の土地眞土地に乾き能く、諸物に種生立宜く、麥米兩作仕り候。尤も所には少しつ、は片毛作も有之候。但伊都、那賀、名草、海士、有田五郡は別て土地宜く御座候。尤も間には地性劣り候所も御座候。日高郡は地勢一等劣り候。兩熊野は日高より又一等地勢あしく有之候由、諸郡共は山野まで石多く、池川御普請にも石を丈夫に遣ひ候由。

二十三、百姓上下の渡世

一、百姓の内能き田畑多く所持仕り耕作一通りの者は身体衰ふる義稀に御座候。金銀を貯へ耕作の外商賣等を仕候者は、身上いよく宜しく成り候。或は漬れ候者も多く御座候。又田畑少しく所持仕候者は暮しく貧しく妻子迄殺強く、預り作を仕り、或は耕作の間に日用稼にて渡世仕候者も多く御座候。是れ等の類は漬れ候義も稀に有之、身上宜成候者も少く御座候。



一、紀州浦にて漁稼、山方にて柚稼等仕候者は、郡奉行迄願ひ出で他國他所へ一年歸にて稼にも参り候。

二十四、田畑井山林賣買の趣

一、田畑は百姓の家督にて賣買をも仕候。但し田畑永代の賣買は從公儀御停止にて御座候、夫れ故本銀返しと申候て、五ヶ年、十ヶ年の年賦を極め、右年賦の内に元銀濟み不申分は銀元所持仕り證文を極め内證に賣買仕り候。

一、田畑山林共に右の本銀返し并に買物入共證文大庄屋許に留帳、付け候上、右證文へ大庄屋判形仕る御定にて御座候。若し右の御定に背き候證文、公事出入等にて露顯致し候へば、田地取り上げ、銀取込候ものよりは證文銀高取り上げ候例法にて御座候。

二十五、御 貸 麥

一、在々領人爲御救、八十五年以前午年より段々に麥を調へ御藏に預け置き、毎年窮人共へ郡奉行吟味の上貸し申候。

二十六、仕 入 銀

一、浦の漁事の網船損じ繕ひ入用并に新規に拵へ或は服料調ひ兼候者は、仕入銀類願ひ出候へば、郡奉行、二歩口奉行致吟味、其の趣奉行所へ相達、其の品承り届け、二歩口納銀の内を相應に貸し渡させ、浦々漁事の内に口銀の外に右仕入貸し置き取立申候。佐八役所に材木炭其の外山方稼物仕入致し兼候所へは佐八役所納銀の内相應に貸し渡し仕出し候物賣代の内にて取置申候。

但佐八役所より仕入かしの業は在々より仕出し候品に、佐八役所へ買取候に付仕入かしの義は時々奉行所へは相達し不申候。

二十七、大川大池御普請方支配 (署)

二十八、石土切手の事 (署)

二十九、竹 木 (署)

前記紀州田畑の書に見わたる租法等に就き更に之を補説せんに、

一、田畑永代賣買 第二十四に見ゆる如く田畑永代の賣買は幕府の嚴禁する所にして、田畑は株地と唱へ世襲すべき規定にして、若し賣買の必要生じたる時は、本銀返りと稱し、五年或は十年の年限を賦して賣買し、期限内に調金すれば原價にて買戻得べく、期間内に調金せざる時は買主の所得(秘密に)となるの方法によりて賣買せり。而して此の掟は明治維新前迄繼續したるものなり。

二、貸 麥 二十五に見ゆる貸麥の方法は、南龍院公入國以來領内の貧窮にして自活し能はざる者を救濟せんが爲め、領内各所に麥、稗の類を貯へしめ、貧窮者ある時は、庄屋、大庄屋をして出願せしめ、郡奉

行、御代官の調査に依り事情止むを得ずと認むる者には之を貸與せり。借り入れたる者は翌年返納すべき規定なるも、資力なき者には之を減免することとせり。郡奉行は毎年春期に管内を巡視して、百姓の生活狀態を視察し貧窮者ある時は之が救濟の法を立つるは其の任務なりしなり。

貸麥の方法は何時頃より初まりしやと云ふに、正保四亥年なりとも云ひ、寛永十一戌年なりとも云へど、紀州田畑の書には八十五年以前午年よりとあり、在方覺には六十二年以前午年より段々麥を調、在々に預け置き、毎年弱き者共へは郡奉行吟味の上貸し申候、勢州には稗をも調置き右同斷に窮人共に御救に毎年貸し申候とあり。同じ文書に御貸麥は御入國の砌より御藏所給所共、村々の飢人をば爲御救、麥をば調置て正保四亥年初て御貸下に相成候ともあり。兩書の編纂年月は不明なる故、午年は何年なるか確證し難けれども推定に依れば寛永八午年なるべし。尾呂志組大差出張に享保十八丑年御廻し被遊候大麥二十二石一斗二升御借麥とあり。各地共一定の時に貸し付けたるに非ずして必要に應じ隨時に之を支出したるものなれば、隨て各種の文書に種々の年月を記載したるに至りしものにして其の起源は南龍院公の治世寛永年間に在りと知るべし此法設定以來幾許の貸し麥ありしやと云ふに確實に之を記載したる文書なく、只だ左の二項の記事あるのみなり。

(一) 寛永十二亥年以來追々御貸下被遊候御貸麥總高

一、麥二万三千九百八十三石七斗余

右之内 六千五石 死失株取立難成筋捨り

一、麥一万三千六百五十六石余 右安永四年改麥之高

右之内 六千五百五十九石 口六郡 三千二百七石 兩熊野

(二) 在 方 覺

四千三百廿一石余 是は難澁百姓共取立難成追々取立の積り。

四千二百八十九石 勢州 以上(文化十三年子八月寫)



一、麥一万三千二百石 一、稗四百二十二石 紀州へ  
右は正保四年より正徳五年迄の御貸麥高

三、仕入銀 二十六に記せる仕入銀は、今の低利資金貸付方法の如きものにて、沿海各浦の漁民にして漁船漁具等を新造し或は修繕すること能はざるものには、郡奉行、二歩口奉行の調査裁定によりて二分口納銀の内より其の資を貸與す、之を仕入銀といふ。仕入銀を得るには大庄屋の保證奥書を要し、翌年十一月迄に返却するを法とす。又材木炭其の外山方稼物仕入の資力なき者には佐八役所納銀の内より之を貸與するの規定を設けたり、其の方法も前者と同一なり。

四、郷役米 池川普請の際百姓を人夫として使役したるものを、承應二年に至り人夫の代りに、百石に付一石三斗の割に賃米を出さしむることとせり、故に又一分三厘米といふ。其の一ヶ年の納め高兩熊野の分左の如し。

二百廿五石三斗一升二合 口熊野

二百四十六石二斗七升六合 奥熊野

郷役米は最も嚴重に徴收したるものにして、普通の貢租未納の場合と雖も、郷役米は必ず上納すべく、且つ凶年には窮民救済の爲め堤塘又は田地普通等の事業を起すこと多きに依り尙ほ更郷役米の必要を感じべきに依り、嚴重に之を徴收すべくと命令し、若し納附したる郷役米を代官に於て貢租の方へ差引計上せんとするものある時は之を拒絶すべく、又郷役米の滞納を生ずる時は、處の庄屋、大庄屋の責任たるべき事と定められありて甚だ嚴重を極めたるものなり。元祿三年に組々大庄屋へ通達したる覺書に

覺

(相野谷村橋本氏藏)

従前々申渡候一分三厘米の義、年々無滞納所仕様に申付候處、近年は滞未進に成候處も有之、不作の年と雖も田地普請等は彌以て有之事に候へば、自今は本計未進有之候共、一分三厘米無滞取立可申候。若し御代官より右納置候米、本計筋へ取立被申候へば、此書附を以て

相断り可申候。其上承引無之候は、御役所迄相達可申候。  
向後一分三厘米未進出來候は、當職の者可爲不調法候。以上。  
元祿三庚午正月十八日

大野谷組 榎本茂平 衛殿

宮川彦八  
由比甚平

前記の如く郷役米は池川隄防等農事に必要なる工事を起す際の人夫賃に充當するものにて、若し其年に工事を起さざれば之を蓄積して他日の用に供するものなり。藩政時代には世上不景氣にして失業者を生ずるの恐ある時は、社會政策の一として或る工事を起して人民を使役し、人夫賃としては一日米八合(小樹一升)つゝを給して饑餓を免れしめたるものなり。故に其の人夫は一地方の者のみを使役せず近傍管内に賦課して夫役を出さしめたり。文久三年に起工せる本郡阿田和村居笹池の如きも組々に割當て人夫を出さしめし者にて現に東牟婁郡太田組よりも千二百六十六人の人夫徴收せしものと見ね其の文書現存せり。如斯費用に充當するものなるが故に凶年にても他の貢租の如く減免の特典あらざりしものなり。

五、小物成 十に見わたる小物成とは田畠の年貢及び二夫米、糠藁代米、差米、口米、郷役米等の賦米以外の諸税を總稱して稱ふ。大要左の如し。

加子米

元々御關船と稱し、國主乗船の水主を沿海の諸村より徴發したりしが、後之を改めて米納とす。

二分口

海川沿岸に役所を設け、其處を通過する山海の產物に對し、二分の品物或は代價を納めしむるにあり。紀州領内總べて百二十三個所に及ぶ。或は又其地方に定額を以て貢納せしめて納付せしむるもあり。故に又口銀とも稱す。其の額大凡茶口と合して毎年三四萬兩に上る。慶應年間の創始なりといふ。

茶口

製茶販賣者より上納せしむるものにして、須要なる街道に收所を設け、通過のときに運上を徴するなり。

帆別米

帆の端數により船舶の運上を徴するものにて、根元覺によれば五端より上六端帆まで一端に米八升つゝ、四端帆以下帆別をさらず。奥熊野は四端より七端帆迄八升、口熊野は六端帆五升、五端帆四升にて、七端より上一端一升つゝの定なり。湊、岡町、和歌は之を免せり、又床銀として海船加子役町中共大船一艘に銀二匁つゝ、小船一艘につき一匁つゝを徴せり。



諸漁之口 漁業者に賦課する運上にして之を水夫米と稱し、一浦村毎に一箇年米三斗宛を上納せしむるものなり。  
山方仕出物之口 木材薪炭等の積出運上なり。

銅山 銅山稼業の者より上納せしむる運上なり。

山年貢 一に山手米、山手錢等の稱あり。村持百姓持の山林に賦課する運上なり。後年山税とも稱せり。

野年貢 村持原野に於ける柴草薪取運上の如きものなり。

諸職人役米 牟婁郡に限り、大工、鍛冶、桶屋、檜物屋の諸職人より上納せしむる夫役米なり。

見取運上 未高附の田畑に對し、年季を限りて上納せしむる運上なり。

山税 山年貢、山手米、山手錢、留山冥加、松山運上等の目あり。此等諸税は所により高下一様ならず、其發旦年月、定納取極振は知り難し、多く舊慣により徴集せり。

畝高無之畑年貢 從前畝高無之地所より、毎年臨時納の姿を以て上納せしむるものなり。

蔵年貢 村方へ下渡したる官有蔵地の年貢なり。

留山下草蒔代 蠟海苔運上、灰焼運上、温泉運上、船床錢、但五十石積以外の小船梁三本以上一艘に就き錢二百文以下同百文宛。

鮎取運上 鵜狩運上、洲引運上。

砂糖運上 但小賣鑑札一枚に就き錢四百三十文宛。

茶運上 但同前錢三百文宛。

左官、樋屋運上 但左官一人錢八百六十文、樋屋一人同五百文宛。

舒網運上 牟婁郡闊野川、姫、神野川、伊串四箇村の舒漁者の運上にして納米五石四斗なり。

貝取運上 寛永の比より定りたる艘貝取運上にして、有田郡小豆島村は錢一貫四百三十文、牟婁郡津荷下田原兩村は錢五百文宛上納せしむ。

以上述べたる諸税の外に、冥加金なる一種の特別税あり。即ち特別の恩惠を被りたるものが報酬の爲め納むるものにして、藩治の頃は商工業者の數は概ね一定し、猥りに他人の就業を許さず、最初許可を受けたるもの、獨占に歸し、官より特別の恩惠を被るを以て、冥加金として最初許可せられたる時に一度限りに納むるもあり、或は年々納むるもあり、物品を以て納むるあり、銀納を以てするあり、其の額も營業の種類により

て一定せず。

特別の負擔或は任務を有する村及び寺社領には附加税免除の法を設けたり。即ち加子米を納むる浦々、渡船場、大工、穢多等を有する村には、二分米、糠藁代米、郷役米を免除し、又在々の小入用組割、郡割等の諸税も多くは免除せり。之を役引と稱せり。

種貸米、貸麥と同じく農家保護の一斑を見るべきは牛買代貸與の方法なりとす。紀勢和在方覺書に曰く、

紀州勢州在々にて牛疫病はやり、牛數多く落候所には、其の段願出でたるものには、牛一疋に付き、勢州は金一兩、紀州は銀八十目つ、貸渡し三年賦にて段々に取立申候。

## (二) 村 方 通 常 經 費

藩政時代當時に在りて村方に於ける通常經費に編入すべき科目大要左の如し。

- 一、上使の節種々の人足。但し御道筋の御普請入用は官費より出づ。
- 一、諸國巡視の官吏のある節の人足、御宿掃へ入用其外の雜費。但し御宿御普請致候は、官費より出づ。
- 一、御城米船井に諸國大名衆江戸廻り米又は商船破損の節の諸入用。
- 一、聖護院、三寶院入峯の節の諸入用。但し御道筋御普請御宿普請入用等は御藏より出づ。
- 一、大川除御普請人足。
- 一、郷役方御普請人足。
- 一、往還道橋御普請井村木持運人足。
- 一、御作事方入用の繩、藁、惣て御用の竹木等の儀に付人足の類。
- 右の外色々相勤め候人足其他御定の賃銀米、代米銀にては百姓不足の分は、時々吟味仕り小入用帳へ付け申候。
- 一、二夫米銀納利米納候儀に付入用。
- 一、郷役米持運び人足。
- 一、御借麥借渡取立の儀に付入用。
- 一、御代官、郡奉行井に大庄屋手代其の郡にての入用人馬宿賄。
- 一、惣て在御用に出で候役人下役人其村にて相立て候人馬宿賄。



- 一、大庄屋、庄屋、肝煎、杖突、あるきの給分。
  - 一、組織き村繼ぎ狀持人足。
  - 一、道作り火消人足洪水の節、池川出人足并に其節の土俵枕木等の入用。
  - 一、雨乞虫送り耕作方の祈禱の類。
  - 一、寺社入用の品々。
- 右の類其外種々村の用事に付ては、入用の賃銀代銀は官より下されず、全く村の入用に付村小入用帳に付け申候。  
右小入用の儀年中分段々に帳面に附け置き、暮に至り村中寄合の上割賦仕候。

一、人足賃

在々百姓を人足に遣ひたる時、賃銀米等を代官所に於て計算するに當りては大略左の標準に據る。

- 一、御代官所の御勘定に相立候人足筋を本計立人足と申候。賃は一入米一升或は銀八分または一匁宛の例を以て相渡申候。
- 一、大川除入用の在人足は、一人の賃銀一匁五分宛。
- 一、郷役御普通所人足は、在日雇人足賃は米一升七合宛、所人足賃米は七合五勺宛。但し所人足と申候は、御普請を受け候村の人足にして賃米は不相渡、扶持方の積にて一人七合五勺つゝ、相渡候。然れども大普請にて永々其の村人足多く出し候場合には、所の人足は總て人足高の何分通り出役すべきは、郡奉行に於て吟味仕候。
- 一、新宮の城石垣御普請は、在人足には一人賃銀一匁宛遣し申候處、御普請に遣ひ候人足大分にて賃銀少く迷惑仕る段願出候に付吟味の上米一升つゝ、遣し候答に取極め申候。

### 百姓田畑所持名寄免割帳の事

- 一、名寄帳と申候は、村檢地帳により百姓一人分宛所持の田畑地株を書き抜きて其の高を合せ、惣百姓の株々帳面を仕立て、百姓悉く判形仕り置き、田畑本銀返りの賣買或は子供兄弟に分け譲り候等にて、名替り候時は、村庄屋へ斷り、右の帳面へ張紙にて入替の處を直し張紙仕候處へは大庄屋の判を取り置候様にて候。
- 一、免割帳と申候は、右名寄帳を以て、一人分宛の田畑高を毎年書出し、免定書候以後免の取米并に二夫米、差口、糠糞、郷役米等を加へ免を割付け、銘々の持高で懸け候て一人分宛の御年貢高を極め、惣百姓判形仕候。

### (三) 農 租 の 苛 重

藩政時代に於ける農業者は商工業者の上に立ち、士人に次げる位置を占めたるも、其の境遇は却て悲慘を極めたるものにして、農によりて得る所は、其の失ふ所を償ふに足らず、相當の田地を有しながら貢租を納むる能はずして逃亡するものあり。蓋し其の租法の苛重にして、賦課の均衡を得ざるに歸するものなり。毛附免を六とし、之に諸種の賦加税を加ふるときは、凡そ収入の十分の八は公租となり、剩餘の二分を以て、一家の食糧に供する外、肥料、農具料、被服料等に充足せざるべからず。されば年貢を納むるときは一村食するに物なきに至り、御藏より米麥の貸附を受けること往々あり、唯だ纔に勤勉なる百姓は裏作によりて其の生計を補足し、作間稼によりて塩噌の類を得るあるのみ。此くの如き狀況なるが故に、農家は豊作によりて重税に苦まんよりは、凶作によりて檢見の際貢租の減免を請ひ、餘力を以て副業に従事するを却て喜べりといふ。年々貢租の高を定むるには郡奉行在方に出張して檢見をなし免を定めて賦課するものなるが故に、出張役人の手加減によりて如何様にも定め得らるゝなり。故に誅求に苦める所在の農家は、あらゆる手段を講じて檢見役人と結託し、以て收穫高査定の減少を圖れり。これ等に關する取締法は年々發布せられて其の勵行を嚴命せられたるも悉く徒法に屬して實際の効能は少かりき。

文政十三年に記されたる志賀延年の毛見傷見秘傳書中に檢見に關する記事あり、左の如し。

一、分米六公四民に候得共上々田一反之出來米二石の所に積にして差別左之通り相成候考に候事。	
上々田一反 高一石九斗	同二升四合七勺
高免五つ取	同一斗
取米九斗五升	免六つ二分七厘一毛三絲余
米四升二合七勺五才	合一石一斗九升一合五勺五才
米三升八合	内 米二石 田地一反五俵として
同三升六合一勺	殘 八斗八合四勺五才
指口	
二夫米	
糠糞	



内 米一斗此五匁 毛附地持料 此 九匁  
米一斗此五匁 毛附手間料 同一斗五升 稻蒔入より俵入迄之遣用  
同二斗五升 肥料 小以七斗八升  
同二斗八升 田草五番取 差引二升八合九匁五才 全作徳

右々々田五つ取にして五俵の有米にては作徳米聊之儀に付上々田、上田多き村方毛見之節別て思案致し勸農考之事。  
右之通上々田而已之差引にては百姓難相渡道理に候得共申田下田或は山林之所務相平し其外麥作類之産物色々の助成にて余力の百姓も多  
く有之候事。

尙は當時に於ける農民生活状態の一斑を窺知するに足るべき百姓渡世積書なる一書を記載すべし。

百姓渡世積かせき

(作者不明)

一、廣口口申分の作人渡世積り見るに、上下十人にして内六人は働く男、二人は女房下女、二人は子供、右之人数にて田畑二町四五反も作  
り、此作人仕入は地代五貫目、組一反二百目宛、諸送具代一貫目、都合六貫目の進退。  
一、田畑二町五反内二町五反畑右十人之手作。  
但所々に寄不同有之候へ共、作成易き所は男一人に四反程も作る。  
此有米積り四十五石 但田一反に二石出来、一步の糠、八半分米に一升三合四匁に當る。  
畑一反に一石出来、一步の大豆三合三匁四方に當る。  
内入用拂方 毛附免七つの取米田一反に一石三斗つ、高  
二十一石七斗 此高三十一石御年貢畑一反の高一石つ、  
四石三斗四升 右差に糠糞二夫米役米入用但一石四升つ、  
五 石 肥代一反に十匁つ、 殘十三石九斗六升 百姓の徳分 代銀六百九十八目 石に五十目替  
麥四十石 右田畑の内五反は片毛苗代 殘二町麥地一反に二石出来 代銀九百二十目但石に二十三匁つ、  
内二百目 麥肥代一反二十匁目つ、 殘七百二十目 百姓の徳分  
蕎麥四十石 右早稲田畑に作り可申候 代銀百二十目 右三十目かへ 右徳分三口合 一貫五百三十八匁  
右百姓上下十人中入用  
一、銀四匁二分七厘二毛 平し一日分請入用 但年中一人に銀百五十一匁六分六厘つ、

内品々入用

四分八厘 黍一升六合朝夕給申雜水の粉一人一度八匁つ、  
一匁一分五厘 大麥五升晝給申食麥、一人白麥二合五匁つ、  
一分 右三度若代作り候へ共、作之積りに入用に候故 三厘 同鹽一合五匁つ、 二分 同味噌代  
三分 同薪代六七分も入候へ共、作間蒔たき又は麥わら採たき申し候故 一分五厘 油代三夜に一合入申積り  
六 厘 茶代年中に五十斤入申積り 一分一厘 下人五人給分(内四人男一人)女一人に七十七匁つ、  
二分八厘 上四人衣類入用綿代糸ちん年中百目つ、さらし申候、夕なべ作の間に仕候。  
一分二厘二毛 正月、五節句、盆、神事、年中二十六日米給申より増す 三分 諸道具損料年中百七匁四分入申積り  
内八匁四分 餅唐餅七丁の才かけ四度分  
七匁かま代同度分十二丁 五匁からすき二丁 三匁同さき二丁 十匁牛の損料 五匁桶たんご損料 二匁くわふり二丁  
十五匁 さうす一丁 十匁 むしろ卅五枚 二匁 くわ二丁 四十目 手遣申時飼料麥二石代二匁道具入用  
年中日數三百五十五日に右入用銀一貫五百十六匁五分。此外家の修理、牛馬の飼代、くつわなど入候へ共、わら麥わらにて作の間々な  
べに仕候。徳分入用差引、銀二十目餘、百姓の徳。  
此積り作能出来、御免合も安く仕、如此積りに候、三年に一年は不作も有、其外不足なる事も有之候事に候  
然は稼を専一と仕、作毛を多出来候様にしなし、給物其外も右積りをもはふき出し候様に、しまつなくては  
あやうし、

米一石作り候入用

一、米一石作候百姓の入用功者成者の咄し。  
一升 苗代に入申野草四束代 五合 同所を、一荷代 一升 苗代仕候人半日分二升つ、 三升 田植申迄手入半日分  
二升 種のかき四升代所に寄三升 二升 田植申迄一人一分 二升 田植申者一人分 五升 田へ入申灰五俵代 同四升 所下□□□  
荷代いわし 五升 田の草取賃 二升 田刈申者一人分 二升 稻かき出し入一人分 四升 稻のこきちん 四升 すすひきちん  
二升 縄たわら代 六升 さうす損賃 一升一合 何か道具損ちん 合四斗一升二合  
右百姓の入用は所々地に寄多少不同可有儀に候へ共、大抵は右之通入申候、斯様之儀故米一石有之内四斗は



百姓、六斗は公儀とやらんに申儀に候也。

一、四分百姓の取とやらん申のに候はゞ、右の積にては百姓はかせき候へば、一日二升日用斗にて休御出方もなく候に、御年貢の外衣類を調家を作り不意の事色に有之候に、取續申積りは如何。  
功者申候は、夏秋作の内は働候得は四分方に一日に二升有之候、家の修理はわら等積りの外に有之候而、作は冬春は夢の徳にて右入用被取、其上麥は年貢不入候故、確強つましく仕候へば、二升日用の内なもかせき不成、子供にたへさせ外にもつばし、本年もてかし、後にて田地も求め、家をも建、子供をも仕付、家なも榮申候。乍併人なみさ心得候働の分にては、能作人田地多く持候共、日用□□の積なり、其内煩候が禍事出来候時は借銀嵩み申積、また晝夜上根上知にて、二人まへも働き人並に替り、内もつましく衣類とても少しも苦心なく、費を不仕候はゞ、五三年の内には手まへも能成候儀候也。

斯の如く農家の生計は、誠に悲惨なるものにして收入の十分の六は公租として十分の二は其の他の雜税として徴收せらるゝが故に、僅かに残りの二分を以て肥料代、農具代等を辨じたる外、一家の生計を維持せざるべからず、極々勤勉なる百姓にして始めて能く一家を維持するを得るものにして、普通の者は得る所失ふ所を償ふに足らず、數町の田を有しながら逃亡するものあり、或は酒一升を附して田一枚を他に與へしと云ふ奇談さへあり。且つ納税の單位は個人にあると云ふよりも、寧ろ村にあるといふべく、一村の村高如何程と確定し、是に對する定額租税は村として是非納付せざるべからず。故に其の村に於て逃亡若くは死絶等ありて耕作者なきに至る時は其村共同にて之を耕作して納租の義務を果さざるべからず、之を村作といふ。村民窮乏の餘り逃亡するもの續出する時は、村作愈々多くなり行きて一村益窮乏に陥るに至る、此の窮を救はんとして前記貸米又は貸麥の法に依て一時の窮を救ひ、又は御仕入方等の藩營事業に依りて救済の法を講じたり。藩營事業の事は後項に述べべし。

## 第二章 藩營事業

### (一) 御仕入方

山間僻陬の貧民救済の爲め産業の資を給して生活の利便を與へ、其の產出したる物品を仕入れて之を他に販賣し、利益を收むる爲めに設けたる藩營の事業にして、藩は之によりて得たる利潤を蓄積して利殖の法を講じ以て國家不慮の用に供し、人民は又生業の便利を得金融の都合を得る等其の恩恵を受くること頗る多大なるを以て、一に之を御救方と稱せり。紀州に在るを御仕入方、勢州に在るを佐八役所、和州にあるを天ノ川役所と稱し和歌山に元役所を置き之を統轄す。佐八役所は最も古くして明暦三年(賴宣公の御時)に創り、天ノ川役所は元祿十二年(三代綱教公の御時)御仕入方は元祿十三年(同上)の創始なり。而して御仕入方は最初熊野地方の救済を主として創設せられたるものにして、最初は在方役人之を取扱ひ、其の後二歩口奉行に於て取扱ひ、享保十五年和歌山湊に御仕入元役所設置以來、其の事業も整頓し來り、明和二年立石喜太夫元役所の頭取を命ぜらるゝに及びて、法規も具備し、事業益繁榮に赴きて初めて樞要の機關たるの面目を備ふるに至れり。爾後經營其の人を得ず、萎靡不振の裡に事業を繼續するに過ぎざりしが、一位治寶公の代に及びては多年の弊風を改め大に事業の擴張を圖り熊野地方のみならず、必要の土地に御仕入所を増設して物産を集積し、且つ江戸、京攝、江濃の要處に出張所を設置して販賣の便を圖り、續いて水野士佐守執政となるに及び、更に改良擴張の法を講じ、益々資金流通の便を開き、産物の販賣を盛んにし、益金の利殖方法を確實にし大に其の面目を改めたり。當時國用多端にして財政頗る窘迫を告げしかば、土佐守は其の急を救はんとし安政六年江戸御産物方を赤阪邸内に設置し、從來問屋の手を経て販賣せし紀勢領の産物一切を直販賣せし



め其の利潤を収めんとせり。然れども經營者其の人を得ず、利潤も餘り多からざりしかば、折角の好計畫も僅に二三年にして廢止するに至れり。土佐守は又三十四ヶ所の御仕入役所中に就き、無利足年賦金を除き、元銀に對し、五分以上の利足を生ぜしめたる役所には褒詞を與へ、其の役人には利益銀の歩合を給するの法を設けて之を獎勵し、成績不良の役所へは「御勘定難相立候へは自然手を縮め候より外無之、左候ては村方の爲めにも不相成儀に付厚く勘辨致し、御趣意相貫き候様、丹誠實意に相勤め、存寄の品可申出事」との訓辭を與へたり。安政二年領地替内命の時、小色川、本宮、成川、木本の各仕入方、役所も土佐守支配たるべき仰せありしが、領地替の儀中止となると共に、仕入方役所變更も沙汰止みとなれり。明治二年正月十二日御仕入方を產物方と改稱して民政局の管轄となせしが、同五月二十五日之を廢して各郡に引渡せり。同十月二十四日開物局と改稱して其の事を繼續せしが、廢藩置縣前後に至り全く之を廢止せり。(南紀徳川史には明治三年八月三日之を廢すとあれども、本宮文書に明治四年十二月本宮御物産方とあれば廢止は同四年末か五年初頃なりしなるべし)御仕入方の顛末は南紀徳川史最も詳密に之を叙述しあるを以て左に之を抄録す、(因に云ふ、南紀徳川史は堀内信氏の著にして、同氏は明治の初め民政局知事として本宮に祇役し、屢本宮地方にも出張せり。文中に信とあるは著者の自稱なり)

口奥兩熊野は滿郡山嶽起伏、坦田平圃は殆ど皆無、道最も嶮難、而して古座新宮北山の三川沿岸の他は材木輸出に足るの水利なし、既に田園僅少、農作は自家の食に足らず、單に山業製炭に憑て生を營むの外なし、深山究谷の細民の動もすれば流離餓殍を免れず、公租も顧るの暇なし。於是官所々に局を設け官材乃至私林をも購入、金米を貸與して山業に就かしめ、或は炭を焚しめ、其仕出す處の物材を最寄々々の局に負荷運搬せしめ、以て工費駄賃を支給、尙他の方法により結局窮民救恤の爲に投資す、之を概して御仕入といふ也。

信、曾て奥熊野に在るの日目晴するに、森林鬱蒼の間、所々白樹の聳立するあり、何樹と問ふに是大樅也。此樹四方に枝を突出し大に傍林を障礙す、伐採輸出の方なければ、幹根へ斧を入れ、熱湯を灌ぎ、特に立枯せしむ、故に白色を呈する也。夫れ如此を以て檜杉用物丸太にて輸送する能はず、悉く小割物、挽物即ち板貫の類とし、又は樽丸となす、樽丸とは酒樽を作るべき材料にして、長二尺程巾四五寸に木取り竹輪にはめ、一さ丸にしたる者也。

如何なる大材も皆如此分伐割碎負擔に堪へき様になし、又は炭に焚き、男は之を肩にし、女は頭に戴き、三五里の峻山險阻を越え、三々伍々隊をなし、最寄の御仕入役所へ運搬し來り、賃錢を受け、歸途は直に米鹽を購ひ生を營む。山に在る木挽炭丁へも、皆御仕入方より米鹽工費を支給す。故に若し數日の雨天ありて、溪流水増し滲り來る能はざるきは忽ち飢に迫るなり。

三役所元各別と雖も、享保十五年若山湊紺屋町に元役所を置き一つに統轄するに至る。然れども舊來の名稱を存じて近時に至る迄も、御仕入、佐八、天の川三役所とは唱へ來れり。

前記樽丸の事、本宮元極に、丈三丈五尺にて、伊丹樽丸六つ分出來、但長一尺八寸つ、樽一つに五尺五寸程に付右丈にて六つ出來とあり、右仕出の物品各役所に蒐集したるは、江戸大阪等各地へ船送り、以て販賣し、其收利の内より局員小吏雇丁の給料族費、及び局費を辨じ、餘利は之を本局に集め、蓄積乃至利殖を謀る、是を御備へと唱へ、國家不慮の用に備具するの組織とす。されば官民兩得之便法にして年久しきに隨ひ、經驗周到、處理宜しきを得て、事業漸次に擴張し收利亦夥からず。創始以來明和六七年迄に國庫を補助するもの十三萬七千餘金、爾後時々數萬金を献じ、數回の大土木を負擔し、元治慶應間には、國初以降未曾有なる蒸氣の大艦二隻を購入する等、皆御仕入方の盡す所とす。

一、各地に問屋なるものを命じて、物品を委託し、販賣を處理せしめ、定規の口錢を附與するもの之を御出入町人といふ。又阪地の豪商輩は金銀貸借流通の事を斡旋せしむる者、亦御出入と稱す。

一、問屋を命じ、又金銀貸與の者へは根實物と稱し、其所有之邸宅、地面乃至田園を擔保に徴して、證券を納めしむ。此の時列の改と稱して屬吏出張實物を検査して、許否を與ふ、則今の抵當物の謂也。

一、在々出張所仕出の物品輸出の時、所在の二分口役所へ口銀を納付す、之を御口銀と唱へ、竹屑片材の項も免る、能はず。悉く賦課の定額あつて豫め二分口役所へ告示し置也。若し反則の時は、物品該局に沒收せらる。二分口は國庫の歳入に屬するか故也。御仕入亦官設と雖、其間の規律は相互確守して動かず。

## 御仕入方三役所發端

文化五年辰十一月進達書



一、御仕入方發端之儀は、兩熊野之儀、邊土故縁き薄く、商人共へ利潤多くとられ、百姓弱り、御年貢も滞候付、元祿十三辰年頃より仕入相初り、専ら稼かせ候様に御座候。尤其節は町人共より取計候趣に御座候。其後在方役人共取扱積銀も有之趣に候へ共、御勘定等も寢ま相立無之、其後二歩口奉行にて取扱、享保十五戌年より湊御仕入元役所出來仕候て彌仕入手厚相成、江戸大阪へ取引宜く相成、明和二酉年立石喜太夫初て頭取被仰付、丹誠仕り法令も相備はり仕入向丈夫に相成、御有金銀も多く御家中へ貸扶持を初め、在々役所、湊役所等納屋藏等も普請仕り、明和六丑年には拾參萬兩御繰合に相立御斷延に相成申候。其後漸く相劣り近年は仕入向も手薄く相成、御有金銀も無之可也に取續候迄に御座候處、去る丑年一體御改正の御趣意に従ひ、元役所、在役所とも惡弊を省き、諸事古へよりの規矩を以て相糺し改革仕候處、仕入向江戸大阪商屋さも手前迄一體仕り、諸物捌方も宜敷追々仕入も相増し、一兩年は段々御有金銀も相増、御仕入役所受前の外御用にも相辨候程に相成候義に御座候。何卒此上彌手丈夫に相備り御救御手當は勿論、諸産物の交易御國益にも相成候處を目當てに仕、一同丹誠仕候義に御座候。

一、佐八役所の義は明歴三酉年より大杉山御材木仕出申候。其以來田丸領御山地、奥熊野御山地さも御致に相成候様、百姓共稼せ申候。田丸山分在々役所の儀は、百姓へ炭仕入焼出させ其外品々仕出させ、難澁村方御救に相成候様取計、御徳用銀は役所に積置申候。

文化五年辰十一月 (天野川役所の分省略)

寶曆三酉年より三役所合併したるも、勘定は別々に仕上げるべき旨、御勘定書調書にある由。

在々出張所

(南北半農郡のみを掲ぐ)

- 一、元祿十五午年初 木本御仕入方 一、正徳元卯年初 寺谷御仕入方 右同斷
- 一、奥熊野 木本組 嘉永五年五月二歩口役所へ引渡是迄の仕込貸金百四拾八貫四百六十七匁一厘受取
- 一、寶永二酉年始 新鹿御仕入方 一、寶永四亥年初 大又御仕入方
- 一、奥熊野 木本組 嘉永五年五月二歩口役所へ引渡是迄の仕込貸銀八貫六百九拾六匁四分九厘受取
- 一、元祿十九午年初 尾鷲御仕入方 但相賀組古本役所安永三年五月尾鷲御仕入方へ引取古本止む
- 一、奥熊野 北山組 但同組仲桐役所天明六午年初亨和三亥年願に依て相止む
- 一、元祿十五午年初 長嶋御仕入方 錦役所之儀享和四亥年始安永二巳十一月佐八方へ相渡御仕入方相止
- 一、延寶五巳年初 二郷役所 一、同 錦役所 當時崎役所附
- 一、同 同

一、延寶五巳年初 池坂役所

當時二郷役所附

一、同

金堀役所 桶ヶ谷役所

- 一、文化十五寅年口熊野小色川役所出張番所 一、天保五年十二月 高川原役所
- 一、炭納屋三間半に二間半一ヶ所同村市右衛門より銀百七十目にて買上、地年寅年々二十匁つ、下け遣 外に空地共都合十四坪
- 一、天保十二年 奥熊野二郷役所出張 長嶋組大原番所 一、弘化四未年 熊野四番組 眞砂御仕入役所 近露御仕入役所
- 先年役所引拂之處兩村依願再設置

元祿九十年四月調

- 一、新宮領山にて、新宮者焼炭は不殘池田役所へ買候答。
- 一、新宮領にて、御藏下之者炭焼申候共、池田役所へ買取候答。
- 一、御藏領にて、御藏領者焼候炭、不殘宮戸役所へ買候答。
- 一、御藏領にて、新宮領之者焼候炭、不殘宮戸御仕入役所へ買候答。
- 一、和歌山領にて、新宮領之者炭焼候は、宮戸御仕入役所へ半分、池田役所へ半分買候答。
- 一、和州領山にて、御藏領之者并和州領者焼炭は、不殘宮戸御仕入役所買候答。
- 一、尾呂志組之内栗須村、御藏領之内片川村、矢ノ川村、右三ヶ所所持合山より焼出炭は、御藏領之者焼候共、新宮領之者焼候共、宮戸御仕入役所へ三分二、池田役所へ三分一買候答。
- 一、入鹿九ヶ村持合山より焼出申炭御藏領之者焼申候共、新宮領之者焼候共、宮戸御仕入役所へ半分、池田役所へ半分買分申答。

延享元年調手實條目

- 一、此度村方難澁に付、依願仰救御仕入方取建手實取らせ候付、左の箇條之通動人并村役人等不相紛、堅く相守可申事、
- 一、公儀御觸出之品には、手實物之取扱致間敷事。
- 一、自然盜物之類、村方之者手實に置き外方より相知候は、村役人共より郡奉行中へ相斷り作法受させ候答に候間、右等の吟味、兼て村方之者へ示し方行届可申事。
- 一、手實物、限月に至り候得共、村役人共より作略致し、流質致させ申間敷事。
- 一、兩御納所之節、畑銀等指支へ。俵物外方へ安く賣拂候節は、役所より相改、相應之見當を以て銀子貸渡可申候。村役共より手形前を以



て、貸渡候儀は不相成答。

附り模様により納所蔵に俵物相詰、右見當にて費渡候儀は、其時に見計、勿論御仕入方受取致し藏へ封印可致事。

一、農道具類、手賃物に取不申儀は勿論に候其外大鋸、前引井大斧之儀も、稼道具之儀に付、手賃に取申間敷事。

一、鐵炮之義、作間猪鹿防ぎ道具に付、手賃物に取申間敷、稽古筒坏にて無據筋は随分下直に取候様可致事。

一、鍋釜其外鐵道具類は、賃物に取申間敷事。

一、長持、戸棚、小箆箱之類手賃物に取申間敷事。

一、瀬戸物類、井本類手賃物に取申間敷事。

一、材木其外味噌、醬油之類、手賃物に取申間敷事。

一、刀、脇差、櫛之類、手賃物は下直に貸候様可致事。

一、穀物類并菜種、多葉粉、干鰯類等手賃物に取候義は五箇月切に候得共、猶月越に不相成様可取計事。

右之通

一、在役所々其村方並近在難澁に付、依頼御救御仕入方取建、手賃爲取候付、元極相定有之儀には候得共、猶此度左之通増補相定候間、勤人村役人等心得違無之様堅相守可申事。

安政六年未九月

増補定書

一、衣類十五箇月限。 一、穀物五箇月限。

一、利足月八朱

一、流賃の儀は限月切より三ヶ月之間置主共村役人共へ請戻候様及催促、自然請に不参筋は、四箇月目に賣拂作略可致事。

一、流賃買損等の儀は全勤人不行届之儀に付、勿論辨納可致事。

一、兩毛御納所之節如銀等差支、俵物外方へ安く賣拂候節は、役所より相改相應之直段を以銀子貸渡、俵物は役所の藏へ入置せ候答に付、向後見當貸并手賃を以貸渡候儀は取扱申し事。

一、椎茸御仕入（文化十三年子七月六日）

兩熊野在々近年諸仕出し物不捌に付山方稼少致難澁候に付、椎茸御仕込被成下候へば末々稼方相増御救相成候趣願出候に付、役人差遣見分爲致候處、是迄稼方可相成山々は仕出、當時にては大體山々も伐盡、場所に寄椎茸木計り相残り、炭木可生之場所へ椎茸爲致候は

炭木生立不宣候付、前々より願出候得共、御仕入方には取計不仕候得共、段々伐盡稼方薄相成炭木相立候頃迄に渡方差支難澁候付、爲稼此節仕込方取計仕候儀に御座候。夫に付御口銀別紙割合の通相納させ候様仕度奉存候。此段二歩口奉行へ御達御座候様仕度、御達申上候。

右口銀は椎茸一斗此山代銀二匁五分。但九の割。

三役所より御勝手方へ御立用に差出納切に相成候金高左之通

一、金拾五萬八千四百六拾壹兩

内 四千八百兩 寶曆二戌年 拾參萬貳千四百七十七兩 明和六七兩年

參千四百拾七兩參步 寛政八辰年 壹萬七千七百六拾五兩貳步 文化元酉年

天保三辰年四月廿一日定

一、御仕入佐八天の川右三役所御積銀は、一番の御備さ唱。

一、御内證方は二番の御備さ唱。

一、三役所御内證方共、年々の御益を前段に積置利倍取計之儀を、三番の御備さ唱。

天保五年四月十五日

一、金壹萬兩 一位様に差上候事

天保七申年二月

一、銀六百貫目 差上

天保八酉年十一月廿八日

一、金八百八拾壹兩貳分

一、銀百八貫貳百拾四匁六分貳厘

内 八百五拾兩也 是は一位様恩召を以て候召船御造作の爲御入用差上筋 三十一兩二步 是は右同斷和歌天神社御修覆物御

天保九戌年三月

西丸炎上の御手傳金被仰出候付、御仕入方より金貳萬兩差出す。

同年五月

江戸御本殿御普請御入用之内へ、金五千兩差出す。



(尤これは壹萬兩の半にて、残り五千兩は月五朱の利にて五箇年賦に返済の苦にて、毎年七月に五百兩、十二月に八百兩つ、勝手方より御仕入方返済。滿期寅年十二月に至り元利金殘金三百七拾貳兩二朱三匁にて濟切べき勘定なり。)

一、御仕入局之事、一位老公特に御配慮、元掛りを執政山中後筑守、支配を金澤彌右衛門、井上兵次郎等へ被命、又内旨を以て別途に利殖融通之方法を謀られ、收支等巨細筑後守へ達し、老公の御檢印を受け決算を行ふ、之を密御用と稱し、普通業務の別派なり。此事務次第に擴張し、往々利益少からざれば、利潤中より年々左之通上納、賞與を賜はれり云ふ。

一位様へ上納金千參百兩 内益五百兩百兩つ、山中筑後守、金澤彌右衛門、中上兵次郎此外御廣敷御用人、奥、表御祐筆、御川部屋坊主、御廣敷坊主等へも五七兩乃至少分之下附金を行ふ、各等差あり。

天保二年卯正月廿五日

和歌山南龍院様御靈屋落成(文政十三年寅三月廿四日御造營)に付御仕入方より

銀百五十目 永代常夜燈差上

南龍院様御靈屋 御佛供料代り年々銀二十枚、年々銀一枚つ、和歌山六ヶ坊へ

南龍院様御靈屋勤行被仰付候被下

年々銀五枚 壽門院へ

天保四巳年二月十日

西濱御殿大奥御普請被仰付

天保十亥年十二月一日御馬買上御願へ可相立旨、政府より由比補右衛門へ被達、馬三疋買上 飼料も御仕入方より相賄事

右飼料一頭に付、一日大豆一升、米糠千草薪藁代一兩三分、三頭一箇月合參拾九兩。

一、嘉永元年申年湊御殿御舞臺、井大奥御數寄屋取建被仰付(右は凡て御仕入方へ命ぜられたるものなり)

元治元年初て蒸汽機購入のこゝを、御仕入方役所へ命ぜらる。

英人ガラバの持船新造バハマ號、蒸汽機、外車長四十一間、幅五間、深さ三間半、馬力百五十、洋貨拾五萬五千元にて購求、明光丸と稱し、安藤太夫の臣高柳楠之助を船將とす。

慶應二寅八月征長之時、戦争の必要により蒸汽機一機購買之事を御仕入方に命ぜらる。

外人ゴロウル商社より、汽機ゴロマントル號を洋銀拾壹萬九千五百〇元(慶應二年九月六日結約)にて購入。然るに代價の高價は周旋者青木久七不良の所爲甚不少とて紛議起り、ゴロウル商社へ談判(御仕入頭須山藤左衛門は上田孝左衛門等を率ひ長崎へ出頭)五萬五千元を渡して該機返付の事を謀り、更に外商ホール南會より、汽機二ツボール號を洋銀十六萬七千五百元(此金拾參萬七百三十兩云ふ)に

購入せり。右明光丸、二ツボール二機、維新前後類りに非常急須の國用に充てられ功力不夥、奥州征討官軍出兵の際には、朝廷の雇艦となれり。十數萬金にて大艦二回も御仕入方より購入して國寶を稱補したる功、實に少々ならず云ふべし。

安政六未年十二月十二日、御城表門を初め所々御修覆御仕入頭取へ命ぜらる。

文化八年、浦組備を命ぜらる。

海防の爲、沿海近傍の地士帶刀人初、農夫、漁丁を以て兵團組織の義にて、糧食、武器、船艦を準備、一朝事あらば狼烟を擧げて警報遠近相應じて備禦するに依り、御仕入方には武器購入をも負擔、不慮に備へたるなり。

○ 奥熊野木本組 木本御仕入方

一、元祿十五年發旦。

一、手買物貸方之儀は、利足月八朱廿五ヶ月限、穀物賃利足同斷、五ヶ月限にて取扱來候事。

一、濱買貸之儀は、村方依頼米穀井山方出色物、當利足月八朱五ヶ月限にて貸方取計之事。

同心地 永原村、桃崎村、神ノ山村。

上ヶ地 井出村、瀬戸村。

新宮領 有馬村、阿田和村。

奥力 上ヶ知 上市木村

右之村々より手買物持參候は、貸方取計候事。

以上は南紀徳川史に記せる所なるが、試みに其の事業の概略を列挙すれば、

(一) 抵當を徴し低利月賦方法にて資金を貸付すること。

官林又は私林を購入して、附近村民に金銀を貸與して林業に従事せしめ、或は炭を製し木材を伐り最寄の役所に運搬せしめて其の工費駄賃を支給すること。

(二) 産業を奨励して低利の資金を貸附し其の產出せる物品を購入し、或は其の販路を周旋すること、例之、推草の栽培、養蠶、製紙の業及び漁業奨励の如きは是なり。

(三) 各地に出張所を設け領内物產の販路を擴すること。

(四) 手買を取りて資金をなすこと、即ち貧民救助の目的を以て普通營業者よりも期間を長くし、利率を低くし、營業者が利益なしとて預からざる物品をも預りて資金をなしたり。其の期間は普通十五箇月となし、利率は概して月八朱なり。

(五) 百姓耕作の便を圖り無利足又は低利年賦にて牛馬行を貸付し、捕鯨資金を貸付け(鯨方年賦と稱す) 獸害を豫防の爲め築造する所の猪鹿垣飲米を給與する等土地の狀況に應じ種々の事業を爲し以て人民救済と藩入利潤の目的を貫徹せんとするに努めたるものなり。



尙ほ賀田校調査賀田御仕入方の計算書を左に掲ぐ

(2) 嘉田御仕入方請拂目録

一、銀一貫四百七十九分五厘 元 銀 一、同二十八分四分九厘 十月、霜月 手賃利

一貫四百卅六分二分二厘

内 八百五十三分四分 手賃かし 六十六分五分六厘 役所入用 五百十六分二分六厘 有り銀

此内 二百五十四分九分 伊藤太七支配 二百四十六分三分六厘 榎本惣兵衛支配 十五分 ながれ賃渡 同人支配

右あり銀流賃共伊藤太七方へ渡し

右之通り嘉田御仕入方未正月より十一月迄受拂勘定如此に御座候

未十二月一日(寶曆元年)

榎本 彌惣兵衛

新鹿御仕入方

伊藤 太七 殿

(南輪内村賀田榎本彌惣兵衛氏藏)

(二) 御仕入炭 御仕入役所の事は前記の如し。其の事業中最も熊野地方の生業と深き關係を有し、且つ其の發達を促したるものは製炭事業なりとす。熊野の製炭事業は實に藩營保護の下に發達を遂げたるものなり。今御仕入役所の記事を了るに當り特に茲に附記して製炭事業の沿革を知悉するに便ならしむ。木炭業は從來民間にて焼出したるなるべしと雖も、熊野炭として大に世に稱揚せらるゝに至りしは元祿年間に熊野在々に御仕入役所を設置し、資財を貸與して製炭を奨励せしに初まる、故に熊野炭又御仕入炭の名あり。元來熊野は交通不便なれば巨材大木を搬出する能はず、悉く小割物となし、薪材は之を炭に焼きて輸出の便を圖れり。然れども製炭の如きは事業主變遷常なく往々中絶することあり、是に於て藩に於て官林の立木、又は民有の炭木山を購入し、宛民に米塩を貸與して製炭に従事せしめ、製品を附近の出張所に輸送せしめ以て製炭工賃、搬出駄賃を給し、貸與の米塩代、山代等を控除するの法を設け、年々轉々循環して年の豊凶、景氣の

如何に關せず、之を繼續したるが故に、宛民初めて常産を得、男女老幼舉て炭焼又は駄賃持に服して辛くも活路に迷ふなきに至り、加之質物貸與の法を設け、或は御納所と唱へて租税の取替賃をもなして救護せしにより貧民の至便實に限り無きに至れり。依て益々此組織を擴張し、寶永、正徳、享保間以後は兩熊野未設の地及び日高、有田の山中等數十ヶ所に御仕入出張所を増設し元祿以降、明治維新に至る迄永年間繼續せり。其の間仕出品の模様、土地の便否等に依り廢置異同なきに非ざるも、元治二年頃の奥熊野に於ける御仕入役所の配置は左の如し。

奥熊野

木本組 木ノ本浦 元祿十五年新設

新鹿村 寶永二年新設

賀田村 同前

尾鷲組 尾鷲浦 元祿十五年新設

長島組 長島浦 同前

北山組 大又村 寶永四年新設

寺谷村 正徳元年新設

本宮組 本宮村 寶永三年新設

凡そ御仕入役所にて經營し、他へ輸出する製品の内其の最も多額を占むるものは木炭にして、兩熊野日高地方より輸出するもの莫大にして多くは江戸に輸送し、幕府の納炭を初め市中の需用に應ずること巨額なり殊に其の備長炭の如きは炭質頗る堅實にして火力猛烈且つ久しきに堪ゆるを以て、菓子商、饅舗等喜んで之を用ふ。

熊野炭全般の産額及び販賣價格等は簿冊散逸して備らざるが故に調査の便なしと雖も、唯長島高津尾御仕入方元帳と稱するもの遺存せるにより之を左に抄録す。長島役所は赤羽谷五ヶ在の仕入方にて奥熊野中にては炭産額の最たるものにして、熊野炭一に長島炭の名あり。この地の状況を見て他を類推すべきなり。

長島仕入炭産出高及び賣高

(十年比較表)



年 號	產 出 額	賣 高	年 號	產 出 額	賣 高
文化 三年	六六〇三二俵	四三三三二俵	弘化 三年	三四〇三三俵	一六五五〇俵
文化 十三年	六七五三三俵	五三三七七俵	安政 三年	三〇二二五俵	二〇七三五俵
文政 九年	五二一六七俵	四〇二八五俵	慶應 二年	二五七三五俵	一五九八五俵
天保 七年	五二五二二俵	三三八三五俵	明治 元年	二二九八三俵	六六三五俵

仕入貸米出入高

(十年比較表)

(賣高とは山元仕入賣さし炭焼賃、駄賃にて返納せしむる也)

年 號	米買入高	米賣高	年 號	米買入高	米賣高
文化 三年	三五〇石	三五〇石	弘化 三年	一一三石	八三石
文化 十三年	四一〇石	四一〇石	安政 三年	一七三石	一五七石
文政 九年	三五〇石	三五〇石	慶應 二年	二二二石	二二一石
天保 七年	四〇一石	二七三石	明治 元年	一二六石	一二六石

右帳簿記載の内炭産出高の最多額の年は八萬七千六百俵、賣高の最多額は六萬千七百俵にして、天保九年以後は産出高三四萬俵、賣高二三萬俵に減じ、元治元年以後は産出高賣高共頓に減少す、是れ世上騷擾と、江戸の大小名國邑へ引取等によりしものか、明治元年は江戸瓦解の結果として急に減せるものなり。

一、赤羽五ヶ在御納所貸、毎年十一月貸し、翌年三月納め。

銀五貫八百五十目 但利足月八朱

一、赤羽五ヶ在は組割小入用金毎年十一月貸し渡し翌年九月納。

金三十兩 但無利息

一、赤羽五ヶ在牛馬調代貸左の通り。但し返納方は山代二分五厘つ、預り銀を以て返納候事。

金五十五兩二分 此牛七疋 馬十四疋 但し無利息 三ヶ年賦

右長島御仕入方につき堀内信氏の南紀徳川史に記する所を左に抄録す。

信實て熊野在職の日、該地五ヶ在の實況を目撃す。山民最も頑愚固情、農作を勉めず、尤も田圃皆無と云も不可なし。食あれば喰ひ、なければ飢を待ち、流離逃竄常なく、非人乞丐を耻す、故に廢戸相續き租税年々納らずして退轉者の持高は一村のもたれ高となり、村は益々窮

するより外なし、近代尙然り、若し元祿のむかし御仕入救護の法なかりせば、山中の民殆ど子遺なかりしものと察せらる。抑炭業の現状は炭焚者は深山幽谷處を選ばず、眷屬相率ひて山に籠り、有合ふ樹皮木葉を以て小屋を結び、甲林燒き畢れば乙山に替へ、輾轉流移、終生山を出でず、炭材は樗、椿、馬目樗を最上とし、餘は雜木也。(幕府御用炭の上等品に藤蓐を用ゐたりといへり)太き四五寸より一尺計りなるを地上より五六寸を餘し、長四尺より六尺に伐採す、一株數條叢生のものは、内長大なるを擇伐し、余木の成長且薪炭の繁生を促す。竈の構造焚法の如何によりて炭質種類あり。樗込といふは樗木炭にて、淺白は雜木也、長島は此二種に止る。惣じて熊野炭の堅實鐵の如きは、元來岩山のみにて生育遲緩、隨て木理緻密なるの爲とす。故に伐採後概ね十五六年、二十年を経れば再伐するを得ずといへり。如斯焚たる炭を五貫目又は六貫俵となし、各村の男は肩にし、女は頭に戴き、(熊野の俗女は一切頭に戴くの風習にて、何程輕量の物たり共、手に携持事なし)三々五々隊をなし、三五里の峻険險路を、跋涉して、御仕入役所へ輸送し來り駄賃を收め歸途直ちには米麥芋諸蔬菜を購ひ歸る。(海濱大漁ありて魚價安値なれば、恰も犬猫の食たる魚頭骨尾、又は腹胃を求め歸るあり)各自(老少共)朝に出て夕に歸り、僅に其日

の生を營むに汲々たれば、若し疾病乃至溪流暴漲漲り得れば、食盡きて忽ち飢になやむ、其慘狀言語の及ぶ處にあらず。赤羽五ヶ在は、長島浦の北數里にあり、十須、江龍の二村は最奥在なり。山間究谷に点々村落をなし、一村終に五六戸又は十戸前後、敢て山田を見ず、數畝の麥圃は播種のみにて、施肥耕耘せざれば絶て見る影もなし。甲乙斜傾の廢屋は逃亡の跡といふ。時二月(舊曆)の候、麥未だ登らず、(たとへ登にも種子に足らず)樗の實は既に喰ひ盡し、單に草蔓珠砂の根、濱午房、(自然生)を掘り喰ふ。杜衡の生葉は、一升三十二孔ならでは得かたし。寂寥無人の境に似て、唯泉聲鳥音、空神と相語るのみ、物色悽愴、實に人類生を遂るの地とゆめ思はれざりし。奥熊野の諸組木本、尾鷲、北山、入鹿の山中、概ね此類と雖も、赤羽五ヶ在と、本宮組は最も甚しきものなり。

一、熊野炭海運、古座以東は専ら江戸に輸し以西は和歌山、大阪等に輸出す。熊御崎極南に突出し、潮流の順逆により勢然らざるを得ず。又炭船は多く他邦の船を用ゆ、長嶋の如きは伊豆船に一任す、是往古の習慣にてよく事に熟し、三四百石の小船常に江戸通をなして、未だ難船を聞かず、採ひあへり。兵庫開港以來は、外商、茶の焙煉用の炭、需用夥しく、多くは日高地方より輸出のよしなり。而して日高と熊野とは自ら倭装を異にせり。

熊野 茅俵 日高 葭俵  
丸太 細長

幕府直納炭に就き、時に依り其代金の前貸を受けて藩財政の窮乏を救ひしことありしは左の文書に徴して知るべし。

弘化三年七月廿三日